

中国古代における刑徳理論の展開

小倉 聖

目次

序章	1
第一章 『淮南子』に至るまでの刑徳の変遷について	8
はじめに	8
第一節 政治・社会的刑徳	9
第二節 陰陽の性質をもつ刑徳	16
むすび	21
第二章 出土資料に見える刑徳七舎とその運行理論の相異	25
はじめに	25
第一節 刑徳七舎の刑徳移動	26
第二節 出土資料に見える「刑徳七舎」とその変遷	36
むすび	49
第三章 『淮南子』天文訓「二十歳刑徳」の「刑」・「徳」の移動について	54
はじめに	54
第一節 『淮南子』天文訓の「二十歳刑徳」について	54
第二節 天文訓①の各年毎の太陰の所在における「刑」・「徳」の移動	57
第三節 天文訓②における「太陰」の「十干」・「十二辰」と「刑」・「徳」	59

むすび	72
第四章 馬王堆帛書『刑徳』篇の「刑徳大遊」	76
はじめに	76
第一節 帛書『刑徳』篇	76
第二節 帛書『刑徳』篇の「刑徳大遊」	78
第三節 帛書『刑徳』篇の「刑徳大遊」の問題点について	83
むすび	92
第五章 帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊	96
はじめに	96
第一節 帛書『刑徳』乙篇の本文と図の検討	97
第二節 帛書『刑徳』乙篇に見える刑徳小遊の基本原則	103
むすび	111
第六章 馬王堆漢墓帛書に見える刑徳小遊と三合説	114
はじめに	114
第一節 帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊の移動理論	115
第二節 帛書に見える刑徳小遊と三合説	128
むすび	133
第七章 馬王堆漢墓帛書『刑徳』篇の刑徳小遊と上朔	138
はじめに	138

第一節	帛書『刑德』甲篇の刑徳小遊と上朔	138
第二節	帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図	144
むすび		154

第八章	帛書『刑徳』甲・乙篇に見える刑徳大遊・刑徳小遊と他の出土資料との比較	159
はじめに		159
第一節	三合説と刑徳小遊の概要	160
第二節	帛書『刑徳』篇と天水放馬灘秦簡に見える刑の中宮への移動	161
第三節	帛書『刑徳』甲・乙・丙篇の刑徳の中宮への移動・その移動理論と図より見た各篇の関係	167
むすび		172

終章	刑徳理論の変遷	175
はじめに		175
第一節	各章における刑徳理論と変遷に関わる議論について	175
第二節	刑徳理論の変遷とその広がり	185
むすび		191

参考文献		194
------	--	-----

序章

刑・徳は戦国時代においては政治・時令・災害と関わる重要な概念であった。胡文輝氏によると、陰陽学説によって刑・徳は陰陽・術数の概念となつて、後に吉凶宜忌を含み、最終的に占術中の神煞（吉神・凶神）となつたとする。実際、術数・神煞化された刑・徳は天上を移動し、その移動形態・移動周期に基づいて占いが行われるようになった。しかし胡文輝氏は「刑徳」が政治社会の概念から術数・神煞のものへと変わりつつも、古い概念は新しい概念に取って代わられることなく、廃されてはいないと述べる⁽¹⁾。

戦国時代から漢代にかけて、陰陽学説を取り入れ、術数・神煞となつた刑・徳については、伝世文献では『淮南子』卷三天文訓（以下、天文訓と略す）に代表され、そこでは大きく二種類の刑徳理論が見られる。一つ目は北斗七星の動きと連動した毎月の刑・徳の動きである「刑徳七舎」である。二つ目は太陰の動きと連動した毎年の刑・徳の動きである「二十歳刑徳」である。

両者共に独自の理論であり、それぞれ相異なる形で用いられている。前者は『太平経』や隨州孔家坡漢墓簡牘「刑徳」篇（以下、孔家坡漢簡「刑徳」篇と略す）⁽²⁾、日照海曲簡「漢武帝後元二年（前八七）視日」⁽³⁾、北京大学蔵西漢竹書「節」篇（以下、北大漢簡「節」篇と略す）⁽⁴⁾等の漢代の出土資料においても発見されるようになり、主に刑・徳の動きによる陰陽の消長から万物の盛衰を測るものとなっている。一方、これに対して後者は、伝世文献では『漢書』等にその使用例が見えるものの、体系的な記述は見えず、むしろ天水放馬灘秦簡（以下、放馬灘秦簡と略す）⁽⁵⁾、馬王堆漢墓帛書（以下、帛書と略す）⁽⁶⁾や銀雀山漢墓竹簡（以下、銀雀山漢簡と略す）等⁽⁷⁾の秦漢時代の出土資料において刑・徳の位置・方位を用いた軍事占として用いられていることが指摘されている。このように、二十歳刑徳・刑徳七舎には類似の理論が見える出土資料がそれぞれに存在する。さらに、年毎の刑・徳の移動理論と深い関係のあるものに日毎（六日毎）の刑・徳の移動である刑徳小遊があり、伝世文献では『吳越春秋』に断片的な記述しか見えず、帛書に体系的な記述と図が見える。これも軍事占として用いられている⁽⁸⁾。

以上のように、刑・徳は単に理論として存在していたわけではなく、実際に中国古代の社会で用いられた占術であり、この刑徳理論は三式（六壬式・太乙式・雷公式）といった後世の代表的な占術との関連も指摘され⁽⁹⁾、後世の歳徳神とも関連があると思われる。刑徳理論を理解することは、当時の思想・文化と共に、後世の占術を理解する上で極めて有益である。したがって、本論文では中国古代における刑

徳理論の展開を、天文訓等の伝世文献と共に上述の出土資料等を用いて検討したい。

そこで、本章では今までの刑徳理論の先行研究について概説し、その問題点について検討したい。

まず、術数の理論となる以前の刑・徳については、儒家・法家を中心とした各学派の刑・徳に關しての研究もしくは両者の比較が多い(10)。また、曹勝高氏は刑・徳を儒家系・法家系・陰陽系の三種類に分けて検討した(11)。このような学派を中心にした刑徳理論の研究が多い中、胡文輝氏は神煞となるまでの刑徳理論の変遷について検討された(12)。胡文輝氏の検討によって、刑徳理論の枠組みは把握出来たのであるが、各資料の成書・一部資料の扱いに若干問題がある。また日本では谷中信一氏は上博楚簡『魯邦大旱』の刑徳を研究される際に伝世文献に見える刑徳について網羅的に検討され(13)、武田時昌氏も伝世文献から出土資料までの刑徳理論について検討された(14)。

次に、術数・神煞となった刑・徳の移動理論には年・月・日を基にする移動が見え、月を基にする刑・徳の移動は天文訓では刑徳七舎と呼ばれ(以下、刑徳七舎系統と略す)、年を基にする刑・徳の移動は天文訓では二十歳刑徳、帛書では刑徳大遊と呼ばれるものであり(以下、刑徳大遊系統と略す)、日を基にする刑・徳の移動は帛書では刑徳小遊と呼ばれている。刑徳小遊以外の刑・徳の移動では伝世文献と出土資料両方に刑・徳の移動理論が見え、各々に研究が存在する。

刑徳七舎系統については以下の研究がある。曾憲通氏は天文訓と居延新簡に見える刑徳七舎系統の理論を比較・検討した(15)。劉紹剛氏・鄭同州氏は日照海曲簡「漢武帝後元二年視日」について釈文を出し、天文訓、孔家坡漢簡「刑徳」篇を比較・検討された(16)。末永高康氏は天文訓、孔家坡漢簡「刑徳」篇、日照海曲簡「漢武帝後元二年視日」、北大漢簡「節」篇を比較し、刑徳七舎の役割の一つを日夜の時間比を知るためのものとしている(17)。程少軒氏は、肩水金關漢簡や日照海曲簡「漢武帝後元二年視日」、孔家坡漢簡に見える刑徳七舎系統の出土資料とともに、『太平経』や『五行大義』に見えるものと比較・検討した(18)。

これらの研究によって、刑徳七舎系統の理論は大いに明らかにされたのであるが、主に刑・徳の移動に着目したものが多く、刑徳七舎系統の理論がどのような理論で構成されているのかについては、検討を要する部分がある。

次に、刑徳大遊系統・刑徳小遊系統の研究は以下のものがある。

まず、陳松長氏は帛書の釈文の作製や図の復元・刑徳大遊と刑徳小遊の解説、帛書『刑徳』甲・乙篇の比較から書写年代の確定等を行った(19)。その後、帛書『刑徳』篇の検討は刑徳大遊・刑徳小遊の刑徳理論、各篇に見える職官、書写年代、文字について行われた(20)。文字の研究については陳松長氏や『長沙馬王堆漢墓簡帛集成』以外では黄文傑氏(21)や鄔可晶氏(22)による文字の隸定等の研究がある。刑・徳・大音等の諸神については、饒宗頤氏(23)、マルク・カリノフスキー氏(24)、李学勤氏(25)、陳偉武氏(26)、胡文輝氏(27)、程

少軒氏⁽²⁸⁾の研究がある。

帛書の書写年代については以下の研究がある。マルク・カリノフスキー氏⁽²⁹⁾や張培瑜氏・張健氏⁽³⁰⁾、陳炫璋氏⁽³¹⁾は帛書『刑徳』甲篇に見える「上朔」という暦注の忌日を踏まえた上で、書写年代について検討された。程少軒氏は以上の先行研究を踏まえ、更に最新の写真版に基づき各篇の書写年代を想定された⁽³²⁾。

刑徳大遊・刑徳小遊の刑・徳の移動理論については以下の研究がある。マルク・カリノフスキー氏は天文訓の二十歳刑徳との比較や『五行大義』を補助線として用いて刑徳大遊を検討した。また帛書『刑徳』甲篇と乙篇の刑徳小遊を比較して甲篇では刑が中宮に入るが乙篇では刑が中宮に入らない等三点の相違点を指摘した。劉国忠氏はほぼカリノフスキー氏の見解に従う⁽³³⁾。

陶磊氏はマルク・カリノフスキー氏を参照にしつつ、刑徳大遊・刑徳小遊の移動表を作製するが、天文訓の二十歳刑徳の説明箇所を刑徳小遊のものとする⁽³⁴⁾。

末永高康氏は、帛書『陰陽五行』乙篇を用いることで帛書『刑徳』乙篇の刑・徳の移動は従来の二十歳刑徳に見える刑・徳の移動とは異なり、刑の開始地点が異なる占いでであると指摘する⁽³⁵⁾。また刑徳小遊について、武田時昌氏・程少軒氏の研究を踏まえ、刑徳小遊の開始日の検討から帛書『刑徳』篇の大遊・小遊の系統分岐に言及し、さらに丙篇の刑徳小遊図から「刑徳」が分離されておらず、後に大遊・小遊の分離とともに刑・徳が分離したと指摘された⁽³⁶⁾。

武田時昌氏は天文訓の二十歳刑徳の理論構造を把握した上で、刑徳大遊における刑・徳の方位占いを検討した。また刑徳小遊について、甲篇・乙篇でそれぞれ違うものであるとする。乙篇のものは干支が場所・日期であると指摘し、刑・徳の離合に着目した上で表を作製した。そして甲篇の刑徳小遊は帛書『陰陽五行』乙篇「上朔」の暦日サイクルを基盤にしたものであるとし、刑徳小遊の離合の原則に基づき、甲篇の刑徳小遊を修正した。また刑徳占がユニークな風占い、穀物占であることも指摘した⁽³⁷⁾。

程少軒氏は今までの研究を踏まえて、帛書『刑徳』乙篇と帛書『陰陽五行』乙篇の刑・徳の移動は二十歳刑徳とは刑の開始地点が異なるものであるとする。なお乙篇本文に見える干支は日期ではないとする。また帛書『刑徳』甲篇の上朔を帛書『陰陽五行』乙篇の図や刑徳大遊を踏まえて検討を行った⁽³⁸⁾。

黄儒宣氏は、刑徳小遊における刑・徳の移動に言及しつつ、銀雀山漢簡や放馬灘秦簡の刑・徳の移動理論、帛書『陰陽五行』乙篇等を用いて上朔を検討した⁽³⁹⁾。

以上が刑徳理論に関する先行研究の概要である。このように刑・徳の年・月・日の移動については多くの先行研究によって、大いに解明さ

れ、表にもされた。しかし刑徳大遊・刑徳小遊の理論変遷を理解するためには以下の四点の検討が、まだ十分ではないと考えている。第一に天文訓の二十歳刑徳と帛書の刑徳大遊における刑の開始地点の差異はいかなる理論の有無によるのか。第二に帛書『刑徳』乙篇に見えるどの干支が場所・日付であるのかを、より明確に示すこと。第三に刑徳大遊・刑徳小遊の移動において刑が中宮に入るものと入らないものがあるが、この理論的根拠の説明である。第四に、以上のような刑徳理論の検討において、各系統の理論がどの理論を共有しているのか等の各系統の関係性を踏まえた上での刑徳理論の体系的な把握である。そこで、本論文では各系統の理論的変遷を検討した後、それらの相互関係を検討したい。

本章では刑徳理論の先行研究とその問題点について言及した。刑徳理論には年・月・日を基にするものがあり、それぞれ刑徳大遊系統・刑徳七舎系統・刑徳小遊系統が存在する。それぞれの系統に関しては既に様々な研究が行われているが、各系統の理論構成等においてまだ検討の余地は存在する。したがって、本論文ではこれを踏まえて、各系統の変遷・相互関係を検討していきたい。

以上の検討によって、刑徳理論がどのように変遷したのかを明らかにし、後の三式にもつながりうる刑徳理論の変遷を明らかにし、古代中国の術数文化の一端を明らかにしていきたい。

注

- (1) 胡文輝『中国早期方術与文献叢考』(中山大学出版、二〇〇〇年)。
- (2) 湖北省文物考古研究所・隨州市考古隊編『隨州孔家坡漢墓簡牘』(文物出版社、二〇〇六年)
- (3) 劉紹剛・鄭同州「日照海曲簡『漢武帝後元二年視日』研究」(中国文化遺產研究院編『出土文獻研究』第九輯、中華書局、二〇一〇年)。
- (4) 北京大学出土文獻研究所編『北京大学藏西漢竹書』五(上海古籍出版社、二〇一四年)。
- (5) 甘肅省文物考古研究所編『天水放馬灘秦簡』(中華書局、二〇〇九年)、武漢大學簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編『秦簡牘合集』四(武漢大學出版社、二〇一五年)、武漢大學簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編、李天虹・劉國勝等撰著『秦簡牘合集 積文註釈(修訂本)』(四)(武漢大學出版社、二〇一六年)。
- (6) 裘錫圭主編『長沙馬王堆漢墓簡帛集成』一・五(中華書局、二〇一四年)。
- (7) 銀雀山漢墓竹簡整理小組編『銀雀山漢墓竹簡』二(文物出版社、二〇一〇年)。

(8) 『吳越春秋』第五夫差內伝に「伍子胥聞之、諫曰「……臣今年老、耳目不聰、以狂惑之心、無能益國。窃觀『金匱』第八、其可傷也」。吳王曰「何謂也」。子胥曰「今年七月辛亥平旦、大王以首事。辛、歲位也。亥、陰前之辰也。合壬子、歲前合也、利以行武、武決勝矣。然德在合」とある。

(9) Marc Kalinowski 「馬王堆帛書《刑德》試探」(饒宗頤主編『華學』(第一期)、中山大學出版社、一九九五年)。

(10) 錢遜「先秦儒法關於德刑關係的爭論」(『清華大學學報(哲學社會科學版)』一九八六年一期)、楊建華「論先秦德刑合一的政治觀」(『浙江學刊』一九九二年六期)、鄭文宝「孔子德刑觀的審視與解讀」(『倫理學研究』二〇一五年三期)、閔健瑛「儒家德刑觀及其現代價值」(『求是學刊』一九九八年二期)、張開誠「孔子「德刑」之辨探微」(『蘇州鐵道師範學院學報(社會科學版)』二〇〇一年一期)、張仁璽・鄒穎「從「刑德二柄」到「霸王道雜之」——秦漢統治思想的嬗變」(『臨沂師範學院學報』二〇〇五年四期)、張增田「《黃老帛書》之刑德關係諸說辨」(『管子學刊』二〇〇二年三期)、範松仁「中國古代「德刑之辯」的歷史探究和現代啓示」(『宜春學院學報』二〇〇四年五期)、徐文武「論《黃帝帛書》的刑德思想」(『河南社會科學』二〇〇五年四期)、許建良「《黃帝四經》「刑德相養」思想探析」(『東南大學學報(哲學社會科學版)』二〇〇七年二期)、許建良「韓非的「刑德」世界圖式」(『蘇州科技學院學報(社會科學版)』二〇〇七年四期)、汪榮「漢代官吏的經學化及其經學刑德觀的形成」(『重慶師範大學學報(哲學社會科學版)』二〇一四年三期)、殷會芳「《黃帝四經》中「刑德」思想對「道」的取法」(『湖州師範學院學報』二〇一四年三期)、馬靜「《黃帝四經》的刑德體系探究」(『文化學刊』二〇一八年七期)、李德嘉「德主刑輔」說的學說史考察」(『政法論叢』二〇一八年二期)。

(11) 曹勝高「陰陽刑德與秦漢秩序認知的形成」(『古代文明』二〇一七年二期)。

(12) 注(1) 胡文輝前掲書。

(13) 谷中信一「上海博楚簡『魯邦大旱』詁注」(西山尚志・小寺敦・谷中信一『出土文獻と秦楚文化』創刊號、二〇〇四年三月)、谷中信一「上博簡『魯邦大旱』の思想とその成立——「刑德」説を中心に——」(『中國出土資料研究』第九號、二〇〇五年三月)。

(14) 武田時昌「術数学の思考——交叉する科学と占術」(臨川書店、二〇一八年)。

(15) 曾憲通「居延漢簡研究二題」(中國社會科學院簡帛研究中心『簡帛研究』第二輯(法律出版社、一九九六年))。

(16) 注(3) 劉紹剛・鄭同州前掲論文。

(17) 末永高康「『香港中文大學文物館藏簡牘』干支表篇(『文帝十二年質日』)の復元」(『中國研究集刊』五八号、二〇一四年)

(18) 程少軒「月氣刑德新証」(陳致主編『饒宗頤國學院院刊』第三期(中華書局(香港)有限公司、二〇一六年))。

- (19) 傅举有・陳松長編著『馬王堆漢墓文物』(湖南出版社、一九九二年)、陳松長編著『馬王堆帛書共術』(上海書店、一九九六年)、陳松長「帛書《刑德》略說」(李学勤主編『簡帛研究』一(法律出版社、一九九三年十月)、後に陳松長『簡帛研究文彙』(綫裝書局、二〇〇八年)に収められる)、陳松長「帛書《刑德》乙本积文訂補」(甘肅文物考古研究所・西北師範大學歷史系編『簡牘字研究』第二輯(甘肅人民出版社、一九九八年)、後に陳松長『簡帛研究文稿』(綫裝書局、二〇〇八年)に収められる)、丁原植主編・陳松長著『馬王堆帛書《刑德》研究論稿』(台灣古籍有限公司、二〇〇一年)、陳松長「馬王堆帛書《刑德》甲・乙本的比較研究」(『文物』二〇〇〇・三)文物出版社、二〇〇〇年三月。後に陳松長『簡帛研究文彙』(綫裝書局、二〇〇八年)に収められる。
- (20) 職官についての研究は本論と関わらないため本文には挙げず、注で言及したい。李学勤氏は帛書『刑德』篇に見える軍吏を漢初の職官状況と比較し(李学勤「馬王堆帛書《刑德》中的軍吏」(中国社会科学院簡帛研究中心『簡帛研究』第二輯(法律出版社、一九九六年)、胡文輝氏は帛書『刑德』篇の軍吏と『淮南子』兵略訓のものがほぼ一致するとした(注(1)胡文輝前掲書)。そして劉樂賢氏は二氏の検討を踏まえた上で帛書『刑德』篇の軍吏と『淮南子』兵略訓を比較し、司空・冢子を更に検討した(劉樂賢『簡帛数術文獻探論(增訂版)』(中国人民大学出版社、二〇一二年)。
- (21) 黄文傑「馬王堆帛書《刑德》乙本文字积読商榷」(中山大學學報(社会科学版)一九九七年第三期)
- (22) 鄒可晶「読馬王堆帛書《刑德》・《陰陽五行》・《天文氣象雜占》瑣記」(中国文化遺產研究院編『出土文獻研究』第十五輯(中西書局、二〇一六年)。
- (23) 饒宗頤「馬王堆《刑德》乙本九宮圖諸神积一兼論出土文獻中的顯項与攝提」(『江漢考古』一九九三年第一期)。
- (24) 注(9) Marc Kalinowski: 前掲論文。
- (25) 注(20) 李学勤論文。
- (26) 陳偉武「簡帛兵學文獻軍術考述」(饒宗頤主編『華學』(第一期)、中山大學出版社、一九九五年)。
- (27) 注(1) 胡文輝前掲書。
- (28) 注(6) 裘錫圭前掲書、程少軒「馬王堆帛書《刑德》・《陰陽五行》諸篇曆法研究——以《陰陽五行》乙篇為中心」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第八七本、二〇一六年)。
- (29) 注(9) Marc Kalinowski: 前掲論文。
- (30) 張培瑜・張健「馬王堆漢墓帛書刑德篇与干支紀年」(台北・中国文化大學文學院『華岡文科學報』二〇〇二年第二十五期)。

- (31) 陳炫璋「馬王堆帛書《刑德》甲・乙本的撰抄年代補議」(『中国文字』新三十四期、芸文印書館、二〇〇九年)。
- (32) 注(6) 裘錫圭前掲書。
- (33) 注(9) Marc Kalinowski 前掲論文、劉国忠氏は帛書『刑德』乙篇の刑德大遊に関する記述の解釈について、カリノフスキー氏と異なつた解釈を行っている(劉国忠「馬王堆帛書《刑德》乙篇再探」(朱曉海主編『新古典主義』(台湾学生書局、二〇〇一年))。
- (34) 陶磊『《淮南子・天文》研究―從藝術史的角度』(齊魯書社、二〇〇三年)、陶磊「馬王堆帛書『刑德』甲・乙本的初步研究」(『簡帛研究二〇〇四』(広西師範大学出版社、二〇〇六年))。
- (35) 末永高康「帛書『刑德』小考」(坂出祥伸先生退休記念論集刊行会編『中国思想における身体・自然・信仰 坂出祥伸先生退休記念論集』(東方書店、二〇〇四年))。
- (36) 末永高康「刑德小遊についての覚え書き」(出土資料と漢字文化研究会『出土文献と秦楚文化』第八号(日本女子大學文學部谷中信一研究室、二〇一五年))。
- (37) 武田時昌「刑德遊行の占術理論」(『日本中国学会報』第六三輯、二〇一一年)。
- (38) 注(6) 裘錫圭前掲書。
- (39) 黄儒宣「馬王堆帛書《上朔》綜論」(『文史』二〇一七年第二期)。

第一章 『淮南子』に至るまでの刑徳の変遷について

はじめに

序章で検討したように、術数・神煞へと変遷した刑徳理論は出土文献の発見とともに研究が盛んとなり、その占術理論や実用の面に関して『淮南子』巻三天文訓（以下、天文訓と略す）に見える刑徳理論との比較・研究が進展した。一方、術数・神煞の理論となる以前の刑・徳については、先行研究で儒家・法家を中心とした各学派の刑徳に関しての研究もしくは両者の比較が多い。儒家に見える刑・徳は教化を主とした所謂「徳治主義」の下で用いられており、徳の方が重視される。一方、法家に見える刑・徳は法を重視する所謂「法治主義」の下で用いられており、刑の方が重視されている。儒家と法家の刑・徳の比較において、「先徳後刑」、「後徳先刑」といったように両者の先後に関する議論、もしくは「徳主刑補」、「刑主徳補」といったどちらが主であるかに関する議論もある⁽¹⁾。また、曹勝高氏は刑徳を儒家系・法家系・陰陽系の三種類に分けて検討された⁽²⁾。このような学派を中心にした刑徳理論の研究が多い中、序でも述べたように胡文輝氏は術数・神煞となるまでの刑徳理論の変遷について検討され、二元対立的な刑・徳は以下のように変遷したとする⁽³⁾。①刑徳は本来政治・社会意義の概念に属し、刑は「殺伐」、徳は「慶賞」の意味である。②その後陰陽学説の影響の下、刑徳は陰陽の概念となり、刑は「殺」、徳は「生」の意味となった。③この基礎の上に刑徳は術数の概念となり、吉凶宜忌の意味となり、④最後に刑徳は占い方式中の神煞（值神）になったとする。しかし、胡文輝氏の説明①部分で扱った資料には若干再検討を要する部分があり、そのまま用いるのは難しい。谷中氏は先秦漢代に見える文献の刑・徳を網羅的に検討し⁽⁴⁾、武田時昌氏は陰陽、政治・社会的刑徳、占術の刑徳について言及されている⁽⁵⁾。

本章では、後章で検討する術数・神煞的刑・徳以外の刑徳は如何なる文献にどのように見えるのか、どの文献が天文訓に見えるものと繋がりがうのかということを検討したい。その方法としては胡文輝氏の刑徳の変遷をそのまま用いるのではなく、胡文輝氏の刑・徳の分類を参照しつつ、天文訓成書以前の先秦漢代成書・書写の可能性がある資料を検討し、天文訓以前の刑・徳とは如何なるものであるのか、また天文訓に繋がる刑・徳がどのようなものであるかを明らかにしたい。

第一節 政治・社会的刑徳

二元対立的な刑徳が見える文献は『論語』⁽⁶⁾、『春秋左氏伝』⁽⁷⁾、『莊子』⁽⁸⁾、『鶻冠子』⁽⁹⁾、『尉繚子』⁽¹⁰⁾、『商君書』⁽¹¹⁾、『呂子春秋』⁽¹²⁾、『韓非子』⁽¹³⁾、馬王堆漢墓帛書『十六経』⁽¹⁴⁾、『国語』⁽¹⁵⁾、『管子』⁽¹⁶⁾、張家山漢墓竹簡（以下、張家山漢簡と略す）『蓋廬』⁽¹⁷⁾、上海博物館蔵戦国楚竹書『魯邦大旱』（以下、上海博楚簡『魯邦大旱』と略す）⁽¹⁸⁾、である。まず本節では胡文輝氏によって政治・社会的とされている刑徳が見える資料を検討し、次節では陰陽とされている刑徳が見える資料を検討する。なお、資料の検討は胡文輝氏に取り上げた順に行う。

・『論語』

『論語』卷二為政篇に、

子曰、「道之以政、齊之以刑、民免而無恥。道之以徳、齊之以禮、有恥且格」。

子曰く、「之を道くに政を以てし、之を齊うるに刑を以てすれば、民免れて恥無し。之を道くに徳を以てし、之を齊うるに禮を以てすれば、恥有りて且つ格る」と。

とあり、孔子は刑の意義を否定している訳ではないが、政治において徳が刑よりも優れているとする。刑は刑罰、徳は道徳や恩恵の意味で用いられている。同卷四里仁篇に、

子曰、「君子懐徳、小人懐土。君子懐刑、小人懐惠」。

子曰く、「君子は徳を懐い、小人は土を懐う。君子は刑を懐い、小人恵を懐う」と。
とあり、君子は徳と刑を心がけるとする⁽¹⁹⁾。

・『春秋左氏伝』

『春秋左氏伝』卷十四僖公十五年の伝に、

君子曰、「……貳而執之、服而舍之、德莫厚焉、刑莫威焉。服者懷德、貳者畏刑。此一役也、秦可以霸。納而不定、廢而不立、以德爲怨。秦不其然」。

君子曰く、「……貳して之を執え、服して之を舍すは、德焉よりも厚きは莫く、刑焉よりも威なるは莫し。服する者は德に懷き、貳する者は刑を畏る。此の一役や、秦以て霸たる可し。納れて定めず、廢して立てざるは、德を以て怨みと爲す。秦は其れ然らず」と。

とあり、晋の呂甥が秦伯と語った際の言葉に刑・德の記述が見える。一心を抱いて叛いたらとらえ、服従したら許すということは何よりの「德」であり、「刑」であるとする。刑は「刑罰」、德は「恩義」の意である。同卷十六僖公二十五年の伝に、

陽樊不服。圍之。蒼葛呼曰、「德以柔中國、刑以威四夷。宜吾不敢服也。此誰非王之親姻。其俘之也」。

陽樊服せず。之を圍む。蒼葛呼びて曰く、「德は以て中國を柔げ、刑は以て四夷を威す。宜なり吾の敢えて服せざるや。此れ誰か王の親姻に非ざらん。其れ之を俘にせんとするや」と。

とあり、陽樊の人々が晋に服従せず、晋の軍がこれを圍むと、場内からの蒼葛の発言に刑・德の記述が見える。「刑」は四夷への威嚇、「德」は中国の慰撫に用いられるべきものとしている。同卷二十三宣公十二年の伝に、

隨武子曰、「善。會聞、「用師、觀釁而動」。德刑政事典禮不易、不可敵也。不爲是征。楚君討鄭、怒其貳而哀其卑。叛而伐之、服而舍之。德刑成矣。伐叛、刑也。柔服、德也。二者立矣……德立刑行、政成事時、典從禮順。若之何敵之」。

隨武子曰く、「善し。會聞く、「師を用いるは、釁を觀て動く」と。德刑政事典禮の易らざるは、敵す可からざるなり。是が爲に征せず。楚君、鄭を討つや、其の貳を怒りて其の卑を哀れむ。叛きて之を伐ち、服して之を舍すは、德刑成れり。叛を伐つは、刑なり。服を柔ぐるは、德なり。二者立てり……德立ち刑行はれ、政成り事時あり、典從い禮順う。之を若何ぞ之に敵せん」と。

とあり、隨武子の桓子への発言に刑・德の記述が見える。德・刑はこれらを変えないもの、しっかり行われている相手とは敵対してはいけな
いとす。さらに「叛を伐つは、刑なり。服を柔ぐは、德なり」と述べて、内政においては、手柄を立てたものに恩恵を施し、命令を守らな

かつたものに刑罰を加えるというものである。また、ここで刑は国外に向けられた「武力征伐」を示し、徳は降伏した際に示す「温情」のようである。湯浅氏は政治・軍事において刑徳の重要性が認識されていた可能性を指摘する⁽²⁰⁾。同卷二十八成公十六年の伝に、

子反入見申叔時曰、「師其何如」。對曰、「徳・刑・詳・義・禮・信・戰之器也。徳以施惠、刑以正邪、詳以事神、義以建利、禮以順時、信以守物。民生厚而徳正、用利而事節、時順而物成。上下和睦、周旋不逆。求無不具、各知其極」。

子反入りて申叔時に見えて曰く、「師は其れ何如」と。對えて曰く、「徳・刑・詳・義・禮・信は戰の器なり。徳以て惠を施し、刑以て邪を正し、詳以て神に事え、義以て利を建て、禮以て時に順い、信以て物を守る。民生厚くして徳正しく、用利にして事節し、時順にして物成る。上下和睦し、周旋逆はず。求め具はざる無く、各其の極を知る」と。

とあり、鄆陵の戦において申叔時の（司馬）子反への答えの中で、徳・刑は他の詳・義・礼・信とともに「戰の器」とされ、重要なものときられている。徳は恩恵、刑は正邪（邪を正す）の意であるとす。谷中氏は、ここで「徳・刑」の二語が「政・事」・「典・禮」などと共に見えており、「徳」と「刑」との間に高下はなく、内政外交の内主として外交局面における要件を言うものであることはほぼ間違いない、と指摘している⁽²¹⁾。同成公十六年の伝に、

曹人請于晉曰、「自我先君宣公即世、國人曰、「若之何。憂猶未弭」。而又討我寡君、以亡曹國社稷之鎮公子、是大泯曹也。先君無乃有罪乎。若有罪、則君列諸會矣。君唯不遺徳刑、以伯諸侯。豈獨遺諸敵邑。敢私布之」。

曹人、晉に請いて曰く、「我が先君宣公世に即きしより、國人曰く、「之を若何せん」と。憂い猶ほ未だ弭まず。而るに又我が寡君を討ち、以て曹國社稷の鎮公子を亡えり。是れ大いに曹を泯ぼすなり。先君乃ち罪有ること無からんか。若し罪有らば、則ち君諸を會に列せしむ。君唯だ徳刑を遺れず、以て諸侯に伯たり。豈に獨り諸を敵邑に遺れんや。敢えて私かに之を布く」と。

とあり、徳刑によつて覇者となつたことを指す。同卷二十八成公十七年の伝に、

公曰、「二朝而尸三卿。余不忍益也」。對曰、「人將忍君。臣聞、「亂在外爲姦、在内爲軌。御姦以徳、御軌以刑」。不施而殺、不可謂徳。臣偏而不討、不可謂刑。徳・刑不立、姦・軌竝至。臣請行」。

公曰く、「二朝にして三卿を尸す。余益すに忍びず」と。對えて曰く、「人將に君に忍びんとす。臣聞く、「亂外に在るを姦と爲し、内に

在るを軌と爲す。姦を御ぐに徳を以てし、軌を御ぐに刑を以てす」と。施さずして殺すは、徳と謂う可からず。臣偏りて討たざるは、刑と謂う可からず。徳刑立たずんば、姦軌並び至らん。臣請う行らん」と。

とあり、長魚橋の晋厲公への発言の中で、刑・徳はともに国内外の乱を防ぐために必須のものとされている。国外の乱である姦を防ぐためには「徳」を用い、国内の乱である軌を防ぐためには「刑」を用い、「徳・刑」が成り立つてこそ国内外の乱を防げると述べている。徳は君主の恩徳、刑は刑罰の意である。同卷三十八襄公二十八年条の伝に、

子産曰、「大適小、則爲壇。小適大、苟舍而已。焉用壇。僑聞之、大適小、有五美。宥其罪戾、赦其過失、救其菑患、賞其徳刑、教其不及」。

子産曰く、「大、小に適かば、則ち壇を爲る。小、大に適かば、苟くも舍するのみ。焉くんぞ壇を用いん。僑之を聞く、大の小に適くに、五美有り。其の罪戾を宥し、其の過失を赦し、其の菑患を救い、其の徳刑を賞し、其の及ばざるを教ゆ」と。

とある。大国が小国に行く際の五つの要点を言い、小国が自ら成した徳刑を大国は干渉せず誉めるだけで良いとする⁽²²⁾。徳刑は賞罰のことである。

・『莊子』

『莊子』卷五上天地篇に、

子高曰、「昔堯治天下、不賞而民勸、不罰而民畏。今子賞罰而民且不仁。徳自此衰、刑自此立、後世之亂自此始矣」。

子高曰く、「昔堯天下を治めしときに、賞せずして民勸め、罰せずして民畏る。今子賞罰して民且つ仁ならず。徳此自り衰え、刑此自り立ち、後世の亂、此自り始まらん」と。

とあり、賞罰によって民が仁から離れ、そこから徳が衰え、刑が立つことで、後世の乱が始まったとする記述がある。徳よりも刑が成り立つことよって乱が起るということから、刑よりも徳の方を評価していると考えられる。同卷十上説劍篇に、

王曰、「天子之劍何如」。曰、「天子之劍、以燕谿・石城爲鋒、齊岱爲鏑、晉・魏（衛）爲脊、周宋爲鐔、韓・魏爲銜、包以四夷、裹以四時、繞以渤海、帶以常山、制以五行、論以刑徳、開以陰陽、持以春夏、行以秋冬」。

王曰く、「天子の劍は何如」と。曰く、「天子の劍は燕谿・石城を以て鋒と爲し、齊岱を鏑と爲し、晉・衛を脊と爲し、周・宋を鐔と爲し、韓・魏を銜と爲し、包むに四夷を以てし、裹むに四時を以てし、繞らすに渤海を以てし、帶ぶるに常山を以てし、制するに五行を以てし、論ずるに刑徳を以てし、開くに陰陽を以てし、持するに春夏を以てし、行なうに秋冬を以てす」と。

とあり、莊子が趙の文王に「天子の劍」が如何なるものであるかを説明する際に、刑・徳のどちらを施行すべきかを考えてその振るい方を論じている。ここに見える刑、徳は刑罰、恩徳・根源的な道德のことである(23)。

・『鶡冠子』

『鶡冠子』卷中王鉄篇に、

天子執一以居中央、調以五音、正以六律、紀以度數、宰以刑徳。従本至末、第以甲乙。天始於元、地始於朔、四時始於歴。

天子、一を執り以て中央に居り、調するに五音を以てし、正するに六律を以てし、紀するに度數を以てし、宰するに刑徳を以てす。本従り末に至り、第するに甲乙を以てする。天、元より始まり、地、朔より始まり、四時は歴より始まる。

とあり、鶡冠子の言葉に、天子が「調」、「正」、「紀」、「宰」の中の「宰(統治)」をする際は刑・徳を用いるべきとする。刑は刑罰、徳は恩徳の意である。同卷中秦鴻篇に、

天・地・人事、三者復一也。立置臣義、所謂四則。散以八風、揆以六合、事以四時、寫以八極、照以三光、牧以刑徳、調以五音、正以六律。

天・地・人事、三者は一に復するなり。立ちて臣の義を置くは、所謂四則なり。散ずるに八風を以てし、揆するに六合を以てし、事に四時を以てし、寫するに八極を以てし、照するに三光を以てし、牧するに刑徳を以てし、調うるに五音を以てし、正すに六律を以てす。とあり、泰一の言葉の中の、臣下の行うべきこととして五音・六律・度數とともに「牧(統治)」する際に刑徳が用いられている。刑は刑法徳は賞賜の意である(24)。

・『尉繚子』

『尉繚子』天官第一篇に

梁惠王問尉繚子曰、「黄帝刑徳、可以百勝、有之乎」。尉繚子對曰、「刑以伐之、徳以守之、非所謂天官時日陰陽向背也。黄帝者、人事而已矣」。

梁の惠王、尉繚子に問いて曰く、「黄帝の刑徳は、以て百勝す可しと、之有りや」、と。尉繚子、對えて曰く、「刑は以て之を伐ち、徳は以て之を守る。所謂天官時日、陰陽向背に非ざるなり。黄帝は人事のみ」、と。

とある。刑徳が天官時日陰陽の向背ではなく人事であるとするが、当時刑徳を陰陽等とする思想があつたことを逆に示唆しているであろう。このように『尉繚子』によって初めて刑徳が占術に使用されていることが示唆されている。武田時昌氏は、この記述は攻守の方位、日時を定め、陣形を組み立てる種々の兵法が「刑徳」で代表されているとし、序章でも述べた刑・徳を用いた占術として捉える。術数・神煞の刑・徳と言えるのではないか（25）。

・『商君書』

『商君書』卷二説民篇に、

刑生力、力生疆、疆生威、威生徳、徳生於刑。故刑多則賞重、賞少則刑重。

刑は力を生じ、力は疆を生じ、疆は威を生じ、威は徳を生ず、徳は刑より生ず。故に刑多ければ則ち賞重く、賞少なければ則ち刑重し。とあり、刑・徳を支配の手段として用い、徳は刑から生じているとする。卷二同開塞篇に、

故以王天下者并刑。力征諸侯者退徳……故效於古者先徳而治、效於今者前刑而法……此吾以殺刑之反於徳、而義合於暴也。

故に以て天下に王たらんとする者は、刑を并す。諸侯を力征する者は、徳を退く。故に古に效う者は、徳を先にして治め……今に效う者は、刑を前にして治る……此れ吾れ殺を以て刑の徳に反り、義は暴に合うなり

とあり、天下の王であるうとするものは刑を用い、諸侯を討とうとするものは徳を退ける等、刑を優先すべきとする。また、古に效うものは

徳を先に、今に效うものは刑罰を先にするとする（26）。

・『呂氏春秋』

『呂氏春秋』卷六季夏紀音律に、

夾鐘之月、寛裕和平、行徳去刑、無或作事、以害羣生。

夾鐘の月、寛裕和平にして、徳を行ひ刑を去り、事を作して以て羣生を害すること或る無かれ。とあり、夾鐘の月には徳政を行い、刑罰を行わないようにすべしとする。（27）

・『韓非子』

『韓非子』卷二・二柄篇に

明主之所導制其臣者、二柄而已矣。二柄者、刑徳也。何謂刑徳。曰、殺戮之謂刑、慶賞之謂徳。爲人臣者、畏誅罰而利慶賞。故人主自用其刑徳、則羣臣畏其威而歸其利矣。

明主の其の臣を導制する所の者は、二柄のみ。二柄とは刑・徳なり。何をか刑・徳と謂う。曰く、「殺戮之を刑と謂い、慶賞之を徳と謂う」と。人臣爲る者は、誅罰を畏れて慶賞を利す。故に人主は自ら其の刑徳を用いれば、則ち羣臣其の威を畏れて其の利に歸せむ。

とあり、聡明な君主は刑・徳の二柄によつて臣下を制するとする。そして刑が殺戮、徳が慶賞の意味で、君主の支配の手段とされるが、『韓非子』の法治主義の傾向から刑主徳輔の傾向があるとする（28）。

以上の資料において刑・徳は二元対立の概念となっており、刑の意味は刑法・罰・殺戮・征伐、徳の意味は道德・褒賞・懐柔等である。ただし、『尉繚子』の刑徳は他のものと違い、術数的な用途が示されており、後世の天文訓の刑徳理論に繋がるものであろう。したがって、基本的に胡文輝氏の①部分の説明は大枠で正しいと言えるが、『尉繚子』の評価は後世の術数・神煞的なものと繋がるものと言え、政治・社会的な意味以外に使用されていると言えるであろう。次に②部分において刑徳の概念は陰陽学説の影響を受けて陰陽の二元対立の概念と成つたとされている。刑・徳が陰陽に比定されている文献は帛書『十大経』、『管子』、『鶡冠子』、張家山漢簡『蓋盧』、上海博楚簡『魯邦大旱』に

見える。

第二節 陰陽の性質をもつ刑徳

・帛書『十六経』観篇八下／八五下／十下／八七下に、

不靡不黒、而正之以刑與徳。春夏爲徳、秋冬爲刑。先徳後刑以養生。姓生已（已）定、而適（敵）者生争、不謀不定。凡謀之極、在刑與徳。刑徳皇二、日月相望、以明其當……夫竝時以養民功、先徳後刑、順於天。

靡かず黒たらざるに、之を正すに刑と徳を以てす。春夏は徳爲り、秋冬は刑爲り。徳を先にし刑を後にし以て養生す。姓生じ已に定まれば、敵者生じて争い、謀ならず定まらず。凡そ謀の極は、刑と徳に在り。刑徳皇皇たり、日月相望み、以て其の當を明らかにし……夫れ竝びに時に以て民功を養い、徳を先にし刑を後にし、天に順う。

とあり、春夏は徳、秋冬は刑であり、徳を先に刑を後で用いることで刑・徳が共に養い、陰陽が互いに根ざすとしている。同姓争篇三一下／一〇八下／三二下／一〇九下に、

凡謀之極、在刑與徳。刑徳皇一、日月相望、以明其當。望失其當、環視其央（殃）。天徳皇二、非刑不行。繆（穆）二天刑、非徳必頃（傾）。刑徳相養、逆順若成。刑晦而徳明、刑陰而徳陽、刑微而徳章。

凡そ謀の極は、刑と徳に在り。刑徳皇皇たり、日月相い望み、以て其の當を明らかにす。其の當を失えば、其の殃を環視するを望む。天徳皇皇たりて、刑に非ざれば行わず。穆穆たる天刑、徳に非ざれば必ず傾し。刑徳相養い、逆順成るが若し。刑晦にして徳明なり、刑陰にして徳陽なり、刑微にして徳章かなり。

とあり、刑徳は日月や陰陽、明晦、章微に対応し、お互いの必要性を様々な形で説く。後述の『管子』等と繋がる部分がある（29）。

『管子』卷十四・四時篇に、

管子曰、「令有時。無時則必視順天之所以來……是故、陰陽者天地之大理也。四時者陰陽之大徑也。刑德者四時之合也。刑德合於時、則生福、詭則生禍。然則、春夏秋冬將何行……是故、春凋秋榮、冬雷夏有霜雪、此皆氣之賊也。刑德易節失次、則賊氣遯至。賊氣遯至、則國多菑殃。是故、聖王務時而寄政焉、作教而寄武焉、作祀而寄德焉。此三者聖王所以合於天地之行也。日掌陽、月掌陰、星掌和。陽爲德、陰爲刑、和爲事。是故、日食、則失德之國惡之、月食、則失刑之國惡之。彗星見、則失和之國惡之。風與日爭明、則失生（政）之國惡之。是故、聖王、日食則修德、月食則修刑、彗星見則修和、風與日爭明則修生（政）。此四者、聖王所以免於天地之誅也。信能行之、五穀蕃息、六畜殖而甲兵強。治積、則昌。暴虐積、則亡……道生天地、德出賢人。道生德、德生正（政）、正（政）生事、是以、聖王治天下、窮則反、終則始。德始於春、長於夏。刑始於秋、流於冬。刑德不失、四時如一。刑德離鄉、時乃逆行。作事不成、必有大殃。月有三政、王事必理、以爲必長。不中者死、失理者亡。國有四時、固執王事。四守有所、三政執輔。

管子曰く、「令には時有り。時無ければ則ち必ず天の以て來る所を視る……是の故に、陰陽は天地の大理なり。四時は陰陽の大徑なり。刑德は四時の合なり。刑德、時に合えば、則ち福を生じ、詭えば則ち禍を生ず。然らば則ち、春夏秋冬には、將た何をか行はん……是の故に、春凋み、秋榮き、冬雷あり、夏に霜雪有るは、此れ皆な氣の賊なり。刑德、節を易え次を失えば、則ち賊氣遯かに至る。賊氣遯かに至れば、則ち國に菑殃多し。是の故に、聖王は時を務めて政を寄せ、教えを作りて武を寄せ、祀を作りて德を寄す。此の三つの者は、聖王の天地の行に合する所以なり。日は陽を掌り、月は陰を掌り、星は和を掌る。陽を德と爲し、陰を刑と爲し、和を事と爲す。是の故に、日食すれば、則ち德を失うの國之を惡む、月食すれば、則ち刑を失うの國之を惡む。彗星見るれば、則ち和を失うの國之を惡む。風と日と明を争えば、則ち政を失うの國之を惡む。是の故に、聖王は、日食すれば則ち德を修め、月食すれば則ち刑を修め、彗星見るれば則ち和を修め、風と日と明を争えば則ち政を修む。此の四つの者は、聖王の天地の誅を免るる所以なり。信に能く之を行えば、五穀蕃息し、六畜殖して甲兵強し。治積めば、則ち昌んなり。暴虐積めば、則ち亡ぶ……道は天地に生じ、德は賢人に出づ。道は德を生じ、德は政を生じ、政は事を生ず。是を以て、聖王の天下を治むるや、窮まれば則ち反り、終れば則ち始む。德は春に始まり、夏に長ず。刑は秋に始まり、冬に流る。刑德失はざれば、四時、一の如し。刑德、郷を離るれば、時乃ち逆行す。事を作して成らず、必ず大殃有り。月に三政有り、王事必ず理まり、以て久長を爲す。中らざる者は死し、理を失う者は亡ぶ。國に四時有り、固く王事を執る。四守、所有り、

三政執輔す。

とあり、刑・徳が適切な時期に行われなければ、気の働きが時節に反して国に災いが多くなるとしている。また、日を陽、月を陰、徳を陽、刑を陰とした上で、徳を日、刑を月に配する。刑・徳が支配に必要であるとともに、これが時宜から外れると凶が起これとする。同卷十五勢篇に、

故賢者、安徐正靜、柔節先定、行於不敢、而立於不能、守弱節、而堅處之。故不犯天時、不亂民功、秉時養人、先徳後刑、順於天、微(徴)度(乎)人。

故に賢者は、安徐正靜にして、柔節先づ定まり、不敢を行いて、不能に立ち、弱節を守りて、堅く之に處る。故に天時を犯さず、民の功を亂さず、時を乗りて人を養い、徳を先にして刑を後にし、天に順い、人に徴す。とあり、刑・徳を用いる順番は徳を先に、刑を後に用いるべきとする(30)。

・『国語』

『国語』卷三周語下に、

夫事大不從象、小不從文、上非天刑、下非地徳。

夫れ事は大は象に從はず、小は文に從はず、上は天刑に非ず、下は地徳に非ず。とあり、同卷五魯語下に、

是故天子大采朝日、與三公・九卿祖識地徳。日中考政、與百官之政事師尹、維旅牧相、宣序民事。少采夕月、與大史・司載、糾虔天刑。

是の故に天子は大采して日に朝し、三公・九卿と、地徳を祖識す。日中して政を考え、百官の政事師尹、維旅の牧相と、民事を宣序す。少采して月に夕し、大史司載と、天刑を糾虔す。

とあり、地徳と朝日、天刑と夕月が対応している。徳が日、刑が月に配当され、地徳は大地の万物を生育する徳、天刑は天の示す法であるとす。なお同卷十二晋語六に、

長魚矯既殺三郤、乃脅欒・中行、而言於公曰、「不殺此二子者、憂必及君」。公曰、「一旦而尸三卿、不可益也」。對曰、「臣聞之、亂在內爲宄、在外爲姦、御（禦）宄以德、御（禦）姦以刑。今治政而內亂、不可謂德、除鯁而避彊、不可謂刑。德刑不立、姦宄竝至。臣脆弱、不能忍俟也」。

長魚矯既に三郤を殺し、乃ち欒・中行を脅して、公に言いて曰く、「此の二子を殺さずんば、憂必ず君に及ばん」と。公曰く、「一旦にして三卿を尸せり、益す可からず」と。對えて曰く、「臣之を聞く、亂の内に在るを宄と爲し、外に在るを姦と爲し、宄を禦むるには德を以てし、姦を禦むるには刑を以てす。今政を治めて内亂るるは、德と謂う可からず、鯁を除きて彊を避くるは、刑と謂う可からず。德刑立たず、姦宄竝びに至らん。臣脆弱にして、俟つに忍ぶ能はず」と。

とあり、德によって内政を安んじること内亂を予防し、「刑」によって害を除き国難予防すべきとしている。これは先に挙げた『春秋左氏伝』成公十七年の記事とほぼ同内容である（31）。

・『鶡冠子』

『鶡冠子』卷上夜行篇に、

天、文也。地、理也。月、刑也。日、德也。

天は文なり。地は理なり。月は刑なり。日は德なり。

とあり、同卷中王鉄篇に、

鶡冠子曰「天者、誠其日德也……天者、信其月刑也」。

鶡冠子曰く「天は、其の日德を誠にするなり……天は、其の月刑を信するなり」と。とあり、日を德、月を刑としている（32）。

・張家山漢簡『蓋盧』

張家山漢簡『蓋盧』十号簡に、

天地爲方圓、水火爲陰陽、日月爲刑德。

天地は方圓爲り、水火は陰陽爲り、日月は刑德爲り。

とあり、日・月を刑・徳に対応させている(33)。

・上海博楚簡『魯邦大旱』

上海博楚簡『魯邦大旱』一〇二号簡に、

孔子答曰、「邦大旱、毋乃失者刑與德乎。唯……〔哀公曰〕〔如〕之何哉」。孔子曰、「庶民知説之事鬼也、不知刑與德。如母愛珪璧幣帛於山川、政刑與〔德〕……出遇子貢曰、「賜。而聞巷路之言、毋乃謂丘之答非歟。子貢曰、「否。毆吾子、如重命其歟。如夫政刑與德、以事上天、此是哉」。

孔子答えて曰く、「邦大いに旱するとき、乃ち者を刑と徳とに失うこと母からんか。唯だ……〔哀公曰く〕……之を〔如〕何せんや」と。孔子曰く、「庶民は説の鬼に事うるを知るも、刑と徳とを知らず。如し珪璧幣帛を山川に愛しむこと母く、刑と〔徳〕とを政せば……」

と。……出でて子貢に遇いて曰く、「賜や。而巷路の言を聞きて、乃ち丘の答の非なることを謂うこと母からんか」と。子貢曰く、「否。

毆吾子、如くのごとく命を重んずるか。夫の刑と徳とを政して、以て上天に事うるが如きは、此れ是なるかな」と。とあり、刑・徳をちゃんと行わないことが、大旱につながるとしている。刑・徳が時宜を失うと乱れが生じるといふ、『管子』と同様の思想が見える(34)。

以上のように、陰陽の性質を持つ刑・徳は日・月、天・地等の要素を含むようになった。

むすび

本章では先秦～漢初までの刑・徳が見える伝世文献や出土資料を検討したが、刑徳には胡文輝氏等が検討されたように政治・社会的なもの、陰陽の性質をもつものが見えた。その中で、『尉繚子』に見える引用等の刑徳理論は、天文訓に見える術数・神煞的刑徳と最も性質の近いものであった。先行研究においては、戦国中期頃成書の可能性がある『尉繚子』から天文訓に至るまでの刑徳理論の変遷は、未だ明らかになっていなかった。しかし、放馬灘秦簡や帛書の刑徳理論を検討することによってこの空白を埋めることは可能である。したがって、以下ではこれらの出土資料の検討を中心にして天文訓に至るまでの変遷を追っていききたい。

注

- (1) 錢遜「先秦儒法關於刑徳關係的爭論」(『清華大學學報(哲學社會科學版)』一九八六年一期)、楊建華「論先秦刑徳合一的政治觀」(『浙江學刊』一九九二年六期)、鄭文宝「孔子刑徳刑觀的審視與解讀」(『倫理學研究』二〇一五年三期)、閔健瑛「儒家刑観及其現代價值」(『求是學刊』一九九八年二期)、張開誠「孔子「刑徳」之辨探微」(『蘇州鐵道師範學院學報(社會科學版)』二〇〇一年一期)、張仁璽・鄒穎「從「刑徳二柄」到「霸王道雜之」——秦漢統治思想的嬗變」(『臨沂師範學院學報』二〇〇五年四期)、張增田「《黃老帛書》之刑徳關係諸說辨」(『管子學刊』二〇〇二年三期)、範松仁「中国古代「刑徳之辨」的歷史探究和現代啓示」(『宜春學院學報』二〇〇四年五期)、徐文武「論《黃帝帛書》的刑徳思想」(『河南社會科學』二〇〇五年四期)、許建良「《黃帝四經》「刑徳相養」思想探析」(《東南大學學報(哲學社會科學版)》二〇〇七年二期)、許建良「韓非的「刑徳」世界圖式」(『蘇州科技學院學報(社會科學版)』二〇〇七年四期)、汪榮「漢代官吏的經學化及其經學刑徳觀的形成」(『重慶師範大學學報(哲學社會科學版)』二〇一四年三期)、殷會芳「《黃帝四經》中「刑徳」思想對「道」的取法」(『湖州師範學院學報』二〇一四年三期)、馬靜「《黃帝四經》的刑徳體系探究」(『文化學刊』二〇一八年七期)、李德嘉「「徳主刑輔」說的學說史考察」(『政法論叢』二〇一八年二期)
- (2) 曹勝高「陰陽刑徳与秦漢秩序認知的形成」(『古代文明』二〇一七年二期)。
- (3) 胡文輝『中國早期方術与文献叢考』(中山大學出版,二〇〇〇年)。

- (4) 谷中信一「上海博楚簡『魯邦大旱』訳注」(西山尚志・小寺敦・谷中信一『出土文献と秦楚文化』創刊號、二〇〇四年三月)、谷中信一「上博簡『魯邦大旱』の思想とその成立——「刑徳」説を中心に——」(『中国出土資料研究』第九號、二〇〇五年三月)。
- (5) 武田時昌『術数学の思考——交叉する科学と占術』(臨川書店、二〇一八年)。
- (6) 十三經注疏整理委員会『論語注疏』(北京大学、二〇〇〇年)。
- (7) 十三經注疏整理委員会『春秋左伝正義』(北京大学、二〇〇〇年)。
- (8) 郭慶藩『莊子集釈』(中華書局、一九六一年)。
- (9) 黄懷信撰『鶡冠子校』(中華書局、二〇一四年)。
- (10) 焦竑撰『尉繚子直解』(台湾商務印書館、一九八一年)。
- (11) 蔣礼鴻撰『商君書錐指』(中華書局、二〇一七年)。
- (12) 陳奇猷校釈『呂氏春秋校釈』(学林出版社、一九八四年)。
- (13) 王先慎撰・鍾哲点校『韓非子集解』(中華書局、二〇一七年)。
- (14) 裘錫圭主編『長沙馬王堆漢墓簡帛集成』一・四(中華書局、二〇一四年)。
- (15) 吳紹烈・徐光烈等『国語』(上海古籍出版社、一九九八年)。
- (16) 黎翔鳳撰・梁運華整理『管子校注』(中華書局、二〇〇四年)。
- (17) 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡(二四七号墓)』(文物出版社、二〇〇一年)。
- (18) 馬承源主編『上海博物館藏戰国楚竹書』(二)(上海古籍出版社、二〇〇二年)。なお(3)胡文輝前掲書発表以後の文献である。
- (19) 井波律子『完訳論語』(岩波書店、二〇一六年)、吹野安・石本道明著『論語』一(明德出版社、一九九九年)、木村英一訳・注『論語』(講談社、一九七五年)、平岡武夫著『論語』(集英社、一九八〇年)参照。津田左右吉氏・武内義雄氏によると、『論語』の編纂は漢代初期に完了したとする(武内義雄著『論語之研究』(岩波書店、一九三九年)、津田左右吉『論語と孔子の思想』(岩波書店、一九四六年)、後に津田左右吉著『津田左右吉全集』第十四卷(岩波書店、一九六四年)所収参照)。なお、竹内理三氏・滝沢武雄氏は戦国時代に成立したとする(竹内理三・滝沢武雄編『史籍解題辞典』(東京堂出版社、一九八六年))。
- (20) 湯浅邦弘著『中国古代軍事思想史の研究』(研文出版社、一九九九年)。
- (21) 注(4) 谷中信一前掲論文。

- (22) 竹内照夫著『春秋左氏伝』上・中・下(集英社、一九七四・一九七五年)、鎌田正著『春秋左氏伝』一・二・三・四(明治書院、一九七・一九七四・一九七七・一九八一年)、小倉芳彦『春秋左氏伝』上・中・下(岩波書店、一九八八・一九八九年)参照。なお春秋左氏伝の成書については、カールグレン氏は前四六八年から三百年間(カールグレン原著・小野忍訳『左伝真偽考』(文教堂書店、一九三九年)、鎌田正氏は前三百二十年前後(鎌田正著『左伝の成立と其の展開』(大修館書店、一九六三年)、吉本道雅氏は前三六四年以前であるとする(吉本道雅「左伝成書考」『立命館東洋史学』二十五号、二〇〇二年)。
- (23) 森三樹三郎『莊子』I II(中央公論新社、二〇〇一年)、福永光司『莊子』外篇(朝日新聞社、一九九六年)、福永光司著『莊子』外・雜篇(朝日新聞社、一九六七年)、阿部吉雄『老子・莊子上』(明治書院、一九六六年)、遠藤哲夫・市川安司著『莊子下』(明治書院、一九六七年)、池田知久『莊子上・下 全訳注』(講談社、二〇一四年)、池田知久『莊子 全現代語訳』上下(講談社、二〇一七年)参照。『莊子』各篇の成書について、池田知久氏は、天地篇の成書は戦国末く前漢初期、説劍篇は前漢時代の作とする。
- (24) 注(8) 黄懐信撰前掲書、大形徹『鷓冠子』の成立(『大阪府立大学紀要』三一、一九八三年)。
- (25) 萩庭勇著『尉繚子』(明德出版社、一九九四年)参照。湯浅邦弘氏は『尉繚子』の成立を戦国中期とする(注(20)湯浅邦弘前掲書)。
- (26) 好並隆司氏によると、開塞篇と説民篇の成篇は戦国末であるとする(好並隆司『商君書研究』(溪水社、一九九二年)。
- (27) 注(12) 陳奇猷前掲書、楠山春樹『呂氏春秋』上中下(明治書院、一九九六・一九九七・一九九八年)参照。陳奇猷氏によると、十二紀は秦王政の六年(前二四一年)に成立したとし、楠山春樹は八覽・六論はほぼ十二紀と同時期に成立したのではないかとする。
- (28) 小野沢精一著『韓非子』(明德出版社、一九六八年)、竹内照夫著『韓非子』上・下(明治書院、一九六〇・一九六四年)、金谷治『韓非子』一・二・三・四(岩波書店、一九九四年)、注(1)許建良前掲論文。木村英一氏は、二柄篇は比較的早期頃の韓非後学の手になったもので秦統一以後には通じない内容を含んでいるとしている(木村英一『法家思想の研究』(弘文堂書房、一九四四年)。
- (29) 注(15) 裘錫圭主编前掲書
- (30) 金谷氏によると、四時・勢篇は戦国末期頃成書である(金谷治著『管子の研究 中国古代思想史の一面』(岩波書店、一九八七年)、遠藤哲夫著『管子』上・中・下(明治書院、一九八九・一九九一・一九九二年)、馬斗成『管子』「刑・徳」思想述論(『管子学刊』二〇〇四年四期)。
- (31) 『国語』の成書について、カールグレン氏は先秦とし(注(22)カールグレン原著・小野忍訳前掲書)、大野峻氏はカールグレン氏に従った上で戦国時代初めとする(大野峻『国語』上・下(明治書院、一九七五・一九七八年)。

- (32) 大形徹氏によると、『鶡冠子』の成立は戦国末期～漢代初期であるとする(大形徹「『鶡冠子』の成立」(『大阪府立大学紀要(人文・社会科学)』三十一、一九八三年)とする。
- (33) 注(15) 張家山二四七號漢墓竹簡整理小組前掲書。副葬品から埋葬時期は前漢文帝時代前期(前一七三～一六七年)とされている(中国出土資料学会編『地下からの贈り物―新出土資料が語るいにしへの中国』(東方書店、二〇一四年)。
- (34) 浅野祐一氏は、上海博物館蔵戦国楚竹書の書写年代は前三七三～前三四三年とされているが、『魯邦大旱』は戦国前期(前四〇三～前三四三年)から戦国中期(前三四二～前二八二年)の前半にかけて既に成立していたとする(注(18) 馬光源主編前掲書、注(4) 谷中信一前掲論文、常佩雨「従上博簡《魯邦大旱》看孔子的刑德觀与宗教觀」(『鄭州大学学报(哲学社会科学版)』二〇一二年三期)、浅野祐一『竹簡が語る古代中国思想 上博楚簡研究』一(汲古書院、二〇〇五年)。

第二章 出土資料に見える刑徳七舎とその運行理論の相異

はじめに

刑・徳の移動に関する基本文献は『淮南子』卷三天文訓（以下、天文訓と略す）である。そこには年・月を基にした二種類の刑・徳の移動に関する記述が見える。その一種は太陰（太歳）⁽¹⁾の動きと連動した刑・徳が、一年毎に五宮（東宮・西宮・南宮・北宮・中宮）上を移動する「二十歳刑徳」である。もう一種は北斗七星の動きと連動した刑・徳が、一月毎に七舎を移動する「刑徳七舎」である。

「刑徳七舎」は刑・徳の毎月の移動による陰陽の消長を測るためのものであり、後世の文献である『五行大義』には易の十二消息卦の理論の導入が見える等、天文訓以降も様々な形で用いられており、術数学において極めて重要である。

そこで、本章では後者の刑徳七舎の理論の内容と出土資料から見えてくるその変遷を検討したい。刑徳七舎系統の刑徳の移動理論が見える出土資料は『淮南子』成書⁽²⁾以前の前漢景帝期の頃成立と思われる隨州孔家坡漢墓簡牘「刑徳」篇（以下、孔家坡漢簡「刑徳」篇と略す）⁽³⁾、および『淮南子』成書以後成立と思われる日照海曲簡「漢武帝後元二年（前八七）視日」⁽⁴⁾、北京大学藏西漢竹書「節」篇（以下、北大漢簡「節」篇と略す）⁽⁵⁾、居延新簡⁽⁶⁾、肩水金閼漢簡⁽⁷⁾であり、これらを比較検討する。既に劉紹剛・鄭同州両氏は出土資料に見える七舎と天文訓等の伝世文献に見える七舎との比較・検討を行い、孔家坡漢簡「刑徳」篇の刑・徳の移動を未成熟なものとみなしているが、その理論的相違の分析は行っていない⁽⁸⁾。また程少軒氏も、刑徳七舎系統の刑徳理論の変遷の検討を行っているが、各資料に見える刑徳理論が如何なる理論に基づき移動しているのかについては言及されていない部分がある⁽⁹⁾。そこで本章では、まず天文訓に基づいて刑徳七舎の内容を概観し、比較の基準とするための図・表を作製した上で、上述の出土資料に見える刑徳七舎の理論を整理し、それらの相違について検討することとする。

第一節 刑徳七舎の刑徳移動

「刑徳七舎」の「七舎」とは、要するに刑と徳が一年を通じて毎月移動する場所のことであるが、まず七舎が具体的に何を指すかについて検討し、その後に刑・徳との関連、刑・徳の移動理論について検討することとする⁽¹⁰⁾。

「七舎」について天文訓に「何をか七舎と謂う。室・堂・庭・門・巷・術・野なり」とあり、清・錢塘『淮南天文訓補注』（以下、『補注』と略す）は「舎」を「刑・徳の居る所」、つまり「刑・徳」の居場所としている。七舎には家屋を中心として、その外部に広がる道路や野外のイメージが見て取れる。すなわち最も内側に「室」・「堂」・「庭」の順の家屋の空間、中間に「門」、次に「巷」・「術」の順の道路、最も外側に「野」が位置し、全体として当時の人々の居住空間を表しているようである。中村璋八氏の図を参考にすると、図一のようなになる⁽¹¹⁾。

図一 七舎



このように七舎は地上の居住空間を表しているのであるが、ではこの七舎を移動する刑・徳とはいかなるもので、またいかなる法則・原理に基づいて、どのように移動するのであろうか。

刑・徳は、天文訓に「陰・陽の刑徳に七舎有り」とあるように「陰陽」を象徴する概念である。また天文訓は以下のようにも説明している。

日冬至則斗北中繩、陰氣極、陽氣萌、故曰冬至爲徳。日夏至則斗南中繩、陽氣極、陰氣萌、故曰夏至爲刑。

日の冬至には則ち斗北して繩に中り⁽¹²⁾、陰氣極まりて、陽氣萌す、故に冬至を曰いて徳と爲す。日の夏至には則ち斗南して繩に中り、

陽氣極まりて、陰氣萌す、故に夏至を曰いて刑と爲す。

これによると冬至・夏至に北斗七星が移動することで、陰陽の気の高下が生じ、冬至に陰が極まった後に衰えて「陽」が萌す状態を「徳」といい、夏至に陽が極まった後に衰えて「陰」が萌す状態を「刑」という。さらに『管子』卷十四・四時篇に「日は陽を掌り、月は陰を掌り、星は和を掌り、陽は徳爲り、陰は刑爲り」とあり、『補注』ではこれを「陰陽刑徳の義」とし、「陽」を「徳」、「陰」を「刑」とする「陰陽」・「刑徳」の関係を明確に説明している。このように、北斗七星の動きと連動しながら陰陽も変化するので、陰陽の性質をもつ刑・徳の動きを理解するためには、まず北斗七星の動きを把握する必要がある。

先に引用した天文訓の記述の続きには、北斗七星と刑・徳の移動に関わる次のような記述が見える。

陰氣極、則北至北極、下至黄泉、故不可以鑿地穿井。萬物閉藏、蟄虫首穴、故曰徳在室。陽氣極則南至南極、上至朱天、故不可以夷丘上屋。萬物蕃息、五穀兆長、故曰徳在野。

陰氣極まれば則ち（斗）北して北極に至り、下りて黄泉に至る、故に以て地を鑿ち井を穿つ可からず。萬物は閉藏し、蟄虫は穴に首す、故に曰く、徳室に在り、と。陽氣極まれば則ち（斗）南して南極に至り、上りて朱天に至る、故に以て丘を夷かにし屋に上る可からず。萬物は蕃息し、五穀は兆長し、故に曰く徳野に在り、と。

これによると、陰氣が極まって北斗七星が北極に移動するとき、徳は七舎の「室」に居り、逆に陽氣が極まって北斗七星が南極に移動するとき、徳は七舎の「野」に居る。先に引用した天文訓によると、陰氣が極まった時を冬至（十一月）、陽氣が極まった時を夏至（五月）としているので、徳は十一月に「室」、五月に「野」に居ることとなる。

次に北斗七星の移動に伴い、刑・徳が七舎の間をひと月毎にどのように移動するのか、さらに十二辰によって区分された区間をどのように移動するのかについて検討したい。天文訓に、

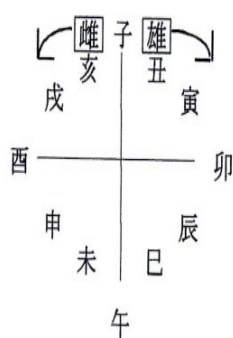
北斗之神有雌雄、十一月始建於子、月徙一辰。雄左行、雌右行、五月合午謀刑。十一月合子謀徳。雌所居辰爲厭、厭日不可以舉百事。

北斗の神に雌雄有り、十一月始めて子に建し、月ごとに一辰を徙る。雄は左行し、雌は右行し、五月に午に合いて刑を謀る。十一月に子に合いて徳を謀る。雌居る所の辰は厭爲り、厭日は以て百事を舉ぐ可からず。

とあり、北斗七星には雌雄両神があり、雄神は十一月（子）を起点に時計回りで移動し（左行）、これに対して雌神は逆に反時計回りで移動

する（右行）。つまり雄神は「子↓丑↓寅↓卯↓辰↓巳↓午↓未↓申↓酉↓戌↓亥」の順で移動し、雌神は「子↓亥↓戌↓酉↓申↓未↓午↓巳↓辰↓卯↓寅↓丑」の順で移動する（図二参照）。

図二 十二辰と雌雄神



ところで文中に五月に刑を「謀り」、十一月に徳を「謀る」とあるが、これは刑・徳の性質自体に関連がある。刑徳七舎における刑・徳の移動を述べた天文訓に対する『補注』は、

十一月陽建在子、日躔星紀⁽¹³⁾、日前爲陰建、故合子冬至陽生、故謀徳。五月陽建在午、日躔鶉首、日前爲陰建、故合午夏至陰生、故謀刑。由是陰陽刑徳、遂有七舎也。

十一月陽建は子に在り、日は星紀を躔し、日の前は陰建爲り、故に子に合い、冬至に陽生じ、故に徳を謀る。五月陽建は午に在り、日は鶉首を躔し、日の前は陰建爲り、故に午に合い、夏至陰生ず、故に刑を謀る。是由り陰陽刑徳に遂に七舎有るなり。としている。すなわち刑・徳を「謀る」とは、それぞれ陽・陰の「建（斗柄の指す場所）」が出会って「陽」「陰」を生じることが指し、ここで初めて陰陽を象徴する刑・徳と七舎が結びつくこととなる。

先に引用した天文訓に「陰氣極まれば則ち北して北極に至り……故に曰く徳野に在り」とあり、万物の活気・活力は「陽」である徳が門内の最も奥の「室」と最も外側の「野」にある場合とでは大きな差があるように、徳の七舎における位置と陰陽の消長との間には一定の相関関係がある。他の七舎についても、『補注』は、

室爲子、堂爲丑・亥、庭爲寅・戌、門爲卯・酉、巷爲辰・申、術爲己・未、野爲午。此七舎以門爲中、在門内者庭・堂・室也、在門外者

巷・術・野也。

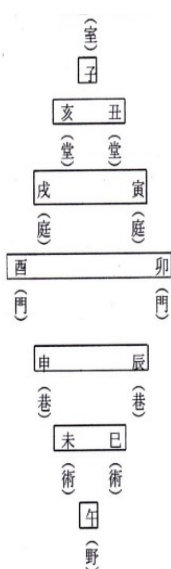
室は子爲り、堂は丑・亥爲り、庭は寅・戌爲り、門は卯・酉爲り、巷は辰・申爲り、術は己・未爲り、野は午爲り。此れ七舎は門を以て中と爲し、門内に在るは庭・堂・室なり、門外に在るは巷・術・野なり。

とし、「七舎」をそれぞれ「十二辰」に配当して、「舎」は刑・徳が移動して各々居るところの「辰」から説明できることを指摘している。そこで十二辰と七舎を対応させると、以下のようになる(表一、図三参照)。

表一 十二辰と七舎

七舎	十二辰
室	子
堂	丑
庭	寅
門	卯
巷	辰
術	巳
野	午
術	未
巷	申
門	酉
庭	戌
堂	亥

図三 天文訓「刑徳七舎」の七舎



このような七舎上を陰陽の性質を象徴的に表す刑・徳が、それぞれ三十日毎にどの「七舎」に居るのかについて、天文訓に次のようにある。陰陽刑徳有七舎。何謂七舎。室・堂・庭・門・巷・術・野。十一月徳居室三十日、先日至十五日、後日至十五日而徙、所居各三十日。徳在室則刑在野、徳在堂則刑在術、徳在庭則刑在巷、陰陽相徳則刑徳合門。八月・二月、陰陽氣均、日夜分平、故曰刑徳合門。徳南則生、刑南則殺、故曰二月會而萬物生、八月會而草木死。

陰陽の刑徳に七舎有り。何をか七舎と謂う。室・堂・庭・門・巷・術・野なり。十一月徳は室に居ること三十日、日先に先だつこと十五

日、日至に後ること十五日にして徙り、居る所各三十日。徳室に在れば則ち刑は野に在り、徳堂に在れば則ち刑は術に在り。徳庭に在れば則ち刑は巷に在り、陰陽相徳すれば則ち刑徳は門に合す。八月・二月、陰陽の氣均しく、日夜分平なり、故に曰く刑徳は門に合す、と。徳は南すれば則ち生、刑は南すれば則ち殺。故に曰く、二月に會して萬物生じ、八月に會して草木死す、と。

これによれば、十一月に徳は室、刑は野に三十日間居り、以下徳が堂に居る場合刑は術、徳が庭に居る場合刑は巷に居り、八・二月は陰陽の氣が等しいため刑・徳は共に門に会する。本文に十一月に三十日居るといふのは冬至の前後十五日間の合計であり、一月を全て三〇日とした上での刑・徳の移動である。なお、後に挙げる日書では徳が三十一日間居るものも存在しており、これについては後に詳しく述べたい。さらに二月に刑・徳が会した後徳は門から南に移動して万物が生じ、八月に刑・徳が会した後刑は門から南に移動して草木が死ぬとしている。以上の天文訓の記述を整理し雌雄神の各月の移動を加えると、表二のようになる。

表二 天文訓の刑徳七舎（刑・徳の移動未完成版）

	雄神	徳	雌神	刑
十一月	子	室	子	野
十二月	丑		亥	
正月	寅		戌	
二月	卯	門	酉	門
三月	辰	巷	申	
四月	巳	術	未	
五月	午	野	午	室
六月	未		巳	
七月	申		辰	
八月	酉	門	卯	門
九月	戌		寅	巷
十月	亥		丑	術

雄神は子を起点にひと月毎に左行する（時計回り）ので、ひと月毎の雄神の移動は十一月（子）↓十二月（丑）↓正月（寅）↓二月（卯）↓三月（辰）↓四月（巳）↓五月（午）↓六月（未）↓七月（申）↓八月（酉）↓九月（戌）↓十月（亥）となる。

各月の雄神と徳の対応関係は以下のようになる。雄神は十一月に「子」、二月に「卯」、三月に「辰」、四月に「巳」、五月に「午」に居り、それに対して徳は十一月に「室」、二月に「門」、三月に「巷」、四月に「術」、五月に「野」に居る。表一によると七舎の十二辰の配当は、子―室、卯―門、辰―巷、巳―術、午―野であるので、各月の雄神の居る辰が配当される七舎と徳の居る舎は同じである。ただし十二月〜四月、六月〜十月に徳が居る十二辰は天文訓の記述のみでは確定できず、後に検討したい。ここで雄神は左行する（時計回り）すること

から、十一月～十月までの徳の位置は、表三のようになる。

表三 天文訓の刑徳七舎（徳の移動完成版）

	雄神	徳	雌神	刑
十一月	子	室	子	野
十二月	丑	堂	亥	
正月	寅	庭	戌	
二月	卯	門	酉	門
三月	辰	巷	申	
四月	巳	術	未	
五月	午	野	午	室
六月	未	術	巳	
七月	申	巷	辰	
八月	酉	門	卯	門
九月	戌	庭	寅	巷
十月	亥	堂	丑	術

次に刑について検討したい。天文訓によると、徳が堂に居る場合刑が術に居り、徳が庭に居る場合刑が巷に居ることとなるため、十二月・正月に雌神が亥・戌に居る際の刑の位置を追加すると表四のようになる。

表四 天文訓の刑徳七舎（刑の移動補充版）

	雄神	徳	雌神	刑
十一月	子	室	子	野
十二月	丑	堂	亥	術
正月	寅	庭	戌	巷
二月	卯	門	酉	門
三月	辰	巷	申	
四月	巳	術	未	
五月	午	野	午	室
六月	未	術	巳	
七月	申	巷	辰	
八月	酉	門	卯	門
九月	戌	庭	寅	巷
十月	亥	堂	丑	術

各月の雌神と刑の対応関係は以下のようになる。雌神は十一月に「子」、十二月に「亥」、正月に「戌」、二月に「酉」、五月に「午」、八月に「卯」、九月に「寅」、十月に「丑」となり、それぞれに対して刑は十一月に「野(午)」、十二月に「術(巳 or 未)」、正月に「巷(辰 or 申)」、二月に「門(酉 or 卯)」、五月に「室(子)」、八月に「門(酉 or 卯)」、九月に「巷(辰 or 申)」、十月に「術(巳 or 未)」に居る。十一月・五月の刑の居る辰は午・子であるので、図三より十一月・五月の各月の刑の居る十二辰(午・子)は雌神の居る十二辰(子・午)の対の位置になっている。したがって、同様に十二月、正月、二月、八月、九月、十月の刑の居る十二辰も、亥(十二月)の対の位置の巳、戌(正月)の対の位置の辰、酉(二月)の対の位置の卯、卯(八月)の対の位置の酉、寅(九月)の対の位置の申、丑の対の位置の未となる。十二月の巳は七舎では術、正月の辰は七舎では巷、二月の卯は七舎では門、八月の酉は七舎では門、九月の申は七舎では巷、十月の未は七舎では術にそれぞれ配当されており、七舎の十二辰の配当とも合致している。

上述したのと同様の方法によると、三月、四月、六月、七月の刑の位置は、次のように確定できよう。三月の申の対に位置する十二辰は寅であるので刑は庭(寅)、四月の未の対に位置する十二辰は丑であるので刑は堂(丑)、六月の巳の対に位置する十二辰は亥であるので刑は堂(亥)、七月の辰の対に位置する十二辰は戌であるので刑は庭(戌)となる。各月の雌神と刑の位置関係を表にすると表五のようになる。

表五 天文訓の刑徳七舎(刑の移動完全版)

	雌神	徳	雌神	刑
十一月	子	室	子	午(野)
十二月	丑	堂	亥	巳(術)
正月	寅	庭	戌	辰(巷)
二月	卯	門	酉	卯(門)
三月	辰	巷	申	寅(庭)
四月	巳	術	未	丑(堂)
五月	午	野	午	子(室)
六月	未	術	巳	亥(堂)
七月	申	巷	辰	戌(庭)
八月	酉	門	卯	酉(門)
九月	戌	庭	寅	申(巷)
十月	亥	堂	丑	未(術)

以上が天文訓の刑・徳の移動である。徳の位置している十二辰については、天文訓の記述のみでは不明である。しかし、これは『補注』に

よって補足することが出来る。『補注』は、

十一月斗建子、日在丑、丑居子爲徳。厭亦在子、子對午爲刑、故徳在室、刑在野。十二月斗建丑、日在子、子居丑爲徳。厭在亥、亥對巳爲刑、故徳在堂、刑在術。正月斗建寅、日在亥、亥居寅爲徳。厭在戌、戌對辰爲刑、故徳在庭、刑在巷。二月斗建卯、日在戌、戌居卯爲徳。厭在酉、酉對卯爲刑、故刑徳合門。由此推之、三月徳在巷則刑在庭、四月徳在術則刑在堂、五月徳在野則刑在室、而六月如四月、七月如三月、八月如二月、九月如正月、十月如十二月、刑徳周矣。

十一月に斗は子を建し、日は丑に在り、丑なれば子に居りて徳爲り。厭も亦た子に在り、子の對は午にして刑爲り、故に徳は室に在り、刑は野に在り。十二月斗は丑を建し、日は子に在り、子なれば丑に居り徳爲り。厭は亥に在り、亥の對は巳にして刑爲り、故に徳は堂に在り、刑は術に在り。正月斗は寅を建し、日は亥に在り、亥なれば寅に居り徳爲り。厭は戌に在り、戌の對は辰にして刑爲り、故に徳は庭に在り、刑は巷に在り。二月斗は卯を建し、日は戌に在り、戌なれば卯に居りて徳爲り。厭は酉に在り、酉の對は卯にして刑爲り、故に刑徳は門に合す。ここより之を推すに、三月徳は巷に在れば則ち刑は庭に在り、四月徳は術に在れば則ち刑は堂に在り、五月徳は野に在れば則ち刑は室に在り、而して六月は四月の如し、七月は三月の如し、八月は二月の如し、九月は正月の如し、十月は十二月の如くして、刑徳は周る。

とする。以下、十一月の移動を中心に説明したい。十一月に北斗七星は子を建し、「日」は丑に居り、「日」が丑に居れば徳は子に居る。「厭」もまた子に居り、子の對面に位置する十二辰は午で、刑は午に居る。これより子に居る徳は「室」、午に居る刑は「野」に居る、ということになる(図三参照)。さらにもう少し詳しく説明すると次のようになる。

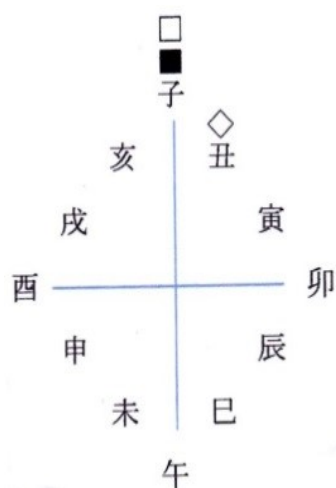
天文訓や『補注』によると、「厭」は雌神で、「日」の一つ前(左行つまり時計回りの順で)の十二辰に居り、「日」は「日躔(太陽のやどり)」を指す。『補注』によつて、「斗建」・「厭」・「日」の位置を図示すると、図四のようになる。

ところで『補注』が、例えば十一月条で「丑なれば子に居りて徳爲り」としているのは、「六合」の理論に基づくものと思われる⁽¹⁴⁾。「六合」とは北斗七星が建す(斗建)十二辰と日の十二辰とが合することを指し、具体的には子―丑、寅―亥、卯―戌、辰―酉、巳―申、午―未の六つの組み合わせのことである。したがつて十一月の場合、「日」は丑に居り、六合における子―丑の組み合わせによつて、徳は斗建の位置する子に居る、ということになる。

『補注』が「厭も亦た子に在り、子の對は午にして刑爲り」としているのは、「厭」が「日」の居る「丑」の一つ前の「子」に居り、「子」

の対面の十二辰に「刑」が居る、ということである。

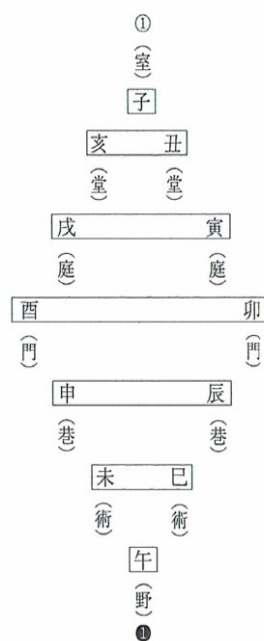
図四 十一月における斗建、厭⇨雌神と日の位置 *斗建は□、厭⇨雌神は■、日は◇



以上のように徳の位置は「日」の位置と「斗建」の組み合わせである六合から「斗建」の十二辰となり、刑の位置は「日」の一つ前の十二辰に居る「厭」の対面にある十二辰となるのである。

これらのことを踏まえて、雌神と雄神の移動から刑・徳の位置を確定したい。『周礼注疏』や『補注』⁽¹⁵⁾によれば「斗建」⇨「雄神」、
「厭」⇨「雌神」であるので、「厭」を「雌神」、「斗建」を「雄神」に代えて上述の刑・徳の位置確定を説明しようとする、次のようになる。すなわち、十一月を例とすると、徳の位置は「雄神(斗建)」の十二辰の子であり、刑の位置は「雌神(厭)」の対面の十二辰である「午」となる。七舎において子は「室」に、午は「野」に配当されているので(表一参照)、徳は室に居り、刑は野に居る(図五参照)。

図五 十一月における刑・徳の七舎における位置（表一を基にする） * 刑は①、徳は①の位置となる

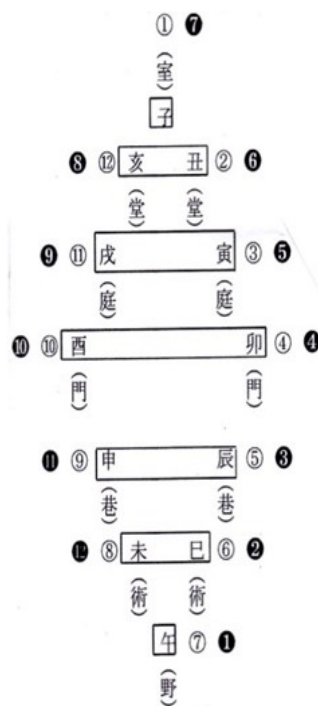


十一月以下の諸月における刑・徳の移動も同様に、徳の舎は雄神の在る十二辰、刑の舎は雌神の在る十二辰の対面の位置にあり、十一月より十月までのひと月毎の刑・徳の移動は、徳は子（室）→亥（堂）、刑は午（野）→未（術）となる。以上のように、『補注』を用いることで天文訓では明らかにできなかった、各月の徳の居る辰を確定でき、これを表・図にすると表六、図六のようになる。

表六 天文訓の刑徳七舎（完全版）（16）

	雄神	徳	雌神	刑
十一月	子	子(室)	子	午(野)
十二月	丑	丑(堂)	亥	巳(術)
正月	寅	寅(庭)	戌	辰(巷)
二月	卯	卯(門)	酉	卯(門)
三月	辰	辰(巷)	申	寅(庭)
四月	巳	巳(術)	未	丑(堂)
五月	午	午(野)	午	子(室)
六月	未	未(術)	巳	亥(堂)
七月	申	申(巷)	辰	戌(庭)
八月	酉	酉(門)	卯	酉(門)
九月	戌	戌(庭)	寅	申(巷)
十月	亥	亥(堂)	丑	未(術)

図六 刑徳七舎運行図 *刑は①〜⑫、徳は①〜⑫の順に動く。



以上が天文訓および『補注』の説明に基づく「刑徳七舎」の概要であり(17)、「刑徳七舎」とは陰陽を象徴する刑・徳が毎月七舎上を移動し、その居る舎がどこであるかによって占いを行うものである。後世の歳徳神の居る方向によって吉凶を測るようなものである。つぎに上掲の図表を参考にして、「刑徳七舎」が見える出土資料を分析し、その異同を検討したい。

第二節 出土資料に見える「刑徳七舎」とその変遷

「刑徳七舎」の刑・徳の移動についての記述が見える出土資料は、孔家坡漢簡「刑徳」篇、日照海曲簡「漢武帝後元二年視日」、北大漢簡「節」篇、居延新簡、肩水金關漢簡である。日照海曲簡と北大漢簡の書写年代の前後は判断し難く、孔家坡漢簡「刑徳」篇がこれらの中では一番書写年代が早く、日照海曲簡「漢武帝後元二年視日」、北大漢簡「節」篇がこれに続くと考えられる。したがって本節では孔家坡漢簡「刑徳」篇、日照海曲簡「漢武帝後元二年視日」、北大漢簡「節」篇、居延新簡、肩水金關漢簡の順に資料を挙げていく。

I 孔家坡漢簡「刑徳」篇(18)

正月…刑在堂、徳在庭。(九一壹)。

二月…刑在〔庭、徳在門〕（九二壹）。

三月…刑在門、徳在巷（九三壹）。

四月…刑在巷、徳在術（九四壹）。

五月…刑在術、徳在野（九五壹）。

六月…刑徳並在術（九六壹）。

七月…刑在術、徳在野（九一貳）。

〔八月〕…刑在巷、徳在術（九二貳）。

〔九月〕…刑在門、徳在巷（九三貳）。

〔十月〕…刑在庭、徳在門（九四貳）。

〔十一月〕…刑在堂、徳在庭（九五貳）。

十二月…刑徳並在堂（九六貳）。

ここでは刑・徳は正月を起点に、ひと月毎に刑徳七舎の七舎の内、「室」を欠く六つの舎（堂・庭・門・巷・術・野）を移動している（表七参照）。

この刑・徳の移動は天文訓の七舎と比較すると、その移動法等において三点の違いが認められる。

第一に刑・徳の移動の起点の月である。天文訓では十一月を起点としているのに対して、孔家坡漢簡では正月を起点としている。

第二に「舎」の数が両者で異なる。すなわち、天文訓の刑・徳の移動は「七舎」であるのに対して、孔家坡漢簡は七舎の中の「室」を欠き、

「六舎」を移動している。

第三に両者の移動法が異なっている。天文訓の移動では各月毎に刑・徳が一舎ずつ移動する。孔家坡漢簡では刑が正月～四月の間に堂・庭・門・巷をひと月毎に移動し、五月～七月の三ヶ月の間は「術」に居るが、八～十月の間は巷・門・庭をひと月毎に移動し、十一月～正月の三ヶ月間は「堂」に居り、どの月であっても「野」には移動しない。一方、孔家坡漢簡では「徳」が正月～三月の間ひと月毎に庭・門・巷を移動し、四月～八月の間に「術」と「野」を往復し、九～十二月の間巷・門・庭・堂をひと月毎に移動する。以上のように、孔家坡漢簡の移動は一つの舎に数か月居続けたり、二つの舎の間を往復するといったように、移動法が大きく異なっている（表七参照）。

表七によると、孔家坡漢簡の刑・徳の移動は以下の三つの条件に基づき移動しているといえる。

表七 孔家坡漢簡の刑徳移動 ※△は刑、○は徳

正月	堂△	庭○	門	巷	術	野
二月	堂	庭△	門○	巷	術	野
三月	堂	庭	門△	巷○	術	野
四月	堂	庭	門	巷△	術○	野
五月	堂	庭	門	巷	術△	野○
六月	堂	庭	門	巷	術△○	野
七月	堂	庭	門	巷	術△	野○
八月	堂	庭	門	巷△	術○	野
九月	堂	庭	門△	巷○	術	野
十月	堂	庭△	門○	巷	術	野
十一月	堂△	庭○	門	巷	術	野
十二月	堂△○	庭	門	巷	術	野

条件一 正月く五・七月には刑は徳が前月に居た舎に居り、六・八月く十二月には徳は刑が前月に居た舎に居る

条件二 刑は必ず六舎上において徳以上の舎、すなわち堂に近い側の舎に居る

条件三 七舎から六舎への変更によって、六月・十二月に同じ舎に居ること位置を調整し、刑が徳を追い越さないよう移動する

天文訓の刑徳七舎の刑・徳の移動は、北斗七星の雌雄神の移動に基づくものであるが、他の文献にはこのような孔家坡漢簡の刑・徳の移動を説明できる星・神等の移動は見当たらない。

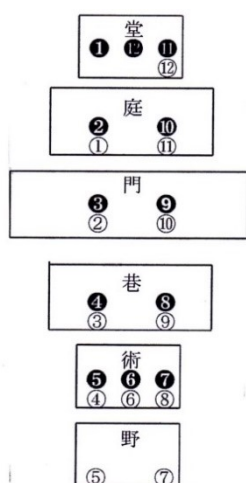
また天文訓の刑徳七舎は夏至の五月に陽を象徴する徳が野に居り、冬至の十一月に陰を象徴する刑が野に居るといった如く（表六参照）、陰陽の消長との対応関係が認められる。しかし、孔家坡漢簡では刑・徳が六月に共に「術」、十二月に共に「堂」に居り、この六月・十二月以外は刑・徳が常にそれぞれ隣の舎に居るように、陰陽の消長との対応関係は認められないようである。つまり孔家坡漢簡に見える刑・徳の

移動は月毎の陰陽の消長や星・神等の動きを基にしたものではなく、刑・徳が基本的に隣り合って移動し、六月と十二月に同じ舎に居り、徳が「野」に移動しない移動となっている可能性がある。

次に孔家坡漢簡の刑・徳の移動を図示する。先に述べたように、孔家坡漢簡の刑・徳の移動は北斗七星や星・神等の移動に基づくものではないようなので、その移動も刑徳七舎のように、十二辰の上を移動するものではない可能性が高いと思われる。その移動としては、次の二種類が想定できる。

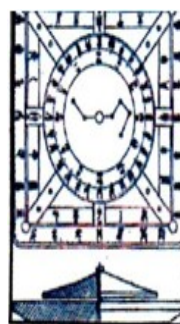
第一に、北斗七星・十二辰の配当を考えず、単に六舎間を移動すると想定した場合、表七を基にして刑・徳の一年間の移動を図示すると、図七のようになるであろう(①や●等の数字は移動順によるもので、刑あるいは徳が反時計回りで移動することを意味するものではない。図九も同様である)。

図七 孔家坡漢簡の刑・徳の移動案一 ※●は刑、○は徳、数字は各月、図九も同じ



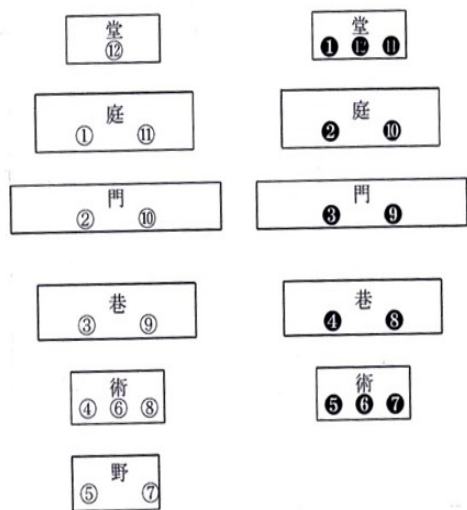
第二に、式占の一種である六壬式の式盤(図八参照。上部の円形のもが天盤、下部の方形のもが地盤)のような箇所を、刑・徳が別々に移動すると想定した場合である。

図八 式盤(19)



『呉越春秋』第五夫差内伝には刑・徳と六壬式が混在した占法が見えるが(20)、孔家坡漢簡の刑・徳の移動も同じく六壬式のようなものである可能性はある。つまり孔家坡漢簡の刑・徳の移動は六壬式の天地盤のように六舎で構成された盤の上を徳が、五舎で構成された盤の上を刑が移動するものと想定すると、それは図九のようになるであろう。

図九 孔家坡漢簡の刑徳の移動案二



以上が孔家坡漢簡から想定される刑・徳の移動である。次に日照海曲簡「漢武帝後元二年視日」を検討したい。

II 日照海曲簡「漢武帝後元二年視日」(21)

- 〔正月十一 甲午春分居延(庭)卅日〕
- 〔二月〕十一 甲子春分居門卅日(二九)
- 〔三月〕十二……甲午居巷(卅一日) (六)
- 〔四月十三 乙丑居術卅日〕
- 〔五月〕十四……乙未夏至居郭門一〔日〕 (二二)
- 〔五月十五 丙申居野卅日〕
- 〔六月十五〕 丙寅居術卅一日(二五)
- 〔七月十七 丁酉居巷卅日〕
- 〔八月十七 丁卯居門卅日〕
- 〔九月〕十八……丁酉居延(庭)卅日(一六)
- 〔十月〕十八……丁卯居堂卅(一)日(三二)
- 〔十一月〕廿……戊戌冬至居戸一日(三五)
- 〔十一月〕廿一……己亥居室卅日(二八)
- 〔十二月廿一 己巳居堂卅日〕

本簡には天文訓の「野」にあたる舎が見えず、その移動も刑・徳のいずれを指すのかも不明である。しかし、日照海曲簡に見える暦日の干支と各簡の「舎」を検討した上で、「野」の存在を想定すると、天文訓における各月の徳の居る舎と合うので、今回発見されたものは、たまたま「野」を欠いているだけなのであろう。また天文訓の刑徳七舎と比較した場合、表六に挙げたように二月に「門」、三月に「巷」、六月に「術」、九月に「庭」、十月に「堂」、十一月に「室」に移動するのは「徳」であるので、本簡は徳の移動について述べたものと思われる。劉紹剛・鄭同州の両氏は日照海曲簡に見える刑・徳の移動について、以下のように説明している。日照海曲簡における徳の移動において一

年は三六五日となっているが、天文訓では刑・徳が三十日×十二ヶ月で移動しているため、天文訓のものをそのまま日照海曲簡に対応させると、三六五日に五日足りなくなる。その不足を補うために徳の居る日数を三十一日にする月を置き、夏至・冬至の日に過渡日を置くなどして調整している、と。このように理解して、両氏は張培瑜氏の暦表等を参照にして、一年間の徳の移動表を作っている（表八参照）⁽²²⁾。

表八 日照海曲簡の徳運行（劉紹剛・鄭同州両氏による復元）

開始日	徳の所在	最終日	簡番号
正月十一日	甲午（驚蟄）春分居延（庭）卅日	二月十日	
二月十一日	甲子春分居門卅日	三月十一日	29
三月十二日	甲午 （次日清明）居巷卅一日	四月十二日	6
四月十三日	乙丑（小満）居術卅日	五月十三日	
五月十四日	乙未夏日至居朝門一日		21
五月十五日	丙申（夏至の次日）居野卅日	六月十四日	
六月十五日	丙寅 （大暑）居術卅一日	七月十六日	25
七月十七日	丁酉（処暑の次日）居巷卅日	八月十六日	
八月十七日	丁卯（秋分）居門卅日	九月十七日	
九月十八日	丁酉 （霜降）居延（庭）卅日	十月十七日	16
十月十八日	丁卯（次日小雪）居堂卅一日	十一月十九日	32
十一月廿日	戊戌冬至至居戸一日		35
十一月廿一日	己亥 （冬至の次日）居室卅日	十二月廿日	28
十二月廿一日	己巳（大寒の次日）居堂卅日	次年正月廿日	

これによると、日照海曲簡の徳の移動は、基本的に天文訓に見える移動法と違いはないようである。天文訓との違いは、日の干支の記述が存在すること、夏至である五月と冬至である十一月に「居郭門一日」・「居戸一日」といった過渡日が導入されていること、徳の居る期間として三十日・三十一日の二種類が存在する点である。「郭門」・「戸」といった舎は天文訓の七舎には見えず、日照海曲簡独自のものがある。そこで劉紹剛・鄭同州の両氏は、これらの導入は刑徳七舎の理論を日照海曲簡の暦日に合わせて用いるために調整したものであるとしてい

る。二日の過渡日と三回の三一日を導入することで、三六五日に五日足りない分を足している。

Ⅲ北大漢簡「節」篇(23)

凡陰陽行也、易出易入。日至卅六日春立、有(又)卅六日二夜分。二月之時、陰陽相遇門(第八号簡)。有(又)卅六日夏立、有(又)卅六日夏至。有(又)卅六日秋立、有(又)卅六日二夜分。八月之時、陰陽復(第九号簡)遇門。有(又)卅六日冬立、有(又)卅六日冬至。凡七處。陽爲德、陰爲刑。十一月陽在室、陰在野(第十号簡)、陰執制行刑。陽居室卅日、以日至爲主、前日至十五日、後日至十五日而徙、所(第一号簡)居各卅日。陰亦如是。故曰、「陽生子、陰生午」。陽在室曰藏、在堂溺(弱)、在庭卑、在門順(第一二号簡)……德在室二不可動也……(第三六号簡)……德在堂二不可動也……(第四〇号簡)……德在庭二及宮不可動也……(第四二号簡)……德在門二閭庫廐不可動也……(第四三号簡)……德在閭二不可塞正也……(第四五号簡)……德在術二不可變也……(第四六号簡)……德在野二物不可暴也(第四八号簡)。

凡そ陰陽行るや、出で易く入り易し。日至より卅六日にして春立ち、有(又)た卅六日にして日夜分なり。二月の時、陰陽相い門に遇う。有(又)た卅六日にして夏立ち、有(又)た卅六日にして夏至。有(又)た卅六日にして秋立ち、有(又)た卅六日にして日夜分なり。八月の時、陰陽復た門に遇う。有(又)た卅六日にして冬立ち、有(又)た卅六日にして冬至。

凡そ七處。陽は德爲り、陰は刑爲り。十一月陽は室に在り、陰は野に在り、陰制を執りて刑を行う。陽は室に居ること卅日、日至を以て主と爲し、日至に前だつこと十五日、日至に後ること十五日にして徙り、居る所各卅日なり。

陰も亦た是の如し。故に曰く、「陽は子に生じ、陰は午に生ず」と。

陽室に在れば藏と曰い、堂に在れば溺(弱)し、庭に在れば卑し、門に在れば順……

徳室に在れば、室毀す可からざるなり……

徳堂に在れば、堂動かす可からざるなり……

徳庭に在れば、庭及び宮動かす可からざるなり……

徳門に在れば、門閭庫廐動かす可からざるなり……

徳閭に在れば、閭正を塞ぐ可からざるなり……

徳術に在れば、術變える可からざるなり……

徳野に在れば、野物暴く可からざるなり。

本簡の記述は天文訓の刑・徳の移動と同様に、二・八月に陰（刑）・陽（徳）が門で遭い、十一月に陽（徳）が室、陰（刑）が野に居り、三十日毎に各「處」を移動する。両者が移動する「七處」は室・堂・庭・門・閭・術・野であり、天文訓の七舎の一つである巷が「閭」となっている。

本簡の刑・徳の移動と天文訓の刑徳七舎とは移動の点において大きな違いはないようである。また、徳が各「處」に居る場合の占辞と思われる記述が見え、徳が室・堂・庭・門に居ることを、「藏」・「溺（弱）」・「卑」・「順」と表現している。第三六号簡以降は徳が七舎の各舎に居る際の占辞となっている。徳が室に居ると室を壊してはいけない、徳が堂に居ると堂を動かしてはいけないといった如く、徳は陽を象徴し尊いたためであろうか、徳の居る舎に手を加えてはいけないと述べている。

以上、孔家坡漢簡・日照海曲簡・北大漢簡に見える刑徳理論を検討した。居延新簡、肩水金關漢簡にも刑徳七舎に関する記述が見えるが、その記述は断片的で理論の把握は難しい。

居延新簡に（24）、

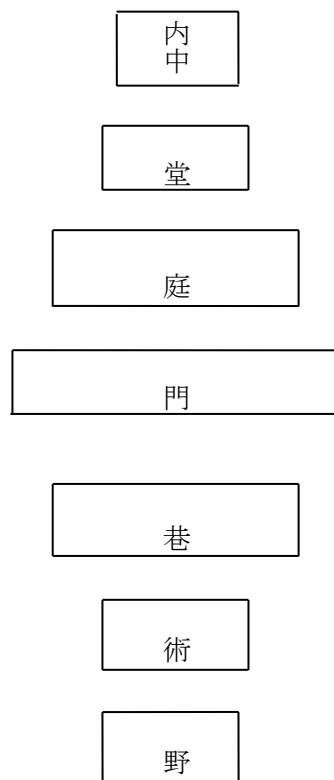
刑 術 巷 門 庭 堂 内中 堂 庭 門 巷 術 野 (EPT43・185)

徳 堂 庭 門 巷 術 野 術 巷 門 庭 堂 内中 (EPT65・48)

徳所在堂 (EPT42・80)

とある。その移動法が天文訓等と同じかどうかは定かでないが、その七舎の構成は図十のようになるであろう。

図十 居延新簡の七舎図



天文訓と比較してみると、「室」に相当するものが居延新簡では「内中」となっている以外違いがない。また肩水金閼漢簡に(25)、

刑徳・堂・庭・門・巷・術・野・術・巷・門・庭・堂・内(73EJT23:879)

とある。程少軒氏はこの簡は徳の移動であり、肩水金閼漢簡に見える他の「血忌」・「月殺」・「小時」等の神煞の周期表と比較すると、二月からの移動であるとした上で、居延新簡、肩水金閼漢簡の刑・徳は表九のように移動するとした(26)。

表九 居延新簡、肩水金閼漢簡に見える刑徳の毎月の移動(程少軒氏作成)

月份	月干支	徳	刑
正月	寅	堂	術
二月	卯	庭	巷
三月	辰	門	門
四月	巳	巷	庭
五月	辰	術	堂
六月	巳	野	室
七月	午	術	堂
八月	未	巷	庭
九月	申	門	門
十月	酉	庭	巷
十一月	戌	堂	術
十二月	亥	室	野

先述のように、居延新簡、肩水金閼漢簡に見える刑・徳の毎月の移動の記述は理論等に関するものが見えないので、どのように移動するの

かは不明な部分が多いのであるが、程少軒氏が検討された表九のように刑・徳が移動する可能性はある。

ところで、程少軒氏は今までの伝世文献・出土資料を用いた上で、以下のように刑・徳の毎月の移動を検討した⁽²⁷⁾。まず、天文訓の表六と同様の移動が、『五行大義』卷二論徳篇に、

建子の月(十一月)……徳は室に在り、刑は野に在りと爲す。
建丑の月(十二月)……徳は堂に在り、刑は街に在りと爲す。
建寅の月(正月)……徳は庭に在り、刑は巷に在りと爲す。
建卯の月(二月)……徳刑は俱に門に會す。
建辰の月(三月)……徳は巷に在り、刑は庭に在りと爲す。
建巳の月(四月)……徳は街に在り、刑は堂に在りと爲す。
建午の月(五月)……徳は野に在り、刑は室に在りと爲す。
建未の月(六月)……徳は街に在り、刑は堂に在りと爲す。
建申の月(七月)……徳は巷に在り、刑は庭に在りと爲す。
建酉の月(八月)……徳は門に在り、刑復た門に會すと爲す。
建戌の月(九月)……徳は庭に在り、刑は巷に在りと爲す。
建亥の月(十月)……徳は堂に在り、刑は街に在りと爲す。

とあり、天文訓で「術」となっているものが、『五行大義』では「街」となっている以外は基本的に同じであるとする。そして、今までに検討した居延新簡・肩水金關漢簡を西北漢簡と呼んだ上で、刑・徳の毎月の移動は孔家坡漢簡・西北漢簡・『五行大義』の三種類のものを、以下のように図示した(図十一、十二、十三)⁽²⁸⁾。なお、日照海曲簡の刑・徳の移動は作図されていないが、丁種とされている。

図十一 甲種・孔家坡漢簡



図十二 乙種・西北漢簡



図十三 丙種・『五行大義』



これらの図では七舎が円の外側にあるが、内側が徳、外側が刑の各月（十二辰で表される）の七舎における所在である。甲種のものには先に検討したように六舎であり、丑未を対象軸として、刑・徳の六舎における所在が並んでいる。乙種も丑未を対象軸として刑・徳の七舎における所在が並んでおり、更に「門」で刑・徳が合っているので辰・戌で平分線を引いている。甲種と乙種の関係は、丑未を対象軸としており、

移動原理が一致する等密接な関係にあるとしている。そして丙種は乙種を基礎にして三十度回転させており、子午は対象軸で卯酉は平分線であるとする。

程少軒氏はこのような刑徳七舎系統の変遷を以下のように想定した。乙種（西北漢簡）が創造された後、甲種（孔家坡漢簡）が民間で沿用された。丙種（『五行大義』）が出現した後、乙種と併用された。また乙種と丁種（日照海曲簡）を検討すると書写時期が近いため、地域的差異によって理論の差異が生まれたのではないか。そして最終的に丙種のもものが優勢となり、残ったと。

以下では程少軒氏の見解を検証したいと思う。まず、上述の刑徳七舎の図について、この解釈は成り立つ可能性がある。ただし、刑徳理論の変遷の検討については、各資料の書写年代や先に検討したような各資料に見える刑・徳の移動理論・法則に関する部分にまで検討が必要であろう。程少軒氏は乙種がまず創造されたと考えているが、今回検討した資料の書写年代は⁽²⁹⁾、

孔家坡漢簡↓天文訓↓日照海曲簡・北大漢簡↓居延新簡・肩水金關漢簡

の順となり、孔家坡漢簡のものが最も古いので、乙種の理論がまず創造されたと考えるのは難しくないだろうか。更に、いままでに検討した出土資料について天文訓と比較した上で改めて述べると、日照海曲簡の刑・徳の移動には過渡日の設定、北大漢簡では舎の名称の相違・占辞の有無等といった差異はみられるものの、基本的には天文訓の刑徳七舎の移動と大きく異なるところはなかった。居延新簡・肩水金關漢簡のものは移動理論に関する記述が見えなかったので詳細は不明であった。しかし、孔家坡漢簡「刑徳」篇の刑・徳の移動法は、それらと大きく異なっている。前述のように孔家坡漢簡「刑徳」篇は天文訓の刑徳七舎とは違い、刑は五舎（堂・庭・門・巷・術）、徳は六舎（堂・庭・門・巷・術・野）の間を運行し、刑は三ヶ月同じ術の舎、徳は術と野の間を往復する特異な移動を示している。

このように孔家坡漢簡の刑・徳の移動は他の文献・資料に見えるものと大きく違っている。天文訓は北斗七星との関係を明確に示しているのに対して、他の出土資料にはいずれも北斗七星との関連を思わせる記述が見えない。天文訓が十一月を移動の起点にしているのは、十一月に斗柄が子を指すことによると思われるが、孔家坡漢簡・日照海曲簡の刑徳の移動では正月が起点となっている。なお、居延新簡・肩水金關漢簡は刑・徳の移動の詳細の記述はないが、程少軒氏に従うと、十二月が起点の移動である。日照海曲簡・北大漢簡では北斗七星との連動を自明のものとしていた可能性はあるが、孔家坡漢簡の刑・徳の移動は刑が「術」に三ヶ月居続け、徳が「術」と「野」の間を往復するといった如く、北斗七星との連動が全く想定出来ない移動をしている。以上から、刑・徳の移動と北斗七星と連動するようになったのは天文訓以降と想定される。そして北斗七星の雌雄神の設定とその位置に対応させた刑・徳の位置確定の理論が導入された後に、孔家坡漢簡「刑徳」篇に見られるようなものから天文訓に見られるような移動形式のものが、後世まで残ったのではあるまいか。ただし、孔家坡漢簡以外にも天文訓

と異なった形式の刑・徳の移動が複数存在し、天文訓のものもその一つである可能性は否定できない。しかし天文訓以降の資料に孔家坡漢簡のような移動が見えないのも、その傍証といえるかもしれない。

むすび

本章では、天文訓と出土資料に見える「刑徳七舎」の比較・検討を行った。出土資料には北斗七星に関する記述が見えず、中でも孔家坡漢簡の刑・徳の移動はその移動法も含めて他のものと大きな相違があった。今回の検討で、刑徳七舎の移動では天文訓で整理されたものが後世に残った可能性を指摘した。

次章では、天文訓に見える、もう一つの刑・徳の移動である二十歳刑徳を検討したい。

注

- (1) 太陰(太歳)は十干と十二辰上を移動し、十干上の移動が徳の移動、十二辰上の移動が刑の移動と連動する。
- (2) 池田知久氏は『史記』・『漢書』を検討され『淮南子』の成立を建元二年とされた。本拙稿では池田氏に従う(池田知久「淮南子の成立―史記と漢書」とによる検討―)(『岐阜大学教育学部研究報告』人文科学二八号、一九八〇年)、池田知久「淮南子―知の百科」〔中国の古典〕(講談社、一九八九年)、池田知久『訳注「淮南子」』(講談社、二〇一二年)。
- (3) 「日書」・「曆譜」等の簡牘の朔日干支等から「日書」が出土した墓の年代は漢景帝後元二年(前一四二年)とされている。原文の□は文字が一部欠けているが、整理者が文意により補ったもの、「」の中の文は整理者が付けた注から補ったものである(湖北省文物考古研究所・隨州市考古隊編『隨州孔家坡漢墓簡牘』(文物出版社、二〇〇六年)。
- (4) 劉紹剛・鄭同州「日照海曲簡『漢武帝後元二年視日』研究」(中国文化遗产研究院編『出土文献研究』第九輯、中華書局、二〇一〇年)。
なお原文の「」は両氏によって補ったものである。

- (5) 北京大学出土文献研究所は書体・内容等から抄写年代は主に漢・武帝期で、宣帝期よりは下らないと推測している(北京大学出土文献研究所編『北京大学蔵西漢竹書』五(上海古籍出版社、二〇一四年))。
- (6) 甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中国文物研究所・中国社会科学院歴史研究所編『居延新簡・甲渠侯官』上巻・下巻(中華書局、一九九四年)。紀年のある簡の上限は前漢昭帝の始元年間、下限は西晋武帝太康四年(二八三年)である。
- (7) 甘肅簡牘保護研究中心・甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中国文化遺產研究院古文獻研究室・中国社会科学院簡帛研究中心編『肩水金關漢簡』二上巻・中巻・下巻(中西書局、二〇一二年)、程少軒「肩水金關漢簡「元始六年(居撰六年) 曆日」復原」(清華大學出土文獻研究與保護中心編『出土文獻』第五輯、中西書局、二〇一四年)を参照。なお紀年簡は前漢昭帝期と両漢交代期までである(高村武幸「肩水金關を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡」(『東洋学報』第九十九卷第三号、二〇一七年))。
- (8) 注(4) 劉紹剛・鄭同州前掲論文参照
- (9) 程少軒「月気刑徳新証」(陳致主編『饒宗頤国学院院刊』第三期(中華書局(香港)有限公司、二〇一六年))。
- (10) 戸川芳郎・木山英雄・沢谷昭次・飯倉照平『淮南子・説苑(抄)』(平凡社、一九七四年)、楠山春樹『淮南子』上(明治書院、一九七九年)参照。なお、本章で引用した清・銭塘『淮南天文訓補注』は劉文典撰・馮逸・喬華点校『淮南鴻烈集解』(中華書局、一九八九年)所収のものである。
- (11) 図は中村璋八・藤井友子『五行大義全釈』上巻(明治書院、一九八六年)、中村璋八・古藤友子『五行大義』上巻(明治書院、一九九八年)を参照。なお中村璋八『五行大義』(明德出版社、一九七三年)にも一部書き下し、日本語訳がある。
- (12) 「繩」とは天文訓に「子午・卯酉を二繩と爲す」とあるように、十二辰の「子」「午」の縦線と「酉」「卯」の横線のことを指す。
- (13) 『補注』に「十一月……日躔は星紀……五月……日躔は鶉首」とある。「星紀」・「鶉首」とは、それぞれ赤道帯を西から東に向けて十二に分けた「十二次」の一つである。『晉書』天文志によると、十二次と十二辰の関係は以下ようになる。

合。十一月、日月會於星紀之次、星紀、丑也、斗建在子、故子與丑合。十二月、日月會於玄枵之次、玄枵、子也、一名天龜、斗建在丑、故丑與子合。

とある。

(15) 「厭」について天文訓に「太陰(雌)居る所の辰は厭爲り」とある。また「厭」と「斗建」について、『周礼』卷二五春官・占夢条に「占夢は其の歳時を掌り、天地の會を觀、陰陽の氣を辨ず」とある文に對して、鄭玄注は「天地の會は、建厭處る所の日辰なり」とし、また賈公彦疏に引く鄭玄注に、「建は、斗柄の建す所を謂い、之を陽建と謂い、故に天を左還す。厭は、日の前一次を謂い、之を陰建と謂い、故に天を右還す」とある。『補注』はこの鄭玄の言う「建厭」を「厭建」と表記し、これを雌雄の神とし、「雌は陰建爲り、雄は陽建爲り、陽建は斗柄、陰建は太陰、然るに太陰は歲陰に非ず」としている。これより「陽建」は「斗柄の建す所」、「陰建」は「太陰」であるので、「雌神」||「厭」||「陰建」、「雄神」||「建」||「斗柄の建す所」||「陽建」と整理することができる。つまり鄭玄注の「建は、斗柄の建す所を謂い、之を陽建と謂い、故に天を左還す」とは、「雄神」||「建」||「斗柄の建す所」||「陽建」が天を時計回りに周る(左還)ことである。次に同注の「厭は、日の前一次を謂い、之を陰建と謂い、故に天を右還す」とは、『補注』に「十一月……日は丑に在り……厭は亦た子に在り」等とされているように、「雌神」||「厭」||「陰建」が各月毎に日の一つ前の辰にあり、これが天を反時計回りに移動する(右還)ことである。さらに『補注』に「十一月……厭は亦た子に在り、子の對は午にして刑爲り……十二月……厭は亥に在り、亥の對は巳にして刑爲り」とあるように、「刑」の位置は「厭||陰建||雌神」の「對」、つまり「厭對」にあることになる。

(16) 楠山春樹氏の表を参照(注(10) 楠山春樹前掲書)。

(17) 天文訓の刑徳七舎の移動について、京都大学人文科学研究所教授・武田時昌氏より貴重なアドバイスを頂いた。なお曾憲通氏・末永高康氏は刑徳七舎の刑徳の移動と各月の日夜の長さに着目されている(曾憲通「居延漢簡研究二題」(中国社会科学院簡帛研究中心『簡帛研究』第二輯(法律出版社、一九九六年)、末永高康「『香港中文大学文物館藏簡牘』干支表篇(『文帝十二年質日』)の復元」(『中国研究集刊』五八号、二〇一四年)。

(18) 注(3) 湖北省文物考古研究所・隨州市考古隊編前掲書。

(19) 甘肅省博物館「武威磨咀子三座漢墓發掘簡報」(『文物』一九七二年第二期)

(20) 劉曉臻「『吳越春秋』中的占卜方式及特点」(『温州大学学报(社会科学版)』二〇〇九年第一期)、張覺『吳越春秋校證注疏』(知識産権出版社、二〇一四年)。

- (21) 注(4) 劉紹剛·鄭同州前揭論文。
- (22) 張培瑜『三千年曆日天象』(大象出版社、一九九七年)、注(4) 劉紹剛·鄭同州前揭論文。
- (23) 注(5) 北京大學出土文獻研究所編前揭書。
- (24) 注(6) 甘肅省文物考古研究所·甘肅省博物館·中國文物研究所·中國社會科學院歷史研究所編前揭書。
- (25) 注(7) 甘肅省文物考古研究所·甘肅省博物館·中國文化遺產研究院古文獻研究室·中國社會科學院簡帛研究中心編前揭書。
- (26) 注(9) 程少軒前揭論文。
- (27) 注(9) 程少軒前揭論文。蕭吉著·錢杭點校『五行大義』(上海書店出版社、二〇〇一年) 參照、以下同じ。
- (28) 注(9) 程少軒前揭論文。
- (29) 注(3) · (4) · (5) · (6) · (7) 參照。

第三章 『淮南子』天文訓「二十歳刑徳」の「刑」・「徳」の移動について

はじめに

序章で述べたように、刑徳理論には年・月・日を基に移動するものが見え、前章では天文訓や出土資料に見える毎月の刑・徳の移動について検討を行った。その結果、後世には天文訓以前のものではなく天文訓の刑徳理論の形式が残ることになったのではないかとした。そこで本章では毎年の刑・徳の移動理論の変遷を明らかにするために、天文訓に見える刑・徳の毎年の移動理論について検討したい。毎年の刑・徳の移動理論は『漢書』等において刑・徳の所在における攻撃方向の占断が見え、単に理論として存在していたわけではない。刑・徳の毎年の移動は天文訓以外に馬王堆漢墓帛書等の出土資料にも見えるのだが、天文訓には伝世文献で唯一理論の体系的な記述が見える。したがって今後刑・徳の毎年の移動の変遷を比較・検討を行う上で避けて通れないものであり、術数的刑徳の研究的基礎となるものである。なお刑・徳の毎年の移動は天文訓では二十歳刑徳と呼ばれている。

そこで本章では、天文訓に見える毎年の刑・徳の移動である二十歳刑徳について、本文の記述を後世の文献ではあるが『五行大義』を補助線として用いながら検討したい。

第一節 『淮南子』天文訓の「二十歳刑徳」について

「二十歳刑徳」について、天文訓に、

- ① 太陰在甲子、刑徳合東方宮、常徙所不勝。合四歳而離、離十六歳而復合。所以離者、刑不得入中宮、而徙於木。
- ② 太陰所居、日爲徳、辰爲刑。徳剛曰自倍因、柔曰徙所不勝。刑、水辰之木、木辰之水、金・火立其處。

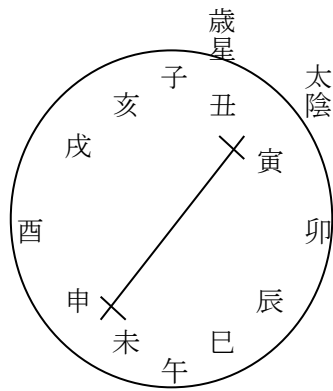
① 太陰甲子に在れば、刑徳は東方の宮に合し、常に勝たざる所に徙る。合すること四歳にして離れ、離ること十六歳にして復た合す。離るる所以は、刑中宮に入ることを得ずして、木に徙ればなり。

②太陰の居る所、日は徳爲り、辰は刑爲り。徳は剛なれば自ら因を倍すと曰い、柔なれば勝たざる所に徙ると曰う。刑、水辰なれば木に之き、木辰なれば水に之く。金火なれば其の處に立つ。

とあり、その移動理論は大別して二種ある。一つは十干と十二辰の組み合わせによって表される太陰の毎年の所在における、刑・徳の相勝説に基づく移動である。二つは毎年の太陰所在の十干・十二辰を起点にして、それぞれと関係した理論に基づく刑・徳の移動である。行論の便宜上、前者を①、後者を②と略称する。

両者は相異なる原理を利用した刑・徳の移動であるが、共通して太陰の語が見える。太陰①とは、十二辰で分割された天の「丑寅」と「未申」を結ぶ線を軸として歳星（木星）の位置と左右対称に置かれた観念上の天体である⁽²⁾（図一参照）。

図一 歳星が「丑」にある場合の「太陰」の図



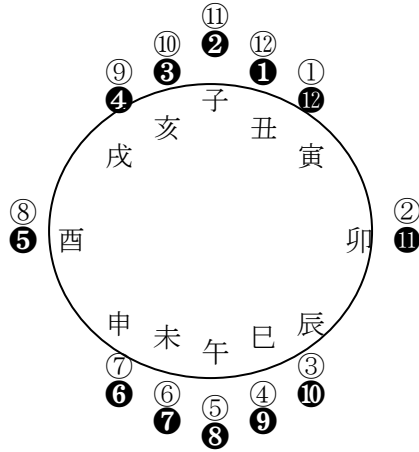
天文訓は、太陰の十二辰におけるそれぞれの位置に基づく歳名と歳星の位置関係について述べており⁽³⁾、その記述に従うとそれぞれ表一のようになる。

表一 太陰と歳星の十二辰における位置

太陰	歳星	歳名
寅	丑	摂堤格
卯	子	単闕
辰	亥	執徐
巳	戌	大荒落
午	酉	敦牂
未	申	協洽
申	未	涒灘
酉	午	作噩
戌	巳	闍茂
亥	辰	大淵献
子	卯	困敦
丑	寅	赤奮若

「歳星」は天球を赤道沿いに十二等分した十二次を移動するとき、毎年一次ずつ移動するのだが、表一によると十二辰の間を移動するとき丑→寅を移動するのに対して、「太陰」は逆方向に寅→丑に移動する。つまり歳星は十二辰において反時計回りに一周するが、太陰は十二辰の間を時計回りに移動する(図二参照)。

図二 歳星と太陰の動き(①～⑫は「太陰」の移動、①～⑫は歳星の移動)



以上が十二辰における太陰の移動であるが、太陰は十二辰だけでなく、十干の間も移動する。『爾雅』积天(4)によると、太陰が十干を移動するときの歳名は表二のようである。

表二 太陰の十干における位置とその歳名

太陰 (十干)	歳名
甲	闕逢
乙	旃蒙
丙	柔兆
丁	強圉
戊	著雍
己	屠維
庚	上章
申	重光
壬	玄默
癸	昭陽

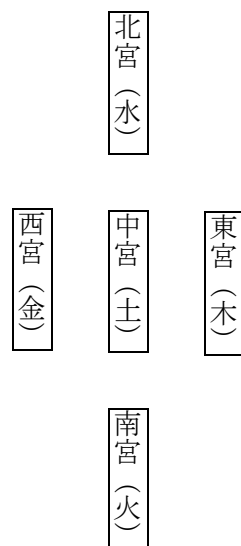
太陰の移動を用いる太歳紀年法では、十干（表二）と十二辰（表一）の歳名を合わせて各年を表記する。例えば太陰が甲（闕逢）寅（撰堤格）に居る年は「闕逢撰堤格」⁽⁵⁾と称することくである。

以上より、太陰の移動場所には十干及び十二辰があることが分かった。天文訓①は太陰が十干・十二辰を組み合わせた六十干支に居る場合（六十干支で表された各年）の刑・徳の移動の記述であり、②は各年の太陰が居る十干・十二辰自体を起点にして、相異なる理論によって刑・徳の移動について述べたものである。以下では、この太陰の用い方の差異も考慮して、両者の相異なる刑・徳の移動理論を検討する。

第二節 天文訓①の各年毎の太陰の所在における「刑」・「徳」の移動

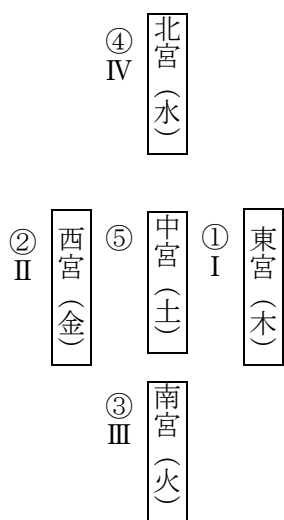
①では、東・西・南・北・中の各宮に五行の木・金・火・水・土を配当している（図三参照）。

図三 五宮と五行



徳はこの五つの宮、刑は中宮以外の四宮を、一年に一度移動する（刑が中宮に入らないのは三合説と関係するが、それは②部分の説明箇所で述べる）。まず一年目の甲子の年に、刑・徳は木に属する東宮に居る。その後両者は、一年毎に、相勝説に基づき、現在居る宮の属する五行の勝たざる五行に属する宮へ移動する。具体的に言えば、甲子の年に木に属する東宮に居る刑・徳は、翌年に相勝説により、共に木が勝たざる金に属する西宮に移動する（図四）。

図四 「刑」・「徳」の一年毎の動き



「徳」の移動は①②③④⑤、「刑」の移動はⅠⅡⅢⅣの順で一巡し、その後「徳」は⑤の後に①に戻り、「刑」はⅣの後にⅠに戻ってから同じ移動を繰り返す。なお五行相勝説は水↓火↓金↓木↓土↓水で順行し、↓の向かう方向の五行に勝つ。三・四年目も刑・徳はそれぞれ南・北宮に移動する。しかし五年目に徳が中宮に入るのに対して、刑は中宮に入ることなく東宮に戻る。以後両者は別々に移動していくこととなる。

そして二十一年目には、最初の一年目のように刑・徳は共に東宮に居り、以後二十二・二十三年目は二年目（西宮）・三年目（南宮）と同じように移動していく。つまり二十年を一つの周期として刑・徳は移動するのである。

以上の①部分の刑・徳の移動は、五宮における相勝説に基づいた移動である。次に、太陰を軸とした天文訓②の移動について検討する。

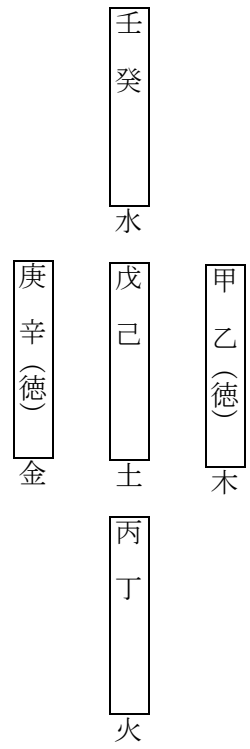
第三節 天文訓②における「太陰」の「十干」・「十二辰」と「刑」・「徳」

1、徳の移動

徳の移動について、②に「太陰所居、日爲徳」とある。先に述べたように、太陰は十干・十二辰を移動するのであるが、この記述は太陰の所在が「日」の場合は「徳」の移動であることを指す。なお、「日」について天文訓に「東方、木也……其日甲乙」、「凡日、甲剛乙柔、丙剛丁柔、以至于癸」とあるように、「日」とは「十干」のことである。つまり、太陰の移動と連動して徳も十干を移動すると言える。徳が移動する十干は剛・柔の二種類に分けられており、甲・丙・戊・庚・壬は皆な剛、乙・丁・己・辛・癸は皆な柔で、「徳」所在の十干が剛・柔のいずれであるかによって、移動法が変わる。②には剛の場合の徳の移動の記述もあるが、これだけでは移動法は不明である。これに対して、②によると柔の場合の徳の移動は、五行の勝たざる方向（相勝説に基づく）への移動となっている。

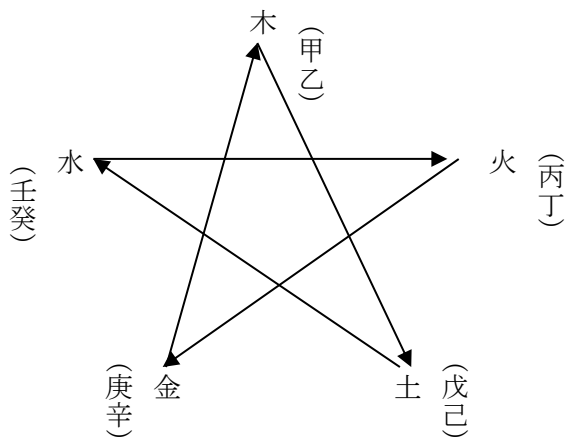
十干を天文訓に見えるように東・西・南・北・中央の方位に分け、これに五行を配当すると、図五のように甲・乙は東で木、丙・丁は南で火、戊・己は中で土、庚・辛は西で金、壬・癸は北で水となる⁽⁶⁾。

図五 十干の方位配当と五行配当



「柔曰徙所不勝」とは、徳所在の十干が柔、つまり乙・丁・己・辛・癸の場合には、自らの十干が属する五行の勝たざる十干へと移動することを意味する（図六参照）。

図六 相勝説と十干



ただし、各五行・方位にはそれぞれ二つの十干が属するが、柔の徳が、どちらの十干に移動するかは、天文訓の記述からは分からない。また、繰り返し言うように、剛の徳の場合の移動も不明である。しかし、これらの問題は隋代の『五行大義』により解釈できる（以後、天文訓で解決できない問題は、『五行大義』等の後世の文献で補って適宜説明する）。すなわち、『五行大義』卷二論徳条に、

干徳者、甲徳自在、乙徳在庚、丙徳自在、丁徳在壬、戊徳自在、己徳在甲、庚徳自在、辛徳在丙、壬徳自在、癸徳在戊。此十干者、甲・丙・戊・庚・壬爲陽、尊故徳自處、乙・丁・己・辛・癸爲陰、卑故配徳於陽。有従夫之義、所以不自爲徳。

干徳は、甲の徳は自在在り、乙の徳は庚に在り、丙の徳は自在在り、丁の徳は壬に在り、戊の徳は自在在り、己の徳は甲に在り、庚の徳は自在在り、辛の徳は丙に在り、壬の徳は自在在り、癸の徳は戊に在る。此れ十干は、甲・丙・戊・庚・壬は陽爲りて、尊きが故に徳は自處し、乙・丁・己・辛・癸は陰爲りて、卑しきが故に徳を陽に配す。夫に従うの義有り、自らは徳と爲らざる所以なり。

とあり、これによると甲・丙・戊・庚・壬は皆な陽で、自らの十干と同じ位置に在る。これに対して、乙・丁・己・辛・癸は皆な陰で、「徳を陽に配す」とする。以上を、表にすると表三のようになる。

表三 十干の陽徳・陰徳の分類とそれぞれの位置

陽	甲	丙	戊	庚	壬
位置	甲	丙	戊	庚	壬
陰	乙	丁	辛	己	癸
位置	庚	壬	丙	甲	戊

「配徳於陽」とは乙・丁・辛・己・癸の陰がそれぞれ庚・壬・丙・甲・戊の陽へ移動することである。各十干に配当されている五行に基づく、この移動は先述の天文訓の柔の移動と同じ五行の勝たざる十干への移動である。例えば、陰である乙は木に属するが、実際の位置は木が勝たざる金に属する庚となるというように、陰が移動するのは所在の十干に配当されている五行の勝たざる十干の陽へ移動する。天文訓では徳が剛の場合と柔の場合について述べるが、それは『五行大義』の陽・陰の移動と同じ移動パターンであるので、『五行大義』の陰の移動を参考にして天文訓の柔徳の移動を説明することができる。つまり剛は陽、柔は陰を示し、天文訓は『五行大義』のように、徳を陰・陽で分けた場合について述べているのである。このように『五行大義』を参考にすれば、徳が剛である場合の移動法についても解積できる。また「自處」は、甲・壬までの陽が初めの十干と同じ場所に位置するので、徳が剛であるなら、その十干の位置から移動しないということである。以上が徳の移動であり、表にすると表四のようになる。

表四 十干の陽徳・陰徳の分類とそれぞれの位置

陽 (剛)	甲 (木)	丙 (火)	戊 (土)	庚 (金)	壬 (水)
位置	甲 (木)	丙 (火)	戊 (土)	庚 (金)	壬 (水)
陰 (柔)	乙 (木)	丁 (火)	辛 (金)	己 (土)	癸 (水)
位置	庚 (金)	壬 (水)	丙 (火)	甲 (木)	戊 (土)

2、刑の移動

②に「太陰所居……辰爲刑……刑、水辰之木、木辰之水、金・火立其處」とあり、刑の移動は各年毎の太陰の居る辰（十二支によって名づけられる）と連動する刑所在の辰の五行（土を除く）によって決められている（②の刑の移動は、徳の移動で用いられている相勝説や相生説のみで説明することはできない）。このような十二辰の五行配当については、天文訓の別の個所に三合説として見えている。

木生于亥、壯于卯、死于未、三辰皆木也。火生于寅、壯于午、死于戌、三辰皆火也。土生于午、壯于戌、死于寅、三辰皆土也。金生于巳、壯于酉、死于丑、三辰皆金也。水生于申、壯于子、死于辰、三辰皆水也。

木は亥に生じ、卯に壯んに、未に死す、三辰は皆な木なり。火は寅に生じ、午に壯んに、戌に死す、三辰は皆な火なり。土は午に生じ、戌に壯んに、寅に死す、三辰は皆な土なり。金は巳に生じ、酉に壯んに、丑に死す、三辰は皆な金なり。水は申に生じ、子に壯んに、辰に死す、三辰は皆な水なり。

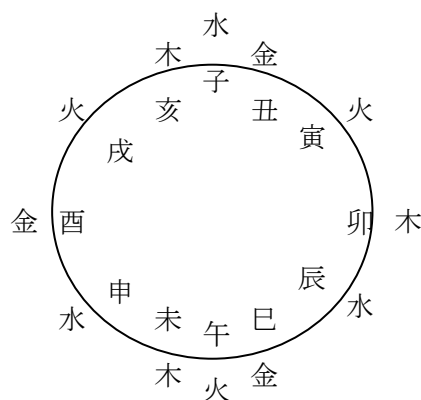
これによると、木に亥・卯・未、火に寅・午・戌、土に午・戌・寅、金に巳・酉・丑、水に申・子・辰に水を配し、刑の移動に見えない土の配当が見える。天文訓より書写年代が古い睡虎地秦墓竹簡（以下、睡虎地秦簡と略す）・天水放馬灘秦簡（以下、放馬灘秦簡と略す）といった出土資料にも三合説の記述が見え、戦国末の睡虎地秦簡「日書」乙種「五勝」篇（七十九貳〜八七貳）に⁽⁷⁾、
丙丁火、火勝金。戊己土、土勝水。庚辛金、金勝木。壬癸水、水勝火。丑巳金⁽⁸⁾、金勝木……未亥〔卯木、木〕勝土……辰申子水、水勝火。

とある。「五勝」篇には断簡があり、三合の配当の全てが見えるわけではない。工藤元男氏は本段の簡数から、この三合説には「土」が含まれていると指摘している⁽⁹⁾。次に統一秦の放馬灘秦簡「日書」乙種「五行」篇（七三貳〜七六貳）に⁽¹⁰⁾、

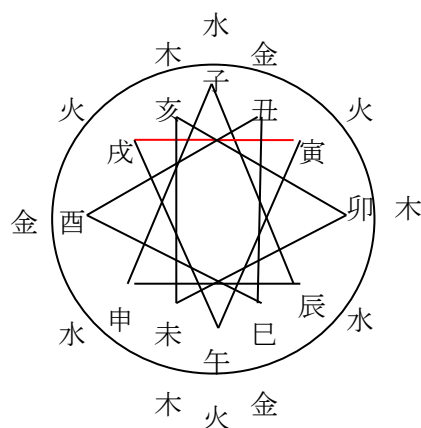
火生寅、壯午、老戌。金生巳、壯酉、老丑。水生申、壯子、老辰。木生亥、壯卯、老未。

とあり、土はないが天文訓と同様の五行配当が見える三合説であり、しかも天文訓に見えた五行の盛衰が「生・壯・老」という形で表されている⁽¹¹⁾。刑の移動では土を含まない前者が用いられている。胡文輝氏⁽¹²⁾は後者に対して、「土に属する三辰は他の五行の辰と重複し、土辰は虚構であり、実際の推算においては影響が無い」と述べている。すると、①で刑が中宮に入れないとしている理由は、刑の移動では土の三合を用いないので、土に属する中宮に入れないためであることになろう（図七・八参照）⁽¹³⁾。

図七 三合論における十二辰と五行



図八 三合会局



水合局は子・辰・申。金合局は丑・巳・酉。火合局は寅・午・戌。木合局は卯・未・亥。

以上の三合説と②の記述を基にし、刑の移動を「甲子」の年を例に挙げて説明する。甲子の年において、刑の起点は子で、子は三合では水に属するので「刑、水辰之木」の記述に従って、刑は「木」に移動する。その「之木（木への移動）」には二つの可能性がある。第一は子（水）から木の三合の亥・卯・未のいずれかに移動する場合、第二は子から①に見える天の五宮の内、木に属する東宮へ移動する場合である。

まず前者の子から木の三合（亥・卯・未）のいずれかに移動する場合、亥・卯・未への三通りの移動が考えられる。しかし、そのいずれであるか、天文訓の記述からは特定できない。後者も天文訓の記述からだけでは特定できないが、それは刑の位置について述べた『五行大義』の「支自相刑」の理論によって解釈することが可能である。『五行大義』卷二論刑条に、

支自相刑者、子刑在卯、卯刑在子、丑刑在戌、戌刑在未、未刑在丑、寅刑在巳、巳刑在申、申刑在寅。辰午酉亥各自刑。『漢書』翼奉奏事云「木落歸本、故亥卯未木之位、刑在北方。亥自刑、卯刑在子、未刑在丑。水流向末。故、申子辰水之位、刑在東方。申刑在寅、子刑在卯、辰自刑。金剛火強、各還其郷、故巳酉丑金之位、刑在西方。巳刑在申、酉自刑、丑刑在戌。寅午戌火之位、刑在南方。寅刑在巳、午自刑、戌刑在未」。

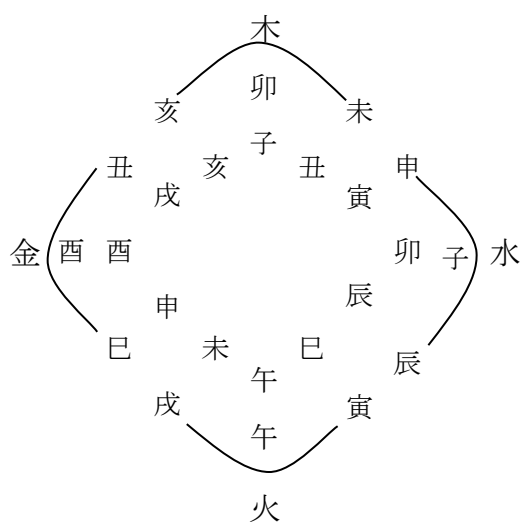
支自ら相刑するは、子の刑は卯に在り、卯の刑は子に在り、丑の刑は戌に在り、戌の刑は未に在り、未の刑は丑に在り、寅の刑は巳に在り、巳の刑は申に在り、申の刑は寅に在る。辰午酉亥各自ら刑す。『漢書』翼奉奏事に云う「木落ちて本に歸る、故に亥卯未は木の位なり、刑は北方に在る。亥は自ら刑し、卯の刑は子に在り、未の刑は丑に在る。水流れて未に向かう。故に申子辰は水の位なり、刑は東方に在る。申の刑は寅に在り、子の刑は卯に在り、辰は自ら刑す。金は剛く火は強し、各其の郷に還る、故に巳酉丑は金の位なり、刑は西方に在る。巳の刑は申に在り、酉は自ら刑し、丑の刑は戌に在る。寅午戌は火の位なり、刑は南方に在る。寅の刑は巳に在り、午は自ら刑し、戌の刑は未に在る」と。

とある⁽¹⁴⁾。これによると、子を「刑する」ものは卯に在る（「子刑在卯」というように、各十二辰における刑される対象と刑する主体の関係が述べられ、次に『五行大義』が引く『漢書』翼奉奏事⁽¹⁵⁾に、刑の位置する十二辰の五行と刑の移動先の十二辰とその方位配当との関係が述べられている。すなわち、木に属する亥・卯・未の場合、刑はそれぞれ北方に属する亥・子・丑にある。水に属する申・子・辰の場合、刑は東方にある寅・卯・辰にある。金に属する巳・酉・丑の場合、刑は西方に属する申・酉・戌にある。火に属する寅・午・戌の場合、刑は南方に属する巳・午・未にある⁽¹⁶⁾。これを表にすると表五のようになり、図示すると図九のようになる。

刑の初期 所在の十 二辰	子	卯	丑	戌	未	寅	巳	申	辰	午	酉	亥
	水	木	金	火	木	火	金	水	水	火	金	木
刑の移動 先と方位	卯	子	戌	未	丑	巳	申	寅	辰	午	酉	亥
	木	水	火	木	金	金	水	火	水	火	金	木
	東	北	西	南	北	南	西	東	東	南	西	北
	木	水	金	火	水	火	金	木	木	火	金	水

表五 十二辰と刑の位置関係

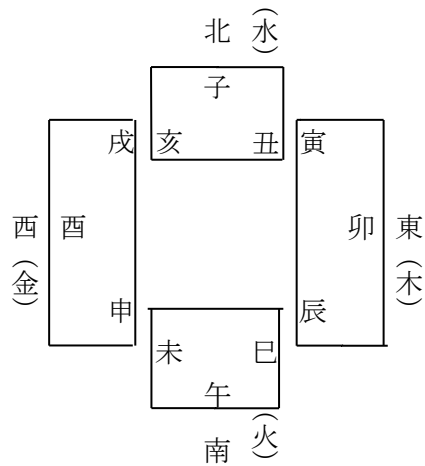
図九 支自相刑と十二辰



内側は刑する支、外側は刑される支(17)。

一方『五行大義』卷二論方位雜条には、十二辰の方位配当と五行の関係について述べたものがあり、図示すると図十のようになる(18)。なお、『五行大義』の編成では論方位雜条の方が前段にあるので、論刑条はこれに基づくものである。

図十 五行の方位配当と十二辰



以上によると、刑の移動はそれぞれ以下のようになるであろう（表五参照）。水に属する子に刑が在る場合、移動先は木の方位に属する卯である。木に属する卯に刑が在る場合、移動先は水の方位に属する子である。金に属する丑に刑が在る場合、移動先は金の方位に属する戌である。火に属する戌に刑が在る場合、移動先は火の方位に属する未である。木に属する未に刑が在る場合、移動先は水の方位に属する申である。火に属する寅に刑が在る場合、移動先は火の方位に属する巳である。金に属する巳に刑が在る場合、移動先は金の方位に属する申である。水に属する申に刑が在る場合、移動先は木の方位に属する寅である。水に属する辰に刑が在る場合、移動先は木の方位に属する辰である。火に属する午に刑が在る場合、移動先は火の方位に属する午である。金に属する酉に刑が在る場合、移動先は金の方位に属する酉である。木に属する亥に刑が在る場合、移動先は水の方位に属する亥である。

ここで先に論じた、天文訓の刑の移動の二つの可能性について、今一度考えてみることにしよう。

第一は、刑の移動は三合説を用いるだけで解釈できると考え、刑の最初に居る辰の三合説における五行配当と、刑の移動先の辰の三合説における五行配当のみを考える場合である。

第二は、三合説だけでなく五行の方位配当も使い、刑の最初に居る辰の三合説における五行配当と刑の移動先の辰の五行の方位配当を考える場合である。そこで『五行大義』論刑条と表五を基に、子、卯、午、酉の刑の移動について考えてみると、第一の三合説のみを用いた

(b)

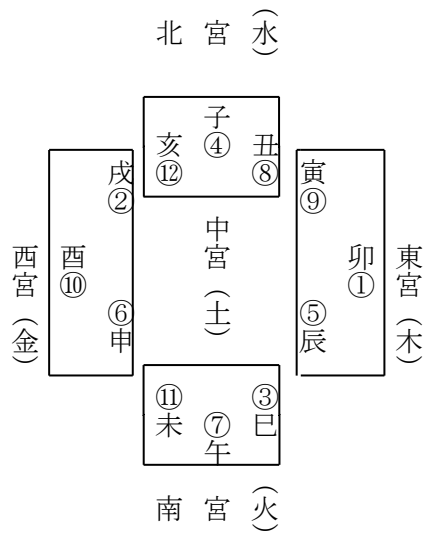


図 (a) の外側のそれぞれの辰に刑が在る場合、内側は結果的に刑の移動先の位置となる。そして、図 (b) には十二辰と図 (a) 内側の刑の位置番号を東・西・南・北宮に対応させている。

たとえば甲子を例にすると、図 (a) において刑の最初の位置が外側の「①子」で、次に内側の「①卯」に移動させ、その番号を (b) に対応させると、「卯①」は東宮にある。つまり、初め刑は三合説で水に属する「①子」(図 (a)) に居り、次に図 (b) の木に属す東宮に移る。これは天文訓の「刑、水辰之木」の記述と合い、天文訓①部分の移動とも矛盾しない。この移動は刑の最初の位置がどの辰の場合でも天文訓②の記述と合い、『五行大義』によって天文訓②が解釈できるのである。天文訓①の記述のみでは、刑が中宮に入らない理由を説明できないが、天文訓①は天文訓②と補完関係にあることを知ることによって、その理由が分かるのである。

結局、天文訓②の移動は、まず刑が初めに位置する十二辰の三合説における五行を起点にし、次に「支自相刑」にしたがって刑を移動させ、移動した場所の方位の五行配当を考えればよいのである。以上を踏まえて、二十歳刑徳の刑・徳の移動を表にすると、表六のようになる。

表六 「二十歳刑徳」の二十一年目までの各年の刑・徳の位置

甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午	癸未	甲申
東宮	西	南	北	中	東	西	南	北	中	東	西	南	北	中	東	西	南	北	中	東
東宮	西	南	北	東	西	東	北	南	東	西	東	北	南	東	西	東	北	南	東	西
一年目	二年目	三年目	四年目	五年目	六年目	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	二年目

※陶磊『《淮南子・天文》研究―從數術史的角度(19)』中の表により、一部追加。

このようにして位置を確定された刑・徳は何を占うためのものだったのであろうか。天文訓に「凡そ太陰を用うれば、左前の刑、右背の徳、鉤陳(20)の衝辰を撃つ。以て戦えば必ず勝ち、以て攻むれば必ず剋つ」とあり、これによれば戦で攻撃を仕掛ける方向の有利・不利を占うために用いられるものとされている。すなわち二十歳刑徳では、東・西・南・北・中の五宮にそれぞれに五行の木・金・火・水・土を配当する。刑・徳は二十年を周期として一年毎に五宮上を移動する。また、徳は太陰の十干を起点にし、「陰陽」・「五行」の理論を用いて位置を確定する。一方、刑は太陰所在の十二辰を起点にし、「支自相刑」・「三合」の理論を用いて位置を確定する。以下に二十歳刑徳の「移動」・「周

期」・「基準とする天体」・「使用する理論」・「使用目的」を表にすると、表七のようになるであろう(21)。

表七 「二十歳刑徳」の構成要素

移動	一年
周期	二十年
基準とする天体	太陰
使用される理論	陰陽 五行 支自相刑 三合
使用目的	戦争における攻撃方向の占い

むすび

本章では、天文訓に見える「二十歳刑徳」の刑・徳の移動を検討した。徳は太陰の十干を起点にして、「陰陽」・「五行」の理論によって位置が定められ、これに対して刑は太陰所在の十二辰を起点にし、支自相刑・三合の理論によって位置が定められる、ということになる。そのように位置を決められた「刑」・「徳」は戦争における攻撃方向の占断に用いられたのである。

次に、二十歳刑徳と類似の移動が見える『馬王堆漢墓帛書』「刑徳」篇(以下、帛書『刑徳』篇と略す)を検討する。帛書『刑徳』篇には、刑徳大遊・刑徳小遊と呼ばれる二種の移動が見える。帛書には天文訓には見えない理論・図が見えるが、術数・神煞としての刑・徳概念の変遷を理解する上で、二十歳刑徳と類似の移動である帛書『刑徳』篇の「刑徳大遊」の検討は極めて重要である。

注

(1) ただし『淮南天文訓補注』は、天文訓の「太陰」は「太歳」のことであろうと述べる。実際天文訓の「太陰」と同質のものは『漢書』

卷二六天文志等の文献では「太歳」と記されている。

(2) 楠山春樹『淮南子』上(明治書院、一九七九年)。

(3) 『淮南子』卷三天文訓「太陰在寅、歳名曰攝提格。其雄爲歳星、舍斗・牽牛、以十一月、與之晨出東方、東井・輿鬼爲對。太陰在卯、歳名曰單闕。歳星舍須女・虚・危、以十二月、與之晨出東方、柳・七星・張爲對。太陰在辰、歳名曰執除。歳星舍營室・東壁、以正月、與之晨出東方、翼・軫爲對。太陰在巳、歳名曰大荒落。歳星舍奎・婁、以二月、與之晨出東方、角・亢爲對。太陰在午、歳名曰敦牂。歳星舍胃・昂・畢、以三月、與之晨出東方。氏・房・心爲對。太陰在未、歳名曰協洽。歳星舍觜・參、以四月、與之晨出東方。尾・箕爲對。太陰在申、歳名曰涪灘。歳星舍東井・輿鬼、以五月、與之晨出東方、斗・牽牛爲對。太陰在酉、歳名曰作鄂。歳星舍柳・七星・張、以六月、與之晨出東方。須女・虚・危爲對。太陰在戌、歳名曰闍茂。歳星舍翼・軫、以七月、與之晨出東方。營室・東壁爲對。太陰在亥、歳名曰大淵獻。歳星舍角・亢、以八月、與之晨出東方。奎・婁爲對。太陰在子、歳名曰困敦。歳星舍氏・房・心、以九月、與之晨出東方。胃・昂・畢爲對。太陰在丑、歳名曰赤奮若。歳星舍尾・箕、以十月、與之晨出東方。觜・參爲對」。

(4) 『爾雅』釋天「太歳在甲曰闕逢、在乙曰旃蒙、在丙曰柔兆、在丁曰強圉、在戊曰著雍、在己曰屠維、在庚曰上章、在辛曰重光、在壬曰玄默、在癸曰昭陽」。

(5) 『漢書』卷二十一・律曆志「乃以前曆上元泰初四千六百一十七歳、至於元封七年、復得闕逢攝提格之歳、中冬十一月甲子朔旦冬至、日月在建星、太歳在子」。

(6) 『淮南子』卷三天文訓「何謂五星。東方、木也……其日甲乙。南方、火也……其日丙丁。中央、土也……其日戊己。西方、金也……其日庚辛。北方、水也、……其日壬癸」。

(7) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、二〇〇一年)、武漢大學簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編『秦簡牘合集』一(上中下)(武漢大學出版社、二〇一四年)、武漢大學簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編・李天虹・劉國勝等撰著『秦簡牘合集 釈文注釈(修訂本)』一・二(武漢大學出版社、二〇一六年)。「」の中の文は整理者によって補ったものである。

(8) 整理者は「西丑巳金」とすべきで、「西」字が抜けているとする(注(7) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編前掲書参照)。

(9) 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』(創文社、一九九八年)参照。劉樂賢氏は饒宗頤氏(饒宗頤「秦簡中的五行說與納音說」『古文字研究』第十四輯(中華書局、一九八六年))に従い、さらに『天水放馬灘秦簡』日書に木火金水の三合の記述を根拠にして、

日書の三合は木火金水であるとする（劉樂賢『睡虎地秦簡日書研究』（天津出版社、一九九四年）参照）。

(10) 甘肅省文物考古研究所編『天水放馬灘秦簡』（中華書局、二〇〇九年）、武漢大學簡帛研究中心・湖北省博物館等編、陳偉主編前掲書、彭浩等編著前掲書。海老根量介氏によると、睡虎地秦簡の日書の書写年代は秦の六国統一前、放馬灘秦簡「日書」の書写年代は統一秦のものである（海老根量介「放馬灘秦簡書写年代蠡測」（武漢大學簡帛研究中心主辦『簡帛』第七輯、上海古籍出版社、二〇一二年）、海老根量介「批評と紹介」孫占宇著『天水放馬灘秦簡集釈』（『東洋學報』第九五卷第四号、二〇一四年三月）、海老根量介「盜者」篇からみた「日書」の流通過程試論」（『東方學』一一八輯、二〇一四年七月）参照）。

(11) 『五行大義』卷二論方位雜に、

寅午戌、火之位也。寅中有生火、在東方。午中有王火、在南方。戌中有死火、在西方。亥卯未、木之位也。亥中有生木、在北方。卯中有王木、在東方。未中有死木、在南方。申子辰、水之位也。申中有生水、在西方。子中有王水、在北方。辰中有死水、在東方。巳酉丑、金之位也。巳中有生金、在南方。酉中有王金、在西方。丑中有死金、在北方。此一行之體雜在三方也。未辰丑戌、土之位也。未中有王土、辰中有死土、丑中有衰土、戌中有壯土、此土體雜在四方也。

とあり、天文訓に見えた五行の盛衰が「生・王・死」という形で表されている。また天文訓とは違い土が配當されている十二辰は未辰丑戌となっている。

(12) 胡文輝『中国早期方術與文献叢考』（中山大學出版、二〇〇〇年）。

(13) 注(9) 参照。

(14) 刑の意味ついて、『五行大義』卷二論刑に、

史籒『龜經』云「當成不成、視兆相刑」。又問云、「六合是吉而已、申相剋者何」。答曰「金帶水生火中。火爲金鬼、水爲火鬼、金共水生火中、則是鬼母子身。申是金位、兼復懷水、巳是火位、復有生金、還相讎、故以爲刑也」。

とある。斜線部で六合の関係にある申が巳を刑する理由について述べるが、その中で申・巳にそれぞれ配當されている五行が互いに「剋・讎」する故だとしている。「支自相刑」とは、十二辰がお互いに対立関係にあることを示している可能性がある。

(15) 『五行大義』が引く『漢書』翼奉奏事は本文のように見えるが『漢書』卷七五翼奉伝の本文には見えない。しかし、翼奉伝の孟康注が引く『翼氏風角』に、「木落歸本、水流歸末」・「金剛火彊、各歸其郷」とあり、『五行大義』と同じように五行の方位配當において水・木、金・火でそれぞれ分類されている。本論では刑の位置関係について、より詳細に述べた『五行大義』を用いる。

(16) 『補注』は「甲子之歳……刑在卯、子刑卯、故刑徳合東方宮」とし、さらに『開元占経』卷九一歳月日時刑条に、

子刑卯、卯爲刑下、子爲刑上。丑刑戌、戌爲刑下、未爲刑上。寅刑巳、巳爲刑下、申爲刑上。卯刑子、子爲刑下、卯爲刑上。辰刑辰。巳刑申、申爲刑下、寅爲刑上、午刑午。未刑丑、丑爲刑下、戌爲刑上。申刑寅、寅爲刑下、己爲刑上。酉刑酉。戌刑未、未爲刑下、丑爲刑上。亥刑亥。凡刑下來者禍淺、刑上來者災深。自刑者兼刑上刑下、其災尤深。謂之三刑、刑上・刑下・自刑也。

とあるのを引用して、これが天文訓の刑・徳であると説明している。「刑上」とは刑される対象、「刑下」とは刑する主体で、「自刑」は自分の辰を自ら刑することを指す。『開元占経』では十二辰を「刑上」・「刑下」・「自刑」にそれぞれ分けている（「自刑」する辰（午・辰・酉・亥）以外は「刑上」・「刑下」の両方になり得る）。子・卯は○刑△で表される句において○が刑上、△が刑下にそのまま対応しているが、丑・未・戌、寅・巳・申は刑される対象である「刑上」は○刑△の○にはそのまま対応しない。例えば、「丑刑戌」の場合、「刑上」は未となる。本段には丑・戌が相刑する関係にあるものについて、「丑刑戌」・「戌刑未」・「未刑丑」とあるが、○が丑の場合、刑上は△に丑が入った場合の○、つまり「未刑丑」の未となる。

(17) 中村璋八・藤井友子『五行大義全釈』上卷(明治書院、一九八六年)、中村璋八・古藤友子『五行大義』上卷(明治書院、一九九八年)を参照。

(18) 『五行大義』卷二論方位雜条「東方甲乙、寅卯辰……南方丙丁、巳午未……西方庚辛、申酉戌……北方壬癸、亥子丑」。

(19) 陶磊『《淮南子・天文》研究―從數術史』(齊魯書社、二〇〇三年)。

(20) 北極紫微垣の内にある星。

(21) なお、武田時昌氏は刑の移動を「三合論」によって説明されているが、「支自相刑」の理論は用いていない(武田時昌氏「刑徳遊行の占術理論」『日本中国学会報』第六三輯、二〇一一年)。

第四章 馬王堆帛書『刑德』篇の「刑徳大遊」

はじめに

前章では『淮南子』卷三天文訓（以下、天文訓と略す）に見える毎年の刑・徳の移動である、二十歳刑徳について検討した。天文訓の二十歳刑徳では、東・西・南・北・中の五宮それぞれに五行の木・金・火・水・土を配当し、その五宮上を、刑・徳は二十年を周期として一年毎に移動する。また、刑は太陰所在の十二辰を起点とし、「支自相刑」・「三合」の理論によって位置が定まる。徳の方は太陰所在の十干を起点とし、陰陽・五行の理論によって位置が定まる。なお、二十歳刑徳は刑・徳の移動と両者の位置・方位に対する進軍方向の占いに用いられている。以上が天文訓「二十歳刑徳」の刑・徳の移動の概容であるが、天文訓自体にはこれらの各移動等に対して図が付けられてないので、筆者は必要に応じて作図して視覚化した。

一方、天文訓と同じように毎年の刑・徳の移動が、天文訓より書写年代が古い前漢初期の馬王堆漢墓帛書『刑徳』篇⁽¹⁾（以下、帛書『刑徳』篇と略す）に見える。帛書『刑徳』篇には天文訓に見えない刑・徳等に関する記述と共に、その移動を説明・視覚化した図が付され、帛書『刑徳』篇の刑徳大遊の検討は、天文訓に至るまでの刑徳理論の変遷を理解する上で極めて重要である。

本章では、前章で得た以上の知見に基づき、二十歳刑徳と同じく一年毎の移動周期である「刑徳大遊」の移動原理を分析する。なお、帛書『陰陽五行』乙篇には帛書『刑徳』乙篇とほぼ同様の記述・内容が見えるが、帛書『刑徳』乙篇の方がより残欠が少ない。そのため、まず議論の順序として基本原則が叙述され、残欠が少ない帛書『刑徳』乙篇の記述・図を検討することにする。また、帛書には帛書『刑徳』丙篇も存在し、刑・徳移動の図は見えるが、移動に関する記述は見えないので、本章では扱わない。

第一節 帛書『刑徳』篇

帛書『刑徳』甲乙両篇の構成は乙篇の冒頭で両篇の刑・徳の移動の基本原則が述べられ、それに基づき乙篇・甲篇のそれぞれの具体的な刑・徳の移動が記載されていると想定される。したがって、討論の順序として基本原則が叙述されている乙篇を先に挙げ、その後甲篇を挙げた上で、本論文の序で挙げた「刑徳大遊」の移動原理を主に分析する。なお、本節では行論の都合上本文をA～Eに分ける⁽²⁾。

帛書『刑德』乙篇一、五行に、

A 德始生甲、大(太)陰始生子、刑始生水_二子。故曰、「刑德始于甲子」。

B 刑・德之歲徙也、必以日至之後七日之子・午・卯・酉。德之徙也、子若午。刑之徙也、卯若酉。刑・德之行也、歲徙所不朕(勝)而刑不入宮中、居四隅。甲子之舍始東南以嗎(順)行、廿歲而壹_三周_二而刑・德四通、六十歲而周_三于癸亥而復從甲子始。

C ●刑德初行六歲并於木、四歲而離二十六歲而復并木。大(太)陰十六歲而與德并於木。

A 德始めて甲を生じ、太陰始めて子を生ず、刑始めて水を生ず。水は子なり。故に曰く、「刑德甲子より始まる」、と。

B 刑德の歲徙たるや、必ず日至の後の七日の子・午・卯・酉を以つてす。德の徙るや、子若しくは午なり。刑の徙るや、卯若しくは酉なり。刑德の行るや、歲ごとに勝たざる所に徙りて、刑宮中に入らず、四隅に居る。甲子の舍は東南より始まり以て順行し、廿歲にして壹たび周り、壹たび周るに刑德は四通し、六十歲にして周り癸亥を周れば復た甲子徙り始まる。

C ●刑德初め六歲を行りて木に并し、四歲にして離れ、十六歲離れて復た木に并す。太陰十六歲にして德と木に并す。

とあり、帛書『刑德』甲篇八五、八七行、一四〇行に、

D ●刑德之大游也、十年「并」居木、十一年并居金、十二年并「居火」、十三年并居水、十四年德與刑離、德徙土、刑居木、離「廿歲而復并居」水、德從水徙土、刑居木……。

E 刑德十五年合木、十六年合金。

D ●刑德の大遊たるや、十年に木に「并せて」居り、十一年に并せて金に居り、十二年に并せて「火に居り、十三年并せて水に居り」、十四年に德は刑と離れ、德は土に徙り、刑は木に居り、離る。「離ること廿歲にして復た并せて」水に「居り」、德は水徙り土に徙り、刑は木に居る。

E 刑德は十五年に木で合い、十六年に金で合う。

とある。上述の乙篇冒頭Aで、德は「甲」を生じ、刑は「水_二子(十二支で子は水に属する)を生じることから、刑德は「甲子」から始まるというように、移動の基本的な理論が述べられている。次にB・Cでは刑・德の移動が天文訓の「二十歲刑德」と同じく二十年を一周期として一年毎に移動することが述べられ、甲篇にもD・Eに類似の文が見える。またDでは一年毎の運行を「刑德之大遊」と称しているが、

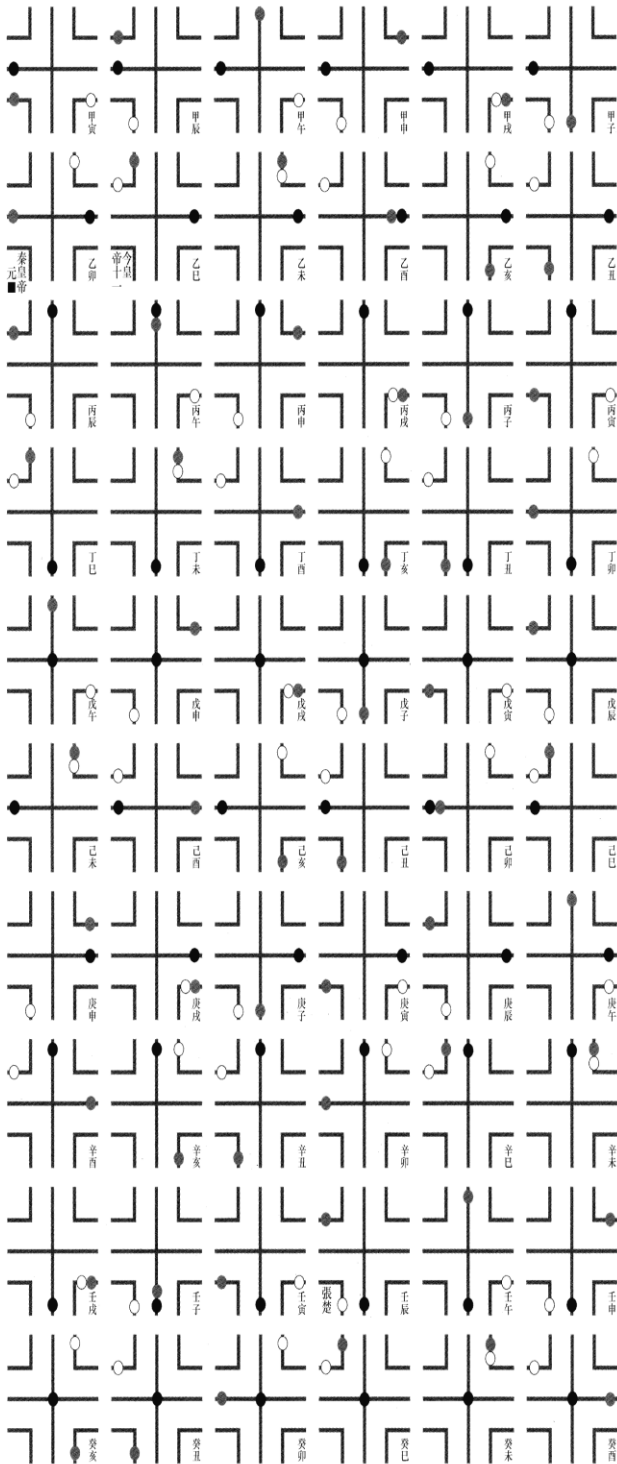
乙篇B・Cの文も同内容と考えられるので、本章ではB・C・D・Eの移動を「刑徳大遊」と呼ぶことにする。

先に述べたように、刑徳大遊と二十歳刑徳は共に刑・徳の毎年の移動だが、刑徳大遊には天文訓に見えない図が附されており、基礎としている理論が異なる可能性がある。したがって、以下では二十歳刑徳で検討した理論・構成要素と刑徳大遊を比較・検討することで、その相異点を分析してみたいと思う。

第二節 帛書『刑徳』篇の「刑徳大遊」

帛書『刑徳』乙・甲篇には刑・徳の移動についての上述のような記述と共に、図が両篇に見える。ここでは帛書『刑徳』篇本文の理解に對して重要な記述がある、甲篇の図を取り上げることとする（図一参照）⁽³⁾。

図一 帛書「刑徳」甲篇の刑徳大遊復元図

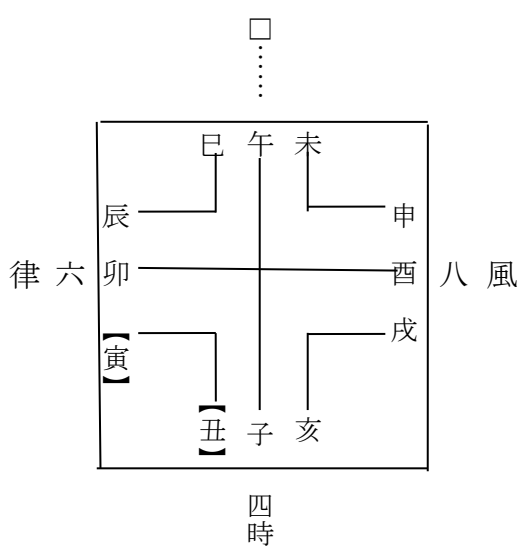


図の「乙巳」に「今皇帝十一年」という記載がある。序で述べたように帛書は前漢初期抄写と想定されるが、前漢において「乙巳」が十一年となる皇帝は高祖のみなので、「今皇帝」は「高祖」を指す⁽⁴⁾。

「乙巳」を「今皇帝十一年」とする記述から逆算すると、図一は始皇帝一〇年（前二三七年）から前漢文帝二年（前一七八年）までの六十年間の青丸・黒丸・白丸の移動図ということになる⁽⁵⁾。ただし、「乙卯」に「秦始皇元」の字が見えることから、刑徳移動の開始年はそれ以前であろうか。

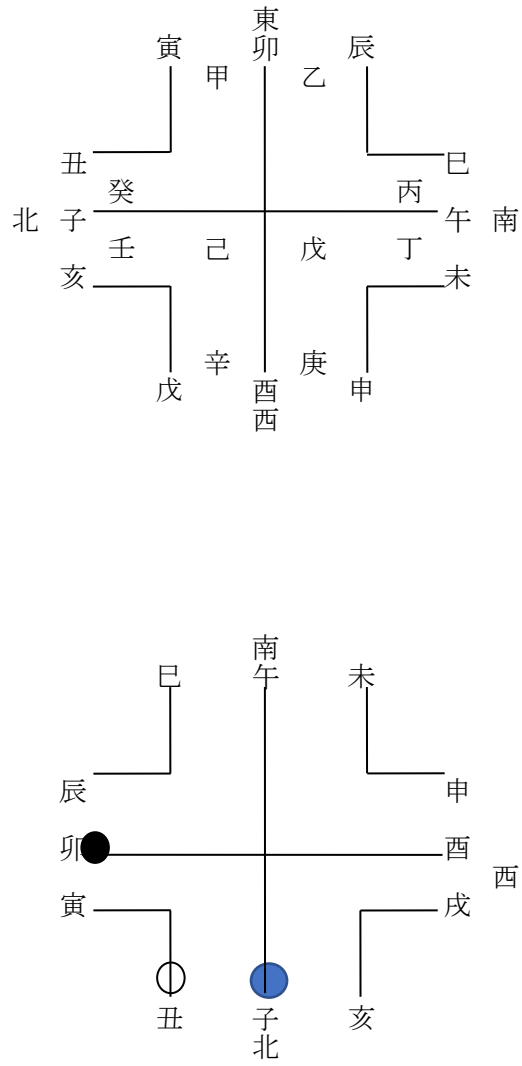
刑・徳の移動場所については、放馬灘秦簡「日書」⁽⁶⁾・周家台秦簡「日書」⁽⁷⁾を用いることで説明できる。まず、放馬灘秦簡「日書」には、八風・六律と十二辰との関係を述べた記述の中に、十二辰を並べた図がある（図二）⁽⁸⁾。

図二 放馬灘秦簡「日書」線図復元図



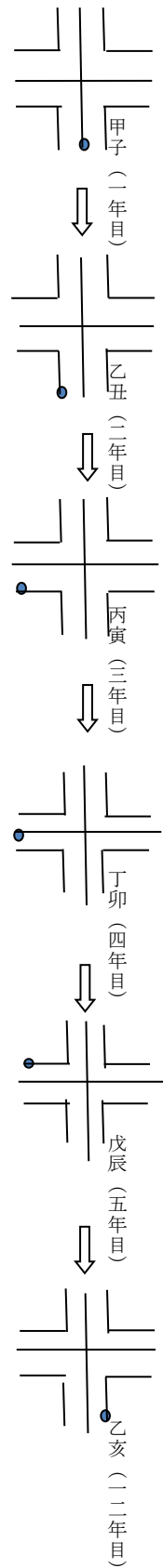
このような図は「鉤繩図」⁽⁹⁾と呼ばれ、周家台秦簡「日書」にも見える（図三）⁽¹⁰⁾。

図四 周家台秦簡「日書」線図内円部分と方位 図五 図一の一年毎の図（甲子の例）

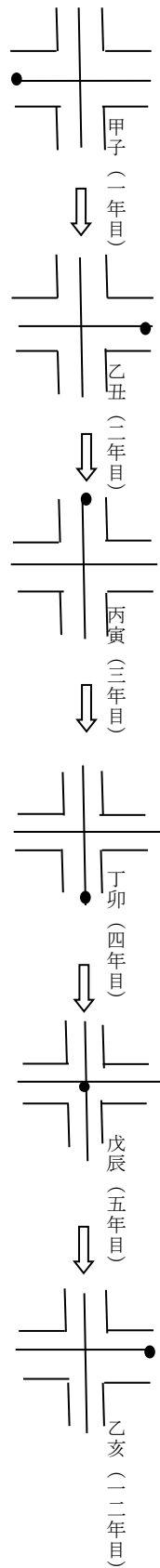


これらを参照にして、全部で六〇年を指す図一の各一年がどのように構成されているかを甲子を例に復元すると、図五のようになる。次に、この図五を六十個組み合わせさせた図一上を移動する青丸・黒丸・白丸の移動について検討する。まず、青丸・黒丸・白丸の移動は、それぞれ十二年・五年・四年を一つの周期としている。したがって青丸・黒丸・白丸の移動の十二年目・一〇五年目・一〇四年目をそれぞれ取り上げて、図示すると図六・図七・図八のようになる。

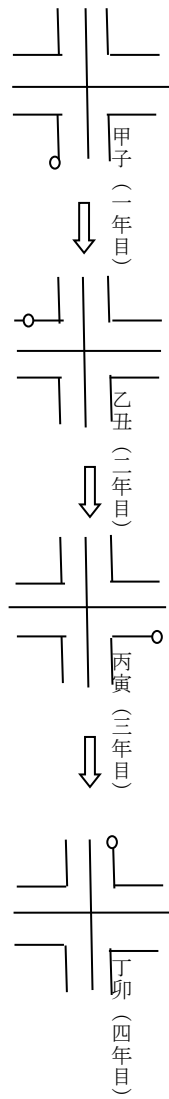
図六 一・二・三・四・五・一二年目の青丸の移動



図七 一・二・三・四・五・一二年目の黒丸の移動



図八 一・二・三・四・四年度の白点の移動



すなわち、青丸は図六のように「子」を起点に「子」→「亥」までを時計周りに毎年移動し、以下これを繰り返す。次に黒丸は図七のように「卯」を起点に、「卯」→「酉」→「午」→「子」→「中央」の順に移動し、以下これを繰り返す。最後に、白丸は図八のように「丑」を起点に、「丑」→「辰」→「戌」→「未」の順に移動し、以下これを繰り返す。

ではこれらの青丸・黒丸・白丸は何を意味するのであろうか。程少軒氏は図一の欄外に、

〔青者大(太)〕陰也〔〕黒者徳也、白者〔刑〕也。

とあることから、青丸が太陰、黒丸が徳、白丸が刑の移動を指すとしている⁽¹³⁾。そこで改めて図六をみると、青丸は先述のように「子」から毎年時計回りで移動しており、天文訓の二十歳刑徳における太陰と同様の移動を行っている。次に、黒丸は卯・酉・午・子・中の順に毎年移動するが、卯・酉・午・子については『五行大義』卷二論方位雑条に見える十二辰の方位配当では、それぞれ東・西・南・北に対応する⁽¹⁴⁾。したがって、この移動は天文訓の二十歳刑徳における徳の五宮上の移動と全く同じということになる。

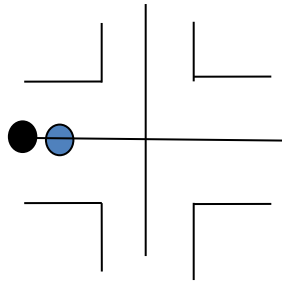
最後に、白丸は丑・辰・戌・未の順に移動するが、これも黒丸と同様に『五行大義』の方位配当を用いると、北・東・西・南に対応する。したがって、この移動は黒丸と同様に天文訓の二十歳刑徳における刑の四宮上の移動と全く同じである。

以上までで帛書『刑徳』篇の「刑徳大遊」の内容を説明したが、いくつか解決すべき問題がある。以下では、その問題の解決を試みたい。

第三節 帛書『刑徳』篇の「刑徳大遊」の問題点について

まず注目すべきことは帛書『刑徳』篇本文・図一によると、十六年目に太陰と徳が出合っていることである(図九)。

図九 一六年目の徳・太陰の移動



その内容は天文訓には見えず、両者の記述の相違の理由についても具体的な記述はない。図一によると帛書『刑徳』篇の十六年目は「己卯」の年で、図九のように徳は東の木に位置し、太陰も甲子から移動して十六年目(十二年で一周した後の四年目)の卯、つまり五行の方位配当では木に位置しているのである。したがって、もし天文訓の二十歳刑徳でも太陰・徳について図示すれば、同じように木に位置することとな

るであろう。

さらにもう一点検討すべき問題がある。それはCの「刑徳初め六歳を行りて木に竝ぶ。四歳にして離れ、十六歳離れて復た木に竝ぶ」についてである。なぜなら、ここに見える刑・徳の移動は、前章で検討した天文訓の二十歳刑徳の刑・徳の移動と合わないからである。両者の相異を示すために、まず前章で検討した二十歳刑徳の移動を、その位置する方位及びその五行配当とともに表示すると、表一のようなになる⁽¹⁵⁾。表一は二十歳刑徳の干支・方位・その五行配当を挙げたもので、徳は木金火水土、刑は木金火水の順で六十年間移動する。

この表一を帛書『刑徳』乙篇Cと重ねてみると、帛書では六年目（ゴチック部分）に木で合うのに対して、二十歳刑徳において徳は木、刑は金に位置しているので、帛書と二十歳刑徳の記述とは合わない。次に「四歳にして離れ」の「四歳」は表の七く十年目のことで、帛書の原文通りに刑が移動すると、帛書での刑が位置する五行は「金火水木」とならなければならないのに対して、二十歳刑徳の刑がこの期間に位置する五行は「火水木金」であるため、同じく二十歳刑徳と帛書の記述は合わない。また「十六歳離れて復た木に竝ぶ」の「十六歳離れて……」は二十六年目についての記述であるが、ゴチック部分通りに刑が移動すると、帛書での刑が位置する五行は木となるのに対して、二十歳刑徳における刑の二十六年目の位置は金であるので、やはり二十歳刑徳と帛書の移動は合わない。以上のように、二十歳刑徳と帛書では刑の移動は全く異なった移動をしているのだが、徳の移動は二十歳刑徳・帛書共に同じである。

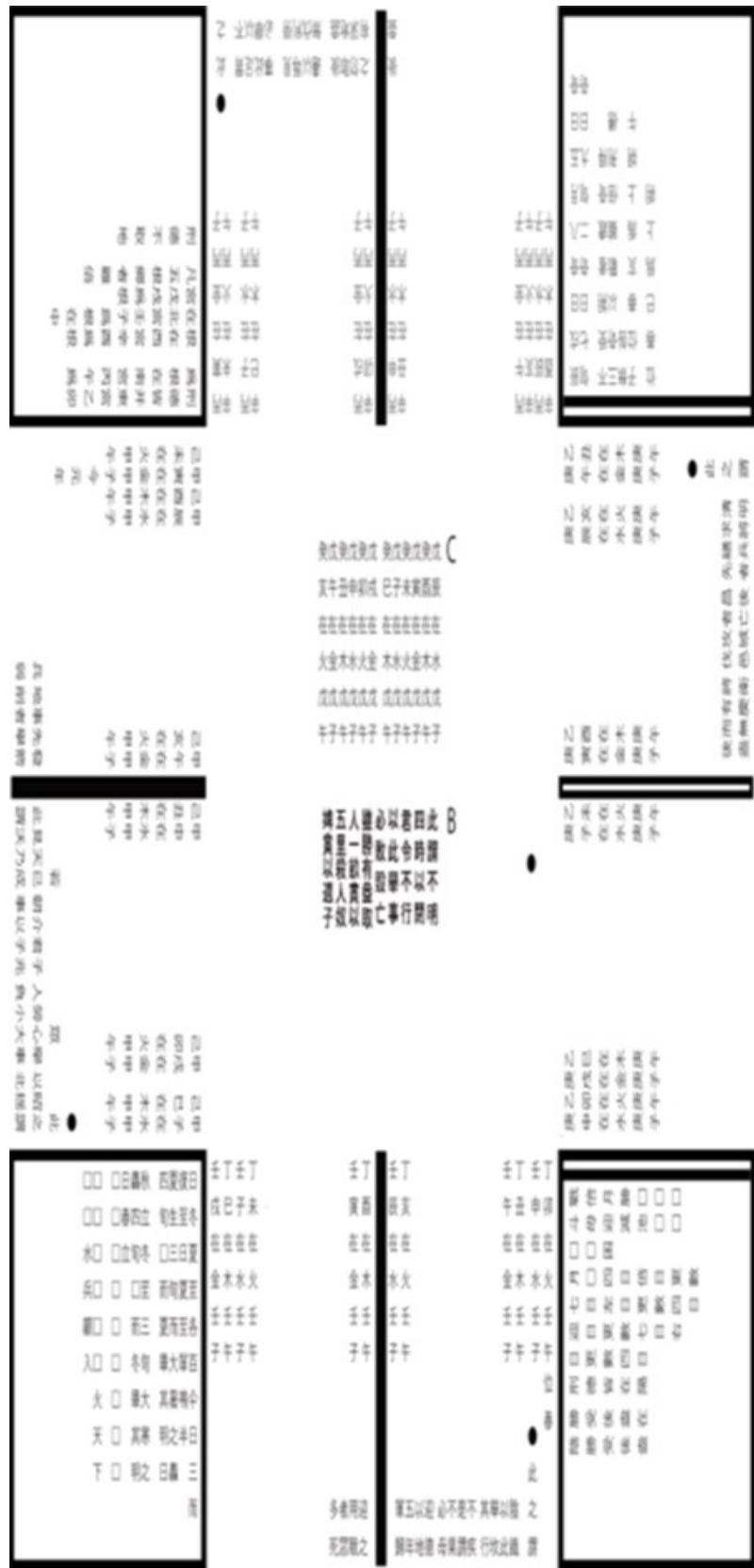
このような天文訓と帛書の相違を克服するため、カリノフスキー氏は「六歳」を「廿歳」と改め⁽¹⁷⁾、胡文輝氏などは「六歳」自体を衍字とみなしてる⁽¹⁸⁾。

これに対して、末永高康氏は「六歳」を原文のまま読む立場から、この部分と同様の移動形態を示すものとして、帛書『陰陽五行』乙篇を挙げており、帛書『陰陽五行』乙篇には太陰刑徳大遊図が附されている（図十参照）⁽¹⁹⁾。

表一 「二十歳刑徳」の各年の刑・徳の位置（※陶磊氏（16）の表を引用し、一部追加）

己丑	戊子	丁亥	丙戌	乙酉	甲申	癸未	壬午	辛巳	：	癸酉	壬申	辛未	庚午	己巳	戊辰	丁卯	丙寅	乙丑	甲子	徳
東（木）	中（土）	北（水）	南（火）	西（金）	東（木）	中（土）	北（水）	南（火）	：	中（土）	北（水）	南（火）	西（金）	東（木）	中（土）	北（水）	南（火）	西（金）	東（木）	刑
西（金）	東（木）	北（水）	南（火）	東（木）	東（木）	北（水）	南（火）	西（金）	：	西（金）	東（木）	北（水）	南（火）	西（金）	東（木）	北（水）	南（火）	西（金）	東（木）	運行年
二六年目	二五年目	二四年目	二三年目	二二年目	二一年目	二〇年目	一九年目	一八年目	：	一〇年目	九年目	八年目	七年目	六年目	五年目	四年目	三年目	二年目	一年目	

図十 帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図



太陰刑徳大遊図は、以下のような構成になっている(図十A・B・C部分と対応)。四隅の四角で囲まれた区画には、A刑・徳の位置から測る吉凶、冬至・夏至の期間や上朔という暦日の法則等の記述が見える。なお、上朔については別章で改めて検討する。次に、東西南北中央の各区画の下段には、B「此之謂・胃(謂)」・「此謂」から始まる記述が五か所見える。最後に、C「甲子在水甲子」等という記述と同じ構成のものが、十二区画にそれぞれ四行ずつと中央の一区画に十二行見えている。

末永氏は程少軒氏による図十が復元される前に、図十のB・C部分について以下のように検討した。図十のB・Cには、

① 刑

丙寅在〔金〕 丙子

此之

辛未在〔火〕 丙午

不

丙子在水 丙子

足以

辛巳在木 丙午

此舉

事必

見勞

辱利

以伐

邊無

後央

取地

丙戌在金 丙子

勿深

辛卯在火 丙午

之有

丙申在水 丙子

後央

〔辛丑在木〕 丙午

……

……

● 德在火、名曰「不足」。以此舉事、必見勞辱、利以侵邊取地、勿深、深之有後央（殃）。

とある。図と同様の記述は帛書『刑德』乙篇四五・四六行目に(20)、とあり、帛書『陰陽五行』乙篇②の記述とほぼ同様の文である。末永氏はこのことに着目し、②の記述は徳が火に在る場合のもので、①の記述は徳が火に在る時の刑の位置を示すもの、とする。この①の記述通りに移動すれば、天文訓の二十歳刑徳とは違った移動をすることとなる。

図一を参照すると、帛書『陰陽五行』乙篇の「丙寅」は三年、「辛未」は八年、「丙子」は十三年、「辛巳」は十八年目を示し、それぞれの刑の位置は順に「金火水木」の順に移動し、「丙戌」以下も同じ五行順に移動している。以上の帛書『陰陽五行』乙篇の丙寅、辛未、丙子、辛巳の年の刑の位置と乙篇Cゴチック部分のように刑が六年目で木に位置するように移動を想定して表を作ると、表二のようになる。

これらの表一・二に基づくと、二十歳刑徳の刑の移動が「木」から始まるのに対して、帛書『刑徳』乙篇の刑は「水」から始まることになる。徳の移動は両者とも同じであるが、刑の移動は乙篇Cの方が木の前年の水から始まり、末永氏はこの要因を「超辰」に求めている（「超辰」については、後述する）⁽²¹⁾。

このように末永氏によって刑・徳の移動には二十歳刑徳のように、刑の移動が木から始まるもの以外に、水から始まる移動の存在が明らかにされ、帛書『刑徳』篇の本文を矛盾無く解釈できるようになった。なお、程少軒氏も同様に乙篇の刑・徳の移動は刑が水から始まるものとしている⁽²²⁾。しかし、まだ解決されていない問題も残されている。

第一に、乙篇Bの四・五行目に「甲子の舎は東南より始まり以て順行する」とある記述の「東南」についてである。「甲子の舎は東南より始まり以て順行する」とは甲子の年に刑徳が東南に在るという意味であるが、刑徳大遊において刑・徳が共に「東南」に移動することは無い。そこで、カリノフスキー氏は東南宮を重視して、当該箇所を刑徳小遊の移動を図示した九宮図についての記述であるとし⁽²³⁾、胡文輝氏は日毎の移動である刑徳小遊の移動図に東南宮があることから、この箇所を刑徳小遊の記述としている⁽²⁴⁾。つまり、両氏共に小遊に関する記述が刑徳大遊の記述の間に雑ざっているとする。また、陶磊氏は、陳松長氏が刑徳小遊の移動を図示した九宮図において、東南宮・東宮や南・西南宮等が同色に塗られているので、同じ五行に位置していると述べているのに基づき、甲子の年に刑は「東」と同じ五行である「東南宮」に移動すると考えている⁽²⁵⁾。しかし、帛書『刑徳』篇三行目に刑は「居四隅」とあるので、移動するのは二十歳刑徳のように東西南北の四宮である。したがって、陶磊氏が指摘するような移動は成立し難いであろう。現段階では資料の不足もあって断定は出来ないが、誤写やカリノフスキー氏・胡文輝氏のように刑徳の日毎の移動場所である可能性はあるであろう。新たな資料の発見が待たれる。

表二 乙篇の刑徳の移動

己丑	東(木)	東(木)	二六年目
丙戌	南(火)	西(金)	二三年目
乙酉	西(金)	東(木)	二二年目
甲申	東(木)	北(水)	二一年目
癸未	中(土)	南(火)	二〇年目
壬午	北(水)	西(金)	一九年目
辛巳	南(火)	東(木)	一八年目
丙子	南(火)	北(水)	一三年目
癸酉	中(土)	東(木)	一〇年目
壬申	北(水)	北(水)	九年目
辛未	南(火)	南(火)	八年目
庚午	西(金)	西(金)	七年目
己巳	東(木)	東(木)	六年目
戊辰	中(土)	北(西)	五年目
丁卯	北(水)	南(火)	四年目
丙寅	南(火)	西(金)	三年目
乙丑	西(金)	東(木)	二年目
甲子	東(木)	北(水)	一年目

第二に、末永氏は刑が徳より一年前から移動する理由を「超辰」に求め、徳は太陰と連動して動くので、太陰が超辰によってずれるのに合わせて徳のみがずれるとし、以下のように述べた⁽²⁶⁾。この超辰についてであるが、通常木星の公転周期は十二年だが、正確には一一・八六二年であるため、一年で一辰移動する木星・太陰の移動は約八六年経ると一辰ずれることになるので、一四四年目に一次飛ばして一四五次とする⁽²⁷⁾。これは劉歆が三統暦を作成する際に行ったのが最初とされている。末永氏は市販の天体シミュレーションソフトを利用して当時の木星の動きを再現した上で、天文訓や『史記』天官書に見られる木星と太陰の対応関係に基づき、木星・太陰の位置を定めた。それによると図一の「秦始皇元(年)」は乙卯の年であるが、この操作を「秦始皇元(年)」の時代に適用すると一つ前の甲寅の年が「秦始皇元(年)」となり、干支が一年ずれるとする。末永氏は、「超辰」によってこのずれが生ずるとした上で、上記のずれを基に甲子の年に新しい表を作ると、太陰は二年分進むとし、刑を一年分進めると刑が水から始まるものになり(乙篇)、刑を二年分進めると刑が木から始まるものになるとする(甲篇)。この末永氏の議論を表にすると、表三のようになる。

表三 末永氏の論

秦始皇元の年が甲寅(末永氏の論・顛項暦)			秦始皇元の年が乙卯(図一の場合)			
刑徳甲篇			刑徳乙篇			
壬戌	太陰	戊	徳	水	刑	火
甲子	太陰	子	徳	木	刑	木
乙丑	太陰	丑	徳	金	刑	金
刑徳甲篇			刑徳乙篇			
壬戌	太陰	戊	徳	水	刑	火
甲子	太陰	子	徳	木	刑	木
乙丑	太陰	丑	徳	金	刑	金

壬戌	太陰	戊	徳	水	刑	火
癸亥	太陰	亥	徳	土	刑	水
甲子	太陰	子	徳	木	刑	木

なお徳が太陰と共に二年分進む理由について、末永氏は太陰の位置がその年の十二支を定めるように、徳の位置がその年の十干を定めてい

るため太陰と共に動くためであろうと述べる。ただし、末永氏は、木星の「超辰」自体は前漢文帝期に起こり、帛書『刑徳』篇で「超辰」したように扱われているのは木星の逆行現象による錯覚のためであろうともいう。

以上の末永氏の見解を検討しよう。まず太陰・刑・徳の移動について、帛書『刑徳』篇には「太陰」の移動と関連付けた刑・徳の移動の記述は見えないが、図一には太陰・刑・徳の移動を表したものは見えるので、天文訓のように太陰を用いた刑・徳の理論であろうことは想定しうる。前章によれば、天文訓において刑・徳は共に太陰と連動して移動している。したがって、もし末永氏が述べるように徳が太陰と連動して動くのであれば刑も連動して動くものと思われ、徳だけ一年分ずれて動くとは考え難い。

また、末永氏は天体シミュレーションソフトや顛項曆に基づき実際の木星運行の表を作製したが、図一によると帛書『刑徳』篇は「秦始皇元(年)」を「乙卯」とした上で干支を並べている。したがって、超辰が起きていないのに「錯覚」して起こったとした上で、超辰が確定される前に超辰を前提に移動を想定するのは再検討を要すると思われる。

ところで銀雀山漢簡「天地八風五行客主五音之居」篇の一九八五号簡に、「●五行、德行所不勝、刑行所勝。五歳□」とある⁽²⁸⁾。これまでの刑・徳の移動では刑・徳が共に五行の勝たない方向へと移動するのだが、銀雀山漢簡では「刑」が五行の勝つ方向、「徳」が五行の勝たざる方向へと移動する。したがって、刑・徳の移動にはこれまで検討したもの以外の別のパターンもあった可能性がある。

そうであるならば、もう一点考えるべきことがある。それは帛書『刑徳』篇・銀雀山漢簡「天地八風五行客主五音之居」篇等の出土文献に見られる刑・徳の移動と伝世文献である天文訓の刑・徳の移動の差異である。まず前章に基づき、天文訓の刑・徳の移動の要素を移動、周期、基礎とする天体、使用される理論の項目で表にすると表四のようになり、帛書の刑・徳の移動を表にすると表五のようになる。表五に見える「支自相刑」とは『五行大義』に見える理論であり、「子刑在卯」、つまり「子を刑するものは卯に在る」というように、各十二辰における刑される対象と刑する主体の関係について述べたものである。この理論によって刑の移動は太陰の移動から確認できるのだが、「支自相刑」の理論は帛書『刑徳』篇には見えない。帛書『刑徳』篇や銀雀山漢簡の方が天文訓よりも書写年代が古い可能性があることを考えると⁽²⁹⁾、五行相勝説を基盤にした様々な移動形態のあった刑・徳は、「支自相刑」ないしはその原初的なものが出現することで、天文訓に見える刑・徳の移動の形式が後世に残ったのではあるまいか(表四・五参照)。

移動	一年
周期	二十年
基準とする天体	太陰
使用される理論	五行 支自相刑 三合

表四 天文訓「二十歳刑徳」の構成要素

移動	一年
周期	二〇年
基準とする天体	太陰
使用される理論	陰陽 五行

表五 帛書『刑徳』篇の構成要素

むすび

本章では天文訓の二十歳刑徳の移動を踏まえた上で、帛書『刑徳』篇との相違点について検討した。天文訓では各年の太陰の位置を起点にして刑・徳の位置を確認できたのであるが、帛書『刑徳』篇には太陰と関連させた理論の記述は無く、付属している図では太陰と刑・徳の位置については図示されている。天文訓では刑・徳両者の位置づけ・概念は同種のものであるが、帛書『刑徳』篇では徳と太陰が十干・十二支を生じ、刑が水を生じたといったように、徳と太陰が同位のもので、刑は両者とは違うものであるようだ。天文訓のように、刑の位置が一種類に確定されるのは本文で述べたように、「支自相刑」ないしはその原初的なものが適用されてからであろうか。実は天文訓や帛書のような毎年の刑徳大遊の移動理論は、毎日の刑・徳の移動である刑徳小遊の理論と深い関係がある。そこで、次章では刑徳小遊について検討していきたい。

注

- (1) 傅挙有・陳松長編著『馬王堆漢墓文物』(湖南出版社、一九九二年)、陳松長編著『馬王堆帛書藝術』(上海書店、一九九六年)、陳松長「帛書《刑徳》乙本釈文訂補」(甘肅文物考古研究所・西北師範大学歴史系編『簡牘学研究』第二輯(甘肅人民出版社、一九九八年)、後に陳松長『簡帛研究文稿』(線装書局、二〇〇八年)に収められる)、丁原植主編・陳松長著『馬王堆帛書《刑徳》研究論稿』(台湾古籍有限公司、二〇〇一年)、裘錫圭主編『長沙馬王堆漢墓簡帛集成』一・五(中華書局、二〇一四年)。

- (2) 注(1) 裘錫圭主編前掲書。「」は注釈者によって補った部分である。
- (3) Marc Kalinowski: 「馬王堆帛書《刑德》試探」(饒宗頤主編『華学』(第一期)、中山大学出版社、一九九五年)、注(1) 丁原植主編・陳松長著前掲書、注(1) 裘錫圭主編前掲書参照。
- (4) 方詩銘・方小芬編著『中国史曆日和中西曆日对照表』(上海辞書出版社、一九八七年)、張培瑜『三千五百年曆日天象』(大象出版社、一九九七年)、陳松長氏、カリノフスキー氏、胡文輝氏も前後の文から今皇帝を高祖としている。(注(3) Marc Kalinowski: 前掲論文、胡文輝『中国早期方術与文献叢考』(中山大学出版社、二〇〇〇年) 参照)
- (5) 注(4) 方詩銘・方小芬編著前掲書。
- (6) 甘肅省文物考古研究所編『天水放馬灘秦簡』(中華書局、二〇〇九年)、武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編『秦簡牘合集』四(武漢大学出版社、二〇一五年)、武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、李天虹・劉国勝等撰著『秦簡牘合集 积文註积(修訂本)』四(武漢大学、二〇一六年)。
- (7) 湖北省荆州市周梁玉橋遺迹博物館編『関沮秦漢墓簡牘』(中華書局、二〇〇一年)、武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編『秦簡牘合集』三(武漢大学出版社、二〇一四年)、武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編、李天虹・劉国勝等撰著『秦簡牘合集 积文註积(修訂本)』三(武漢大学、二〇一六年)。
- (8) 注(6) 甘肅省文物考古研究所編前掲書、注(6) 武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編、李天虹・劉国勝等撰著前掲書。
- (9) 陶磊氏も「鈎繩図」を説明する際に周家台秦簡「日書」を用いている(陶磊『《淮南子・天文》研究Ⅰ從数術史』(齊魯書社、二〇〇三年)を参照)。なお、陶磊氏によると、「鈎繩図」の語を一番早く使用したのはカリノフスキー氏である(注(3) Marc Kalinowski: 前掲論文を参照)。
- (10) 胡文輝氏、カリノフスキー氏は馬王堆帛書「胎産書」に付属している「南方禹藏図」(注(1) 裘錫圭主編前掲書二・六)等を用いて帛書『刑德』篇復元図を解釈しているが、周家台秦簡「日書」には鈎繩図に十二辰を配当したものがあるので、周家台秦簡も用いた方がよいであろう(注(4) 胡文輝前掲論文参照、注(3) Marc Kalinowski: 前掲論文、注(7) 湖北省荆州市周梁玉橋遺迹博物館編前掲書、注(7) 武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編前掲書、注(7) 武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編、李天虹・劉国勝等撰著前掲書)。

- (11) 注(7) 湖北省荊州市周梁玉橋遺迹博物館編前掲書、注(7) 武漢大學簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編前掲書、注(7) 武漢大學簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編、李天虹・劉國勝等撰著前掲書。
- (12) 注(7) 湖北省荊州市周梁玉橋遺迹博物館編前掲書、注(7) 武漢大學簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編前掲書、注(7) 武漢大學簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編、李天虹・劉國勝等撰著前掲書。
- (13) 注(1) 裘錫圭主編前掲書。カリノフスキー氏・胡文輝氏も欄外記述に基づいて各丸の移動を検討していたが、程少軒氏による新たな復元が出されたので、本章では程少軒氏に従う(注(3) Marc Kalinowski 前掲論文、注(4) 胡文輝前掲書)。
- (14) 『五行大義』卷二論方位雑条「東方甲乙、寅卯辰……南方丙丁、巳午未……西方庚辛、申酉戌……北方壬癸、亥子丑」。
- (15) 拙稿「『淮南子』天文訓「二十歳刑徳」の「刑」・「徳」運行について」(『史滴』三四号、二〇一二年一二月)。
- (16) 注(9) 陶磊前掲書。
- (17) 注(3) Marc Kalinowski 前掲論文。
- (18) 注(4) 胡文輝前掲書。
- (19) 注(1) 裘錫圭主編前掲書。
- (20) 注(1) 裘錫圭主編前掲書。
- (21) 末永高康「帛書『刑徳』小考」(坂出祥伸先生退休記念論集刊行会編『中国思想における身体・自然・信仰 坂出祥伸先生退休記念論集』(東方書店、二〇〇四年))。
- (22) 注(1) 裘錫圭主編前掲書。
- (23) 注(3) Marc Kalinowski 前掲論文。
- (24) 注(4) 胡文輝前掲書。
- (25) 注(9) 陶磊前掲書、注(1) 丁原植主編・陳松長著前掲書。
- (26) 注(21) 末永前掲論文。
- (27) 戴内清『中国の天文曆法』(平凡社、一九六九年)、陳遵媯『中国天文学史』(上海人民出版社、二〇〇六年)。
- (28) 銀雀山漢墓竹簡整理小組編『銀雀山漢墓竹簡』二(文物出版社、二〇一〇年)。武田時昌氏は銀雀山漢簡のこの記述等に基づき、徳Ⅱ陽は順行し、刑Ⅱ陰は逆行する発想があったとした(武田時昌「刑徳遊行の占術理論」『日本中国学会報』第六三輯、二〇一一年)。

(29) 各書の書写年代について、銀雀山漢簡は漢代文・景から武帝期の間、各篇の書写年代について(注(28)) 銀雀山漢墓竹簡整理小組編『前掲書』、程少軒氏は帛書『刑德』甲篇は漢高祖十一年(公元前一九六年) 四月、帛書『刑德』乙篇は漢惠帝七年(公元前一八八年) 八月、漢文帝前元一二年(公元前一六八年) 二月、帛書『刑德』丙篇は劉邦漢王二年(公元前二〇五年) 漢高祖十一年(公元前一九六年) 前後、帛書『陰陽五行』乙篇は呂后年間(公元前一八七〜一八〇) とする。但し、程少軒氏は帛書『陰陽五行』乙篇の方が帛書『刑德』乙篇より古いとする(注(1)) 裘錫圭主編前掲書、程少軒「馬王堆帛書《刑德》甲篇「刑德小游」占辞与漢軍討伐陳豨之役」『中国出土資料研究』第二〇号、二〇一六年七月) 参照。

第五章 帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊

はじめに

前章まで、刑・徳の毎年の移動について検討したのであるが、帛書『刑徳』篇には刑徳大遊以外に刑徳小遊という刑・徳の移動が見える。刑徳小遊は天文訓には見えない日の移動に関する理論である。この移動はその他の伝世文献にも体系的な記述がほとんど見られず、『吳越春秋』にわずかに断片が見えるのみである⁽¹⁾。この文献をのぞいて後世にその理論の体系は残らなかつたようであるが、この占いも天文訓の二十歳刑徳のように軍事占として用いられている。また、刑徳小遊の移動や図には刑徳大遊・二十歳刑徳の移動理論が一部導入された部分が見える。これらの理論は一度に刑徳小遊に導入されたのではなく、各篇の書写順に別々に理論が追加されていった。刑徳小遊に、刑徳の毎年の移動理論のどの部分がどのような順番で導入されたかを明らかにすることで、刑徳理論がどのように展開したかを明らかにできると思われる。したがって、刑徳小遊の検討は、単に日の刑・徳の移動を明らかにするだけでなく、天文訓からだけでは分からなかつた二十歳刑徳の理論的展開の一端を知ることができるのである。以上より、本章では、帛書『刑徳』篇に見える、もう一つの刑・徳の日を基にした移動である刑徳小遊について検討したい。

刑徳小遊の先行研究として、陳松長氏は釈文の作製や図の復元とともに、帛書『刑徳』甲・乙篇の比較から撰抄年代の設定等を行った⁽²⁾。その後、諸氏によって帛書『刑徳』篇に見える諸神・軍吏・移動理論について様々検討された。特に、本章で検討する刑徳小遊の刑徳移動については、マルク・カリノフスキー氏⁽³⁾、胡文輝氏⁽⁴⁾、陶磊氏⁽⁵⁾、武田時昌氏⁽⁶⁾、程少軒氏⁽⁷⁾、末永高康氏⁽⁸⁾、黄儒宣氏⁽⁹⁾等が研究されている。

以上の研究によって、帛書『刑徳』篇の刑徳小遊の刑・徳の移動やそれに付されている図は大いに解明され、表にもされたが、刑徳大遊・刑徳小遊の理論変遷を理解するためには以下の二点の検討が、まだ十分ではないと考えている。第一に帛書『刑徳』乙篇に見えるどの干支が場所・日付であるのかを、より明確に示すこと。第二に刑徳小遊の移動において帛書『刑徳』乙篇では刑が中宮に入らないが、帛書『刑徳』甲篇では刑が中宮に入るようになってきている理論的根拠の説明である。まず、第一の帛書『刑徳』乙篇本文に見える干支について、武田氏と程少軒氏がそれぞれ異なった意見を述べられているが、本文をより理解するためにもこの部分を明確にすることは必須であろう。第二の刑が中宮に入るかどうかについては、諸氏が既に指摘されているように帛書『刑徳』甲・乙篇の刑徳大遊・刑徳小遊でそれぞれ違い

がある。ただし、この差異を産み出す理論的根拠には言及されていない。この差異を産み出す理論的根拠は天文訓の二十歳刑徳を構成する理論と深い関係があるのだが、その導入の有無・導入の時期によって両篇の成立関係が明らかになり、刑徳大遊・刑徳小遊の位置づけを明確に出来ると考えられる。

本章では、上述の二点のうち第一点目の帛書『刑徳』乙篇に見える干支が何であるかに着目しつつ、帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊を検討していきたい。

第一節 帛書『刑徳』乙篇の本文と図の検討

刑徳小遊の移動について、その記述は帛書『刑徳』甲・乙、帛書『陰陽五行』乙篇に見え、その移動に基づいた占いをを行うための図は帛書『刑徳』甲・乙・丙、帛書『陰陽五行』乙篇に見える。

刑徳小遊の記述については、帛書『刑徳』甲篇より書写年代が下る帛書『刑徳』乙篇、帛書『陰陽五行』乙篇で刑徳小遊の刑・徳の移動の基本原則が述べられ、帛書『刑徳』甲篇で実際に暦日と対応させた刑・徳の移動が記されている⁽¹⁰⁾。なお、帛書『刑徳』乙篇と帛書『陰陽五行』乙篇の記述・内容はほぼ同じものであり、帛書『刑徳』乙篇の方がより残欠が少ない。そのため、まず議論の順序として基本原則が叙述され、残欠が少ない帛書『刑徳』乙篇の記述・図を検討することにする。

帛書『刑徳』乙篇⁽¹¹⁾の毎日の刑徳移動である刑徳小遊の記述(六〇一三行)は以下の通りである。

● 刑・徳六日而竝旃(游)也。亦各徙所不朕(勝)。刑以子旃(游)於奇、以午與徳合於正、故午而合、子而離。

● 戊子刑・徳不入中宮、徑徙東宮。

戊午徳入、刑不入、徑徙東南宮。

其初發也、刑起甲子、徳起甲午。皆徙庚午、居庚午各六日。刑徙丙子、徳徙丙午、居各六日。皆并壬午、各六日。刑・徳不入、徑徙甲午、各十二日。

刑徙庚子、徳徙庚午、各六日。皆徙丙午、各六日。刑徙壬子、徳徙壬午、各六日。徳徙戊午、刑不入中宮、徑徙甲子。徳居中六日、徙甲午。刑〔從因甲〕子十二日。徳居甲午六日、刑・徳皆并、復徙庚午。

(一) 刑・徳六日にして竝蒞(遊)するなり。亦た各勝たざる所に徙る。刑は子を以て奇に蒞(遊)し、午を以て徳と正に合い、故に午にして合い、子にして離る。

(二) 戊子に刑・徳中宮に入らず、徑ちに東宮に徙る。戊午に徳は入るも、刑は入らず、徑ちに東南宮に徙る。

(三) a 其れ初め發するや、刑は甲子より起り、徳は甲午より起る。皆な庚午に徙り、庚午に居ること各六日なり、刑は丙子に徙り、徳は丙午に徙り、居ること各六日なり。皆な壬午に并す、各六日なり。

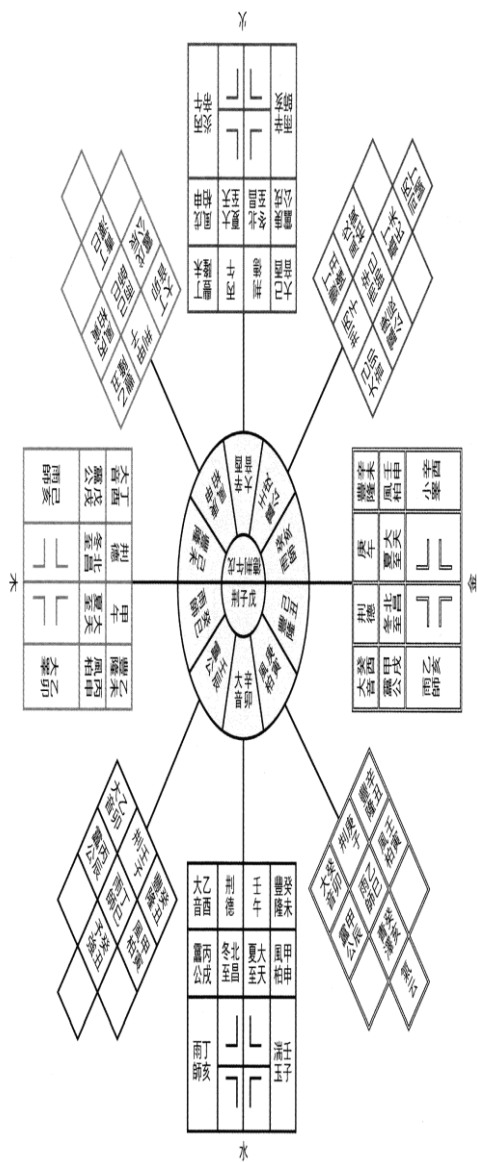
b 刑・徳入らず、徑ちに甲午に徙り、各十二日なり。

c 刑は庚子に徙り、徳は庚午に徙り、各六日なり。皆な丙午に徙り、各六日なり。刑は壬子に徙り、徳は壬午に徙り、各六日なり。

d 徳は戊午に徙り、刑は中宮に入らず、徑ちに甲子に徙る。徳中に居ること六日なり、甲午に徙る。刑〔従い〕、〔甲〕子に〔因る〕こと十二日なり。徳は甲午に居ること六日なり、刑・徳は皆な并す、復た庚午に徙る。

帛書『刑徳』乙篇には、この記述と共に更にこの記述に基づいた占いをを行うための「刑徳小遊図」が付記されている(図一参照)。

図一 帛書『刑徳』乙篇刑徳小遊図(12)



図一には中央の丸い（形の）宮の周囲に八つの宮が配当されている。四方の宮にはそれぞれ木・火・金・水の字が付されているので、五行の方位配当から考えて順に東宮・南宮・西宮・北宮となる。そして四方の宮以外の四維の宮は東南宮・西南宮・西北宮・東北宮となる。したがって、図一は、中央の中宮を中心として木の東宮から時計回りに東南宮、南宮、西南宮、西宮、西北宮、北宮、東北宮の順で構成された九宮の図ということになる。なお「九宮」とは、術数家のいう九方位の総称である⁽¹³⁾。

図一の各宮にはそれぞれ諸神が配当されており、それは以下のようなものである。刑徳（もしくは刑）⁽¹⁴⁾・豊隆・風柏・大音・雷公・雨師の六神は九宮全てに配当され、大天・北昌は東・西・南・北の四方宮、湍玉（顛瑱）は北宮、大畢（昊）は東宮、炎帝は南宮、小畢（昊）は西宮、予強は東北宮、青澤は東南宮・西北宮、聶氏・司闞は西南宮に配当されている。ただし、気雲は西北宮に配当されているが干支は配当されず、陳松長氏は気雲を神ではないとする⁽¹⁵⁾。そこで、以下では九宮全てに配当されている刑徳等の六神について述べた後、四方宮における六神以外の諸神、四維宮における六神以外の諸神の順に検討していく。

九宮の各宮全てに配当されている諸神は、先述のように刑徳（もしくは刑）・豊隆・風柏・大音・雷公・雨師の六神である。饒宗頤氏によると⁽¹⁶⁾、大音は太陰であり、豊隆・風柏・雷公・雨師の諸神は『論衡』祀義篇等に見えるものと同じである⁽¹⁷⁾。各宮において、これらの諸神がどの干支に配当されているのかは宮毎によって相違する。なお、中宮に配当される六神は、図一に見えるように二つの型に分かれている。すなわち中宮の上部（中宮①）では刑徳に戊午、豊隆に己未、風柏に庚申、大音に辛酉、雷公に壬戌、雨師に癸亥が、それぞれ配当されている。また中宮の下部（中宮②）では刑に戊子、豊隆に己丑、風柏に庚寅、大音に辛卯、雷公に壬辰、雨師に癸巳が、それぞれ配当されている。これらの諸神が、各宮でどのような干支に配当されているのかを干支の配当順に並べると表一Aのようになる。

表一A 刑徳小遊と各宮における諸神と各干支の対応

神	干支
刑徳	戊午 (55)
豊隆	己未 (56)
風柏	庚申 (57)
大音	辛酉 (58)
雷公	壬戌 (59)
雨師	癸亥 (60)
神	干支
刑	戊子 (25)
豊隆	己丑 (26)
風柏	庚寅 (27)
大音	辛卯 (28)
雷公	壬辰 (29)
雨師	癸巳 (30)

中宮①

中宮②

神	干支
刑德	壬午 (19)
豐隆	癸未 (20)
風柏	甲申 (21)
大音	乙酉 (22)
雷公	丙戌 (23)
雨師	丁亥 (24)
神	干支
刑	壬子 (49)
豐隆	癸丑 (50)
風柏	甲寅 (51)
大音	乙卯 (52)
雷公	丙辰 (53)
雨師	丁巳 (54)

北宮

東北宮

神	干支
刑德	庚午 (7)
豐隆	辛未 (8)
風柏	壬申 (9)
大音	癸酉 (10)
雷公	甲戌 (11)
雨師	乙亥 (12)
神	干支
刑	庚子 (37)
豐隆	辛丑 (38)
風柏	壬寅 (39)
大音	癸卯 (40)
雷公	甲辰 (41)
雨師	乙巳 (42)

西宮

西北宮

神	干支
刑德	丙午 (43)
豐隆	丁未 (44)
風柏	戊申 (45)
大音	己酉 (46)
雷公	庚戌 (47)
雨師	辛亥 (48)
神	干支
刑	丙子 (13)
豐隆	丁丑 (14)
風柏	戊寅 (15)
大音	己卯 (16)
雷公	庚辰 (17)
雨師	辛巳 (18)

南宮

西南宮

神	干支
刑德	甲午 (31)
豐隆	乙未 (32)
風柏	丙申 (33)
大音	丁酉 (34)
雷公	戊戌 (35)
雨師	己亥 (36)
神	干支
刑	甲子 (1)
豐隆	乙丑 (2)
風柏	丙寅 (3)
大音	丁卯 (4)
雷公	戊辰 (5)
雨師	己巳 (6)

東宮

東南宮

これらの干支と諸神の間には一定の法則がある⁽¹⁸⁾。そこで、これを表一Aの東宮を例に説明しよう。東宮において甲午には刑徳、乙未には豊隆、丙申には風柏、丁酉には大音、戊戌には雷公、己亥には雨師が配当されている。したがって東宮の干支は甲午(三二) ↓ 乙未(三三) ↓ 丙申(三三) ↓ 丁酉(三四) ↓ 戊戌(三五) ↓ 己亥(三六)の順となり、これに対応して六神の順も、刑徳 ↓ 豊隆 ↓ 風柏 ↓ 大音 ↓ 雷公 ↓ 雨師の順となっていると解される。東宮以外の宮の場合も表一Aの如くである。図一には六神以外の諸神もあり、それらを表にすると表一B(四方宮所在の神)、表一C(四維宮所在の神)のようになる。

表一B

東宮 南宮 西宮 北宮

神	干支
湍玉	壬子
神	干支
太皐	乙卯
神	干支
炎帝	丙午
神	干支
小皐	辛酉

表一C

東南宮 西南宮 西北宮 東北宮

神	干支
青澤	癸亥
神	干支
予強	癸丑
神	干支
聶氏	丁未
神	干支
青澤	丁巳

次に四方宮に見える六神以外の諸神と干支について検討する。饒宗頤氏は、四方宮に見える大皐(昊)、炎帝、小皐(昊)、湍玉(顓頊)を伝世文献に見える東・南・西・北の四方の神とする⁽¹⁹⁾。本章では、四方宮に見える神を四方神、四維宮に見える青澤、聶氏、予強を四維神と仮称する。先述のように、これらの諸神にもそれぞれ干支が配当されている。マルク・カリノフスキー氏による四方神の説明に基づく⁽²⁰⁾と、四方神は以下のように説明出来る。すなわち大皐(昊)・炎帝・小皐(昊)・湍玉(顓頊)の四方神には、それぞれ乙卯・丙午・辛酉・壬子が

配当されている。ここで大畢(昊)に配当されている乙卯を例にとると、十干の方位配当で乙は東に属し、十二辰の方位配当で卯は東に属している。これは大畢(昊)の属している宮の方位と一致している。これと同じように、十干・十二辰の方位配当の南・西・北に当る丙・辛・壬と午・酉・子、炎帝(南宮)・小畢(昊)(西宮)・湍玉(顓頊)(北宮)にも配当されている。したがって、四方宮の各神に配当されている方位と各神に配当されている十干・十二辰の方位配当とは一致するといえる(20)。なお、このような対応関係が六神についても言えるかどうかについては、次章で改めて検討する予定である。

次に四維宮に見える六神以外の諸神と干支について検討する。その諸神は、予強、聶氏、青澤といった四維神である。饒宗頤氏によると、予強は禺強(隅強)、聶氏は攝提であり、伝世文献の八風と関係する名であるため、四維宮の神を風の名もしくは八風の名とする(21)。四方宮の神と同じように、これらの諸神と干支の関係について検討すると、以下のようになる。予強には癸丑、青澤には癸亥と丁巳、聶氏には丁未が配当されている。予強に配当されている癸丑を例とすると、十干の方位配当で癸は北に属し、十二辰の方位配当を八方位(寅・辰・申・戌を除く)で考えた場合、丑は東北となる。四維宮の場合、十干の方位配当も無関係とは言えないのだが、十二辰の方位配当がより重要となるのである。他の神についても同様の説明は可能である。

なお西南宮に配された司鬪には丙丁が配当されており、十干と十二支の組み合わせではなく、十干の方位配当で南に配当される丙と丁が配されている。そのため程少軒氏は司鬪を神もしくは神煞ではないと解している(22)。

上述の諸神以外にも、先述の気雲のように干支が配当されていないものも存在し、大天・北昌もこれに当る。

饒宗頤氏は、大天(23)を淮陰太乙九宮占盤(式盤)に見えるものと同じものとし、北昌を『爾雅』釈天等に見える祥気の昌光ではないかとする(24)。李零氏は「大天」は「大一」・「天一」を省略したもの、「北昌」は「北斗」・「文昌」の省略されたものとする(25)。この両者にはそれぞれ夏至・冬至の節気が配されているが、その理由は刑徳小遊図や刑徳理論の変遷と関わるため、詳しくは次章で検討する。また気雲は先述のように、干支や節気は配当されておらず、上述の諸神とは性質が異なるものと言えるであろう。

以上が帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊の移動の記述と、その記述を基にした占いを行うための刑徳小遊図の概要である。次に刑徳小遊の移動が実際どのような理論であるかを理解するために、本文を検討していきたい。

第二節 帛書『刑徳』乙篇に見える刑徳小遊の基本原則

I 刑徳小遊の移動規則——本文(三)を中心に——

刑徳小遊の移動について、武田時昌氏と程少軒氏は以下のように検討している。武田時昌氏は本文に見える干支が移動日と移動する方位であることを指摘した上で、刑・徳の移動日(干支)、両者の移動と離合に着目し、以下のように表を作製した(表二参照)(26)。

表二 刑・徳の移動と離合(武田時昌氏作製)

離合	徳	刑	日支
離	東	東南	甲子
合	西	西	庚午
離	南	西南	丙子
合	北	北	壬午
合	東	東	戊子
合	東	東	甲午
離	西	西北	庚子
合	南	南	丙午
離	北	東北	壬子
離	中	東南	戊午
離	東	東南	甲子

これに対して、程少軒氏は本文に見える干支が日を表すのではなく、場所を表すものとした上で、各宮(九方位で表さず、正宮・奇宮で表す)に配当されている方位を示す干支とその干支に配当されている刑徳以下の六神に着目し、以下のように表を作製した(表三参照)(27)。

表三 刑徳小遊表(程少軒氏作製)

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	日期
午而合								子而離				刑徳離合
西方正宮								東方奇宮				刑方位
乙亥	甲戌	癸酉	壬申	辛未	庚午	己巳	戊辰	丁卯	丙寅	乙丑	甲子	方位干支
雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑徳	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑	值神
西方正宮								東方正宮				徳方位
乙亥	甲戌	癸酉	壬申	辛未	庚午	己亥	戊戌	丁酉	丙申	乙未	甲午	方位干支
雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑徳	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	徳	值日神
刑徳皆徙庚午西方正宮,居六日。								刑起甲子東方奇宮,徳起甲午東方正宮,居六日。				説明

36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
						刑不入中宮， 午而合						午而合						子而離					
						東方正宮						北方正宮						南方奇宮					
己亥	戊戌	丁酉	丙申	乙未	甲午	己亥	戊戌	丁酉	丙申	乙未	甲午	丁亥	丙戌	乙酉	甲申	癸未	壬午	辛巳	庚辰	己卯	戊寅	丁丑	丙子
雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑德	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑德	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑德	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑
						東方正宮						北方正宮						南方正宮					
己亥	戊戌	丁酉	丙申	乙未	甲午	己亥	戊戌	丁酉	丙申	乙未	甲午	丁亥	丙戌	乙酉	甲申	癸未	壬午	辛亥	庚戌	己酉	戊申	丁未	丙午
雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑德	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑德	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑德	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	德
						刑德皆不入中宮， 徑徙甲午東方正宮， 居十二日						刑德皆徙壬午北方 正宮，居六日						刑徙丙子南方奇宮， 德徙丙午南方正宮， 居六日。					

66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
刑不入中宮， 子而離												子而離						午而合						子而離					
東方奇宮												北方奇宮						南方正宮						西方奇宮					
己巳	戊辰	丁卯	丙寅	乙丑	甲子	己巳	戊辰	丁卯	丙寅	乙丑	甲子	丁巳	丙辰	乙卯	甲寅	癸丑	壬子	辛亥	庚戌	己酉	戊申	丁未	丙午	乙巳	甲辰	癸卯	壬寅	辛丑	庚子
雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑德	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑
東方正宮						中央正宮						北方正宮						南方正宮						西方正宮					
己亥	戊戌	丁酉	丙申	乙未	甲午	癸亥	壬戌	辛酉	庚申	己未	戊午	丁亥	丙戌	乙酉	甲申	癸未	壬午	辛亥	庚戌	己酉	戊申	丁未	丙午	乙亥	甲戌	癸酉	壬申	辛未	庚午
雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	德	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	德	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	德	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	刑德	雨師	雷公	大音	風伯	豐隆	德
刑不入中宮，徑徙 甲子東方奇宮，居 十二日。德徙戊午 中央正宮，居六日， 徙甲午東方正宮， 居六日												刑徙壬子北方奇宮， 德徙壬午北方正宮， 居六日						刑德皆徙丙午南方 正宮，居六日						刑徙庚子西方奇宮， 德徙庚午西方正宮， 居六日					

表二・三からも見られるように、武田氏と程少軒氏では干支の捉え方が異なっている。そこで両者が作製した表を参照しつつ、本文に見える干支が移動日、移動する方位・場所のどちらに当たるのかについて検討したい。

帛書『刑徳』乙篇の本文(二)・(三)には干支が見えるが、両者では干支の意味するものが異なるとおもわれる。(二)に見える干支は「戊子」・「戊午」であり、刑・徳の移動する場所として、これらとは別に「中宮」・「東宮」・「東南宮」が見える。したがって、「戊子」・「戊午」は刑・徳の移動場所ではなく、移動日を表したものである。また(三) aに「其初發也、刑起甲子、徳起甲午、皆徙庚午、居庚午各六日」等と見える干支は、刑・徳両者の「徙(移動)」・「居」する場所と解される。つまり、(三) aに見える干支は時間・日を表すのではなく、刑・徳の移動する「場所」を示したものである。以上より、本文に見える干支は、(二)の場合は移動日であり、(三)の場合は移動場所であると解される。したがって、先の図一に見える干支も移動する場所を示したものである。このように、刑・徳の移動場所が干支で表されているとすれば、その干支を図一に見える刑徳所在の干支と対応させて読み解くと以下のようになるであろう(表一A参照)。

すなわち、甲午(東)、甲子(東南)、丙午(南)、丙子(西南)、庚午(西)、庚子(西北)、壬午(北)、壬子(東北)、戊子(中)、戊午(中)のごとくになる。したがって、以下では便宜上、刑・徳の移動する方位・場所を甲子(東南)等と表記することにする。このような干支は場所・方位を指すと共に、そのいずれかを指す場合もあるので、以下の記述では文脈に沿って適宜、場所あるいは方位と称することとする。以上の点を踏まえて、本文(三)に見える刑徳小遊の刑・徳の移動について検討しよう。

(三) aは以下のようになる。刑徳小遊の起点は、刑は甲子(東南)、徳は甲午(東)である。両者共にその起点の場所に六日間居り、六日毎に移動する。次に刑・徳は共に庚午(西)に移動し、そこに六日間居る。次に刑は丙子(西南)に移動し、徳は丙午(南)に移動し、そこに六日間居る。次に刑・徳は共に壬午(北)に移動し、そこに六日間居る。

このように刑・徳は六日毎に移動して、合計二十四日間各場所に滞在する。すなわち、刑の移動は甲子(東南)↓庚午(西)↓丙子(西南)↓壬午(北)の順となり、徳の移動は甲午(東)↓庚午(西)↓丙午(南)↓壬午(北)の順となる。

次に(三) bは二十四日目の翌日の二十五日目から十二日間の移動であり、その移動は以下の通りである。

刑・徳は共に(中宮に)入らず、直接甲午(東)に移り、そこに十二日間居る。ここでは「入」る場所について明記されていないが、本篇を通じて「入」と記されているのは中宮のみで、他は「徙」・「居」となっている。したがって、ここで「刑・徳は共に入らず」というのは、「刑徳共に中宮に入らず」の意味と解される。また中宮に「入」らず、「甲午(東)」に移動するのは、本文では(二)一行目に見え、(二)一行目と(三) bは同じ移動を指していると考えられる。

次に(三) cは、二十四十二三二十六日の翌日の三十七日目から十八日間の刑・徳の移動先の滞在であり、その移動は以下の通りである。刑は庚子(西北)に、徳は庚午(西)に移動し、そこに六日間居る。次に刑・徳は共に丙午(南)に移動し、そこに六日間居る。次に刑は壬子(東北)に移動し、徳は壬午(北)に移動し、それぞれ六日間居る。

この文では刑・徳は(三) aと同じように六日毎の移動となっている。すなわち刑の移動は庚子(西北)↓丙午(南)↓壬子(東北)、徳の移動は庚午(西)↓丙午(南)↓壬午(北)の順である。

次に(三) dは三十六十八五十四日の翌日の五十五日目から十二日間の刑・徳の移動先の滞在であり、その移動は以下の通りである。徳は中宮の戊午に移動するが、刑は中宮に入らず、直接甲子(東南)に移動する。徳は中宮に六日間居た後、甲午(東)に移動し、刑は甲子(東南)に十二日間居る。徳は甲午(東)に六日間居り、刑・徳は再び共に庚午(西)に移動する。ただし、(三) aの「其れ初め發するや、刑は甲子より起り、〔徳〕は甲午より起る、皆な庚午に徙り、庚午に居ること各六日なり」とあるサイクルは、(三) dで刑が甲子(東南)に六日間、徳が中宮に六日居ること終わり、その後新しいサイクルが始まる。

先の(三) bと(二) 一行目の刑・徳の移動が同じであったように、(三) dの徳の移動と(二) 二行目の移動も同じものを指すと考えられる。なぜなら(二) 二行目は戊午の日に徳が中宮に入るが、刑は中宮に入らず東南宮すなわち甲子に入っており、(三) dと同じ動きをするからである。

II 刑徳小遊の移動規則二

(三) の干支は刑・徳が移動する場所を表したものであるが、移動日が明記されていない。解決の方法としては、先述のように(二)と(三) b・dが対応している部分があるため、そこから刑徳小遊の移動日を計算することとする。(二)の戊子日の移動を(三) bの記述から計算すると、先述のように(三) aの刑・徳が移動を開始して終了した翌日の二十五日目となる。(二)の戊午日も同様に(三) dの記述から計算すると、移動の開始日から五十五日目となる。(二)に見える干支、「戊子」「戊午」は、「甲子」から始まる六十干支の並びで考えると二十五番目・五十五番目となり、移動日と合致する。したがって(三)の刑・徳の移動日を六十干支の順で表すと、共に(三) a「甲子↓庚午↓丙子↓壬午↓」、(三) b戊子(二十五日目)↓甲午↓、(三) c「庚子↓丙午↓壬子↓」、(三) d「戊午(五十五日目)↓甲子」となる。

次に刑・徳のそれぞれの移動及びその場所について検討する。既に検討したように刑の移動場所は、

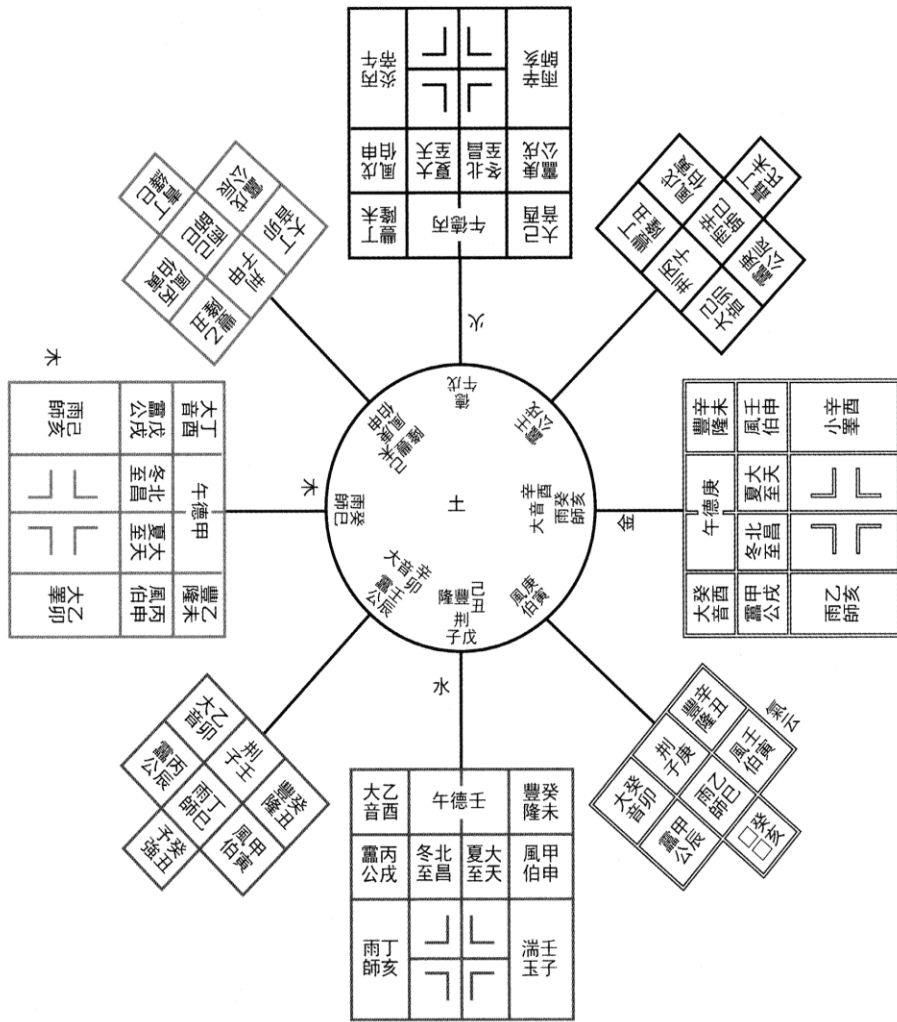
甲子（東南）↓庚午（西）↓丙子（西南）↓壬午（北）↓甲午（東）↓庚子（西北）↓丙午（南）↓壬子（東北）↓甲子（東南）↓庚午（西）

甲午（東）↓庚午（西）↓丙午（南）↓壬午（北）↓甲午（東）↓庚午（西）↓丙午（南）↓壬午（北）↓戊午（中）↓甲午（東）↓庚午（西）

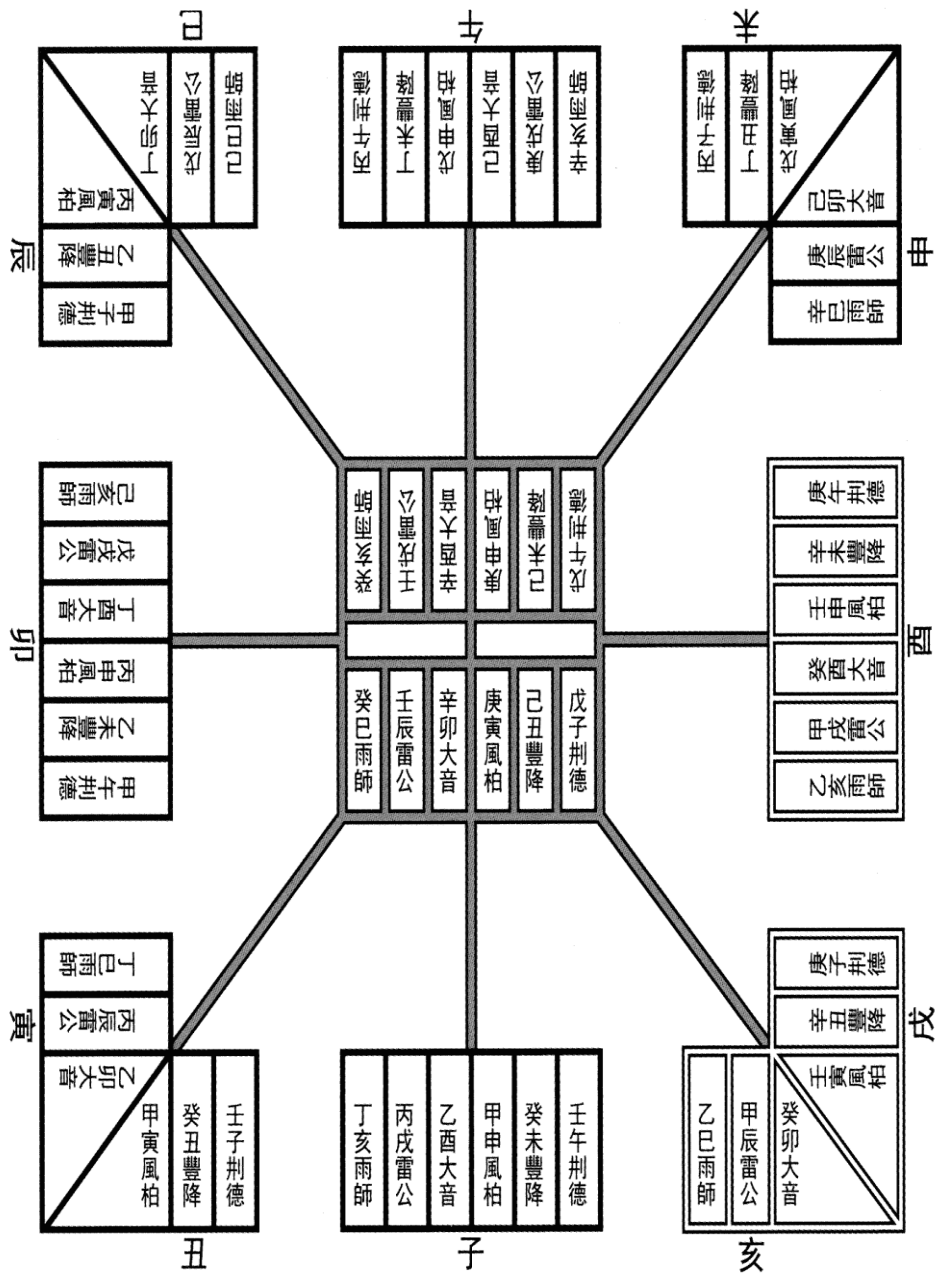
である。この刑・徳の移動場所の天干に着目すると、刑は甲↓庚↓丙↓壬、徳は甲↓庚↓丙↓壬もしくは甲↓庚↓丙↓戊の順となっている。各天干の五行配当で考えると、木↓金↓火↓水もしくは木↓金↓火↓水↓土となる。これは、土を含むかどうかの違いはあるが（一）の「亦た各勝たざる所に徙る」の記述、つまり五行相勝説において五行が勝たざる方向へ移動することとほぼ合致する⁽²⁸⁾。

また移動場所・移動日・移動理論の他に本文（一）によると「正」・「奇」の問題がある。本文（一）に「刑は子を以て奇に旃（遊）し、午を以て徳と正に合い、故に午にして合い、子にて離る」とあり、帛書『刑徳』甲篇八四行目にも「●刑・徳は復た子を以て奇（奇）に旃（遊）し、午を以て徳と四正に合い之を左す。●刑は奇（奇）に旃（遊）す」とあるように、刑は子日に「奇（奇）」、午日に「正」へ移動し、徳は奇に移動することなく正（帛書『刑徳』甲篇では「四正」となっており、共に東・西・南・北を指す）へ移動している。武田時昌氏は、「奇（奇）」は「正（四正）」に対する用語で、東南・東北・西北・西南を指すと指摘している⁽²⁹⁾。このように刑は子日に「奇」へ移動し、午日に「正（四正）」へ移動し、徳は子・午日に「正（四正）」へ移動する。したがって、刑と徳は子日に離れ、午日に合う。また「刑不入中宮」とあるように、刑は中宮に入れない。ただし帛書『刑徳』乙篇に付されている刑徳小遊図（図一参照）の中宮には刑・徳の記述が見える。すなわち図一の中宮では刑に戊子、刑徳に戊午が配当されており、帛書『刑徳』乙篇では刑が中宮に入らない記述とは合わない。なお、帛書『刑徳』甲・丙篇に付されている刑徳小遊図（図二・三参照）においても、図二の中宮では刑に戊子、徳に戊午、図三の中宮では刑徳に戊子・戊午が配当されている⁽³⁰⁾。このように刑徳小遊図において、刑が中宮に入るかのように見える問題については、次章で改めて検討したい。

图二 帛書『刑德』甲篇刑德小遊圖



图三 帛書『刑德』丙篇刑德小游图



むすび

以上が、帛書『刑徳』乙篇に見える刑・徳の日毎の移動の内容である。帛書『刑徳』乙篇の本文(一)は刑徳小遊の基本的な移動規則、(二)は刑・徳の中宮での移動規則、(三)は刑・徳の六日毎の具体的な移動についての記述である。刑徳小遊において、刑・徳は六日毎に移動し、移動場所はその天干に着目すると五行相勝説において五行が勝たざる順番となっている。ただし、徳は中宮に移動可能であるが、刑は移動不可能である。また、帛書『刑徳』乙篇に見える干支については(一)は刑・徳の移動日、(二)は刑・徳の移動場所を指している。ところで、帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊と帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊に付されている刑徳小遊図には、刑徳大遊の移動を示す鈎繩図が存在している。すると帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊と帛書『刑徳』甲篇のそれは先に検討した二十歳刑徳・刑徳大遊の移動と密接な関係があるように思われる。次章では、既に検討した二十歳刑徳・刑徳大遊の移動を参考にしつつ、甲篇の刑徳小遊の移動を検討することで、刑徳大遊・刑徳小遊の関係を明らかにしたい。

注

- (1) 『吳越春秋』第五夫差内伝に「伍子胥聞之、諫曰「……臣今年老、耳目不聰、以狂惑之心、無能益國。窃觀『金匱』第八、其可傷也」。吳王曰「何謂也」。子胥曰「今年七月辛亥平旦、大王以首事。辛、歲位也。亥、陰前之辰也。合壬子、歲前合也、利以行武、武決勝矣。然徳在合」とある。
- (2) 傅举有・陳松長編著『馬王堆漢墓文物』(湖南出版社、一九九二年)、陳松長編著『馬王堆帛書芸術』(上海書店、一九九六年)、陳松長「帛書《刑徳》乙本釈文訂補」(甘肅文物考古研究所・西北師範大学歴史系編『簡牘学研究』第二輯(甘肅人民出版社、一九九八年)、後に陳松長『簡帛研究文稿』(線装書局、二〇〇八年)に収められる)、丁原植主編・陳松長著『馬王堆帛書《刑徳》研究論稿』(台湾古籍有限公司、二〇〇一年)。
- (3) Marc Kalinowski「馬王堆帛書《刑徳》試探」(饒宗頤主編『華学』(第一期)、中山大学出版社、一九九五年)。
- (4) 胡文輝『中国早期方術与文献叢考』(中山大学出版、二〇〇〇年)。

- (5) 陶磊『《淮南子・天文》研究―從數術史的角度』(齊魯書社、二〇〇三年)、陶磊「馬王堆帛書『刑德』甲・乙本的初步研究」(『簡帛研究二〇〇四』(広西師範大学出版社、二〇〇六年))。
- (6) 武田時昌「刑德遊行の占術理論」(『日本中国学会報』第六三輯、二〇一一年)。
- (7) 裘錫圭主編『長沙馬王堆漢墓簡帛集成』一・五(中華書局、二〇一四年)、程少軒「馬王堆帛書《刑德》甲篇「刑德小游」占辞与漢軍討伐陳豨之役」(『中国出土資料研究』第二〇号、二〇一六年七月) 参照。
- (8) 末永高康「刑德小遊についての覚え書き」(出土資料と漢字文化研究会『出土文献と秦楚文化』第八号(日本女子大学文学部谷中信一研究室、二〇一五年))。
- (9) 黄儒宣「馬王堆帛書《上朔》綜論」(『文史』二〇一七年第二期)。
- (10) 各篇の書写年代は、程少軒氏によると帛書『刑德』乙篇は漢惠帝七年(公元一八八年)八月、漢文帝前元一二年(公元前一六八年)二月、帛書『陰陽五行』乙篇は呂后年間(公元前一八七)である(注(7))。裘錫圭主編前掲書参照。なお、帛書『陰陽五行』乙篇と帛書『刑德』乙篇の刑德小遊の記述は、ほぼ同じで付されている図は違ったものとなっている。また、帛書『陰陽五行』乙篇の方が、帛書『刑德』乙篇より、先に書写された可能性がある(注(7))。程少軒前掲書参照。
- (11) 注(2) 丁原植主編・陳松長著前掲書、注(7) 裘錫圭主編前掲書参照。なお欠落部分は、帛書『陰陽五行』乙篇から補うことができた。
- (12) 注(7) 裘錫圭主編前掲書参照。注(3) Marc Kalinowski 前掲論文、注(2) 丁原植主編・陳松長前掲書も復元している。なお李零氏は一般的な南北が逆転している上南下北の式図に言及しており、『淮南子』では上南下北と上北下南が併存しており、後に両者は合して一つになったとしている(李零『中国方術正考』(中華書局、二〇〇六年) 参照)。
- (13) 古健青編『中国方術大辞典』(中山大学出版社、一九九一年)。なお、胡文輝氏・程少軒氏は、図一を十宮の図とする(注(4)) 胡文輝前掲書、注(7) 裘錫圭主編前掲書参照。
- (14) 徳が四維宮に見えないのは、徳が四維宮には移動しないためである。このことは別章で詳しく述べる。
- (15) 注(2) 丁原植主編・陳松長前掲書参照。
- (16) 饒宗頤「馬王堆《刑德》乙本九宮図諸神釈―兼論出土文献中的顛項与攝提」(『江漢考古』一九九三年第一期)。
- (17) 李学勤氏・陳偉武氏も刑徳を神と捉えている。但し陳偉武氏は刑徳を刑神・徳神を合わせたものと考えている。(李学勤「馬王堆帛書

《刑徳》中的軍吏」(中国社会科学院簡帛研究中心『簡帛研究』第二輯(法律出版社、一九九六年)、陳偉武「簡帛兵学文献軍術考述」(饒宗頤主編『華学』(第一期)、中山大学出版社、一九九五年)。

(18) 末永高康氏は凶中の刑、豊隆、風伯、大音、雷公に付されている干支の順は六十干支の順と合うようになっているとする(注(8)末永高康前掲論文参照)。

(19) 注(16) 饒宗頤前掲論文参照。マルク・カリノフスキー氏は湍玉(顛頊)・大畢(昊)・炎帝・小畢(昊)は帛書「五星占」では順に端玉・太浩・炎帝・少浩と記されているとも指摘する(注(3) Marko Kalinowski 前掲論文参照)。

(20) 注(3) Marc Kalinowski 前掲論文参照。なお、マルク・カリノフスキー氏は帛書『刑徳』乙篇に「徳在木、乙卯爲根、在金、辛卯(酉)か)爲根、在火、丙午爲根、在水、壬子爲根、在土、戊戌爲根」とあるのも関連があるとしている。

(21) 注(16) 饒宗頤前掲論文参照。胡文輝氏は文献中に見える五帝に配される五臣と関係あるとする(注(4) 胡文輝前掲書参照)。カリノフスキー氏は青澤・司閻の解釈に疑問を持っている。(注(3) Marc Kalinowski 前掲論文参照)。

(22) 注(7) 裘錫圭主編前掲書参照。

(23) 饒宗頤氏やマルク・カリノフスキー氏は「大天」を「上天」としている(注(16) 饒宗頤前掲論文参照、注(3) Marc Kalinowski 前掲論文参照)。

(24) 注(16) 饒宗頤前掲論文参照。

(25) 李零『中国方術統考』(中華書局、二〇〇六年)。

(26) 注(6) 武田氏前掲論文参照。陶磊氏も刑徳小遊の移動について表を作製されているが、武田氏の表の方は離合についても言及されているため、武田氏の表を引用させて頂いた(注(5) 陶磊前掲書)。

(27) 注(7) 裘錫圭主編前掲書。

(28) 武田氏は移動日の天干が甲↓庚↓丙↓壬↓戊の順で繰り返し返し五行の配当で述べると、木↓金↓火↓水↓土となることから、移動日に原文の「徙所不勝」五行相勝説の法則が適応されていると述べる(注(6) 武田前掲論文参照)。

(29) 注(6) 武田氏前掲論文参照。

(30) 注(7) 裘錫圭主編前掲書。

第六章 馬王堆漢墓帛書に見える刑徳小遊と三合説

はじめに

前章で検討したように、帛書には、毎年の刑・徳の移動理論である刑徳大遊とは異なる、六日毎の日の移動である刑徳小遊が見えるが、その移動理論に関して以下の二点の検討がまだ十分ではない。

第一に帛書『刑徳』乙篇に見える干支のどれが場所、あるいは日付を示すものであるかを明らかにすること。第二に刑徳小遊の移動において、帛書『刑徳』乙篇では刑は中宮に入らないが、帛書『刑徳』甲篇では刑は中宮に入るようになってきていることの理論的根拠の説明である。第一の点については既に検討したように、帛書『刑徳』乙篇に見える干支は場所・日付の両方である⁽¹⁾。第二の刑と中宮の関係については、諸氏も既に指摘されているように、帛書『刑徳』甲・乙篇の刑徳小遊でそれぞれ違いがある。

その違いがどのような理論によって生じるのかを解明するためには、さらに帛書『刑徳』甲・乙篇の刑徳大遊・刑徳小遊の移動理論や各篇に付されている図の検討が必要である。刑徳大遊については先述のように、帛書『刑徳』甲・乙篇共に刑は中宮以外の四宮を、徳は中宮を含む五宮を、一年毎に移動するものであった。また筆者は帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊の刑・徳の移動も既に検討しており、それによると刑は中宮を除く八方位を、徳は東・西・南・北・中宮の五方位を六日毎に六十日周期で移動する⁽²⁾。したがって、甲篇の刑徳小遊以外の刑徳理論、すなわち帛書『刑徳』甲・乙篇の刑徳大遊、帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊において、刑は中宮に入らないものであった。しかし、帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊に見える刑の移動は上述のものとは異なり、中宮に入るものである。

そこで本章では、第二の問題を解決するために、もう一つの刑徳小遊である、帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊を検討する。帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊を明らかにすることで、帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊と比較することが可能となり、両者の差異が解明されると考えられるからである。帛書『刑徳』甲・乙篇の差異を産み出す理論は天文訓の二十歳刑徳を構成する理論と深い関係があるのだが、帛書各篇への導入の有無・およびその導入の時期を検討することによって、毎年の刑・徳の移動理論と刑徳小遊の理論的展開を明確に出来、両篇の成立関係が明らかに出来るであろう。

第一節 帛書『刑德』甲篇の刑德小遊の移動理論

帛書『刑德』甲篇六一〜八四行⁽³⁾に、

十一年十二月己亥上朔、刑・德以其庚子并居西宮。丙午刑・德并居南宮。壬子刑居東北宮、德復居西宮。戊午刑・德并居中宮。甲子刑居東南宮、德復居西宮。庚午刑・德并居西宮。丙子刑居西南宮、德居西宮。壬午刑・〔德并居□宮〕。戊子刑〔居□宮、德〕居西宮。甲午刑・德皆居東宮。庚子刑居西北〔宮〕、德居西宮。

十二年⁽⁴⁾乙巳上朔、刑・德以丙午并居南宮。壬子刑居北宮、德復居南宮。戊午刑・德并居中宮。甲子刑居東北、德居南。庚午刑・德并居西宮。丙子刑居西南宮、德居南宮。壬午刑・德皆居北宮。戊〔子〕刑居中柱北市、德居南宮。甲午刑・德〔皆〕居東宮。庚子刑〔居□宮、德居南宮。〔丙〕午刑・德復并⁽⁵⁾南宮。●此刑德小遊也。●刑□以子游於畸〔奇〕、以午與德合於四正而左之。●刑游畸〔奇〕。

(前漢高祖) 十一年十二月己亥上朔、刑・德其の庚子を以て并せて西宮に居る。丙午刑・德并せて南宮に居る。壬子刑東北宮に居り、德復た西宮に居る。戊午刑・德并せて中宮に居る。甲子刑東南宮に居り、德復た西宮に居る。庚午刑・德并せて西宮に居る。丙子刑西南宮に居り、德西宮に居る。壬午刑・〔德并せて□宮に居る〕。戊子刑〔□宮に居り、德〕西宮に居る。甲午刑德皆な東宮に居る。庚子刑西北〔宮〕に居り、德西宮に居る。

十二年乙巳上朔、刑・德丙午を以て并せて南宮に居る。壬子刑北宮に居り、德復た南宮に居る。戊午刑・德并せて中宮に居る。甲子刑東北に居り、德南に居る。庚午刑・德并せて西宮に居る。丙子刑西南宮に居り、德南宮に居る。壬午刑・德皆な北宮に居る。戊〔子〕刑中柱北市に居り、德南宮に居る。甲午刑・德〔皆な〕東宮に居る。庚子刑〔□□〕宮〔に居り〕、德南宮に居る。〔丙〕午刑・德復た南宮に并す。●此れ刑德小遊なり。●刑は子を以て畸〔奇〕に遊し、午を以て德と四正に合い之を左にす。●刑は畸〔奇〕に遊す。

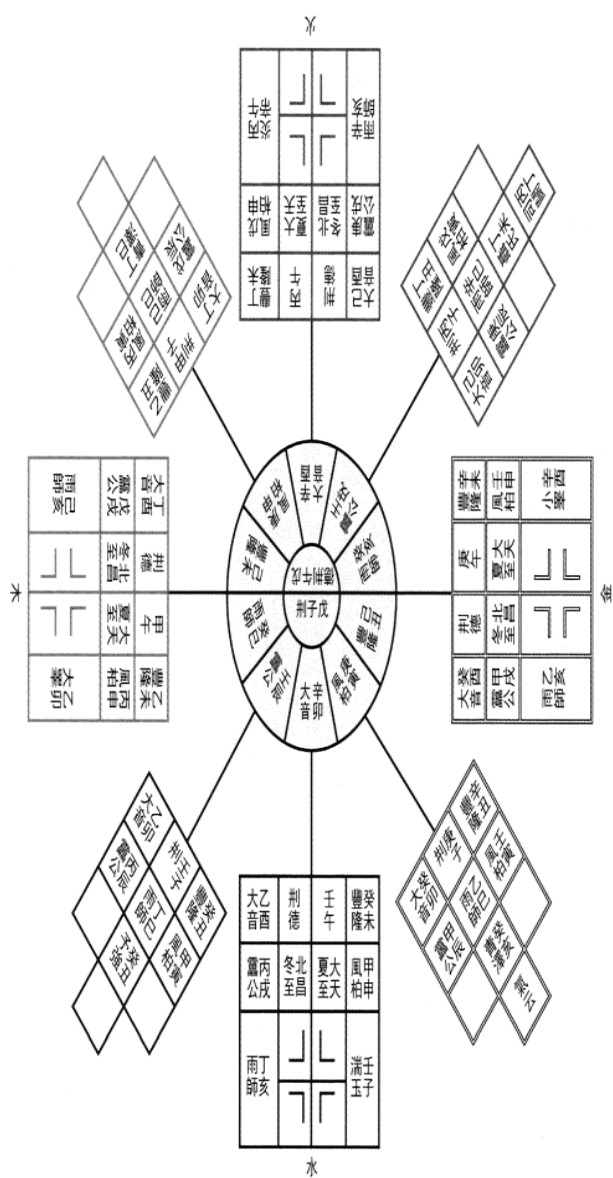
とあり、帛書『刑德』甲篇には帛書『刑德』乙篇にはなかった「上朔」という語が見える。「上朔」は帛書に何カ所か見えるが、これは移動日に関わる概念の名称であり、直接移動に関係するものではない。本章では、刑・德の移動理論を中心に検討していくため、「上朔」については他の機会に検討したい。

さて、帛書『刑德』甲篇には帛書『刑德』乙篇と同様に本文の記述に基づいた占いをを行うための「刑德小遊図」が付記されている(図一参

九方位の図ということになる。

また、帛書『刑徳』乙篇と同様に各宮には刑・徳等の各諸神にそれぞれ干支等が配当されており、それは以下のごとくである。刑・徳、豊隆、風伯、大音、雷公、雨師の六神（「刑徳」は一組で一柱の神とする）は九方位の宮全てに配され、大天・北昌は東・西・南・北の四方宮、湍玉（顛頊）は北宮、大暉（昊）は東宮、炎帝は南宮、小暉（昊）は西宮、予強は東北宮、青澤は東南宮、聶氏は西南宮に配されている⁽⁹⁾。気雲のみ西北宮の外側に配され、干支は配当されず、そのため陳松長氏は気雲を補助的なものとしている⁽⁹⁾。帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊図が帛書『刑徳』乙篇と大きく違うのは以下の五点である（図二と併せて参照）。①四方宮に居るのは「刑徳」ではなく「徳」である、②西北宮の「癸亥」に配当されている神が欠落、③西南宮に司閻が見えない、④中宮・四維宮の形状が異なっている、⑤気雲が西北宮の外側にある。

図二 帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊図⁽¹⁰⁾



前章において、既に帛書『刑徳』乙篇の九方位の宮全てに配されている刑徳等の六神、四方宮における六神以外の諸神、四維宮における六神以外の諸神の検討を行っているので、本章では以下にその概要を述べておく(11)。

九方位の宮全てに配当されている諸神は、刑もしくは徳、豊隆、風伯、大音、雷公、雨師の六神である。各宮において、これらの諸神がどの干支に配当されているかは宮毎によって異なる。なお、中宮に配当される六神は、図一に見えるように二つの型に分かれている。すなわち中宮の「己未」「庚申」方向から時計回りの順で「辛酉」「癸亥」方向まで(中宮①)では徳に戊午、豊隆に己未、風伯に庚申、大音に辛酉、雷公に壬戌、雨師に癸亥が、それぞれ配当されている。また中宮の「庚寅」方向から時計回りの順で「癸巳」方向まで(中宮②)では刑に戊子、豊隆に己丑、風伯に庚寅、大音に辛卯、雷公に壬辰、雨師に癸巳が、それぞれ配当されている。これらの諸神が、各宮でどのような干支に配当されているのかを干支の配当順に並べると表一Aのようになる。

表一A 刑徳小遊図と各宮における諸神と各干支の対応

中宮①

神	干支
徳	戊午 (55)
豊隆	己未 (56)
風伯	庚申 (57)
大音	辛酉 (58)
雷公	壬戌 (59)
雨師	癸亥 (60)
神	干支
刑	戊子 (25)
豊隆	己丑 (26)
風伯	庚寅 (27)
大音	辛卯 (28)
雷公	壬辰 (29)
雨師	癸巳 (30)

中宮②

東宮

神	干支
徳	甲午 (31)
豊隆	乙未 (32)
風伯	丙申 (33)
大音	丁酉 (34)
雷公	戊戌 (35)
雨師	己亥 (36)
神	干支
刑	甲子 (1)
豊隆	乙丑 (2)
風伯	丙寅 (3)
大音	丁卯 (4)
雷公	戊辰 (5)
雨師	己巳 (6)

東南宮

南宮

神	干支
徳	丙午 (43)
豊隆	丁未 (44)
風伯	戊申 (45)
大音	己酉 (46)
雷公	庚戌 (47)
雨師	辛亥 (48)
神	干支
刑	丙子 (13)
豊隆	丁丑 (14)
風伯	戊寅 (15)
大音	己卯 (16)
雷公	庚辰 (17)
雨師	辛巳 (18)

西南宮

西宮

神	干支
徳	庚午 (7)
豊隆	辛未 (8)
風伯	壬申 (9)
大音	癸酉 (10)
雷公	甲戌 (11)
雨師	乙亥 (12)
神	干支
刑	庚子 (37)
豊隆	辛丑 (38)
風伯	壬寅 (39)
大音	癸卯 (40)
雷公	甲辰 (41)
雨師	乙巳 (42)

西北宮

北宮

神	干支
徳	壬午 (19)
豊隆	癸未 (20)
風伯	甲申 (21)
大音	乙酉 (22)
雷公	丙戌 (23)
雨師	丁亥 (24)
神	干支
刑	壬子 (49)
豊隆	癸丑 (50)
風伯	甲寅 (51)
大音	乙卯 (52)
雷公	丙辰 (53)
雨師	丁巳 (54)

東北宮

表一Aにみられるように、これらの干支と諸神の間には、末永高康氏が指摘されていることとく一定の法則があり⁽¹²⁾、各宮に配当されている六十干支の順番は、刑もしくは徳↓豊隆↓風伯↓大音↓雷公↓雨師の順となっている。

図一には六神以外の諸神もあり、それらを表にすると表一B(四方宮所在の神)、表一C(四維宮所在の神)のようになる。

表一B

東宮 西宮 南宮 北宮

神	干支
太 畢	乙卯
神	干支
小 畢	辛酉
神	干支
炎 帝	丙午
神	干支
湍 玉	壬子

表一C

東南宮 西南宮 東北宮 西北宮

神	干支
青 澤	丁巳
神	干支
聶 氏	丁未
神	干支
予 強	癸丑
神	干支
欠 落	癸亥

次に四方宮に見える六神以外の諸神と干支についてであるが、前章では、四方宮に見える大畢（昃）、炎帝、小畢（昃）、湍玉（顛頊）を四方神、四維宮に見える青澤、聶氏、予強を四維神と仮称した⁽¹³⁾。

四方神については、マルク・カリノフスキー氏に従って、四方宮の各神に配当されている方位と各神に配当されている十干・十二支の方位配当が一致するとした。なお、このような対応関係が刑・徳などの六神についても言えるかどうかについては、後で改めて検討することにする。四維神については、十二辰の方位配当がより重要となる⁽¹⁴⁾。

「大天」・「北昌」にはそれぞれ夏至・冬至の節気が配されているが、その理由は刑徳小遊図や刑徳理論の変遷と関わるため、これも詳しくは後で検討する。また気雲は先述のように、干支や節気は配当されておらず、上述の諸神とは性質が異なるものと言えるであろう。

以上が帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊の移動の記述と、その記述に基づいて占いを行うための刑徳小遊図の概要である。

次に帛書『刑徳』甲篇の刑・徳の移動について検討したい。帛書『刑徳』甲篇の刑・徳の移動については、「刑・徳以其庚子并居西宮。丙

午刑・徳并居南宮」等とあり、「庚子」、「丙午」等の干支と刑・徳の所在の宮についての記述がある。これと同様の記述が、帛書『刑徳』乙篇に「戊子刑・徳不入中宮、徑徙東宮。戊午徳入、刑不入、徑徙東南宮」とあり、刑・徳の移動先として中宮・東宮・東南宮が見えることから、「戊子」・「戊午」は移動日を指すと考えられる。したがって、同様の記述である帛書『刑徳』甲篇の「庚子」・「丙午」も、刑・徳の移動日であると考えられる。また、「庚子」から「丙午」の間は六十干支の順で六日分離れており、これは帛書『刑徳』乙篇に「刑・徳六日而竝游也」とある法則と同様に、帛書『刑徳』甲篇の刑・徳の移動も六日毎の移動と言えるであろう。

そこで帛書『刑徳』甲篇の記述に基づくと、甲篇の刑徳小遊の刑・徳の移動は以下のようになる。

(前漢高祖) 十一年十二月己亥上朔の刑・徳の移動の起点は庚子の日であり、刑・徳は共に西宮に六日間滞在する。丙午の日から刑・徳は共に六日間南宮に滞在する。壬子の日から刑は東北宮、徳は再び西宮に六日間滞在する。戊午の日から刑・徳は共に六日間中宮に滞在する。甲子の日から刑は東南宮、徳は再び西宮に六日間滞在する。庚午の日から刑・徳は共に西宮に六日間滞在する。丙子の日から刑は西南宮、徳は西宮に六日間滞在する。甲午の日から刑・徳は共に東宮に六日間滞在する。庚子の日から刑は西北宮、徳は西宮に六日間滞在する。

次に十二年乙巳上朔の刑・徳の移動の起点は丙午の日であり、共に南宮に六日間滞在する。壬子の日から刑は北宮、徳は再び南宮に六日間滞在する。戊午の日から刑・徳は共に中宮に六日間滞在する。甲子の日から刑は東北、徳は南に六日間滞在する。庚午の日から刑・徳は共に西宮に六日間滞在する。丙子の日から刑は西南宮、徳は南宮に六日間滞在する。壬午の日から刑・徳は共に北宮に六日間滞在する。戊子の日から刑は中柱北市(中宮に相當)、徳は南宮に六日間滞在する。甲午の日から刑・徳は共に東宮に六日間滞在する。庚子の日から刑は□□宮、徳は南宮に六日間滞在する。丙午の日から刑・徳は再び先に南宮に六日間滞在する。

最後に、「●刑□以子游於畸(奇)、以午與徳合於四正而左之。●刑游畸(奇)」とあり、刑は子日に奇宮に移動し、午日に徳と四正宮で合うという法則を述べる。ここに見える「畸(奇)」とは四維のことを指し、「刑□以子旂於畸(奇)」とは刑が子日には四維宮に移動することである⁽¹⁵⁾。

このように刑・徳は六日毎に移動するのであるが、高祖十一年の刑・徳の移動は以下のようになる。

(十一年十二月己亥上朔の刑) 西↓南↓東北↓中↓東南↓西↓西南↓□↓東↓西北

(十一年十二月己亥上朔の徳) 西↓南↓西↓中↓西↓西↓西↓□↓西↓東↓西

次に、高祖十二年の刑・徳の移動は、以下のようになる。

(十二年乙巳上朔の刑) 南↓北↓中↓東北↓西↓西南↓北↓中柱北市↓東↓□□↓南
 (十二年乙巳上朔の徳) 南↓南↓中↓南↓西↓南↓北↓南↓東↓南↓南

この移動を移動日を含めて表にすると、以下のようなになる(表二参照)。

表二 帛書『刑徳』甲篇における刑徳小遊(□は欠落部分)

刑 十一年十二月己亥上朔

刑

方位	干支 (移動日)
西	庚子
南	丙午
東北	壬子
中	戊午
東南	甲子
西	庚午
西南	丙子
□	壬午
□	戊子
東	甲午
西北	庚子
方位	干支 (移動日)
西	庚子
南	丙午
西	壬子
中	戊午
西	甲子
西	庚午
西	丙子
□	壬午
西	戊子
東	甲午
西	庚子

徳

刑 十二年乙巳上朔

徳

方位	干支 (移動日)
南	丙午
北	壬子
中	戊午
東北	甲子
西	庚午
西南	丙子
北	壬午
中柱 北市	戊子
東	甲午
□□	庚子
南	丙午
方位	干支 (移動日)
南	丙午
南	壬子
中	戊午
南	甲子
西	庚午
南	丙子
北	壬午
南	戊子
東	甲午
南	庚子
南	丙午

武田時昌氏はこの帛書『刑徳』甲篇の刑・徳の移動には刑徳小遊の移動法則と合わない部分が見え、数か所修正すべきことを指摘している。武田氏の指摘に基づく帛書『刑徳』甲篇の刑・徳の移動は、以下のように説明できる⁽¹⁶⁾。帛書『刑徳』甲篇の刑の移動では「戊午刑・徳并居中宮」、「戊〔子〕刑居中柱北市」となっている以外、帛書『刑徳』乙篇の同日の移動と基本的に同じ形式の移動であるが、帛書『刑徳』甲篇の刑の移動には数か所、本文に見える刑徳小遊の刑・徳の移動法則、「刑□以子游於畸(奇)、以午與徳合於四正」等と合致していない箇所がある(表二・三のゴチック部分を参照)。したがって、十一年の刑の移動の内庚子日の「西宮」を「西北宮」、十二年の壬子日の「北宮」を「東北宮」、甲子日の「東北宮」を「東南宮」に訂正すべきである。十一年の戊子日の欠落部分は十二年の同日の移動から「中柱北市」とし、十二年の庚子日の欠落部分は帛書『刑徳』乙篇の十二年の同日の移動から「西北」とする。次に十一年の壬午日の刑・徳の欠落部分は、帛書『刑徳』甲・乙両篇の壬午日が刑・徳共に「北」であるので、「北」を補う(表二・三参照)。また、帛書『刑徳』甲篇の徳の移動は、十一年の子日には西、十二年の子日には南に常に居り(表二網掛け部分参照)、これは既に検討した帛書『刑徳』甲篇の刑徳大遊における十一年・十二年の徳の位置と同じである(表四網掛け部分参照)。

表三 帛書『刑徳』乙篇の刑・徳の移動と離合⁽¹⁷⁾

離合	徳	刑	日支
離	東	東南	甲子
合	西	西	庚午
離	南	西南	丙子
合	北	北	壬午
合	東	東	戊子
合	東	東	甲午
離	西	西北	庚子
合	南	南	丙午
離	北	東北	壬子
離	中	東南	戊午
離	東	東南	甲子

最後に武田氏は帛書『刑徳』甲篇のこのような刑・徳の移動について、以下のように表二を修正した(表五参照)。

表四 天文訓の二十歳刑徳・帛書『刑徳』 甲篇の刑・徳の移動と帛書『刑徳』 甲篇に見える年 (18)

干支(年)	徳	刑	運行年
甲子	東(木)	東(木)	一年目
乙丑	西(金)	西(金)	二年目
丙寅	南(火)	南(火)	三年目
丁卯	北(水)	北(水)	四年目
戊辰	中(土)	東(木)	五年目
...
乙巳	西(金)	西(金)	(高祖) 十一年
丙午	南(火)	南(火)	(高祖) 十二年
丁未	北(水)	北(水)	
戊申	中(土)	東(木)	(高祖) 十五年
己酉	東(木)	西(金)	(高祖) 十六年
庚戌	西(金)	南(火)	

表五 帛書『刑徳』 甲篇に見える刑徳小遊 (□部分は武田時昌氏修正に基き、網掛けは子日の移動日) (19)

方位	干支(移動日)
西北	庚子
南	丙午
東北	壬子
中	戊午
東南	甲子
西	庚午
西南	丙子
北	壬午
中柱	戊子
北市	
東	甲午
西北	庚子
方位	干支(移動日)
西	庚子
南	丙午
西	壬子
中	戊午
西	甲子
西	庚午
西	丙子
北	壬午
西	戊子
東	甲午
西	庚子

刑 十一年己亥上朔 徳

方位	干支 (移動日)
南	丙午
東北	壬子
中	戊午
東南	甲子
西	庚午
西南	丙子
北	壬午
中柱 北市	戊子
東	甲午
西北	庚子
南	丙午
方位	干支 (移動日)
南	丙午
南	壬子
中	戊午
南	甲子
西	庚午
南	丙子
北	壬午
南	戊子
東	甲午
南	庚子
南	丙午

以上が帛書『刑徳』甲篇に見える刑徳小遊の刑・徳の移動であるが、ここで刑・徳の移動と帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊図(図一参照)との対応を考えてみたい。

まず、この図一の各諸神に配当されている干支が何を指すかを検討したい。帛書『刑徳』乙篇の刑徳大遊に見える干支は「戊子刑・徳不入中宮、徑徙東宮。戊午徳入、刑不入、徑徙東南宮」とあるように刑・徳両者の移動日、もしくは「其初發也、刑起甲子、「徳」起甲午、皆徙庚午、居庚午各六日」等とあるように刑・徳両者の移動場所である。さらに、帛書『刑徳』乙篇には帛書『刑徳』甲篇と同じように刑徳小遊図が付されているが、図に見える刑・徳等には干支が配当されており、これは本文と対応させると刑・徳等の移動場所を示したものであった(図二参照)。

それでは刑・徳等の六神に配当されている干支が、なぜ表一のように各宮にも配当されているのであろうか。それには、干支が配当されている各宮自体の性質について述べる必要がある。なお、この検討については程少軒氏によって、帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊図の配色には誤りがあると指摘されているので、乙篇のものを用いることとする(20)。『馬王堆漢墓帛書集成』一所収帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊図の写真・復元図によると、東・東南宮は緑色、南・西南宮は赤色、西・西北宮は白、北・東北宮は黒色にそれぞれ彩色されている(21)。先述のように、東宮に木、南宮に火、西宮に金、北宮に水と記述があり、各宮には五行が配当されている。したがって、東・東南宮、南・西南宮、西・西北宮、北・東北宮の同色で彩色されている宮には、それぞれ同じ五行が配当されていると考えられる。ここで、まず各宮と十干について、東・東南宮を例に挙げて説明すると、次のようになる。東・東南宮は五行の方位配当で木に属し、東宮の「刑徳」に配当されている干支は甲午であ

り、東南宮の「刑」に配当されている干支は甲子である。刑徳・刑に配当されている十干の甲は木に属するので、刑徳・刑所在の宮の五行によって刑徳・刑に配当される十干が決定されていると考えられる。刑徳・刑に配当されている十干が甲に決定した後、刑徳以外の五神に十干の乙・丙・丁・戊・己とそれぞれ付している。これは他の宮でも同様であり、まず刑徳・刑が所在する宮の五行の方位配当から、刑徳・刑に配当される十干が決まり、その後他の五神に十干が順番に配当されたと考えられる。

次に各宮に配される六神の十二支について検討したい。同じように東・東南宮を例に挙げて説明する。東・東南宮の「刑徳」・「刑」に配当されている干支は甲午・甲子である。十二支に注目すると、四維宮の一つである東南宮は子から始まり、四正宮の一つである東宮は午から始まっている。これは帛書『刑徳』篇に見える刑徳移動の原則、すなわち徳は正（四正）のみを移動するという理論に合わせるためではないだろうか。徳を正宮に置く必要があるため、徳が移動する午の位置を四正宮に置き、刑が移動する四維宮に子をそれぞれ置くことになったのであろう。四正宮の刑徳に午を配した後他の五神に未・申・酉・戌・亥を配し、四維宮の刑に子を配した後他の神に丑・寅・卯・辰・巳を配する。これは他の宮でも同様である。

以上の法則によって、各宮に干支が配当されていると考えられるのだが、各宮に配当されている干支と刑徳等の諸神は甲・乙篇で基本的に同じである（乙篇で「刑徳」と作るものが甲篇では「刑」に作る等の違いはある）ので、この乙篇の刑徳小遊図の解釈は甲篇にも適用出来るであろう。

ところで、前章で帛書『刑徳』乙篇を検討した際に、刑・徳の移動場所が干支で表されていることから、その干支を図二に見える刑もしくは刑徳に配当されている干支と方位に対応させると、以下のようなになった（表六参照）⁽²²⁾。

帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊図と帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊図はほぼ同じ構成であるので、表六の方位と干支の対応関係は、帛書『刑徳』甲篇にも適用できるであろう。そこで、帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊図に見える刑・徳、干支・方位を表にすると以下のようなになる（表七参照）。

表六 帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊図に見える刑・徳とこれに配当されている干支と方位

図二に見える刑 もしくは刑徳	干支と方位
刑	甲子（東南）
刑徳	庚午（西）
刑	丙子（西南）
刑徳	壬午（北）
刑	戊子（中）
刑徳	甲午（東）
刑	庚子（西北）
刑徳	丙午（南）
刑	壬子（東北）
刑徳	戊午（中）

表七 帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊図に見える刑・徳とこれに配当されている干支と方位

図一に見える刑 もしくは徳	干支と方位
刑	甲子（東南）
徳	庚午（西）
刑	丙子（西南）
徳	壬午（北）
刑	戊子（中）
徳	甲午（東）
刑	庚子（西北）
徳	丙午（南）
刑	壬子（東北）
徳	戊午（中）

以上が、帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊の刑・徳の移動と刑徳小遊図についての検討である。帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊では、刑は刑徳大遊の刑のように中宮に移動し、徳は刑徳大遊の徳の移動と連動するといったこととく、帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊における刑・徳の移動法則

とは異なっている。刑徳両者が乙篇と異なる移動を行う理由はそれぞれ別なのであるが、次節ではこのような差異を生み出す理論について検討したい。

第二節 帛書に見える刑徳小遊と三合説

まず、刑徳小遊の徳の移動が、刑徳大遊の徳と連動することについて検討したい。この検討には帛書の本文だけでなく、帛書に見える太陰刑徳大遊図・刑徳小遊図を用いて、帛書の各篇を書写年代順に検討する必要がある。刑徳小遊が見える資料（以下、小遊系資料と略す）を書写年代順に並べると以下ようになる⁽²³⁾。

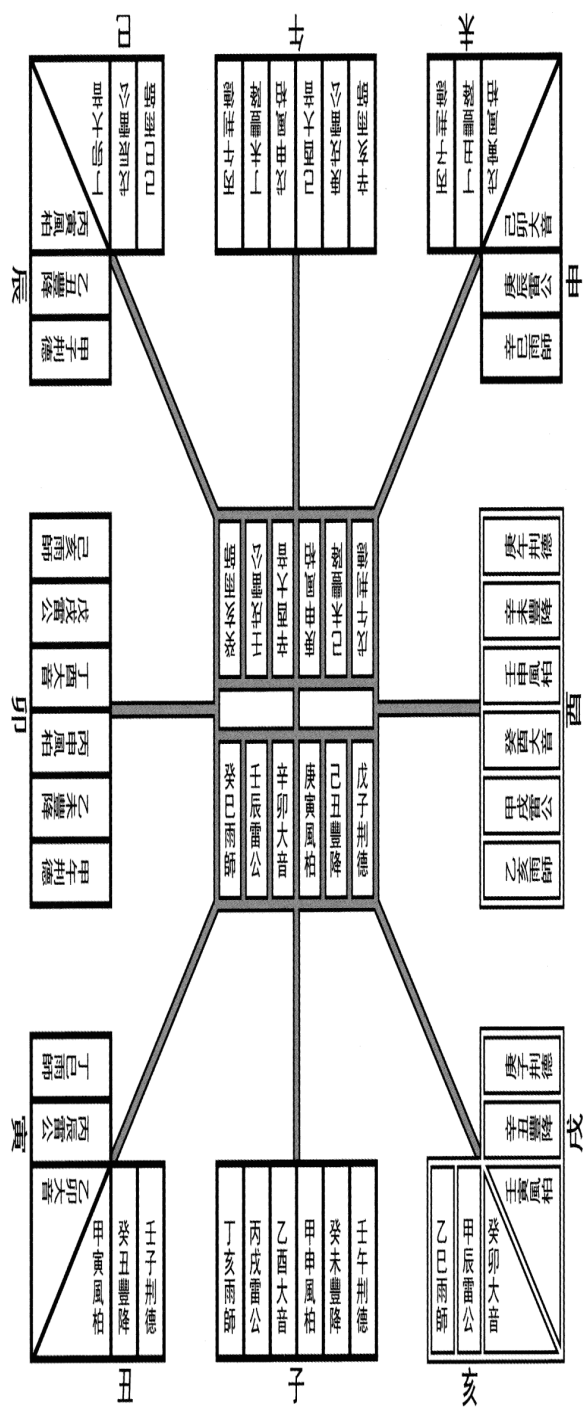
（小遊系資料）帛書『刑徳』丙篇↓帛書『刑徳』甲篇↓帛書『陰陽五行』乙篇↓帛書『刑徳』乙篇

徳の移動は帛書『刑徳』甲篇で刑徳大遊と連動しているのであるが、それ以前の帛書『刑徳』丙篇には刑徳小遊の記述はなく、刑徳小遊図のみが見える。そのためこれを検討する必要がある。帛書『刑徳』丙篇の刑徳小遊図は、刑徳等の六神に干支が配当されている九方位の宮（中宮は上下に分かれている）と各宮の枠外に見える十二支によって構成されている（図三参照）⁽²⁴⁾。

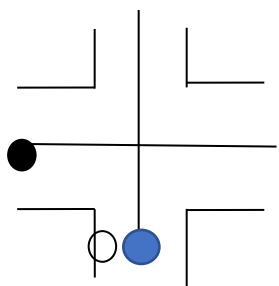
なお、帛書『陰陽五行』乙篇は、帛書『刑徳』乙篇と同内容の記述であり刑は中宮に入れないのであるが、刑徳小遊図は帛書『刑徳』丙篇とほぼ同じものである⁽²⁵⁾。帛書『刑徳』乙篇よりも帛書『陰陽五行』乙篇の方が書写年代が古いのであるが、帛書『陰陽五行』乙篇の時点では刑徳小遊の移動図としては、丙篇の図の方が正統であると考えられていたのであろうか。

帛書『刑徳』丙篇・帛書『陰陽五行』乙篇の刑徳小遊図には、帛書『刑徳』甲・乙篇の刑徳大遊において刑・徳の各年毎の移動を表す鉤繩図が見えなかったが、帛書『刑徳』甲・乙篇の刑徳小遊図では各東西南北宮にそれぞれ鉤繩図が加わっている（図一・二・三・四参照）。刑徳大遊の鉤繩図には刑（白丸）・徳（黒丸）・太陰（二重丸（青色））の移動を説明・視覚化した図が付されており（図四①）⁽²⁶⁾、太陰刑徳大遊図はこれを六十個組み合わせた構成になっている（図四②参照）⁽²⁷⁾。

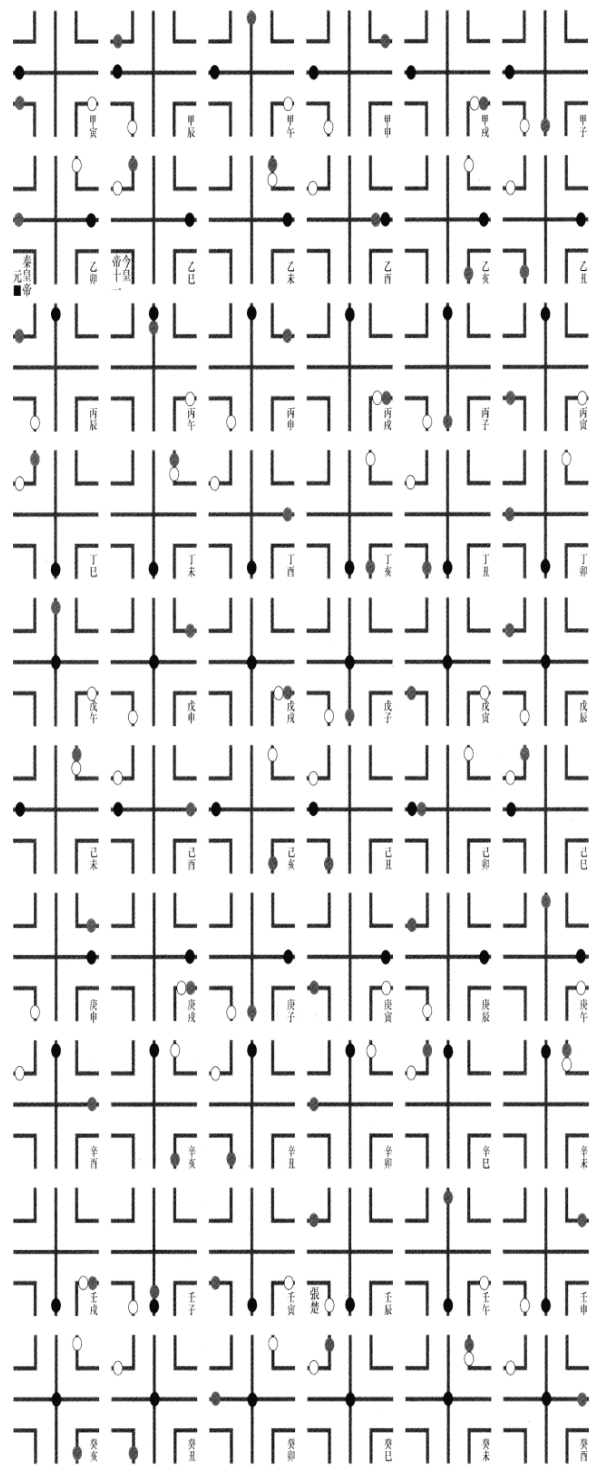
図三 帛書『刑德』丙篇の刑德小遊図



図四 ① 簡編図



図四② 帛書『刑徳』甲篇の太陰刑徳大遊図



これは帛書『刑徳』甲篇で刑徳小遊が刑徳大遊の理論を取り入れたことで、刑徳大遊における刑徳移動を表す鉤繩図が追加されて、甲・乙篇の刑徳小遊図になったことを示すものではないだろうか。つまり、帛書『刑徳』甲篇で徳が帛書『刑徳』甲篇の刑徳大遊と連動するのは、刑徳大遊の理論を刑徳小遊に取り入れ、その影響を受けたためではないだろうか。

また、刑の移動理論が帛書『刑徳』甲乙両篇・帛書『陰陽五行』乙篇間で差異があるが、これは天文訓の二十歳刑徳の移動理論の一つである三合説によると考えられる。なぜなら、天文訓の二十歳刑徳では、三合説によって刑が中宮に入れないようになっており、今までに検討してきた刑・徳の移動理論の記述が見える資料の中で、三合説は唯一刑を中宮に入れさせないように出来る理論であるためである。それでは、この三合説がどのようなもので、何故刑の中宮への移動を妨げるのか、またどのようにして刑徳小遊の移動と関係しているのだろうか。以下では三合説と、刑徳小遊の関係について検討したい。

三合説とは、十二辰の五行配当とその五行の盛衰を表したもので、天文訓(28)に、

木生于亥、壯于卯、死于未、三辰皆木也。火生于寅、壯于午、死于戌、三辰皆火也。土生于午、壯于戌、死于寅、三辰皆土也。金生于巳、壯于酉、死于丑、三辰皆金也。水生于申、壯于子、死于辰、三辰皆水也。

木は亥に生じ、卯に壯んに、未に死す、三辰は皆な木なり。火は寅に生じ、午に壯んに、戌に死す、三辰は皆な火なり。土は午に生じ、戌に壯んに、寅に死す、三辰は皆な土なり。金は巳に生じ、酉に壯んに、丑に死す、三辰は皆な金なり。水は申に生じ、子に壯んに、辰に死す、三辰は皆な水なり。

とあり、木に亥・卯・未、火に寅・午・戌、土に午・戌・寅、金に巳・酉・丑、水に申・子・辰を配し、各五行の盛衰の「生・壯・死」をそれぞれ of 十二辰に配当したものである⁽²⁹⁾。また、帛書や天文訓より書写年代が古い睡虎地秦墓竹簡（以下、睡虎地秦簡と略す）・天水放馬灘秦簡（以下、放馬灘秦簡と略す）といった出土資料にも三合説の記述が見え、戦国末の睡虎地秦簡「日書」乙種「五勝」篇（七十九貳〜八七貳）に⁽³⁰⁾、

丙丁火、火勝金。戊己土、土勝水。庚辛金、金勝木。壬癸水、水勝火。丑巳金⁽³¹⁾、金勝木……未亥〔卯木、木〕勝土……辰申子水、水勝火。

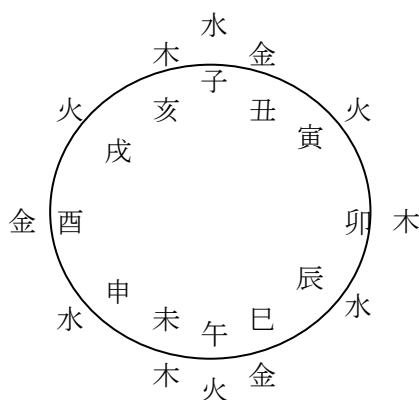
とある。「五勝」篇には断簡があり、三合の配当の全てが見えるわけではない。工藤元男氏は本段の簡数から、この三合説には「土」が含まれていると指摘している⁽³²⁾。次に統一秦の放馬灘秦簡「日書」乙種「五行」篇（七三貳〜七六貳）に⁽³³⁾、

火生寅、壯午、老戌。金生巳、壯酉、老丑。水生申、壯子、老辰。木生亥、壯卯、老未。

とあり、土はないが天文訓と同様の五行配当が見える三合説であり、しかも天文訓に見えた五行の盛衰が「生・壯・老」という形で表されている。以下では、土の無い三合説を三合説甲とし、天文訓のように土を含む三合説を三合説乙とする。

以上より、土は五行の方位配当で「中」に配されていることを考えると、三合説甲を用いた場合、刑は土に属する中宮には入れない。それ故、第三章では二十歳刑徳において刑は中宮に入れないため、三合説甲が用いられていると指摘したのである⁽³⁴⁾。なお、帛書『刑徳』篇で三合説が用いられていることは、帛書『陰陽五行』乙篇・帛書『刑徳』乙篇の刑徳大遊部分の記述に「水は子なり」とあり、十二辰に五行が配当されていることが推察され、三合説は帛書の刑徳大遊に導入されていたと考えられる。

図五 三合説における十二辰



図六 三合会



(*) 水合局は子・辰・申。金合局は丑・巳・酉。火合局は寅・午・戌。木合局は亥・卯・未。

三合説の内容は以上の通りである。帛書に見える小遊系資料では帛書『刑徳』甲篇までは刑が中宮に入るが、帛書『陰陽五行』乙篇・帛書『刑徳』乙篇では刑が中宮に入らなくなる。そうになると、刑が中宮に入らないという理論を明確に示している帛書『陰陽五行』乙篇・帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊は、帛書『陰陽五行』乙篇の時点で帛書『刑徳』甲篇のものに三合説甲を導入した結果、現在の形に変わった可能性がある。ただし、二十歳刑徳の刑の移動は三合説による十二辰の五行配当と太陰所在の十二辰を用いた理論に基づいていたが、刑徳小遊の刑の移動では十二辰を用いた理論は見えない。したがって、刑徳小遊において三合説甲は刑の移動理論に直接導入されず、刑徳大遊の影響を受けた際に刑が中宮に入れなくなるという結果のみ導入されたのではないだろうか。つまり刑徳大遊の場合、帛書『刑徳』甲篇の時点で三合説甲が既に導入され刑が中宮に入らないものとなっているが、刑徳小遊の場合、帛書『陰陽五行』乙篇の時点で三合説甲が間接的に導入され刑が中宮に入らない形式になったのではないだろうか。

以上が、伝世文献と出土資料に見える三合説である。三合説は古くは戦国秦にすでに登場し、刑徳大遊では三合説甲は帛書『刑徳』甲篇以降に導入され、刑徳小遊では三合説甲は帛書『陰陽五行』乙篇以降で間接的に導入された。

さらに、帛書『刑徳』甲篇の刑徳大遊の徳の位置と帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊の徳の位置が合致していることを考えると、刑徳大遊の影

響を受けて刑徳小遊の理論が徐々に変化していったと言えるのではないか。つまり、まず刑徳小遊では刑徳大遊の影響によって、帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊図に鉤繩図が加わると共に、移動日が子日の際に徳が刑徳大遊の移動場所と連動するようになった。次に帛書『陰陽五行』乙篇に刑徳大遊の三合説が間接的に導入されたことで、刑が中宮に入らなくなったのであろう⁽³⁵⁾。

ここままで、刑徳小遊の刑・徳の移動、およびこれに関する記述と図について、検討を行ったのであるが、まだ刑徳小遊図の構成等について不明な点があるので、最後に触れたい。

帛書『刑徳』甲・乙篇の刑徳小遊図において冬至・夏至の記述がある理由について、陳松氏やマルク・カリノフスキー氏は、帛書『刑徳』乙篇の刑徳大遊の刑徳移動を説明した箇所「徳之歳徙也、必以日至之後七日之子午卯酉」とあるためとし、刑徳大遊との関係を指摘した⁽³⁶⁾。今までに述べてきたように、刑徳小遊図には刑徳大遊の鉤繩図が導入されている等、刑徳大遊の影響が大きいと思われる部分がある。したがって、刑徳大遊の理論に必要な冬至・夏至の記述が、刑徳小遊図に見えるのであろう。

むすび

本章では、帛書『刑徳』甲篇に見える刑徳小遊、また刑徳小遊と三合説との関連性を検討した。帛書『刑徳』甲篇において、刑は帛書『陰陽五行』乙篇・帛書『刑徳』乙篇と異なり中宮に移動可能であり、徳は刑徳大遊の移動と連動していた。刑が中宮に移動可能なのは、二十歳刑徳・刑徳大遊で刑を中宮に移動させなくしている三合説が、甲篇ではまだ導入されていなかったためである。徳が刑徳大遊の移動と連動していたのは、刑徳小遊図に刑徳大遊の影響が見られるように、刑徳大遊の影響の一つである。つまり、刑徳小遊は段階的に刑徳大遊の影響を受けたといえる。

以上、帛書の検討を行った。三合説は古くは戦国秦にも見えるが、帛書以前は刑徳と三合説はどのような関係にあったのであろうか。帛書以前に三合説が見えるものとして放馬灘秦簡も挙げたが、放馬灘秦簡には刑・徳の毎年の移動も見える。そこで、三合説と刑徳理論の関係を明らかにするために、第八章で放馬灘秦簡の刑徳理論と三合説について検討したいと思う。

注

- (1) 拙稿「帛書『刑德』乙篇の刑德小遊」(武田時昌・麥文彪編『天と地の科学—東と西の出会い—』(京都大学人文科学研究所、二〇一九年)参照)。
- (2) 注(1) 前掲拙稿参照。
- (3) 裘錫圭主編『長沙馬王堆漢墓簡帛集成』一・五(中華書局、二〇一四年)。なお原文の□は文字が一字分の欠落、「」の中の文は整理者によって補ったものである。
- (4) 「十二年」を程少軒氏は「十一年」とする(注(3) 裘錫圭主編前掲書参照)。武田氏は上朔の周期、末永氏は写真版に基づき「十二年」とすべきであろうとする。本論文では武田氏・末永氏に従う(武田時昌「刑德遊行の占術理論」(『日本中国学会報』第六三輯、二〇一年)、末永高康「刑德小遊についての覚え書き」(出土資料と漢字文化研究会『出土文献と秦楚文化』第八号(日本女子大学文学部谷中信一研究室、二〇一五年))。
- (5) 当該字を程少軒氏は「居」、末永氏・鄔可晶氏は「并」に作る。写真版より、末永氏・鄔可晶氏に従う(注(3) 裘錫圭主編前掲書、鄔可晶「読馬王堆帛書《刑德》・《陰陽五行》・《天文氣象雜占》瑣記」(中国文化遺産研究院編『出土文献研究』第十五輯(中西書局、二〇一六年)、注(4) 末永前掲論文参照)。
- (6) 注(3) 裘錫圭主編前掲書。帛書『刑德』甲篇の刑德小遊図に見える「風伯」を帛書『刑德』乙篇は「風柏」に作る。
- (7) 胡文輝氏・程少軒氏は図一と後掲の図二の中宮部分は二つの宮で構成されており、刑德小遊図は十宮で構成されているとする(胡文輝『中国早期方術与文献叢考』(中山大学出版、二〇〇〇年)、注(3) 裘錫圭主編前掲書参照)。
- (8) 帛書『刑德』乙篇の刑德小遊図(図二)によると「青澤」が補えそうだが、他の神が入る可能性もあるか。
- (9) 丁原植主編・陳松長著『馬王堆帛書《刑德》研究論稿』(台湾古籍、二〇〇一年)。
- (10) 注(3) 裘錫圭主編前掲書。
- (11) 注(1) 前掲拙稿参照。
- (12) 末永高康氏は図中の刑、豊隆、風伯、大音、雷公に付されている干支の順は六十干支の順と合うようになっていているとする(注(4) 末永前掲論文参照)。
- (13) 饒宗頤「馬王堆《刑德》乙本九宮図諸神釈—兼論出土文献中的顛項与攝提(『江漢考古』一九九三年第一期)、注(1) 前掲拙稿参照。

- (14) Marc Kalinowski 「馬王堆帛書《刑德》試探」(饒宗頤主編『華学』(第一期)、中山大学出版社、一九九五年)、注(1) 前掲拙稿参照。
- (15) 「以午與德合於四正而左之」の「左之」について、武田氏は午日に移動する四正が左にくるとする。なお、「中柱北市」は「中宮」に相当する(注(4) 武田前掲論文参照)。
- (16) 注(4) 武田前掲論文参照。
- (17) 陶磊氏も表を作製しているが、武田氏の修正された表の方が適当であると考えたため、陶磊氏のものはいなかった(陶磊『《淮南子・天文》研究1 從数術史』(齐鲁書社、二〇〇三年)、注(4) 武田前掲論文参照)。
- (18) 拙稿「馬王堆帛書『刑德』篇「刑德大遊」についての一考察」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五八輯第四分冊、二〇一三年) 参照。
- (19) 注(4) 武田前掲論文参照。
- (20) 注(3) 裘錫圭主編前掲書参照。
- (21) 注(3) 裘錫圭主編前掲書参照。
- (22) 注(1) 前掲拙稿参照。
- (23) 各篇の書写年代について、程少軒氏は帛書『刑德』甲篇は漢高祖十一年(公元前一九六年)四月、十二年(公元前一九五年)四月、帛書『刑德』乙篇は漢惠帝七年(公元前一八八年)八月、漢文帝前元一二年(公元前一六八年)二月、帛書『刑德』丙篇は劉邦漢王二年(公元前二〇五年)と漢高祖十一年(公元前一九六年)前後、帛書『陰陽五行』乙篇は呂后年間(公元前一八七〜一八〇)とする。但し、程少軒氏は帛書『陰陽五行』乙篇の方が帛書『刑德』乙篇より古いとする(注(3) 裘錫圭主編前掲書、程少軒「馬王堆帛書《刑德》甲篇「刑德小遊」占辞与漢軍討伐陳豨之役」(『中国出土資料研究』第二〇号、二〇一六年七月) 参照)。
- (24) 注(3) 裘錫圭主編前掲書。
- (25) 帛書『陰陽五行』乙篇と帛書『刑德』乙篇の刑德小遊の記述はほぼ同じで、帛書『陰陽五行』乙篇に付されている図には帛書『刑德』丙篇と違い各宮の外側に十二支はない。
- (26) 注(3) 裘錫圭主編前掲書、注(18) 前掲拙稿参照。
- (27) 注(3) 裘錫圭主編前掲書。

(28) 戸川芳郎・木山英雄・沢谷昭次・飯倉照平『淮南子・説苑(抄)』平凡社、一九七四年)、楠山春樹『淮南子』上(明治書院、一九七九年) 参照。

(29) 後世の文献ではあるが、『五行大義』に三合説に関する記述が見える。『五行大義』卷二論方位雜に、

寅午戌、火之位也。寅中有生火、在東方。午中有王火、在南方。戌中有死火、在西方。亥卯未、木之位也。亥中有生木、在北方。卯中有王木、在東方。未中有死木、在南方。申子辰、水之位也。申中有生水、在西方。子中有王水、在北方。辰中有死水、在東方。巳酉丑、金之位也。巳中有生金、在南方。酉中有王金、在西方。丑中有死金、在北方。此一行之體雜在三方也。未辰丑戌、土之位也。未中有王土、辰中有死土、丑中有衰土、戌中有壯土、此土體雜在四方也。

とあり、天文訓に見えた五行の盛衰が「生・王・死」という形で表されている。また天文訓とは違い土が配当されている十二支は未辰丑戌となっている。

(30) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、二〇〇一年)、武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編『秦簡牘合集』一(上中下)(武漢大学出版社、二〇一四年)、武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編・李天虹・劉国勝等撰著『秦簡牘合集 积文注釈(修訂本)』一・二(武漢大学出版社、二〇一六年)。「」の中の文は整理者によって補ったものである。

(31) 整理者は「酉丑巳金」とすべきで、「酉」字が抜けているとする(注(30) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編前掲書参照)。

(32) 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』(創文社、一九九八年) 参照。劉樂賢氏は饒宗頤氏(饒宗頤「秦簡中的五行説與納音説」(『古文字研究』第十四輯(中華書局、一九八六年))に従い、さらに『天水放馬灘秦簡』日書に木火金水の三合の記述を根拠にして、日書の三合は木火金水であるとする(劉樂賢『睡虎地秦簡日書研究』(文津出版社、一九九四年) 参照)。

(33) 甘肅省文物考古研究所編『天水放馬灘秦簡』(中華書局、二〇〇九年)、武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編『秦簡牘合集』四(武漢大学出版社、二〇一五年)、武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編、李天虹・劉国勝等撰著『秦簡牘合集 积文注釈(修訂本)』四(武漢大学出版社、二〇一六年)。海老根量介氏によると、睡虎地秦簡の日書の書写年代は秦の六国統一前、放馬灘秦簡「日書」の書写年代は統一秦のものである(海老根量介「放馬灘秦簡鈔写年代蠡測」(武漢大学簡帛研究中心主編『簡帛』第七輯、上海古籍出版社、二〇一二年)、海老根量介「批評と紹介」孫占宇著『天水放馬灘秦簡集積』(『東洋学報』第九五卷第四号、二〇一四年三月)、海老根量介「盗者」篇からみた「日書」の流通過程試論」(『東方学』一二八輯、二〇一四年七

月) 参照。

- (34) 拙稿「『淮南子』天文訓「二十歳刑徳」の「刑」・「徳」運行について」(『史滴』三四号、二〇一二年) 参照。
- (35) 武田氏は刑徳大遊と刑徳小遊は混在していると指摘し、程少軒氏は帛書『刑徳』乙篇は刑徳小遊において、帛書『刑徳』甲篇のものを捨て、帛書『陰陽五行』乙篇のものを取ったとする(注(4) 武田前掲論文、注(23) 程少軒前掲論文参照)。
- (36) 注(9) 丁原植主編・陳松長著前掲書、注(14) Marc Kalinowski 前掲論文参照。

第七章 馬王堆漢墓帛書『刑德』篇の刑徳小遊と上朔

はじめに

帛書には、第五・六章で検討したように日（六日）毎の刑・徳の移動が見え、刑徳小遊と呼ばれている。筆者は既に帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊を検討し、この刑・徳の移動にも五行相勝の勝たざる方向へ移動する理論が用いられていることを確認した⁽¹⁾。しかし、帛書『刑徳』甲篇「刑徳占」刑徳解説（以下、帛書『刑徳』甲篇と略す）の刑徳小遊の刑・徳の移動は「上朔」という移動日に関する概念を加えたものとなっている。武田時昌氏は、「上朔」とは『論衡』弁崇篇等に見える曆注の忌日であり、『星曆考原』には歳支による上朔日の配当の記述が見えると指摘する⁽²⁾。今までに検討してきた刑・徳の移動理論では、刑・徳の開始地点の相異などは存在したが、移動日に関ってくる理論は確認出来なかった。帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊の移動理論を検討するには移動理論だけではなく、移動日と関わる「上朔」の検討は必要不可欠であろう。

上朔と刑徳小遊の関係について上述の武田氏の他、末永高康氏⁽³⁾・程少軒氏⁽⁴⁾・黄儒宣氏⁽⁵⁾は帛書『陰陽五行』甲篇上朔のサイクルと共に、上朔日の確定に関する記述が見える帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図を用いており、両者の関係は大いに研究が進んだ。ただし、上述の資料に関して諸氏で解釈が異なるものもあり、更なる検討が必要である。

第一節 帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊と上朔

帛書『刑徳』甲篇六一〜八四行⁽⁶⁾に、

十一年十二月己亥上朔、刑・徳以其庚子并居西宮。丙午刑・徳并居南宮。壬子刑居東北宮、徳復居西宮。戊午刑・徳并居中宮。甲子刑居東南宮、徳復居西宮。庚午刑・徳并居西宮。丙子刑居西南宮、徳居西宮。壬午刑・〔徳并居□宮〕。戊子刑〔居□宮、徳〕居西宮。甲午刑・徳皆居東宮。庚子刑居西北〔宮〕、徳居西宮。

十二年⁽⁷⁾乙巳上朔、刑・徳以丙午并居南宮。壬子刑居北宮、徳復居南宮。戊午刑・徳并居中宮。甲子刑居東北、徳居南。庚午刑・徳并

居西宮。丙子刑居西南宮、德居南宮。壬午刑・德皆居北宮。戊〔子〕刑居中柱北市、德居南宮。甲午刑・德〔皆〕居東宮。庚子刑〔居□□〕宮、德居南宮。〔丙〕午刑・德復并〔⁸〕南宮。●此刑德小游也。●刑□以子游於畸〔奇〕、以午與德合於四正而左之。●刑游畸〔奇〕。

〔前漢高祖〕十一年十二月己亥上朔、刑・德其の庚子を以て并せて西宮に居る。丙午刑・德并せて南宮に居る。壬子刑東北宮に居り、德復た西宮に居る。戊午刑・德并せて中宮に居る。甲子刑東南宮に居り、德復た西宮に居る。庚午刑・德并せて西宮に居る。丙子刑西南宮に居り、德西宮に居る。壬午刑・〔德并せて□宮に居る〕。戊子刑〔□宮に居り、德〕西宮に居る。甲午刑德皆な東宮に居る。庚子刑西北〔宮〕に居り、德西宮に居る。

十二年乙巳上朔、刑・德丙午を以て并せて南宮に居る。壬子刑北宮に居り、德復た南宮に居る。戊午刑・德并せて中宮に居る。甲子刑東北に居り、德南に居る。庚午刑・德并せて西宮に居る。丙子刑西南宮に居り、德南宮に居る。壬午刑・德皆な北宮に居る。戊〔子〕刑中柱北市に居り、德南宮に居る。甲午刑・德〔皆な〕東宮に居る。庚子刑〔□□〕宮〔に居り〕、德南宮に居る。〔丙〕午刑・德復た南宮に并す。●此れ刑德小游なり。●刑は子を以て畸〔奇〕に游し、午を以て德と四正に合い之を左にす。●刑は畸〔奇〕に游す。

とあり、帛書『刑德』甲篇では帛書『刑德』乙篇にはなかった、「上朔」という概念を加えた移動となっている。この上朔という概念は、先に述べたように伝世文献では曆注の忌日とされており、帛書にも何か所か記述が見える。その内の一つである帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」には上朔のサイクルについての記述が以下のように見える。帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」一欄と十欄に〔⁹〕、

〔木〕		逆七	丁亥	戊子	己丑	庚寅	辛卯	壬辰
		上朔	癸巳	甲午	乙未	丙申	丁酉	戊戌
		順四	丙申	丁酉	戊戌	己亥	庚子	辛丑
		順六	戊戌	己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯
		順七	己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯	甲辰
金		逆七	癸巳	甲午	乙未	丙申	丁酉	戊戌
		上朔	己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯	甲辰
		順四	壬寅	癸卯	甲辰	乙巳	丙午	丁未

木		土					水					火						
上朔	逆〔七〕	順〔七〕	順六	順四	上朔	逆七	順七	順六	順四	上朔	逆七	順七	順六	順四	上朔	逆七	順七	順六
〔癸亥〕	丁巳	癸亥	壬戌	〔庚申〕	丁巳	辛亥	丁巳	丙辰	甲寅	辛亥	乙巳	辛亥	庚戌	戊申	乙巳	己亥	乙巳	甲辰
甲子〕	戊午	甲〕子	〔癸亥〕	辛酉	〔戊午〕	壬子	戊午	丁巳	乙卯	壬子	丙午	壬子	辛亥	己酉	丙午	庚子	丙午	乙巳
乙丑	己未	乙丑	甲子	壬戌	己未	〔癸丑〕	己未	戊午	丙辰	癸丑	丁未	癸丑	壬子	庚戌	丁未	辛丑	丁未	丙午
丙寅	庚申	丙寅	乙丑	癸亥	庚申	甲寅	庚申	己未	丁巳	甲寅	戊申	甲寅	癸丑	辛亥	戊申	壬寅	戊申	丁未
丁卯	辛酉	丁卯	丙寅	甲子	辛酉	乙卯	辛酉	庚申	戊午	乙卯	己酉	乙卯	甲寅	壬子	己酉	癸卯	己酉	戊申
戊辰	壬戌	戊辰	丁卯	乙丑	壬戌	丙辰	壬戌	辛酉	己未	丙辰	庚戌	丙辰	乙卯	癸丑	庚戌	甲辰	庚戌	己酉

〔土〕		〔水〕					火					金						
逆七	順七	順六	順四	上朔	逆七	〔順七〕	順六	〔順〕四	上朔	逆七	順七	順六	順四	上朔	逆〔七〕	順七	〔順六〕	順〔四〕
辛巳	丁亥	丙戌	甲申	辛巳	乙亥	辛巳	庚辰	戊寅	乙亥	己巳	乙亥	甲戌	壬申	〔己巳〕	癸亥	己巳	戊辰	丙寅
壬午	戊子	丁亥	乙酉	壬午	丙子	壬午	辛巳	己卯	丙子	庚午	丙〔子〕	〔乙亥〕	〔癸酉〕	庚午	甲子	庚〔午〕	己巳	丁卯
癸未	己丑	戊子	丙戌	癸未	丁丑	癸未	壬午	庚辰	丁丑	辛未	丁丑	丙子	甲戌	辛〔未〕	乙丑	辛未	庚午	戊辰
甲申	庚寅	己丑	丁亥	甲申	戊寅	甲申	癸未	辛巳	戊寅	壬申	戊寅	丁丑	乙〔亥〕	壬申	丙寅	壬申	辛未	己巳
乙酉	辛卯	庚寅	戊子	乙酉	己卯	乙酉	甲申	壬午	己卯	癸酉	己卯	戊寅	丙子	癸酉	丁卯	癸酉	壬申	庚午
丙戌	壬辰	辛卯	己丑	丙戌	庚辰	丙戌	乙酉	癸未	庚辰	甲戌	庚辰	己卯	丁丑	甲戌	戊辰	甲戌	癸酉	辛未

上朔	丁亥	戊子	己丑	庚寅	辛卯	壬辰
順四	庚寅	辛卯	壬辰	癸巳	甲午	乙未
順六	壬辰	癸巳	甲午	乙未	丙申	丁酉
〔順七〕	癸巳	甲午	乙未	丙申	丁酉	戊戌

とあり、この「上朔」のサイクルに対して、武田時昌氏と程少軒氏はそれぞれ異なった解釈を行っている。

まず武田氏によると、以下のように説明出来る⁽¹⁰⁾。このサイクルに関する記述は、上述のような歳支によって決まる一年毎の上朔である。これらの干支が、どのようなサイクルで導き出されたものであるかという点、まず「上朔」の列の一番上にある「上朔」の日を起点に六日間の干支を並べる。そして、「上朔」の週にある各干支を基点として、それぞれに「逆七」、「順四」、「順六」、「順七」が配当されている。「逆七」は上朔日を仮に八日とすると、八日そのものを数えた上で七日前となる二日の干支を指す。「順四」は上朔日を仮に八日とすると、八日そのものを数えた上で四日目となる十一日の干支を指す。「順六」は上朔日を仮に八日とすると、八日そのものを数えた上で七日前となる二日の干支を指す。「順四」は上朔日を仮に八日とすると、八日そのものを数えた上で六日目となる十三日の干支を指す。「順七」は上朔日を仮に八日とすると、八日そのものを数えた上で七日目となる十四日の干支を指す。

つまり、「逆七」とは上朔の日から数えて七日前のことで、その列には逆七の週の干支が並べられている。「順四」とは上朔の日から数えて四日目のことで、その列には順四の週の日の干支が並べられている。「順七」とは上朔の日から数えて七日目のことで、その列には順七の週の日の干支が並べられている。「順六」とは上朔の日から数えて六日目のことで、その列には順六の週の上朔日の干支は上朔の行の一番上の干支である。つまり、逆七は上朔から六つ前の干支、順四は上朔から三つ先の干支、順六は上朔から五つ先の干支、順七は上朔から六つ先の干支である。

次に帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」で木から順に配当されている五行であるが、これは上朔日の翌日の子午日の日干の五行と一致する。最初の木の行を例に説明してみると、上朔日は癸巳で、その翌日の干支は甲午となる。甲は日干の五行配当では木に配当されており、これは甲午のある行の木と一致している。

一方、程少軒氏によると、以下のように説明出来る⁽¹¹⁾。帛書『陰陽五行』乙篇「上朔」に「上朔、六旬而徙其前之〔辰日〕」⁽¹²⁾とあり、上朔が六旬（二か月）で前（先）の辰日に移るので、年ではなく月（二か月）を周期とする上朔の存在が確認できる。したがって、このサイクルに関する記述は年毎に見える上朔（「年上朔」と名付ける）ではなく、月（二か月）毎に見える上朔（「気上朔」と名付ける）に関するものである。

まず各段の「上朔」の列の一番上にある「上朔」の日を起点に六旬毎に干支を並べる。そして、「上朔」の列にある各干支を基点として、それぞれに「逆七」、「順四」、「順六」、「順七」が配当されている。先の武田氏の解釈のように各「逆七」、「順四」、「順六」、「順七」はそれぞれ上朔の日から数えて七日前、四日目、六日目、七日目である。

次に帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」に見える上朔のサイクルの中で木から順に配当されている五行は刑徳大遊の高祖十年代の徳の移動と同じであるため、刑徳大遊の徳の所在とし、各段の五行と上朔を抜き出し表一を作成した。

表一 気上朔の周回表（程少軒氏作成の表の気上朔部分を抜粋）（13）

九月十月	戊戌	甲辰	庚戌	丙辰	壬戌	戊辰	甲戌	庚辰	丙戌	壬辰
七月八月	丁酉	癸卯	己酉	乙卯	辛酉	丁卯	癸酉	己卯	乙酉	辛卯
五月六月	丙申	壬寅	戊申	甲寅	庚申	丙寅	壬申	戊寅	甲申	庚寅
三月四月	乙未	辛丑	丁未	癸丑	己未	乙丑	辛未	丁丑	癸未	己丑
端月二月	甲午	庚子	丙午	壬子	戊午	甲子	庚午	丙子	壬午	戊子
十一月十二月	癸巳	己亥	乙巳	辛亥	丁巳	癸亥	己巳	乙亥	辛亥	丁亥
徳方位	木	金	火	水	土	木	金	火	水	土

表一は十一月を起点に六旬毎（二か月）に上朔が移ると考えて、各段の五行と上朔の干支を並べている。

以上が武田氏・程少軒氏の帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」の上朔のサイクルについての解釈である。このサイクルについての両氏の解釈は共に成り立ち、帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」の上朔のサイクルは伝世文献のような年上朔でありつつも、気上朔でもありと考えられる。なぜなら、帛書『陰陽五行』乙篇に見える太陰刑徳大遊図に「子位春、亥爲上朔。午位春、巳爲〔上朔〕」とあるが⁽¹⁴⁾、年毎の刑・徳の移動

を示す図の中にあるものであり、この「上朔」は伝世文献の上朔のような年毎の上朔に関する記述と考えられる。一方、帛書『陰陽五行』乙篇の「上朔」に、「上朔、六旬而徙其前之「辰日」」とあるのは月（二か月）を単位としているため、年とは別のものと言えるであろう。また、六旬（二か月）のサイクルで上朔が表一のように巡っていくため、各行（木・金・火・水・土）の上朔が六度移動することで一年となり、一番上段の上朔は次の行の上段の上朔に一年後に移動するのである⁽¹⁵⁾。具体的に帛書『刑徳』甲篇、帛書『陰陽五行』甲篇の上朔のサイクルを例に挙げて説明する。帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」の上朔のサイクルの「金」行（二つ目の段）の上朔の一番上は「己亥」、次の「火」行（三つ目の段）の上朔の一番上は「乙巳」となっている。これは先に引用した帛書『刑徳』甲篇の「十一年十二月己亥上朔」の一年後が「十二年乙巳上朔」となっているのと合致する。また、六十干支の順で考えると、「己亥」から「乙巳」まで己亥↓庚子↓辛丑↓壬寅↓癸卯↓甲辰↓乙巳と六つ離れており、気上朔において六度移動すること、一つ先の行の上朔となる。

以上、帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」の上朔のサイクルを検討したが、帛書『陰陽五行』乙篇には年上朔の記述が見える太陰刑徳大遊図が付されており、これは上朔の位置を決定する上で極めて重要である。そこで次節では帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図を検討したい。

第二節 帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図

帛書『陰陽五行』乙篇には年上朔の記述が見える太陰刑徳大遊図が付されている（図一参照）⁽¹⁶⁾。

太陰刑徳大遊図は、以下のような構成になっている（図1ABC部分と対応）。四隅の四角で囲まれた区画には、A刑・徳の位置から測る吉凶、冬至・夏至の期間や上朔の法則等の記述が見える。なお、本論は上朔についての検討であるので、以下では上朔に関する部分のみ取り上げる。次に、東西南北中央の各区画の下段には、B「此之謂・胃（謂）」・「此謂」から始まる記述が五か所見え、末永氏は以下のように説明する⁽¹⁷⁾。帛書『刑徳』乙篇四五・四六行に「●徳在火、名曰不足」とある記述が、図の上方下段に見える「●此之胃不足」と対応しているように、帛書『刑徳』乙篇において徳が各五行に居る際の記述と、太陰刑徳大遊図の東西南北中の五方位の下段の記述が対応している。最後に、C「甲子在水甲子」等という記述と同じ構成のものが、十二区画にそれぞれ四行ずつと中央の一區画に十二行見えている。「甲子在水甲子」は、①甲子②在水③甲子の三要素で構成されている。①部分については、図中に「甲子」から「癸亥」までの六十干支が順番に見えており、末永氏・程少軒氏はこれを太陰紀年と考えている。②部分については、末永氏は、先に見えた東西南北中の下段が徳の記述と対応してい

ることから、刑の所在であろうとし、程少軒氏も同様である(18)。㊸部分について、程少軒氏は年毎の刑・徳移動、すなわち刑徳大遊の徳の移動日を指すとし、漢高祖十二年(丙午)、漢惠帝元年(丁未)・同二年(戊申)・同三年(己酉)を例に挙げて以下のように説明している(19)。

図一 『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図(程少軒氏復元)



まず、刑徳大遊の徳の移動日について、帛書『刑徳』乙篇二行に「刑徳之歳徙也、必以日至之後七日之子午卯酉。徳之徙也、子若午」とあり、冬至日後七日以降の第一日の子・午日が、刑徳大遊の徳の移動日となる(20)。次に、刑徳大遊の移動日の法則に基づき、具体的に太陰刑徳大遊図の㊸部分について検討していく。太陰刑徳大遊図の㊸が丙午つまり丙午の年(漢高祖十二年)の記述に「丙午【在】金丙子」とあ

る。高祖十二年（丙午）の冬至日は丙寅で、丙寅から七日目は壬申で壬申より後の一番初めの子午日は丙子である。これは太陰刑徳大遊図の丙午年の記述と合致している（表二参照）。

表二 漢高祖十二年（丙午）の徳の移動日計算表（程少軒氏作製）（21）

丙寅	一日
丁卯	二日
戊辰	三日
己巳	四日
庚午	五日
辛未	六日
壬申	七日
癸酉	八日
甲戌	九日
乙亥	十日
丙子	十一日

漢惠帝元年（丁未）・同二年（戊申）・同三年（己酉）についても以下のように説明できる。漢惠帝元年（丁未）の冬至日は辛未で、辛未から七日目は丁丑、丁丑以降で一番初めの子・午日は壬午となる。これは太陰刑徳大遊図の丁未年の記述に「丁未在火壬午」とあるのと合致する（表三参照）。

表三 漢惠帝元年（丁未）の徳の移動日計算表（程少軒氏作製）（22）

辛未	一日
壬申	二日
癸酉	三日
甲戌	四日
乙亥	五日
丙子	六日
丁丑	七日
戊寅	八日
己卯	九日
庚辰	十日
辛巳	十一日
壬午	十二日

漢惠帝二年（戊申）の冬至日は丙子で、丙子から七日目は壬午である。壬午自体が子・午日で、これを計算にいれないのなら、その後の一番初めの子・午日は戊子となる。これは太陰刑徳大遊図の丁未年の記述に「戊申在水戊子」とあるのと合致する（表四参照）。

表四 漢惠帝二年（戊申）の徳の移動日計算表（程少軒氏作製）（23）

丙子	一日
丁丑	二日
戊寅	三日
己卯	四日
庚辰	五日
辛巳	六日
壬午	七日
癸未	八日
甲申	九日
乙酉	十日
丙戌	十一日
丁亥	十二日
戊子	十三日

最後に、漢惠帝三年（己酉）の冬至日は辛巳で、辛巳から七日目は丁亥日、その後の一番初めの子午日は戊子となる。これは、太陰刑徳大遊図に見える己酉年の記述に「己酉在木甲午」とあるのと合致しない。ここで漢惠帝三年（己酉）の年の記述を考えると、徳の移動日を「甲午」に合わせるには、徳の移動法則の「後七日」を「後十三日」と改めるべきとする（表五参照）。

表五 漢惠帝三年（己酉）の徳の移動日計算表（程少軒氏作製）（24）

辛巳	一日
壬午	二日
癸未	三日
甲申	四日
乙酉	五日
丙戌	六日
丁亥	七日
戊子	八日
己丑	九日
庚寅	十日
辛卯	十一日
壬辰	十二日
癸巳	十三日
甲午	十四日

以上が、年を単位とする上朔である「年上朔」の記述が見える太陰刑徳大遊図と程少軒氏の解釈である。程少軒氏は、太陰刑徳大遊図に見える「㊶甲子㊶在水㊶甲子」の㊶部分を各年毎の徳の移動日であると指摘されているが、先に検討した漢惠帝三年のように、帛書『刑徳』篇の刑・徳の移動法則と合致しない部分が見られる。以下では、程少軒氏の検討した㊶部分と刑・徳の移動法則と合致しない部分について改めて検討したい。

移動法則と実際の位置が合致していない部分について、程少軒氏が秦始皇元年～漢惠帝五年までの紀年、刑・徳の移動・冬至日・徳の移動日と徳の移動法則について作成された表から検討する（表六参照）（25）。

表によると、徳の「運行規則」は六つの期間に分けられており、以下では表の順に番号を振ってみる。Ⅰ秦始皇二十七～二十九年は冬至日から十三日以前の子午日、Ⅱ秦始皇三十～三十七年は冬至日から七日以前の子午日、Ⅲ秦二世元年是冬至日、Ⅳ秦二世二年～漢高祖六年は冬至日後の子午日、Ⅴ漢高祖七年～漢惠帝二年は冬至日から七日以後の子午日、Ⅵ漢惠帝三年～漢惠帝五年は冬至日から十三日以後の子午日である。

ここで表のⅠ～Ⅵまでの各期間の徳の移動法則と帛書『刑徳』乙篇の徳の移動法則、すなわち「刑徳之歳徙也、必以日至之後七日子午卯酉。徳之徙也、子若午」とがどの程度合致しているのかを検討してみると、合致しているものはⅤのみである。程少軒氏による太陰刑徳大遊図の徳の「運行規則」と帛書『刑徳』篇の移動法則とが合致している期間は限定的であり、㊶部分を徳の移動日と解釈するのは難しいであろう。また、黄儒宣氏は、徳の移動日について「日至の後の七日の子・午日」という法則があることから、冬至日と徳の移動日とが大幅に離れないが、帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図に「丁卯在火壬午 位春」とあり、㊶部分は徳の移動日と無関係であると指摘する（26）。そこで、帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図㊶部分を㊶部分の六十干支順に見てみると、甲子→庚午→丙子→壬午→戊子→甲午→庚子→丙午→壬子→戊午と干支が繰り返されている事がわかる（27）。この並びは第五・六章で既に検討した刑徳小遊の移動日の周期と全く同じである。また前章で帛書『刑徳』甲・乙篇の刑徳小遊図には刑徳大遊の移動を表す鉤繩図が含まれていると述べたが、この太陰刑徳大遊図の場合には逆のことが言えるのではないだろうか（28）。つまり太陰刑徳大遊図の㊶㊶部分は刑徳大遊の移動について述べたものであるが下段の㊶部分に刑徳小遊の刑・徳の移動日が入り、刑徳大遊に刑徳小遊の理論が混入したのではないか。㊶部分が刑徳小遊の刑・徳の移動日であるな

公元紀年	帝王紀年	太陰紀年	刑方位	徳方位	冬至日（附公曆）	徳遷徙日	運行規則	
220 BCE	秦始皇二十七年	辛巳	東方木	南方火	甲寅（221.12.24BCE）	丙午	冬至前十	
219 BCE	秦始皇二十八年	壬午	西方金	北方水	庚申（220.12.24BCE）	壬子	三日之子	
218 BCE	秦始皇二十九年	癸未	南方火	中央土	乙丑（219.12.25BCE）	戊午	午日遷徙	
217 BCE	秦始皇三十年	甲申	北方水	東方木	庚午（218.12.25BCE）	甲子	冬至前七 日之子午 日遷徙	
216 BCE	秦始皇三十一年	乙酉	東方木	西方金	乙亥（217.12.24BCE）	庚午		
215 BCE	秦始皇三十二年	丙戌	西方金	南方火	辛巳（216.12.25BCE）	丙子		
214 BCE	秦始皇三十三年	丁亥	南方火	北方水	丁亥（215.12.26BCE）	壬午		
213 BCE	秦始皇三十四年	戊子	北方水	中央土	辛卯（214.12.25BCE）	戊子		
212 BCE	秦始皇三十五年	己丑	東方木	東方木	丙申（213.12.24BCE）	甲午		
211 BCE	秦始皇三十六年	庚寅	西方金	西方金	壬寅（212.12.25BCE）	庚子		
210 BCE	秦始皇三十七年	辛卯	南方火	南方火	丁未（211.12.25BCE）	丙午		
209 BCE	秦二世元年	壬辰	北方水	北方水	壬子（210.12.25BCE）	壬子		冬至遷徙
208 BCE	秦二世二年	癸巳	東方木	中央土	丁巳（209.12.24BCE）	戊午		冬至後之 子午日遷徙
207 BCE	秦二世三年	甲午	西方金	東方木	壬戌（208.12.24BCE）	甲子		
206 BCE	漢高祖元年	乙未	南方火	西方金	戊辰（207.12.25BCE）	庚午		
205 BCE	漢高祖二年	丙申	北方水	南方火	癸酉（206.12.25BCE）	丙子		
204 BCE	漢高祖三年	丁酉	東方木	北方水	戊寅（205.12.24BCE）	壬午		
203 BCE	漢高祖四年	戊戌	西方金	中央土	甲申（204.12.25BCE）	戊子		
202 BCE	漢高祖五年	己亥	南方火	東方木	己丑（203.12.25BCE）	甲午		
201 BCE	漢高祖六年	庚子	北方水	西方金	甲午（202.12.25BCE）	庚子		
200 BCE	漢高祖七年	辛丑	東方木	南方火	己亥（201.12.24BCE）	丙午		
199 BCE	漢高祖八年	壬寅	西方金	北方水	乙巳（200.12.25BCE）	壬子	冬至後七日 之子午日遷徙	
198 BCE	漢高祖九年	癸卯	南方火	中央土	庚戌（199.12.25BCE）	戊午		
197 BCE	漢高祖十年	甲辰	北方水	東方木	乙卯（198.12.25BCE）	甲子		
196 BCE	漢高祖十一年	乙巳	東方木	西方金	庚申（197.12.24BCE）	庚午		
195 BCE	漢高祖十二年	丙午	西方金	南方火	丙寅（196.12.25BCE）	丙子		
194 BCE	漢惠帝元年	丁未	南方火	北方水	辛未（195.12.25BCE）	壬午		
193 BCE	漢惠帝二年	戊申	北方水	中央土	丙子（194.12.25BCE）	戊子		
192 BCE	漢惠帝三年	己酉	東方木	東方木	辛巳（193.12.24BCE）	甲午	冬至後十三日 之子午日遷徙	
191 BCE	漢惠帝四年	庚戌	西方金	西方金	丁亥（192.12.25BCE）	庚子		
190 BCE	漢惠帝五年	辛亥	南方火	南方火	壬辰（191.12.25BCE）	丙午		

表六 秦始皇二十七年から漢惠帝五年までの徳の移動日とその「運行規則」

らば、太陰刑徳大遊図の丁卯年の記述「丁卯在火壬午 位春」、年上朔の記述「子位春、亥爲上朔。午位春、巳爲〔上朔〕」が何を指すかを理解でき、年の上朔を確定出来る(29)。以下では、この二つの記述について検討したい。

	十二月 正月	二月 三月	四月 五月	六月 七月	八月 九月	十月 十一月			
木	癸巳	甲午	乙未	丙申	丁酉	戊戌			
金	己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯	甲辰			
火	乙巳	丙午	丁未	戊申	己酉	庚戌			
水	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰			
土	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌			
木	癸亥	甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰			
金	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉	甲戌			
火	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰			
水	辛巳	壬午	癸未	甲申	乙酉	丙戌			
土	丁亥	戊子	己丑	庚寅	辛卯	壬辰			
土	水	火	金	木	土	水	火	金	木
十月十一月	十月十一月	十月十一月	十月十一月	十月十一月	十月十一月	十月十一月	十月十一月	十月十一月	十月十一月
戌辰	壬戌	丙辰	庚戌	甲辰	戊戌	壬辰	丙戌	庚辰	甲戌
十二月正月	十二月正月	十二月正月	十二月正月	十二月正月	十二月正月	十二月正月	十二月正月	十二月正月	十二月正月
己巳	癸亥	丁巳	辛亥	乙巳	己亥	癸巳	丁亥	辛巳	乙亥
二月三月	二月三月	二月三月	二月三月	二月三月	二月三月	二月三月	二月三月	二月三月	二月三月
庚午	甲子	戊午	壬子	丙午	庚子	甲午	戊子	壬午	丙子
四月五月	四月五月	四月五月	四月五月	四月五月	四月五月	四月五月	四月五月	四月五月	四月五月
辛未	乙丑	己未	癸丑	丁未	辛丑	乙未	己丑	癸未	丁丑
六月七月	六月七月	六月七月	六月七月	六月七月	六月七月	六月七月	六月七月	六月七月	六月七月
壬申	丙寅	庚申	甲寅	戊申	壬寅	丙申	庚寅	甲申	戊寅
八月九月	八月九月	八月九月	八月九月	八月九月	八月九月	八月九月	八月九月	八月九月	八月九月
癸酉	丁卯	辛酉	乙卯	己酉	癸卯	丁酉	辛卯	乙酉	己卯

表七 扱日表⁽³³⁾

表八 上朔表(黄儒宣氏修正版)⁽³⁴⁾

末永氏は、「丁卯在火壬午 位春」の内容を不明であるとし、「子位春、亥爲上朔。午位春、巳爲〔上朔〕」の「春」を立春日もしくは春分日とし、「春」が「子」の場合「亥」が上朔、「午」の場合「巳」が上朔であるとする⁽³⁰⁾。程少軒氏は「丁卯在火壬午 位春」に言及するも検討を加えず、「子位春、亥爲上朔。午位春、巳爲〔上朔〕」の「春」を「春分」とし、徳の大遊の移動日が子日である場合、春分後の七日後以降の第一日目の亥日が上朔で、徳の大遊の移動日が午日である場合、春分後の七日後以降の第一日目の巳日が上朔であるとする⁽³¹⁾。両者共に太陰刑徳大遊図③部分を刑徳大遊の移動日とした上で、この部分を解釈しようとしている。

黄儒宣氏は、これまでの先行研究を踏まえつつも太陰刑徳大遊図③部分を五子・五午⁽³²⁾とし、「壬午位春」とは壬午が「春」の期間にあることを指しているとする。そして、先に引用した帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」の上朔のサイクルと帛書『陰陽五行』乙篇「扱日表(凶)」(表七参照)とを比較・検討し、程少軒氏が作成した上朔のサイクル表を扱日表(凶)のような月のグループに表を修正した(例えば表の十

表七・八を踏まえて、黄儒宣氏は五子・五午を上朔のサイクルの第二番目の上朔であるとし（二月・三月部分）、先の「子位春、亥爲上朔。午位春、巳爲〔上朔〕」は、上朔のサイクルの第一番目の上朔についての記述（十二月・正月部分）であるとす。つまり、第二番目の上朔が「午」であるなら、「癸巳」、「乙巳」、「丁巳」、「己巳」、「辛巳」と十二支が「巳」となり、第二番目の上朔が「子」であるなら「己亥」、「辛亥」、「癸亥」、「乙亥」、「丁亥」と十二支が「亥」となるとした。また、黄儒宣氏は、年号、太陰紀年、冬至、立春、第一番目の上朔、第二番目の上朔を取り上げ以下のような表を作成した（表九参照）⁽³⁵⁾。

黄儒宣氏が第一番目の上朔・第二番目の上朔としたものの干支の並びは、帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」の上朔のサイクルと確かに合致している。しかし、㊸部分と「子位春、亥爲上朔。午位春、巳爲〔上朔〕」がそれぞれ、帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」の上朔のサイクルの第一番目・第二番目であるなら、甲篇の上朔のサイクルから両者はすぐに導き出せるため、甲篇より書写年代が新しい帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図に見える「子位春、亥爲上朔。午位春、巳爲〔上朔〕」の年上朔を導き出す法則は必要ないのではないだろうか⁽³⁶⁾。また、太陰刑徳大遊図の法則は年上朔のものであるので気上朔のものとして用いるのは難しいであろう。したがって、㊸部分を上朔表に見える上朔日とするよりは、先に検討したように刑徳小遊における刑・徳の移動日とする方が妥当ではないだろうか。これを踏まえて、帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図に見える「子位春、亥爲上朔。午位春、巳爲〔上朔〕」と「丁卯在火壬午 位春」が何を指しているのかを検討する。

「丁卯在火壬午 位春」について、「丁卯」は太陰紀年の干支で、「在火」はこの年に刑が火に居ることであり、「壬午」は刑徳小遊の刑・徳の移動日を指す。この中で図一の年上朔部分を理解するには「壬午 位春」を検討すべきである。先に述べたように「壬午」は刑徳小遊の刑・徳の移動日であるが、刑徳小遊において刑・徳は各宮に六日ずつ居る⁽³⁷⁾。したがって、「壬午 位春」は、壬午の日当日のみが、「春」を指すといったものではなく、「壬午」を含む六日間が「春」に当たることを指すのではないだろうか。この解釈が成り立つなら、帛書『陰陽五行』乙篇に見える「子位春、亥爲〔上朔〕」は刑徳小遊の移動日が「子」日であり、「子」日を含む六日間に「春」があるなら「亥」が上朔となる。一方、「午位春、巳爲〔上朔〕」は刑徳小遊の刑・徳の移動日が「午」日であり、「午日」を含む六日間に「春」があるなら「巳」が上朔となる。次にこの「春」が、具体的にどの期間にあてはまるのかを以下で検討したい。

表九 刑徳大游上朔曆日（黄儒宣氏作成）

年号	太陰紀年	支運	立春	第一個上の十二月一月	第二個上の二月三月
應永二十年	甲戌	戊辰11.20	庚辰1.6	癸辰1.6	甲子3.8
二十一年	乙亥	癸卯11.1	己巳12.18	己巳12.18	庚午2.20
二十二年	丙子	戊子11.12	甲戌12.28	乙亥12.29	丙子3.2
二十三年	丁丑	癸酉11.29	己卯1.30	辛酉1.12	壬午3.14
二十四年	戊寅	己亥11.5	甲申12.29	丁亥12.28	戊子2.26
二十五年	己卯	甲辰11.15	庚辰1.2	癸巳1.5	甲午3.7
二十六年	庚辰	己酉11.26	乙未1.19	己亥1.17	庚午3.19
二十七年	辛巳	甲寅11.7	庚子12.24	乙巳12.29	丙午3.1
二十八年	壬午	庚申11.29	乙酉1.5	辛亥1.11	壬子3.19
二十九年	癸未	乙丑11.29	辛亥1.5	丁巳1.22	戊午3.24
三十年	甲申	庚午11.10	丙辰12.27	癸辰1.4	甲子3.8
三十一年	乙酉	乙亥11.21	辛酉1.8	己巳1.16	庚午3.18
三十二年	丙戌	辛巳11.3	丙辰12.19	乙亥12.28	丙子2.30
三十三年	丁亥	辛卯11.24	丁未1.11	丁亥1.21	戊子3.29
三十四年	己丑	丙申11.6	壬午12.22	癸巳1.3	甲午3.5
三十五年	庚寅	壬辰11.17	丁未1.13	己亥1.15	庚午3.17
三十六年	辛卯	丁未11.28	癸巳1.25	乙巳1.27	丙午3.29
開元元年	壬辰	壬子11.9	丙辰12.25	辛亥1.9	壬子3.11
二年	癸巳	丁巳11.20	癸卯1.6	丁巳1.20	戊午3.22
三年	甲午	癸亥11.2	戊申12.17	癸辰1.3	甲子3.5
開元元年	乙未	戊辰11.12	甲辰12.29	己巳1.14	庚午3.16
二年	丙申	癸酉11.23	己未1.30	乙亥1.26	丙子3.28
三年	丁酉	戊寅11.4	甲子12.21	辛巳1.8	壬午3.10
四年	戊戌	甲申11.16	己酉1.2	丁亥1.20	戊子3.22
五年	己亥	己丑11.26	乙未1.18	癸巳1.21	甲午2.3
六年	庚子	甲午11.8	庚辰12.24	己亥1.14	庚午3.15
七年	辛丑	己亥11.19	乙酉1.5	乙巳1.25	丙午3.27
八年	壬寅	乙巳11.30	庚辰1.16	辛亥1.26	壬子2.8
九年	癸卯	庚戌11.11	丙申12.2	丁巳1.19	戊午3.21
十年	甲辰	乙未11.22	辛酉1.8	癸辰1.30	甲子2.2
十一年	乙巳	庚申11.3	丙午12.19	己巳1.19	庚午3.15
十二年	丙午	丙辰11.14	甲辰12.30	乙亥1.24	丙子3.26
開元元年	丁未	辛申11.25	丁巳1.12	辛巳1.25	壬午2.7
二年	戊申	丙子11.6	壬辰12.22	丁亥1.16	戊子3.20
三年	己酉	辛巳+C36	丁未1.12	癸巳11.29	甲午2.1
四年	庚戌	丁未11.29	壬午1.14	己亥12.11	庚午3.19
五年	辛亥	壬辰11.9	戊辰12.26	乙巳1.23	丙午3.25
六年	壬子	丁酉11.20	癸未1.7	辛亥1.24	壬子3.19
七年	癸丑	壬寅11.1	戊子12.18	甲戌1.16	戊午3.19
呂后元年	甲寅	戊申11.13	癸巳12.29	癸辰11.28	甲子3.30
二年	乙卯	癸丑11.23	己未1.30	己巳12.10	庚午2.12
三年	丙辰	戊午11.4	甲辰12.21	乙亥1.22	丙子3.24
四年	丁巳	癸寅11.15	己酉1.2	辛巳1.24	壬午2.5
五年	戊午	己巳11.27	甲寅1.18	丁亥12.16	戊子2.17
六年	己未	甲戌11.8	庚申12.24	癸巳1.28	甲午3.30
七年	庚申	己卯11.19	乙酉1.6	己亥1.29	庚子2.11
八年	辛酉	甲申11.29	庚午1.16	乙巳12.21	丙午2.22
漢文帝元年	壬戌	庚辰11.11	乙酉12.27	乙亥1.22	壬子2.5
二年	癸亥	乙未11.22	辛巳1.9	丁巳12.14	戊午2.16
三年	甲子	庚子11.3	丙辰12.19	癸辰1.27	甲子3.29
四年	乙丑	乙巳11.14	辛酉12.30	己巳1.26	庚午2.10
五年	丙寅	甲寅11.25	丙申1.11	乙亥12.30	丙子2.22
六年	丁卯	丙辰11.6	壬辰12.23	辛巳1.2	壬午2.4
七年	戊辰	辛酉11.17	丁巳12.25	丁亥12.18	戊子2.16
八年	己巳	丙辰11.29	壬子1.14	癸巳12.25	甲午2.27
九年	庚午	壬申11.10	丁巳12.26	己亥12.27	庚子2.8
十年	辛未	丁丑11.20	癸未1.7	乙巳12.19	丙午2.21
十一年	壬申	壬午11.1	戊辰12.18	辛亥1.21	壬子2.3
十二年	癸酉	丁未11.12	癸酉12.28	丁巳12.12	戊午2.14

程少軒氏は太陰刑徳大遊図に「甲寅在金甲子 今元年」とあることから、甲寅が元年となる年号を導き出し、太陰刑徳大遊図が見える帛書『陰陽五行』乙篇の書写年代を呂后年間とする⁽³⁸⁾。この図の作成期間が呂后年間であるならば、「丁卯在火壬午 位春」も呂后間を想定していた可能性がある。ただし、この記述の解釈には二通り想定出来る。それは、この記述に見える、「春」は太陰紀年の干支である丁卯の

年の春である場合と太陰紀年と無関係の場合である。つまり、㊦部分と㊧部分が連動しているか否かということである。連動している場合を(一)とし、連動しない場合を(二)とする。

(一) ㊦部分と㊧部分が連動する場合

まず呂后年間の「春」の干支を検討する必要があるが、「春」は程少軒氏や末永氏が言及しているように、「春分」もしくは「立春」を指す可能性がある(39)。太陰刑徳大遊図に「丁卯在火壬午 位春」と見える「春」が丁卯の年に属している場合を考えてみる。呂后年間の前後で太陰紀年が丁卯である年は文帝七年と始皇十三年である。文帝七年の立春・春分は、庚子・丙戌である。春分の丙戌は壬午の日から数えて五日目の干支と合致する。また、始皇十三年の立春・春分はそれぞれ、乙酉・辛未である。立春の乙酉は壬午を含む五日目の干支と合致している(40)。

(二) ㊦部分と㊧部分が連動しない場合

次に呂后年間の立春・春分の干支を調べると、表十のようになる。

表十 呂后年間の立春と春分(41)

前 一 八 〇	前 一 八 一	前 一 八 二	前 一 八 三	前 一 八 四	前 一 八 五	前 一 八 六	前 一 八 七	呂 后 年 間
戊 辰	癸 亥	戊 午	癸 丑	丁 未	壬 寅	丁 酉	壬 辰	立 春
甲 寅	己 酉	甲 辰	戊 戌	癸 巳	戊 子	癸 未	丁 丑	春 分

刑徳小遊の移動周期は六日であるので、壬午の日からの六日間の干支は、壬午、癸未、甲申、乙酉、丙戌、丁亥となる。この六日間のうち呂后年間の立春もしくは春分の干支と合致するのは、呂后二年の春分「癸未」すなわち壬午の翌日である。したがって、この太陰刑徳大遊図は呂后二年を想定して作成された可能性がある。

このように二パターンを想定したが、(一)のように呂后年間から離れた期間を想定して、太陰刑徳大遊図を作成する必然性はないであろう。そうであるならば、太陰刑徳大遊図は呂后二年を想定して作成され、(二)のように㊸と㊹部分は連動しないと考えるべきではないだろうか。

以上が帛書に見える上朔である。最後に上朔と帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊との関係について検討したい。程少軒氏と武田氏は以下のように説明している。

程少軒氏によれば⁽⁴²⁾、上朔には年を単位とする「年上朔」と月(二か月)を単位とする「気上朔」が存在する。そして帛書『刑徳』甲篇の「十一年十二月己亥上朔」を気上朔、「十二(程少軒氏はこの箇所を一に隸定する)年乙巳上朔」を年上朔とし、帛書『刑徳』甲篇にこの二種類の上朔が用いられているとする。前者は「上朔」の記述の前に「十二月」といったように月の記述が年と並記されているため、月(二か月)毎の「気上朔」であるとする。後者は「上朔」の記述の前に年の記述のみ並記されているため、「年上朔」であるとする。そして両者の移動法則について、「気上朔」は先に挙げた上朔のサイクルのように動くとし(表一参照)、「年上朔」については太陰刑徳大遊図に見える「子位春、亥爲上朔。午位春、巳爲「上朔」」の記述を用いて、以下のように上朔日を確認するとした。「十二年乙巳上朔」の場合、春分は壬辰で壬辰から数えて七日目は戊戌となり、戊戌から第一番目の巳は乙巳であり、帛書『刑徳』甲篇の「十二年乙巳上朔」と合致すると述べる。程少軒氏は上朔を確定する際に、太陰刑徳大遊図の年上朔の記述を用いて、「春分から七日目以降」の巳の日を上朔とするが、「春分から七日目以降」という法則は帛書には見えない。帛書『刑徳』乙篇に「刑徳之歳徙也、必以日至之後七日之子午卯酉」とある、刑徳大遊の刑・徳の移動法則を上朔の確定に用いているのではないだろうか。

一方、武田氏によれば⁽⁴³⁾、「(高祖)十一年(乙巳)十二月己亥上朔」の場合、歳干の「乙」は金の陰干なので、帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」の上朔のサイクルより、上朔は己亥・己巳となり本文の記述と合致する。また「(高祖)十二年(丙午)乙巳上朔」の場合も歳干の「丙」は火の陽干なので、帛書『陰陽五行』甲篇の上朔のサイクルより、上朔は乙亥・乙巳なので本文の記述と合致する(表十一参照)⁽⁴⁴⁾。しかし、帛書には二つの上朔がありながら、「十一年十二月己亥上朔」とあるように十二月のもののみ採用していると⁽⁴⁵⁾。

表十一 歳千の五行と上朔（武田氏作製のものを一部修正）

土 歳 (戊・ 癸)	水 歳 (壬・ 丁)	火 歳 (丙・ 辛)	金 歳 (庚・ 乙)	木 歳 (甲・ 己)	歳
丁亥・ 丁巳	辛亥・ 辛巳	乙亥・ 乙巳	己亥・ 己巳	癸亥・ 癸巳	上朔

今までの検討から、上朔には程少軒氏が述べるように二種類存在するのは確かである。しかし、帛書『刑徳』甲篇に見える二つの上朔は程少軒氏の説が成り立ち難く、武田氏のように年上朔と考えるべきであろう。そして帛書『刑徳』甲篇に見える刑徳の移動日と上朔については、武田氏が作成した表に従った上で、先に検討していた帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図を用いて一つに限定すべきであろう。したがって、上朔の日を計算するには、以下のような手順となるであろう。まず表十一で上朔を導き出した後、㊸部分の干支から六日間の干支の内、検討しようとする年の春分の日の干支を含んでいるものを計算する。最後に、帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図の「子位春、亥爲上朔。午位春、巳爲上朔」によって、上朔を一つに限定する。

「十一年十二月己亥上朔」の場合、高祖十一年の歳の干支は「乙巳」で表十一に基づく上朔は「己亥」・「己巳」となる。春分の干支は「庚寅」であり⁽⁴⁶⁾、先に検討した帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図㊸部分の干支から六日間の干支の内「庚寅」を含んでいるもの選ぶと、戊子から三日目は庚寅であるので㊸部分の干支は戊子となる。この十二支は子であるので、帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図に見える「子位春、亥爲上朔。午位春、巳爲上朔」にしたがい、「亥」の方を上朔とする。これは本文の記述と合致する。

次に、「十二年乙巳上朔」の場合、高祖十二年の歳の干支は「丙午」で表十一に基づく上朔は「乙亥」・「乙巳」となる。春分の干支は丙申であり⁽⁴⁷⁾、帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図㊸部分の干支から六日間の干支の内「丙申」を含んでいるもの選ぶと、甲午から三日目の干支は丙申であるので㊸部分の干支は甲午となる。この十二支は午であるので、太陰刑徳大遊図に見える「子位春、亥爲上朔。午位春、巳爲上朔」にしたがい、「巳」の方を上朔とする。これは本文の記述と合致する。

むすび

これまで、上朔と帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊の刑・徳の移動日の関係について検討した。帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」は刑・徳の移動理論ではなく移動日に関する理論であり、帛書にその記述が数か所見え、これには二種類あると考えられている。一つは年毎に見える上朔

(「年上朔」)で、もう一つは月(二か月)毎に見える上朔(「氣上朔」)である。帛書『刑徳』甲篇に見える「上朔」は年上朔であり、帛書『刑徳』甲篇に見える刑・徳の移動日は上朔の翌日となる。本章では帛書『刑徳』甲篇の上朔は帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」の上朔のサイクルと帛書『陰陽五行』乙篇の太陰刑徳大遊図から導き出せることが分かった。

注

- (1) 拙稿「帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊」(武田時昌・麥文彪編『天と地の科学―東と西の出会い―』(京都大学人文科学研究所、二〇一九年))。
- (2) 武田時昌「刑徳遊行の占術理論」(『日本中国学会報』第六三輯、二〇一一年)。
- (3) 末永高康「刑徳小遊についての覚え書き」(出土資料と漢字文化研究会『出土文献と秦楚文化』第八号(日本女子大学文学部谷中信一研究室、二〇一五年))。
- (4) 裘錫圭主編『長沙馬王堆漢墓簡帛集成』第五冊(中華書局、二〇一四年)、程少軒「馬王堆帛書《刑徳》・《陰陽五行》諸篇曆法研究―以《陰陽五行》乙篇為中心」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第八七本、二〇一六年)。
- (5) 黄儒宣「馬王堆帛書《上朔》綜論」(『文史』二〇一七年第二期)。
- (6) 原文の□は文字が一字分の脱落、「」の中の文は整理者によって補ったものであり、以下同じである(注(4) 裘錫圭主編前掲書第一冊、第五冊)。
- (7) 「十二年」を程少軒氏は「十一」とするが、末永氏は写真版によると「十二」とすべきであろうとする。本章では末永氏に従う(注(3) 末永氏前掲論文)。
- (8) 当該字を程少軒氏は「居」、末永氏・鄒可晶氏は「并」に作る。写真版より、末永氏・鄒可晶氏に従う(注(4) 裘錫圭主編前掲書、鄒可晶「読馬王堆帛書《刑徳》・《陰陽五行》・《天文氣象雜占》瑣記」(中国文化遺產研究院編『出土文献研究』第十五輯(中西書局、二〇一六年)、注(3) 末永前掲論文参照)。
- (9) 注(4) 裘錫圭主編前掲書。
- (10) 注(2) 武田前掲論文。

(11) 注(4) 裘錫圭主編前掲書、注(4) 程少軒前掲論文。
 (12) 注(4) 裘錫圭主編前掲書。
 (13) 注(4) 裘錫圭主編前掲書、注(4) 程少軒前掲論文。なお、年毎の刑・徳の移動は以下のように表せる(拙稿「馬王堆帛書『刑徳』篇「刑徳大遊」についての一考察」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五八輯第四分冊、二〇一三年)参照。なお四二年目は高祖一年、四三年目は高祖二年、四六年目は高祖一五年、四七年目は高祖一六年に当たる)。

干支(年)	徳	刑	運行年
甲子	東(木)	東(木)	一年目
乙丑	西(金)	西(金)	二年目
丙寅	南(火)	南(火)	三年目
丁卯	北(水)	北(水)	四年目
戊辰	中(土)	東(木)	五年目
己巳	東(木)	西(金)	六年目
……	……	……	……
甲辰	東(木)	東(木)	四一年目
乙巳	西(金)	西(金)	四二年目
丙午	南(火)	南(火)	四三年目
丁未	北(水)	北(水)	四四年目
戊申	中(土)	東(木)	四五年目
己酉	東(木)	西(金)	四六年目
庚戌	西(金)	南(火)	四七年目

(14) 注(4) 裘錫圭主編前掲書、注(4) 程少軒前掲論文。
 (15) 刑・徳の移動は一年を三六六日としているため(注(2) 武田氏前掲論文参照)、六旬を六十一日とすることで六度回ること一年となる(注(3) 末永前掲論文、注(4) 程少軒前掲論文参照)。
 (16) 注(4) 裘錫圭主編前掲書、注(4) 程少軒前掲論文。
 (17) 末永高康「帛書『刑徳』小考」(坂出祥伸先生退休記念論集刊行会編『中国思想における身体・自然・信仰 坂出祥伸先生退休記念論集』(東方書店、二〇〇四年)、注(4) 裘錫圭主編前掲書)。
 (18) 注(3) (17) 末永氏前掲論文、注(4) 程少軒前掲論文。
 (19) 注(4) 程少軒前掲論文。
 (20) 注(4) 裘錫圭主編前掲書。なお、程少軒氏は、刑は徳に対する概念であるので夏至を起点にすると述べる(注(4) 程少軒前掲論文)。
 (21) 注(4) 程少軒前掲論文。

- (22) 注(4) 程少軒前掲論文。
- (23) 注(4) 程少軒前掲論文。
- (24) 注(4) 程少軒前掲論文。
- (25) 程少軒氏は表のような徳の移動法則のズレが生じる理由を実際に用いられている暦と帛書の編纂に用いられている暦の差で生じたとする(注(4) 程少軒前掲論文参照)。
- (26) 注(5) 黄儒宣前掲論文。
- (27) ㊦部分が刑徳小遊の刑・徳の移動日ではないか、という議論は京都大学人文科学研究所教授武田時昌氏、山梨県立大学准教授名和敏光氏と筆者の三名による日書読書会(二〇一七年八月二十四日)にて提案させて頂いたものである。
- (28) 注(1) 前掲拙稿。
- (29) 注(4) 裘錫圭主編前掲書、注(4) 程少軒前掲論文。
- (30) 注(3) 末永前掲論文。
- (31) 注(4) 裘錫圭主編前掲書、注(4) 程少軒前掲論文。
- (32) 東西南北の四方と中央に見える㊦部分は五行属性のある子・午であるため、「五子」「五午」と称する(注(5) 黄儒宣前掲論文参照)。
- (33) 注(4) 裘錫圭主編前掲書、注(4) 程少軒前掲論文。
- (34) 注(5) 黄儒宣前掲論文。表の並びは程少軒氏のものに合わせる。
- (35) 注(5) 黄儒宣前掲論文。
- (36) 各篇の書写年代について、程少軒氏は帛書『刑徳』甲篇は漢高祖十一年(公元前一九六年)四月、十二年(公元前一九五年)四月、帛書『刑徳』乙篇は漢惠帝七年(公元前一八八年)八月、漢文帝前元二年(公元前一六八年)二月、帛書『刑徳』丙篇は劉邦漢王二年(公元前二〇五年)と漢高祖十一年(公元前一九六年)前後、帛書『陰陽五行』乙篇は呂后年間(公元前一八七〜一八〇)とする。但し、程少軒氏は帛書『陰陽五行』乙篇の方が帛書『刑徳』乙篇より古いとする(注(3) 裘錫圭主編前掲書、程少軒「馬王堆帛書《刑徳》甲篇「刑徳小遊」占辞与漢軍討伐陳豨之役」(『中国出土資料研究』第二〇号、二〇一六年七月)参照)。
- (37) 注(1) 前掲拙稿。

- (38) 程少軒氏は、帛書『陰陽五行』甲篇の書写は秦統一以後から楚漢の際とし、帛書『陰陽五行』乙篇の書写は漢呂后年間とする(注(4) 裘錫圭主編前掲書、注(4) 程少軒前掲論文。)
- (39) 注(3) 末永氏前掲論文、注(4) 程少軒前掲論文。
- (40) 張培瑜『二千五百年曆日天象』(大象出版社、一九九七年)。
- (41) 注(40) 張培瑜前掲書。
- (42) 注(4) 程少軒前掲論文。
- (43) 注(2) 武田前掲論文。
- (44) 注(2) 武田前掲論文。なお武田氏は表の己巳の部分癸巳とするが、帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」の上朔のサイクルを参照すると、己巳とすべきであろう。
- (45) 帛書『陰陽五行』甲篇「上朔」の上朔のサイクルの五行は、程少軒氏が指摘されているようにその年の徳の居る五行と合致している(注(4) 程少軒前掲論文、注(13) 参照)。
- (46) 注(40) 張培瑜前掲書。
- (46) 注(40) 張培瑜前掲書。

第八章 帛書『刑徳』甲・乙篇に見える刑徳大遊・刑徳小遊と他の出土資料との比較

はじめに

筆者は、第三章で天文訓の二十歳刑徳を検討し⁽¹⁾、第四章ではこの検討で得られた知見を基に、「刑徳大遊（刑・徳の毎年の動き）」の刑・徳の移動についても検討した⁽²⁾。刑徳大遊では伝世文献とは異なる刑の複数の移動法が確認できたが、刑は中宮に入らず東西南北の四宮、徳は東西南北中の五宮を移動することは天文訓のものと変わらなかった。

以上が毎年の刑・徳の移動であるが、帛書には六日毎の刑・徳の移動も見え、武田時昌氏も指摘されているように、この日毎の移動は毎年の移動と深い関係がある⁽³⁾。まず、第五章で帛書『刑徳』乙篇の検討を行い、刑は中宮を除く八宮、徳は東西南北中の五宮を六日毎に六十日周期で移動するものであることを確認した⁽⁴⁾。次に、第六章で帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊の検討を行い、刑は帛書『刑徳』乙篇と異なり中宮に移動可能であり、徳は刑徳大遊の同年の刑徳大遊の徳の移動と連動していた⁽⁵⁾。

以上の検討の結果、帛書『刑徳』甲篇で刑が中宮に移動可能なのは、二十歳刑徳・刑徳大遊で刑を中宮に移動させなくしている三合説が、甲篇ではまだ導入されていなかったためであるとした。また徳が刑徳大遊の移動と連動していたのは、刑徳小遊図には刑徳大遊の影響が見られるように、これも刑徳大遊の影響の一つであるとした⁽⁶⁾。

三合説は古くは帛書書写以前の戦国秦にも見え、天水放馬灘秦簡（以下、放馬灘秦簡と略す）には三合説だけでなく、毎年の刑・徳の移動も見える⁽⁷⁾。帛書における刑・徳の移動と三合説については第六章で既に検討したが、放馬灘秦簡に見える刑・徳の移動を検討することで、三合説を軸に刑徳理論の理論的展開を検討することが可能となる⁽⁸⁾。

本章では放馬灘秦簡の刑徳理論を検討した後、今までの刑徳理論と比較することで天文訓に至るまでの刑徳理論の理論的展開を追いたい。まず、第六章で検討した三合説と刑徳理論の関係の概要を述べた後、放馬灘秦簡の毎年の刑・徳の移動を検討し、三合説を軸に刑徳理論の理論的展開を検討したい。

第一節 三合説と刑徳小遊の概要

三合説とは、十二辰の五行配当とその五行の盛衰を表したもので、天文訓に⁽⁹⁾、

木生於亥、壯於卯、死於未、三辰皆木也。火生於寅、壯於午、死於戌、三辰皆火也。土生於午、壯於戌、死於寅、三辰皆土也。金生於巳、壯於酉、死於丑、三辰皆金也。水生於申、壯於子、死於辰、三辰皆水也。

木は亥に生じ、卯に壯んに、未に死す、三辰は皆な木なり。火は寅に生じ、午に壯んに、戌に死す、三辰は皆な火なり。土は午に生じ、戌に壯んに、寅に死す、三辰は皆な土なり。金は巳に生じ、酉に壯んに、丑に死す、三辰は皆な金なり。水は申に生じ、子に壯んに、辰に死す、三辰は皆な水なり。

とあり、木に亥・卯・未、火に寅・午・戌、土に午・戌・寅、金に巳・酉・丑、水に申・子・辰を配し、各五行の盛衰を「生壯死」と表している(図一・二三章)。天文訓より書写年代が古い帛書・睡虎地秦墓竹簡(以下、睡虎地秦簡と略す)・放馬灘秦簡といった出土資料にも三合説の記述が見え、戦国末の睡虎地秦簡「日書」乙種「五勝」篇(七十九貳〜八七貳)に⁽¹⁰⁾、

丙丁火、火勝金。戊己土、土勝水。庚辛金、金勝木。壬癸水、水勝火。丑巳金⁽¹¹⁾、金勝木……未亥〔卯木、木〕勝土……辰申子水、水勝火。

とある。「五勝」篇には断簡があり、三合の配当の全てが見えるわけではない。工藤元男氏は本段の簡数から、この三合説には「土」が含まれていると指摘している⁽¹²⁾。放馬灘秦簡「日書」乙種「五行」篇(七三貳〜七七貳)に⁽¹³⁾、

火生寅、壯午、老戌。金生巳、壯酉、老丑。水生申、壯子、老辰。木生亥、壯卯、老未。土生木、木生火、火生土

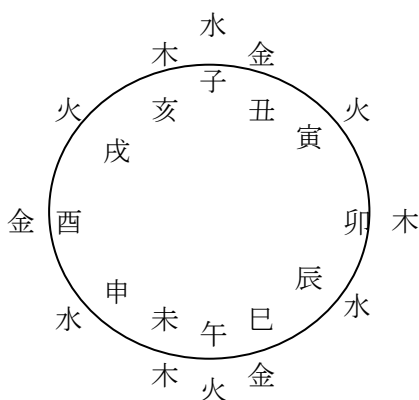
とあり、天文訓と同様の五行配当が見え、しかも天文訓に見えた五行の盛衰が「生・壯・老」という形で表されている。第三・四・六章では二十歳刑徳や帛書『刑徳』甲・乙篇の刑徳大遊、帛書『刑徳』乙篇の刑徳小遊において、刑は中宮(五行の方位配当では土)に入れないため、上述の資料で用いられている三合説は土を含まないものが用いられているとした⁽¹⁴⁾。

そして刑徳大遊、刑徳小遊の各系統への三合説の導入は以下のようなようになったのではないかとした。刑徳大遊の場合、帛書『刑徳』甲篇の時点で三合説が既に導入され、刑が中宮に入らないものとなっている。しかし刑徳小遊の場合、帛書『陰陽五行』乙篇の時点で三合説が移動理

論に直接導入されるのではなく、中宮に入らないという結果のみが間接的に導入され刑が中宮に入らない形式になったのではないかとした(15)。

以上が、伝世文献と出土資料に見える三合説と刑・徳の移動理論との関係である。序でも述べたように、三合説が見える統一秦頃書写の放馬灘秦簡には、刑・徳の毎年の移動も見える。三合説と刑徳理論の関係を検討するためには、両者の記述が同時に見える放馬灘秦簡の検討は不可欠である。そこで次節では三合説と刑徳理論の関係を明らかにするために、放馬灘秦簡の刑徳理論を検討したい。

図一 三合説における十二辰



図二 三合会



(*) 水合局は子・辰・申。金合局は丑・巳・酉。
火合局は寅・午・戌。木合局は卯・未・亥。

第二節 帛書『刑徳』篇と天水放馬灘秦簡に見える刑の中宮への移動

放馬灘秦簡乙篇三四七貳、三〇八貳号簡に(16)、

□□年、刑直（徳）并在土。刑徒所勝直二（徳）徒所不勝刑、五歳而復并於土。直（徳）之所在主歳。
 年刑徳并せて土に在り。刑は徳に勝つ所に徙り、徳は刑に勝たざる所に徙り、五歳にして復た土に并す。徳の在る所は歳を主る。
 とあり、放馬灘秦簡の刑・徳の移動法則は以下の三点となる。

- ① 両者は開始時点で土に居り、五年後共に土に戻る
- ② 刑は徳に勝つ方向に移動、徳は刑に負ける方向に移動
- ③ 徳の所在が歳を主る

まず①の法則によって刑・徳の一年目と六年目に「土」に居ることは確定し、刑・徳の移動は表一のようになる。

表一 放馬灘秦簡に見える「刑」・「徳」の一・六年目の所在

徳	刑	年
土	土	一
		二
		三
		四
		五
土	土	六

次に②の「勝負」が何に関する勝敗であるのかは、既に検討した二十歳刑徳・刑徳大遊・刑徳小遊の刑・徳移動によると、五行相勝説における勝ち負けを指すであろう。②の刑・徳の移動法則であるが、これは三通りの解釈が出来る。一つ目は、一〜六年間刑・徳が前年の両者所在の五行からそれぞれ勝ち負けを判断していく場合である。二つ目は、一・六年目を除く、各年毎の刑・徳所在の五行同士で勝敗を決定する場合である。三つ目は、刑・徳の勝敗を一年目から二年目に移る際に限定して、以降の各年の刑・徳の移動は刑・徳が各五行を五年間で満遍なく回る、とした場合である。以下では、これらを順に(1)・(2)・(3)として検討していきたい。

(1) 放馬灘秦簡の刑・徳移動の解釈一

この解釈の場合、刑・徳の移動は以下のようなようになるであろう。二年目において、刑は一年目の「徳」の所在である「土」に勝つ「木」に居り、徳は一年目の刑の所在である「土」に負ける「水」に居る。三年目において、刑は二年目の「徳」の所在である「水」に勝つ「土」に居

り、徳は二年目の「刑」の所在である「木」に負ける「土」に居る。四年目において、刑は三年目の徳の所在である「土」に勝つ「木」に居り、徳は三年目の刑の所在である「土」に負ける「水」に居る。五年目において、刑は四年目の徳の所在である「水」に勝つ「土」に居り、徳は四年目の刑の所在である「木」に負ける「土」に居る（表二参照）。

表二 放馬灘秦簡に見える「刑」・「徳」の移動の解釈(1)

徳	刑	年
土	土	一
水	木	二
土	土	三
水	木	四
土	土	五
土	土	六

②の法則を以上のように解釈すると、五年目で刑・徳が再び土に合し、五〜六年の刑・徳の移動が②の法則とは合わず、前年との刑・徳に対する勝ち負けが成立しない。したがって、②の法則は解釈(1)以外のものを用いるべきであろう。

(2) 放馬灘秦簡の刑・徳移動の解釈二

各年毎の刑・徳所在の五行同士で勝敗を決する場合、刑・徳のどちらかの移動を確定しないと、刑・徳の毎年の移動が確定出来ない。そこで、徳の所在についての法則と考えられる③の法則「徳の所在が歳を主る」を検討したい。

③の法則の「歳」は、刑・徳の毎年の移動について述べられている文章の中で使用されている。このことを踏まえると、天文訓の刑徳移動で用いられた「太歳（太陰）」を省略したものを指す可能性がある⁽¹⁷⁾。「歳」が「太歳（太陰）」であるならば、天文訓に「太陰在甲子、刑徳合東方宮、常徙所不勝、合四歳而離、離十六歳而復合」とあるように、「歳」＝「太歳（太陰）」は毎年の刑・徳の移動と連動する。天文訓によると、徳は年を表す太歳（太陰）の十干を起点にして、「陰陽」・「五行」の理論によってその位置が定められている。天文訓の各年の干支と刑・徳の移動は表三のようになる⁽¹⁸⁾。

放馬灘秦簡における徳と歳（太陰）の干支の関係が、天文訓のものと同様であるならば、徳の移動は表三に見える五行の順番で移動する。すなわち、一年目の徳の位置が土であるならば、二年目は木、三年目は金、四年目は火、五年目は水へと一年毎に移動し、六年目に土に戻る

(表四参照)。

表三 「二十歳刑徳」の二十一年目までの各年の刑・徳の位置

甲申	癸未	壬午	辛巳	庚辰	己卯	戊寅	丁丑	丙子	：	己巳	戊辰	丁卯	丙寅	乙丑	甲子	
東	中	北	南	西	東	中	北	南	：	東	中	北	南	西	東宮	徳
東	北	南	西	東	北	南	西	東	：	西	東	北	南	西	東宮	刑
二一年目	二〇年目	一九年目	一八年目	一七年目	一六年目	一五年目	一四年目	一三年目	：	六年目	五年目	四年目	三年目	二年目	一年目	

表四 放馬灘秦簡の刑・徳移動解釈二（徳のみ確定）

徳	刑	年
土	土	一
木		二
金		三
火		四
水		五
土	土	六

なお毎年の刑・徳の移動は、すでに検討したように帛書『刑徳』篇にも見えるが、他の資料と同じ五行の負ける方向、すなわち東（木）↓西（金）↓南（火）↓北（水）↓土（中）へと移動している。したがって、放馬灘秦簡のものも先に述べた資料と同様の移動を徳が行う可能性がある。

以上を踏まえて、刑の二〜五年目の移動を確定していく。②の法則によって刑は徳の勝つ方向に移動するため、二年目の刑は二年目の徳の所在である「木」に勝つ「金」に移動し、三年目の刑は三年目の徳の所在である「金」に勝つ「火」に移動し、四年目の刑は四年目の徳の所在である「火」に勝つ「水」に移動し、五年目の刑は五年目の徳の所在である「水」に勝つ「土」に移動する（表五参照）。

表五 放馬灘秦簡の刑・徳動解釈二（完成版）

徳	刑	年
土	土	一
木	金	二
金	火	三
火	水	四
水	土	五
土	土	六

(3) 放馬灘秦簡の刑・徳移動の解釈三

②の法則を一年目から二年目に移る際のみに限定的に適用して、刑・徳の移動は各五行間を五年周期で移動すると考えた場合、刑・徳の移動は以下のようになる⁽¹⁹⁾。先に検討したように、刑・徳の一年目・六年目の位置は土で固定となる。②の法則によって、二年目の刑は一年目の徳の所在である「土」に勝つ「木」に移動し、二年目の徳は一年目の刑の所在である「土」に負ける「水」に移動する（表六参照）。

表六 放馬灘秦簡の刑・徳動解釈三（未完成版）

徳	刑	年
土	土	一
水	木	二
		三
		四
		五
土	土	六

二年目の刑・徳の位置が確定した後、刑・徳が各五行間を移動するには、刑と徳が別々の移動法則によって移動しなければいけない。刑は二十歳刑徳で見られたように五行の負ける方向へ移動し、徳はそれとは逆の五行の勝つ方向へと移動する必要がある。すなわち、刑は三年目以降五行の負ける方向へ移動するので、刑の三〜五年の移動は金↓火↓水となる。一方、徳は五行の勝つ方向へ移動するので、徳の三〜五年の移動は火↓金↓木となる（表七参照）。

表七 放馬灘秦簡の刑・徳動解釈三（完成版）

徳	刑	年
土	土	一
水	木	二
火	金	三
金	火	四
木	水	五
土	土	六

どの解釈で刑・徳が移動したとしても、刑は五行の方位配当で中に配当されている「土」に移動している。刑・徳の移動に関する記述は一部であるため、完全に刑・徳の移動を確定するのは困難である。しかし放馬灘秦簡の刑・徳の移動はどちらの解釈に依ったとしても、天文訓の二十歳刑徳や刑徳大遊のように、刑・徳が毎年動くものでありながら、刑が土（中央）に入る移動を行っている。

先に三合説を検討した際に、土を含む三合は古いもので、土を含む三合の記述がある可能性があったのは放馬灘秦簡と書写年代が近い睡虎地秦簡のみであった⁽²⁰⁾。それでは放馬灘秦簡では刑が中宮に入るため、土を含んだ三合説を用いられたのかといえ、その可能性は低いであろう。なぜなら先に放馬灘秦簡を検討した際に、刑・徳の移動法則①②③に言及したが、これには三合説を用いた刑・徳の移動理論は一切

見えない。したがって、放馬灘秦簡の時点では三合説を刑・徳の移動理論に導入しなかつたと考えるべきではないか。結局刑・徳の移動理論の中に三合説が初めて取り入れられたのは帛書の書写以後で、しかもそれは土を含まないものであった。

なお、放馬灘秦簡の移動と同じように刑・徳が異なった法則で移動するものが、銀雀山漢墓竹簡（以下、銀雀山漢簡と略す）「天地八風五行主客」一九八五号簡に「五行、德行所不勝、刑行所勝。五歳」とある。銀雀山漢簡の刑・徳の移動において、放馬灘秦簡のように徳は五行の負ける方向、刑は五行の勝つ方向へと移動している⁽²¹⁾。ただし、刑が中宮に移動するかどうかは竹簡に残欠があり、不明である。

以上までで、帛書以外に刑・徳の毎年の移動が見える出土資料を検討した。銀雀山漢簡のものは刑が中宮に入るかどうか不明であったが、放馬灘秦簡のものは刑が中宮に入る特殊なものであった。この放馬灘秦簡のものを、刑徳理論はどのように変化していったのであろうか。また、この毎年の刑徳理論の変化と刑徳小遊はどのように関わっているのであろうか。これは刑の中宮への移動の可・不可を軸に考えてみると理解出来るであろう。そこで毎年・日毎の刑徳の移動が見える資料を成書・写書順に検討し、刑・徳の理論的展開を追っていききたい。

第三節 帛書『刑徳』甲・乙・丙篇の刑徳の中宮への移動・その移動理論と図より見た各篇の関係

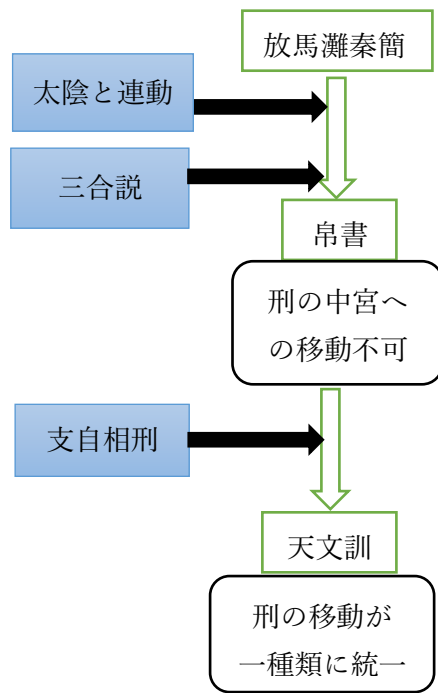
毎年の刑・徳の移動の記述が見える資料（以下、大遊系資料と略す）を成書・書写順に並べると以下ようになるであろう⁽²²⁾。ただし、銀雀山漢簡は刑・徳の移動の詳細は不明なため、検討には含まない。

（大遊系資料）放馬灘秦簡↓帛書『刑徳』甲篇↓帛書『刑徳』乙篇・帛書『陰陽五行』乙篇↓天文訓

徳は全ての資料で中宮に移動可能であり、刑は放馬灘秦簡でのみ中宮（土）に移動可能で、それ以降の資料では中宮に移動出来ないようになっている（表八参照）⁽²³⁾。

なお、帛書は序でも述べたように三合説と同時に太陰と連動するようになっていた。その後、天文訓が支自相刑を導入したことで、刑の移動が一種類に統一された（図三参照）。

次に刑徳小遊については前章で検討し、以下のようになった。刑徳小遊が見える資料（以下、小遊系資料と略す）を書写年代順に並べる



図三 刑徳大遊系統の変遷

徳	刑	出土資料
○	○	放馬灘秦簡
○	×	帛書『刑徳』甲篇
○	×	帛書『陰陽五行』乙篇
○	×	帛書『刑徳』乙篇
?	?	銀雀山漢簡「天地八風五行主客」
○	×	天文訓

表八 刑徳大遊系資料の刑・徳の中宮への移動

と以下のようなになる(24)。

(小遊系資料) 帛書『刑徳』丙篇↓帛書『刑徳』甲篇↓帛書『陰陽五行』乙篇↓帛書『刑徳』乙篇

ここで第五・六章で検討した刑徳小遊の概要を述べたい。まず、帛書『刑徳』丙篇には刑徳小遊の記述はなく、その刑徳小遊図には毎年の刑徳の移動を表す鉤繩図は付されていない。刑・徳は各宮に配されているので、両者は一緒に各宮を移動しつつ、中宮にも入れる移動を行っているかのようであった。帛書『刑徳』甲篇からは刑徳小遊図に鉤繩図が加わり、刑も中宮へ移動し、徳は甲篇の刑徳大遊と連動していた。帛書『陰陽五行』乙篇からは刑は中宮に入らず、徳は甲篇の刑徳大遊との連動も見えなくなった。これは刑徳大遊の理論を帛書『刑徳』甲篇以降が取り入れたことで、刑徳大遊における刑徳移動を表す鉤繩図が追加されて、甲・乙篇の刑徳小遊図になったことを示すものではないか。つまり、帛書『刑徳』甲篇で徳が帛書『刑徳』甲篇の刑徳大遊と連動したのは、刑徳大遊の理論を刑徳小遊が取り入れ、その影響を受けたためではないかとした。そして刑の移動理論の差異を生み出している理論は、天文訓の二十歳刑徳の移動理論の一つである三合説によるとした。

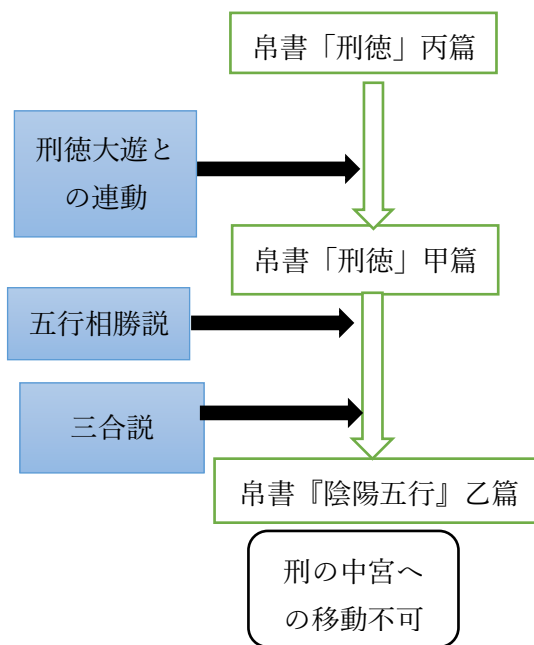
以上の刑徳小遊について、刑・徳の中宮への移動の可・不可に基づいて表にすると表九のようになり、その変遷を図示すると図四のようになる。

表九 刑徳小遊系資料の刑・徳の中宮への移動

徳	刑	出土資料
△	△	帛書『刑徳』丙篇
○	○	帛書『陰陽五行』乙篇
○	□	帛書『刑徳』乙篇
○	□	帛書『刑徳』乙篇

※中宮に入る記述のあるものを○、図では中宮に入っているものを△、図では中宮に入っていないものの記述では中宮に入らないようにしているものを□とする

図四 刑徳小遊系統の変遷



ここまでで、大遊系資料・小遊系資料における、刑・徳の中宮への移動を検討した。刑徳大遊、刑徳小遊共に徳は全ての資料で中宮に入っていたが、刑は資料毎に差異が生じている（銀雀山漢簡は不明）。この差異を生み出す理論は、先述のように二十歳刑徳の移動理論である三合説である。それでは、この二つの刑徳大遊・刑徳小遊における三合説の導入時期や導入による各資料の関係性はどのようなものであろうか。次に、以上の表等を基に刑の中宮への移動の変遷を表にする。まず、刑徳理論の相互関係を検討するため、先に挙げた全ての資料を成書・書写年代順に並べる（ゴチックになっている資料は刑が中宮に入れない資料である）。

（大遊系資料）放馬灘秦簡↓↓↓帛書『刑徳』甲篇↓帛書『陰陽五行』乙篇↓帛書『刑徳』乙篇↓天文訓
 （小遊系資料）帛書『刑徳』丙篇↓帛書『刑徳』甲篇↓帛書『陰陽五行』乙篇↓帛書『刑徳』乙篇

各篇の中で、刑が中宮に入るよう動いているのは放馬灘秦簡に見える刑徳大遊、帛書『刑徳』甲篇に見える刑徳小遊となる。ただし、帛書に付されている図を見ると、帛書『刑徳』甲・乙・丙篇・帛書「陰陽五行」乙篇各々の刑徳小遊の全ての図は刑が中宮に入るかのように、刑が中宮部分に記載されている(表十参照)。

表十 各資料に見える刑の中宮への移動

小遊系	大遊系	出土資料
存在せず	○	放馬灘秦簡
△	存在せず	帛書『刑徳』 丙篇
○	×	帛書『刑徳』 甲篇
□	×	帛書『陰陽 五行』乙篇
□	×	帛書『刑徳』 乙篇
存在せず	×	銀雀山漢簡 「天地八風 五行主客」
存在せず	×	天文訓

※中宮に入る記述のあるものを○、中宮に入らないものを×、図では中宮に入っているものを△、図では中宮に入っているものの記述では中宮に入らないようにしているものを□とする

全ての篇の小遊系資料の刑徳小遊図では刑があたかも中宮に入るかようになっており、小遊系資料の中でも甲篇では刑が中宮に入る記述が存在する。

むすび

本章では、刑徳大遊が見える出土資料である放馬灘秦簡、銀雀山漢簡を検討した。刑・徳の毎年の移動において、刑は放馬灘秦簡でのみ中宮に移動するが、以降の資料では中宮に入らないようになっていた。一方、毎日の刑徳移動を検討すると、帛書『陰陽五行』乙篇以降では刑が中宮に入らない移動となっている。これは帛書『陰陽五行』乙篇以降で三合説が導入されたことで、刑が中宮に入らない移動となったとした。

以上の検討により、年毎・毎日の刑・徳の変遷・両者の理論的関係性を理解出来た。

注

- (1) 拙稿「『淮南子』天文訓「二十歳刑徳」の「刑」・「徳」運行について」（『史滴』三四号、二〇一二年一二月）
- (2) 拙稿「馬王堆帛書『刑徳』篇「刑徳大遊」についての一考察」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五八輯第四分冊、二〇一三年）。
- (3) 武田時昌「刑徳遊行の占術理論」（『日本中国学会報』第六三輯、二〇一一年）。
- (4) 拙稿「帛書「刑徳」乙篇の「刑徳小遊」」（武田時昌・麥文彪編『天と地の科学―東と西の出会い―』（京都大学人文科学研究所、二〇一九年）参照。
- (5) 拙稿「馬王堆漢墓帛書に見える刑徳小遊と三合説」（『中国出土資料研究』第二三三号、二〇一九年七月）。
- (6) 注(5) 前掲拙稿。
- (7) 甘肅省文物考古研究所編『天水放馬灘秦簡』（中華書局、二〇〇九年）、武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編『秦簡牘合集』四（武漢大学出版社、二〇一五年）、武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編、李天虹・劉国勝等撰著『秦簡牘合集 釈文註釈（修訂本）（四）』（武漢大学、二〇一六年）。
- (8) 注(5) 前掲拙稿。
- (9) 戸川芳郎・木山英雄・沢谷昭次・飯倉照平『淮南子・説苑（抄）』（平凡社、一九七四年）、楠山春樹『淮南子』上（明治書院、一九七九年）参照。

(10) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、二〇〇一年)、武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編『秦簡牘合集』一(上中下)(武漢大学出版社、二〇一四年)、武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編・李天虹・劉國勝等撰著『秦簡牘合集 釈文注釈(修訂本)』一・二(武漢大学出版社、二〇一六年)。「」の中の文は整理者によって補ったものである。

(11) 整理者は「酉」字が抜けているとする(注(10) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編前掲書参照)。
(12) 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』(創文社、一九九八年) 参照。劉樂賢氏は饒宗頤氏(饒宗頤「秦簡中的五行說與納音說」『古文字研究』第十四輯(中華書局、一九八六年))に従い、さらに『天水放馬灘秦簡』日書に木火金水の三合の記述を根拠にして、日書の三合は木火金水であるとする(劉樂賢『睡虎地秦簡日書研究』(天津出版社、一九九四年) 参照)。

(13) 注(7) 甘肅省文物考古研究所編前掲書、注(7) 武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編前掲書、
注(7) 武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編、李天虹・劉國勝等撰著前掲書。海老根量介氏によると、睡虎地秦簡の日書の書写年代は秦の六国統一前、放馬灘秦簡「日書」の書写年代は統一秦のものである(海老根量介「放馬灘秦簡鈔写年代蠡測」(武漢大学簡帛研究中心主編『簡帛』第七輯、上海古籍出版社、二〇一二年)、海老根量介「批評と紹介」孫占宇著『天水放馬灘秦簡集釈』(『東洋学報』第九五卷第四号、二〇一四年三月)、海老根量介「盜者」篇からみた「日書」の流通過程試論」(『東方学』一二八輯、二〇一四年七月) 参照)。

(14) 注(1)(2)(5) 前掲拙稿。

(15) 注(5) 前掲拙稿。

(16) 注(7) 甘肅省文物考古研究所編前掲書、注(7) 武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編前掲書、
注(7) 武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編、李天虹・劉國勝等撰著前掲書。

(17) 注(1) 前掲拙稿。『淮南天文訓補注』は、天文訓において「太陰」は「太歳」のことであろうと述べ、實際天文訓の「太陰」と同じと考えられるものは『漢書』卷二六天文志等の文献では「太歳」と記されていることもあるためである。

(18) 注(1) 前掲拙稿。

(19) この解釈は、京都大学人文科学研究所教授武田時昌氏、山梨県立大学准教授名和敏光氏と著者の三名による日書読書会にて、議論されたものである(二〇一七年一月四日)。

(20) 注(13) 参照。

(21) 銀雀山漢墓竹簡整理小組編『銀雀山漢墓竹簡』二(文物出版社、二〇一〇年)。なお、『周家台秦簡』三三十六年置(德)居」に「卅六年、置(德)居金」といったように、毎年(德)居の移動の記述があるが、移動理論が全く分からないため本論文では扱わなかった(武漢大學簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編『秦簡牘合集』三(武漢大學出版社、二〇一四年)、陳偉主編・李天虹・劉國勝等撰著『秦簡牘合集 積文注釈修訂本』三(武漢大學出版社、二〇一六年)。

(22) 各篇の書写年代について、帛書『刑德』甲篇は漢高祖十一年(公元一九六年)四月〜十二年(公元一九五年)四月、帛書『刑德』乙篇は漢惠帝七年(公元一八八年)八月〜漢文帝前元一二年(公元一六八年)二月、帛書『刑德』丙篇は劉邦漢王二年(公元二〇五年)〜漢高祖十一年(公元一九六年)前後、帛書『陰陽五行』乙篇は呂后年間(公元一八七〜)とする(丁原植主編 陳松長著『馬王堆帛書《刑德》研究論稿』(台灣古籍、二〇〇一年)、陳松長編著『馬王堆帛書藝術』(上海書店、一九九六年)、陳松長「試論帛書《刑德》甲、乙本的撰抄年代」(『國際儒學研究』第一輯、國際文化出版公司、二〇〇一年、後に陳松長『簡帛研究文稿』(線裝書局、二〇〇八年)に掲載)、裘錫圭主編『長沙馬王堆漢墓簡帛集成』一・五(中華書局、二〇一四年)参照。なお、帛書『陰陽五行』乙篇と帛書『刑德』乙篇の刑德小遊の記述は、ほぼ同じで付されている図は違ったものとなっている。銀雀山漢簡は漢代文・景から武帝期の間とし、池田知久氏は『淮南子』の成書年代を『史記』・『漢書』より建元二年とする。(吳九龍『銀雀山漢簡釋文』(文物出版社、一九八五年)、注(21) 銀雀山漢墓竹簡整理小組編『銀雀山漢墓竹簡』二(文物出版社、二〇一〇年)、楠山春樹『淮南子』上(明治書院、一九七八年)、池田知久「淮南子の成立―史記と漢書の検討」(『東方學』五九号、一九八〇年)、池田知久「淮南子」の成立―「史記」と「漢書」とによる検討―(『岐阜大學教育學部研究報告』人文科學二八号、一九八〇年)、池田知久『淮南子―知の百科』(講談社、一九八九年)、池田知久『詠注「淮南子」』(講談社、二〇一二年)。

(23) 胡文輝氏は土を含む三合に対して、「土に属する三辰は他の五行の辰と重複し、土辰は虚構であり、實際の推算においては影響が無い」と述べている(胡文輝『中国早期方術与文献叢考』(中山大学出版、二〇〇〇年)参照)。楠山春樹氏は、刑が中宮に入らない理由について、五行の方位配当で土が無いことを理由にしている(注(9) 楠山春樹前掲書)。しかし、二十歳刑德における刑の移動法則を考えると、天文訓で刑が中宮に入れないとしている理由は、刑の運行では土の三合を用いないので、土に属する中宮に入れないためであろう。(図五・六参照) (注(1) 前掲拙稿参照)

(24) 注(22) 参照。

終章 刑徳理論の変遷

はじめに

以上、『淮南子』卷三天文訓（以下、天文訓と略す）に至るまでの刑・徳の変遷を検討するために、各章で刑・徳の年・月・日の移動理論を中心に検討した。第一章では術数・神煞となる以前の主に政治・社会的・陰陽としての刑・徳、第二章では刑・徳の毎月の移動（以下、刑徳七舎系統と称す）、第三・四章では刑・徳の毎年の移動（以下、刑徳大遊系統と略す）、第五・六・七章では刑・徳の毎年の移動と深い関係のある日（六日）を単位とする刑・徳の移動（以下、刑徳小遊系統と略す）、第八章では刑徳大遊系統の理論的変遷を検討した。

各系統の相互関係については、刑徳大遊系統の理論が刑徳小遊系統の理論に影響を与えていることは既に言及した。しかし刑徳七舎系統の理論を含めた刑徳理論の相互関係・全体像や影響を与えた理論が何故導入されたのか、またその意義については、まだ検討していなかった。最後の検討課題としては、各系統の理論がそれぞれのような理論を導入しているのか等その関係性、刑徳理論の変遷等の体系的把握である。そこで、まず今までに検討した年・月・日それぞれの各系統の理論がどのような理論で構成されているのか、その概要を述べる。

第一節 各章における刑徳理論と変遷に関わる議論について

第一章では、胡文輝氏が術数・神煞となる以前の政治・社会的・陰陽としての刑・徳が見える文献、としているものを中心に検討した¹⁾。刑は刑罰・法・秋冬・陰、徳は道徳・恩恵・褒賞・春夏・陽の意味で用いられており、『論語』や『韓非子』等の儒家・法家系等の様々な文献で政治・社会的な意味で、『管子』等で陰陽の意味に用いられていた。しかし胡文輝氏が引用した文献の中で『尉繚子』天官第一に、

梁の恵王、尉繚子に問いて曰く、「黄帝の刑徳は、以て百勝す可しと、之有りや」と。尉繚子、對へて曰く、「刑は以て之を伐ち、徳は以て之を守る。所謂天官時日、陰陽の向背に非ざるなり。黄帝は人事のみ」と。

とあり、刑・徳が陰陽や術数概念として用いられていることが示唆されている。『尉繚子』より後世の文献である天文訓には神煞となった刑・徳の体系的な占術理論が見えるが、天文訓に至るまでの過程は、伝世文献には見えなかった。しかし、近年多くの出土資料が発見され、その中には刑・徳に関する資料が多数見られた。天文訓の記述と帛書等の出土文字資料を組み合わせて検討することによって、理論的変遷を追う

ことが可能となる。以降では、年・月・日毎の刑・徳の移動理論を各々検討する際に、まず、天文訓等の伝世文献で基本となる理論を検討した上で出土資料を比較・検討し、天文訓に至るまでの理論の変遷を追った。

第二章では天文訓に見える毎月の移動である刑徳七舎とそれと同様の理論が見える出土資料を検討した⁽²⁾。まず、天文訓に、

陰陽の刑徳に七舎有り。何をか七舎と謂う。室・堂・庭・門・巷・術・野なり。十一月徳は室に居ること三十日、日至に先だつこと十五日、日至に後ること十五日にして徙り、居る所各三十日。徳室に在れば則ち刑は野に在り、徳堂に在れば則ち刑は術に在り。徳庭に在れば則ち刑は巷に在り、陰陽相徳すれば則ち刑徳は門に合す。八月・二月、陰陽の氣均しく、日夜分平なり、故に曰く刑徳は門に合す、と。徳は南すれば則ち生、刑は南すれば則ち殺。故に曰く、二月に會して萬物生じ、八月に會して草木死す、と。

とあり、刑徳七舎とは、刑・徳が毎月の北斗七星の動きと連動して七舎（室・堂・庭・門・巷・術・野）上を移動し、これによって生じる陰陽の消長を測るものである。このような刑徳七舎と同様の理論が見えるものは、孔家坡漢簡「日書」⁽³⁾・日照海曲簡「漢武帝後元二年視日」⁽⁴⁾・北大漢簡「節」篇⁽⁵⁾・居延新簡⁽⁶⁾・肩水金閼漢簡⁽⁷⁾であり、天文訓を含めて各資料を成書年代もしくは書写年代順に並べると、以下のようなになる。

孔家坡漢簡↓天文訓↓日照海曲簡・北大漢簡↓居延新簡・肩水金閼漢簡

これらの中で最も書写年代の古い孔家坡漢簡については、孔家坡漢簡「日書」九一壹〜九六貳に、

正月…刑在**堂**、**徳**〔在庭〕。

二月…刑在〔庭、徳在門〕。

三月…刑在門、徳在巷。

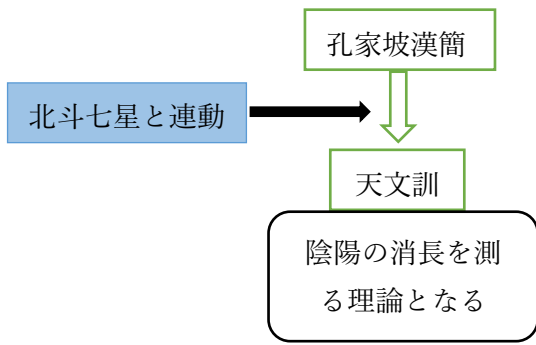
四月…刑在巷、徳在術。

五月…刑在術、徳在野。

六月…刑徳並在術。

七月…刑在術、徳在野。

八月…刑在巷、徳在術。



図一 刑徳七舎系統の変遷（天文訓に至るまでの部分）

とあり、刑・徳は北斗七星と連動しておらず、陰陽に関する理論も見えなかった。孔家坡漢簡の刑・徳の移動は他のものと大きく異なり、刑は三ヶ月同じ術の舎、徳は術と野の間を往復する特異な移動を示している。孔家坡漢簡以後、刑徳七舎系統の理論は天文訓で北斗七星と連動することとなり、陰陽の消長を測る理論へと変化した。日照海曲簡の刑徳移動には過渡日の設定、北大漢簡では舎の名称の相違・占辞の有無等といった差異はみられるものの、基本的には天文訓の刑徳七舎の移動と大きく異なるところはなかった。つまり、天文訓のような刑・徳が一月毎に移動して陰陽の消長を測る理論が天文訓以降基本となっている可能性が高い。なお、居延新簡・肩水金關漢簡には七舎の「舎」の記述のみ見え、具体的な移動の記述は見えなかった。以上の検討の結果、刑徳七舎の移動は天文訓のものが後世に残り、以降では天文訓の理論が基礎となって継承された可能性を指摘した。

〔九月〕…刑在門、徳在巷。
 〔十月〕…刑在庭、徳在門。
 〔十一月〕…刑在堂、徳在庭。
 十二月…刑徳並在堂。

天文訓には毎月の刑・徳の移動である「刑徳七舎」の他に、毎年の刑・徳の移動である「二十歳刑徳」が見える。そこで、第三章では天文訓に見えるもう一つの刑徳理論である二十歳刑徳を検討した⁸⁾。天文訓に、

①太陰甲子に在れば、刑徳は東方の宮に合し、常に勝たざる所に徙る。合すること四歳にして離れ、離ること十六歳にして復た合す。離るる所以は、刑中宮に入ることを得ずして、木に徙ればなり。

②太陰の居る所、日は徳爲り、辰は刑爲り。徳は剛なれば自ら因を倍すと曰い、柔なれば勝たざる所に徙ると曰う。刑、水辰なれば木に之き、木辰なれば水に之く。金火なれば其の處に立つ。

とあり、二十歳刑徳の理論は二種類見える（両方共に五宮の移動という点から考えると刑・徳の移動順は同じとなる）。①は十干（甲・乙等）と十二支の組み合わせによって表される太陰の各年毎の所在（甲子等）における、刑・徳の五行相勝説（水↓火↓金↓木↓土）に基づく移動である。②は徳の移動は太陰所在の十干を基に移動し、刑の移動は「三合説」と、「支自相刑（十二支を用いた刑の移動理論）」あるいはその原初的な理論（以下、共に支自相刑と略す）に基づき移動するものである。なお、三合説については土を含まないものと、土を含むものがあり、土を含むものは戦国末に遡る可能性があり、土を含まないものは統一秦に遡る。①②において刑は中宮に入れないようになっていたが、それはその三合説が土を含まないからであり、三合説を基に移動する刑は土に属する中宮に入れないためである。

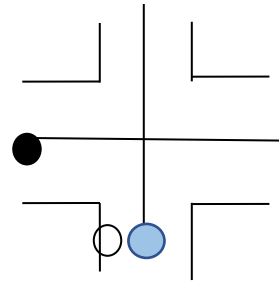
以上が二十歳刑徳の検討であるが、帛書『刑徳』篇には天文訓に見えない刑・徳等に関する記述と共にその移動に関する図が見られる。帛書『刑徳』篇の刑徳大遊の検討は、天文訓に至るまでの刑徳理論の変遷を理解する上で極めて重要である。そこで、第四章では、天文訓の二十歳刑徳と類似の移動である「刑徳大遊」を検討した⁹⁾。帛書『刑徳』乙篇一〜九行¹⁰⁾に、

徳始めて甲を生じ、太陰始めて子を生ず、刑始めて水を生ず。水は子なり。故に曰く、「刑徳甲子より始まる」と。

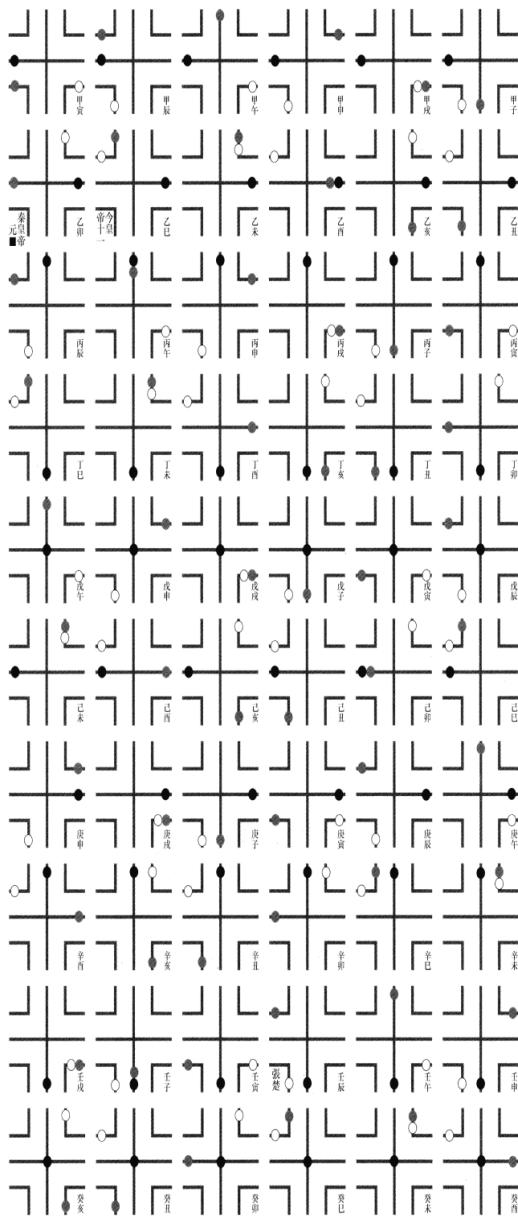
刑徳の歳徙たるや、必ず日至の後の七日の子・午・卯・酉を以つてす。徳の徙るや、子若しくは午なり。刑の徙るや、卯若しくは酉なり。刑徳の行るや、歳ごとに勝たざる所に徙りて、刑宮中に入らず、四隅に居る。甲子の舎は東南より始まり以て順行し、廿歳にして壹たび周り、壹たび周るに刑徳は四通し、六十歳にして周り癸亥を周れば復た甲子徙り始まる。

●刑徳初め六歳を行りて木に竝ぶ。四歳にして離れ、十六歳離れて復た木に竝ぶ。太陰十六歳にして徳と木に竝存（遊）す。とある。帛書において刑・徳は一年毎に四宮もしくは五宮上を移動するものであり、天文訓の二十歳刑徳の刑・徳の移動と近似している。しかし天文訓には見えない、刑・徳・太陰の移動を説明・視覚化した図が付されている（図二②参照）。それは鉤繩図と呼ばれるものを六十個組み合わせた構成になっており、一年毎の刑（白丸）・徳（黒丸）と太陰（青丸）の移動を六十年分組み合わせている（図二①参照）¹¹⁾。

図一① 鈎繩図



図二② 帛書『刑徳』甲篇の刑徳大遊復元図（程少軒氏作製）



また帛書『刑徳』篇には天文訓と違い、移動の開始地点が異なる複数の刑の移動が確認される。天文訓と帛書に見える刑・徳の移動理論との違いは、前者に見える「支自相刑（十二辰を用いた刑の移動理論）」が後者には見えないことである。帛書『刑徳』篇の方が天文訓よりも成書・書写年代が古い可能性があることを考えると、五行相勝説を基盤にした様々な移動形態のあった刑・徳は、「支自相刑」が出現する

ことで、天文訓に見えるような刑・徳の移動理論が最終的に残ったのではないかとした。

以上の検討は刑・徳の毎年の移動についてであるが、帛書には更に日毎の移動についての記述が見え、これを刑徳小遊という。刑徳小遊は天文訓の二十歳刑徳のように軍事占として用いられているだけでなく、各理論の導入の時期・関係性・刑徳理論の変遷を検討する上で極めて重要である。

そこで、第五章では刑徳小遊の移動理論の基本的な理論が見える帛書『刑徳』乙篇を中心に検討した⁽¹²⁾。帛書『刑徳』乙篇⁽¹³⁾に、

刑・徳六日にして竝旂(遊)するなり。亦た各勝たざる所に徙る。刑は子を以て奇に旂(遊)し、午を以て徳と正に合い、故に午にして合い、子にして離る。

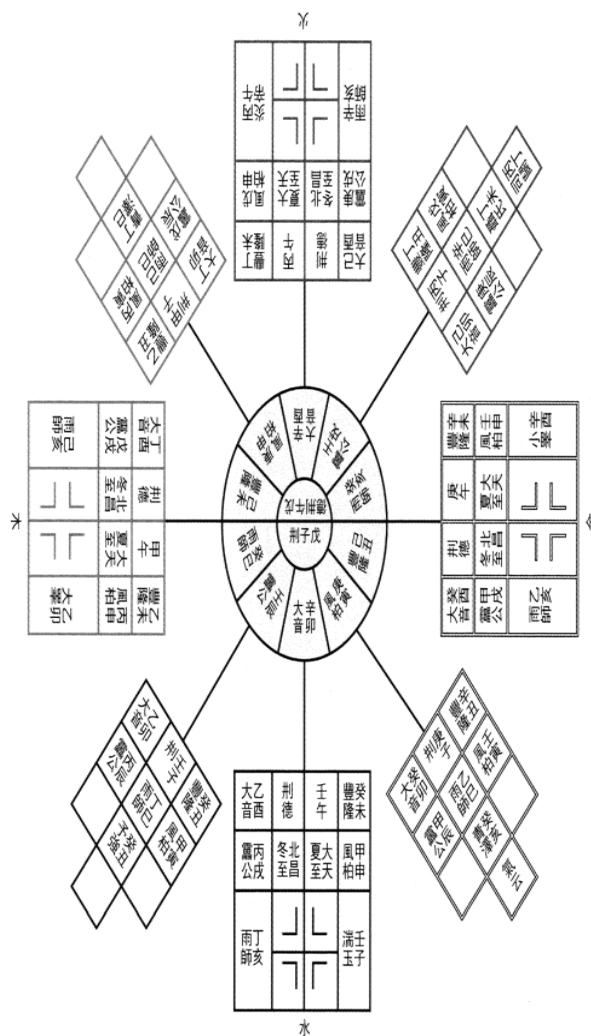
戊子に刑・徳中宮に入らず、徑ちに東宮に徙る。

戊午に徳は入るも、刑は入らず、徑ちに東南宮に徙る。

其れ初め發するや、刑は甲子より起り、徳は甲午より起る。皆な庚午に徙り、庚午に居ること各六日なり、刑は丙子に徙り、徳は丙午に徙り、居ること各六日なり。皆な壬午に并す、各六日なり。刑・徳入らず、徑ちに甲午に徙り、各十二日なり。刑は庚子に徙り、徳は庚午に徙り、各六日なり。皆な丙午に徙り、各六日なり。刑は壬子に徙り、徳は壬午に徙り、各六日なり。徳は戊午に徙り、刑は中宮に入らず、徑ちに甲子に徙る。徳中に居ること六日なり、甲午に徙り、刑「従い」、[甲]子に[因る]こと十二日なり。徳は甲午に居ること六日なり、刑・徳は皆な并す、復た庚午に徙る。

とある。帛書『刑徳』乙篇には刑徳小遊の刑・徳の移動を表した記述と共に、更にこの記述に基づいた占いを行うための「刑徳小遊図」が付記されている(図三参照)⁽¹⁴⁾。

図三 刑徳小遊図



刑徳小遊において刑・徳の移動日は六十干支の順で表すことができ、六日毎の移動となる。次に刑・徳の移動場所の十干に着目すると、五行相勝説において五行が勝たざる方向へ移動する記述とほぼ合致する。また徳は中宮に入れるが、刑は中宮に入れないようになっていた。以上が乙篇の刑徳小遊における刑・徳の移動である。甲篇にも刑徳小遊の記述が見えるのだが、その理論は乙篇のものと異なっている。この差異は刑徳理論の変遷を理解するためには極めて重要である。

そこで、第六章では刑徳小遊のもう一つの刑・徳の移動である帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊の刑・徳の移動について検討した。その後刑徳小遊系の各資料を比較し刑徳小遊の理論的変遷を明らかにした⁽¹⁵⁾。帛書『刑徳』甲篇六一〜八四行に⁽¹⁶⁾、

(前漢高祖) 十一年十二月己亥上朔、刑・徳其の庚子を以て并せて西宮に居る。丙午刑・徳并せて南宮に居る。壬子刑東北宮に居り、徳復た西宮に居る。戊午刑・徳并せて中宮に居る。甲子刑東南宮に居り、徳復た西宮に居る。庚午刑・徳并せて西宮に居る。丙子刑西南宮に居り、徳西宮に居る。壬午刑・「徳并せて□宮に居る」。戊子刑〔□宮に居り、徳〕西宮に居る。甲午刑徳皆な東宮に居る。庚子刑西

北〔宮〕に居り、徳西宮に居る。

十二年乙巳上朔、刑・徳丙午を以て并せて南宮に居る。壬子刑北宮に居り、徳復た南宮に居る。戊午刑・徳并せて中宮に居る。甲子刑東北に居り、徳南に居る。庚午刑・徳并せて西宮に居る。丙子刑西南宮に居り、徳南宮に居る。壬午刑・徳皆な北宮に居る。戊〔子〕刑中柱北宮に居り、徳南宮に居る。甲午刑・徳〔皆な〕東宮に居る。庚子刑〔□□〕宮〔に居り〕、徳南宮に居る。〔丙〕午刑・徳復た南宮に并す。此れ刑徳小遊なり。●刑は子を以て畸〔奇〕に游し、午を以て徳と四正に合い之を左にす。●刑は畸〔奇〕に游す。

とあり、帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊の刑・徳の移動は帛書『刑徳』乙篇のものと刑・徳の移動法・移動場所が異なっている。甲篇は乙篇と同様に六日毎の移動だが、刑は中宮に移動可能であり、徳は子日に移動する際に、同じ年の刑徳大遊の徳の位置と同じ位置となる。

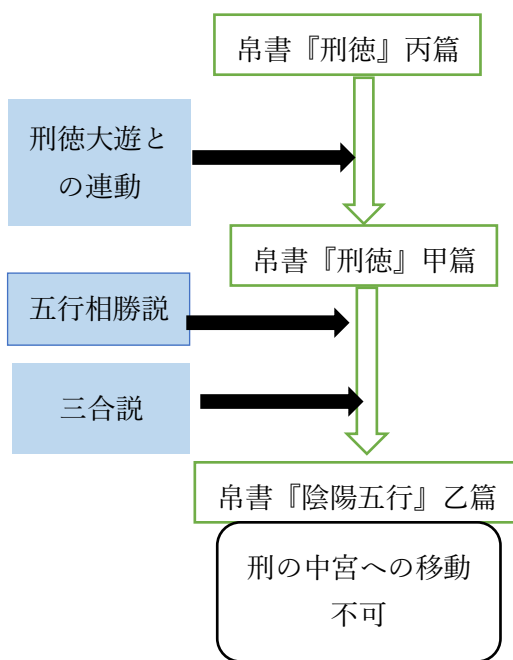
以上の検討結果に基づき、更に刑徳小遊が見える資料の比較・検討を行った。まず各資料を書写年代順に並べると以下のようなになる⁽¹⁷⁾。
(ゴチックになっている資料は刑が中宮に入れない資料である)。

帛書『刑徳』丙篇↓帛書『刑徳』甲篇↓帛書『陰陽五行』乙篇↓帛書『刑徳』乙篇

各資料を比較すると、徳は毎年の刑・徳の移動と同じように、全ての資料で中宮に入るようになっていて、一方、刑は帛書に付されている全ての図において中宮部分にその記載があり、刑は中宮に入れるかのようになっている。しかし、各篇の記述を見ると(帛書『刑徳』丙篇には刑・徳の移動理論に関する記述はない)、帛書『刑徳』甲篇では刑が中宮に入れたが、帛書『刑徳』乙篇・帛書『陰陽五行』乙篇では刑が中宮に入れないようになっていて、この原因は帛書『陰陽五行』乙篇以降で、土を含まない三合説を取り入れたためであると考えられる。なぜなら先に第三章で検討したように、二十歳刑徳において刑が中宮に入れないようになったのは、土を含まない三合説が移動理論に含まれてきたからである。

つまり、刑徳小遊は刑徳大遊の影響を段階的に受け、理論が変化したことが分かった。まず、帛書『刑徳』甲篇の刑徳小遊で徳は子日にその年の刑徳大遊の徳の位置と合うように移動する。次に、刑・徳の毎年の移動に見える三合説の導入によって、帛書『陰陽五行』乙篇の刑徳小遊の方も刑が中宮に入らない移動となったのである。また、帛書『陰陽五行』乙篇には三合説と同時に、五行相勝説も刑・徳の移動理論に導入された(図四参照)。

図四 刑徳小遊系統の変遷



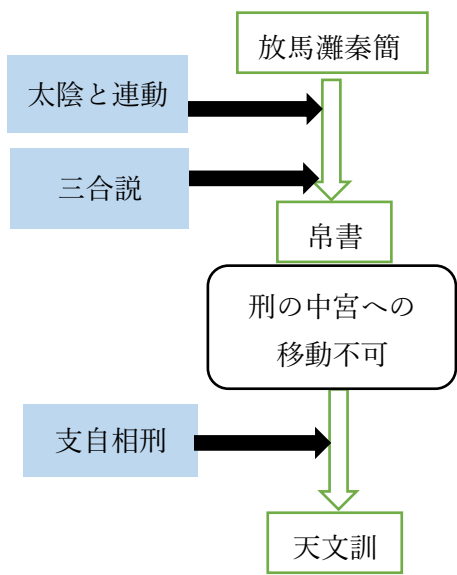
以上までで、刑徳小遊の刑・徳の移動理論を検討したのであるが、帛書『刑徳』甲篇には刑・徳の移動理論だけではなく、移動日に関する記述である「上朔」が見える。そこで、第七章では帛書『刑徳』甲篇に見える上朔について検討した⁽¹⁸⁾。上朔には年を単位とする上朔と月を単位とする上朔があるが、帛書『刑徳』篇に見えるものは月を単位とする上朔である。

このように、刑徳七舎系統と刑徳小遊系統の理論的変遷を検討したが、刑徳大遊系統の理論的変遷は未検討だった。そこで、第八章では刑徳大遊系統の理論的変遷を帛書と放馬灘秦簡を用いて比較・検討した。放馬灘秦簡乙篇三四七、三〇八号簡に⁽¹⁹⁾、

年刑徳并せて土に在り。刑は徳に勝つ所に徙り、徳は刑に勝たざる所に徙り、五歳にして復た土に并す。徳の在る所は歳を主る。

とあり、放馬灘秦簡に見える刑・徳の移動に関する記述は断片的であり、その移動法は二通りの解釈が可能である。しかし、放馬灘秦簡の刑・徳の移動はどちらの解釈に依ったとしても、天文訓の二十歳刑徳や刑徳大遊のように、刑・徳が毎年動くものでありながら、刑が土（中央）に入る移動を行っている。

先に三合説を検討した際に、土を含む三合説の記述がある可能性があったのは放馬灘秦簡と書写年代が近い睡虎地秦簡のみであった⁽²⁰⁾。それでは放馬灘秦簡では刑が中宮に入るため、土を含んだ三合説が用いられたのかというところではない。なぜなら放馬灘秦簡の刑・徳の移



図五 刑徳大遊系統の変遷

徳は全ての資料で中宮に移動可能であり、刑は放馬灘秦簡でのみ中宮に移動可能で、帛書による三合説の導入後は、刑は中宮に移動出来ないようになってきている。なお、帛書は同時に太陰と連動するようになってきている。その後、天文訓が支自相刑を導入したことで、刑の移動が一種類に固定されたとした(図五参照)。

動法則には三合説を用いた刑・徳の移動理論は一切見えない。したがって、放馬灘秦簡の時点では三合説を刑・徳の移動理論に導入していなかったのであろう。結局刑・徳の移動理論の中に三合説が初めて取り入れられたのは帛書の書写以後で、しかもそれは土を含まないものであった。

以上を踏まえて、刑徳大遊系の資料を比較・検討したい。まず、刑・徳の毎年の記述が見える資料を、その成書・書写年代順に並べると以下のようになる(ゴチックになっている資料は刑が中宮に入れない資料である)(21)。

放馬灘秦簡↓帛書『刑徳』甲篇↓帛書『陰陽五行』乙篇↓帛書『刑徳』乙篇↓天文訓

以上が各章の概要である。各章における検討によって刑・徳の年・月・日の刑徳理論の変遷が明らかになった。次節では、これらの各系統の刑徳理論の展開をまとめ、天文訓に至るまでの刑徳理論の変遷を明らかにする。

第二節 刑徳理論の変遷とその広がり

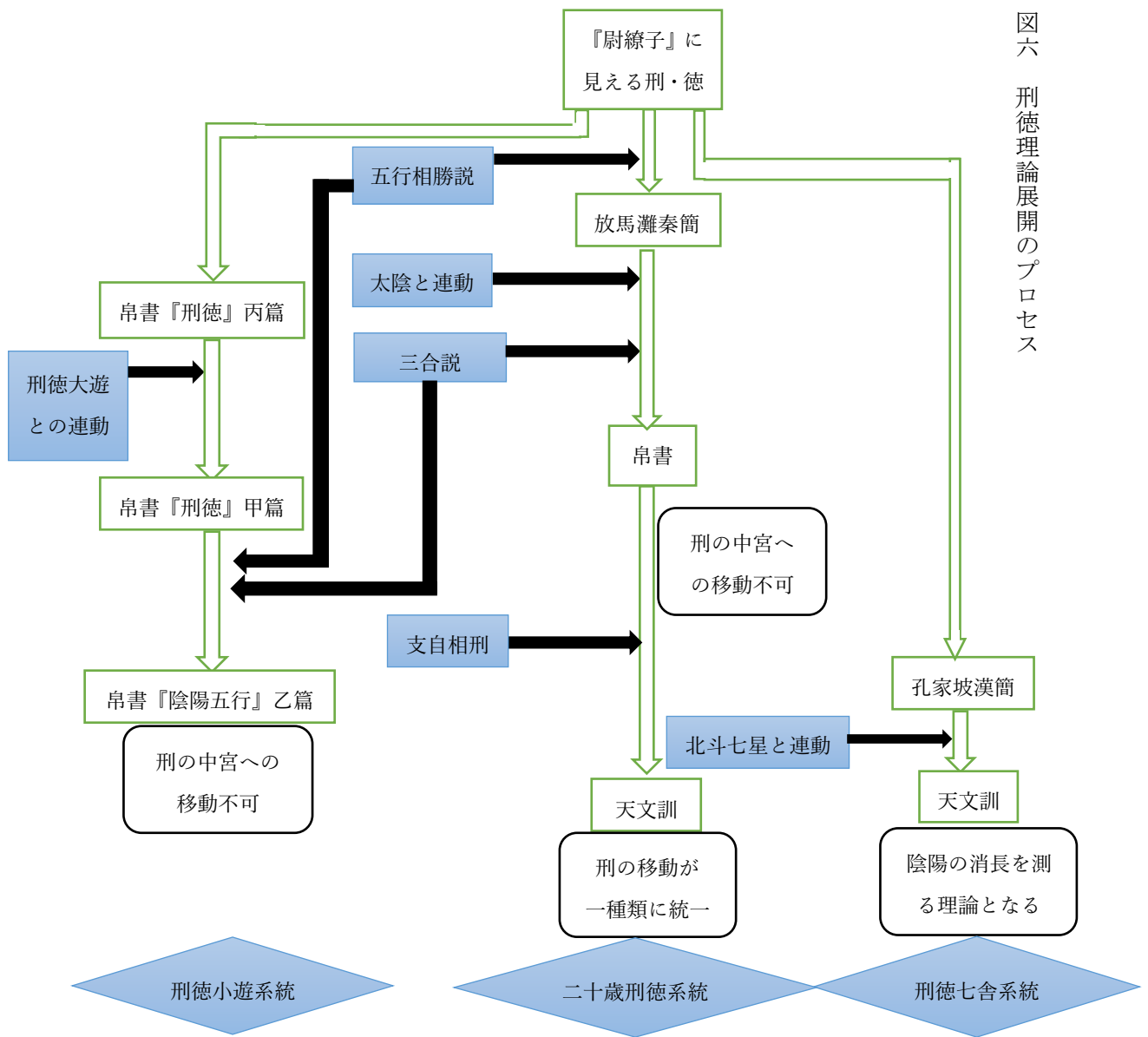
刑徳七舎系統の最古の資料は孔家坡漢簡である。孔家坡漢簡では刑・徳は北斗七星と連動しておらず、陰陽に関する理論も見えなかった。その後、天文訓で北斗七星と連動することとなり、陰陽の消長を測る理論へと変化した。天文訓以降の各資料では、それぞれ独自の理論が追加されることはあるものの、天文訓のような刑・徳が一月毎に移動して陰陽の消長を測る理論が基本となっている。

刑徳小遊系統の最古の資料は帛書『刑徳』丙篇であったが、移動理論に関する記述はなかった。帛書『刑徳』甲篇では徳が子日に刑徳大遊の徳と同じ位置に移動し、刑は中宮に移動可能であった。最終的に帛書『陰陽五行』乙篇で五行相勝説・三合説が導入され、刑は中宮に移動しなくなった。なお、天文訓以降では刑徳小遊の体系的な記述は残らなかった。

二十歳刑徳系統の最古の資料は放馬灘秦簡である。放馬灘秦簡では五行の方位配当・五行相勝説のみが見え、その後帛書で太陰と連動するようになり、三合説の導入によって刑が中宮に入らなくなった。最終的に天文訓で「支自相刑」が導入され、帛書で複数であった刑の開始地点が一つに統一された。このような刑徳理論を実際の戦争に用いたものが、『漢書』卷九九中王莽伝の王莽の詔に見える。これは当時の刑の位置に言及した上で、東方の高句麗方面への軍事行動を占ったものである。

『尉繚子』に見える刑・徳から天文訓に到るまでの、刑徳理論のプロセスを図示すると、以下のようになる(図六参照)。

図六 刑徳理論展開のプロセス



『尉繚子』に見える刑・徳から、最初に神煞に近い刑・徳が確認できるのは、刑・徳の毎年の記述が見える放馬灘秦簡である。放馬灘秦簡には五行相勝説が導入されていると考えられるが、太陰との連動は確認出来ない。その後、帛書の段階で三合説が導入され、刑・徳の毎年の移動、刑・徳の六日毎の移動共に、刑が中宮に入らないようになった（刑徳小遊系統の移動規則で五行相勝説が見えるのは帛書『陰陽五行』乙篇からである）。次に刑・徳の毎月の移動である孔家坡漢簡が確認出来るのであるが、天文訓のものは大きく異なり、特殊な移動を行っている。その後、北斗七星と連動し、天文訓のような陰陽の消長と連動する移動となった。以上のように天文訓成書以前のものの移動理論は天文訓と大きく異なるものであり、天文訓になって刑徳理論の基本となるものが完成し、後世に天文訓の理論が残ることとなった。つまり、『尉繚子』に始まる占術に関する刑徳理論は、秦漢時代の様々な刑徳理論を経て、最終的に天文訓が一つの基準を提示し、後世にその理論が継承されたのである。このように刑・徳の変遷を検討したのであるが、各資料の差異はそれぞれに継承関係があるのでなく別系統の理論であるために生じた可能性は捨てきれない。しかし、各資料の刑徳理論を構成している理論に注目すると、古いものに理論が追加されて新しいものとなっているので、本論文で想定されたような変遷になる可能性は高いであろう。

また既に検討したように年・日に基づく刑徳理論において土を含まない三合説の導入は、大きな意味があった。刑徳理論の内、年・日で三合説が導入された結果、刑は中宮に入れないようになったのであるが、その導入の理由は以下のものが想定出来るであろう。三合説は十二辰に各五行に十二辰を配当して、それぞれ生・旺・死等の盛衰を表している。先に検討したように、刑・徳の毎月の移動である刑徳七舎は各月毎の刑・徳の移動によって陰陽の盛衰を測るものであった。そうであるならば、年・日の刑・徳の移動において、三合説を導入したのは五行の盛衰を入れる必要があったためかもしれない。また、三合説自体は、古くは戦国末の睡虎地秦簡・統一秦の放馬灘秦簡の出土資料に見えるのだが、その導入は放馬灘秦簡からではなく、後の漢代の帛書になってからである。刑徳理論への三合説の導入は、様々な文献で見られる三合説を導入することで刑徳理論をより普遍的なものにしようとする試みかもしれない。最後に、三合説の導入によって刑の移動が制限され中宮に入れなくなったのであるが、これは刑と徳の移動をより明確に区別するためのものであったかもしれない。この措置によって、徳を刑より上位の神とする意図があったのであろうか。このように、三合説が与えた影響はとても大きく、その導入以後では、刑徳理論は大きく異なっている。

以上で刑徳理論の変遷を検討したのであるが、この刑・徳は「年」・「月」・「日」を基にしたものであった。しかし前漢末の資料である尹湾漢墓簡牘「刑德行時」篇七十七〜八十九号簡⁽²²⁾に、

●刑德行時 鷄鳴至蚕食 蚕食至日中 日中至舖時 舖時至日入 日中（入）至鷄鳴

甲乙	端	令	罰	刑	德
丙丁	德	端	令	罰	刑
戊己	刑	德	端	令	罰
庚辛	罰	刑	德	端	令
壬癸	令	罰	刑	德	端

以端時請謁、見人、小吉。以行、有憲。繫者、毋（無）罪。疾者、不死。生子、大吉。

以令時請謁、見人、大吉。以行、莫敢禁止。疾者、不死。繫者、毋（無）罪。亡人、不得。生子、必貴。

以罰時請謁、〔見〕人、小凶。以行、不利。繫者、有罪。疾者、死。生子、凶。

以刑時請謁、見人、大凶。以行、不利。繫者、有罪。亡者、必得。生子、必⁽²³⁾死。

以德時請謁、見人、喜成。以行、大利。繫者、毋（無）罪。疾者、不死。亡者⁽²⁴⁾、不得。生子、必吉。

端時を以て請謁、見人すれば、小吉。以て行けば、憲有り。繋るるも、罪無し。疾むも、死せず。子を生めば、大吉。

令時を以て請謁、見人すれば、大吉。以て行くは、敢えて禁止すること莫し。疾むも、死せず。繋るるも、罪無し。亡人、得ず。子を生めば、必ず貴し。

罰時を以て請謁、〔見〕人すれば、小凶。以て行けば、利あらず。繋るるも、罪有り。疾めば、死す。子を生めば、凶。

刑時を以て請謁、見人すれば、大凶。以て行けば、利あらず。繋るるも、罪有り。亡者、必ず得。子を生めば、必ず死す。

徳時を以て請謁、見人すれば、喜成る。以て行けば、大いに利あり。繋るるも、罪無し。疾むも、死せず。亡者、得ず。子を生めば、必ず吉。

とあり、工藤元男氏は以下のように説明されている⁽²⁵⁾。「刑徳行時」は一日の時段（時間帯）を鶏鳴く蚕食、蚕食く日中、日中く舗時、舗時く日入、日入く鶏鳴の五つに区分し、十干で表された各日の五つの時段を、それぞれ端時、令時、罰時、刑時、徳時と称し、それらの時段における行為の吉凶を占問するものである。

表一 刑德行時篇の構図（工藤元男氏作成）

日干 時段	甲乙	丙丁	戊己	庚辛	壬癸
鶏鳴～蚕食	端	徳	刑	罰	令
蚕食～日中	令	端	徳	刑	罰
日中～舗時	罰	令	端	刑	徳
舗時～日入	刑	罰	令	端	刑
日入～鶏鳴	徳	刑	罰	令	端

天文訓等とは異なり、ここでは刑・徳が「時」を表すような記述も見え、刑・徳が「年」・「月」・「日」から更に「時」にまで広がったのである。そして「時」にまで広がったことで、刑徳理論は完成に至ったといえようか。

ここまでで、刑徳の理論について明らかにしたが、最後に実用の面として占辞を扱う。刑・徳占の占辞は天文訓には見えないが、刑徳七舎系統、二十歳刑徳系統の出土資料には見える。

刑徳七舎系統の資料で占辞が見えるものは、北大漢簡「節」篇である。北大漢簡「節」篇三十六行～四十八行に⁽²⁶⁾、
 徳在室ニ不可毀也……徳在堂ニ不可動也……徳在庭ニ及宮不可動也……徳在門ニ閭庫廩不可動也……徳在閭ニ不可塞正也……徳在術ニ

不可變也……德在野二物不可暴也。

德室に在れば、室毀す可からざるなり……

徳堂に在れば、堂動かす可からざるなり……

徳庭に在れば、庭及び宮動かす可からざるなり……

徳門に在れば、門間庫廐動かす可からざるなり……

徳閭に在れば、閭正を塞ぐ可からざるなり……

徳術に在れば、術變える可からざるなり……

徳野に在れば、野物暴く可からざるなり。

とあり、占辞は徳が各七舎に居る場合のもので、徳が居る七舎と関係のある物に何らかの作用を及ぼしてはならないとしている。刑徳大遊系統の資料で占辞が見えるものは、帛書『刑徳』篇である。帛書「刑徳」乙篇二十三〜二十八行に⁽²⁷⁾、

●倍(背) 刑・徳、單(戰)、朕(勝)、拔國。●倍(背) 徳右刑、單(戰)、朕(勝)、取地。●左徳右刑、單(戰)、朕(勝)、取地。●倍(背) 刑、單(戰)、朕(勝)、取地。●倍(背) 徳左刑、單(戰)、朕(勝)、不取地。●倍(背) 刑右徳、單(戰)、朕(勝)、不取地。●右徳左刑、單(戰)、敗、不失大吏。●右刑・徳、單(戰)、朕(勝)、三歳將死。●左刑・徳、單(戰)、半敗。●倍(背) 刑迎徳、將不入國、如入有功、必有後殃(殃)、不出六年、逮將君王。●倍(背) 徳迎刑、深入眾敗、吏死。●迎徳右刑、將不入國。●迎刑・徳、單(戰)、軍大敗、將死亡。●左刑迎徳、單(戰)、敗、亡地。●左徳迎刑、大敗。

●刑・徳を背にし、戦えば、勝ち、國を抜く。●徳を背に刑を右にし、戦えば、勝ちて、地を取る。●徳を左に刑を右にし、戦えば、勝ち、地を取る。●徳を左に刑を背にし、戦えば、勝ち、地を取る。●徳を右に刑を背にし、戦えば、勝ち、地を取る。●徳を背に刑を左にし、戦えば、勝つても、地を取らず。●刑・徳を右にし、戦えば、敗れるも、大吏を失わず。●刑・徳を右にし、戦えば、勝つても、三歳にして將死す。●刑・徳を左にし、戦えば、半ば敗る。●刑を背に徳を迎えれば、將國に入らず、如し入りて功有るも、必ず後殃有り、六年を出ずして、將君王に逮ぶ。●徳を背に刑を迎え、深く入れば眾敗れ、吏死す。●徳を迎え刑を右にすれば、將國に入らず。●刑徳を迎え、戦えば、軍大敗し、將死亡す。●刑を左に徳を迎え、戦えば、敗れ、地を亡う。●徳を左に刑を迎えれば、大敗

す。

とあり、刑徳大遊の理論を用いて、刑・徳の所在に対する攻撃方向に関する占辞が複数見える。この占いにおいては徳の位置よりも、刑の位置が重要視されていた。なお、天文訓には占辞が見えないのであるが、刑・徳の所在に対する攻撃方向に関する法則は見える。

むすび

本論文では中国古代における刑徳理論の変遷を天文訓だけではなく出土資料を用いて検討を行った。刑徳七舍系統の最古の資料である孔家坡漢簡では北斗七星との連動、陰陽に関する理論が見えなかったが、天文訓以降で北斗七星と連動することとなり、陰陽の消長を測る理論へと変化した。刑徳小遊系統では帛書『刑徳』甲篇で刑徳大遊との連動が見え、最終的に帛書『陰陽五行』乙篇で五行相勝説・三合説が導入され、刑は中宮に移動しなくなった。刑徳大遊系統の最古の資料である放馬灘秦簡では五行の方位配当・五行相勝説のみが見え、その後帛書で太陰と連動するようになり、三合説の導入によって刑が中宮に入らなくなった。最終的に天文訓で「支自相刑」が導入され、帛書で複数であった刑の開始地点が一つに統一された。

このような、日・年の刑徳の移動には三合説が重要な要素となっており、この導入は刑徳七舍系統のように盛衰を測る理論となるため、徳の上位化のためではないかとした。

最後に、刑・徳は以上のような年・月・日から時（時段）にまで広がり、その占いの対象は軍事だけではなく、出行や家屋の移動の吉凶にまで広がったのである。

注

- (1) 胡文輝『中国早期方術与文献叢考』（中山大学出版、二〇〇〇年）。
- (2) 拙稿「出土資料に見える刑徳七舍とその運行理論の相異について」（早稲田大學長江流域文化研究所編『中国古代史論集―政治・民族・術数―』（雄山閣、二〇一六年）参照。
- (3) 「日書」・「曆譜」等の簡牘の朔日干支等から「日書」が出土した墓の年代は漢景帝後元二年（前一四二年）とされている。原文の□

は文字が一部欠けているが、整理者が文意により補ったもの、「」の中の文は整理者が付けた注から補ったものである（湖北省文物考古研究所・隨州市考古隊編『隨州孔家坡漢墓簡牘』（文物出版社、二〇〇六年））。

(4) 劉紹剛・鄭同州「日照海曲簡『漢武帝後元二年視日』研究」（中国文化遗产研究院編『出土文献研究』第九輯、中華書局、二〇一〇年）。

(5) 北京大学出土文献研究所は書体・内容等から抄写年代は主に漢・武帝期で、宣帝期よりは下らないと推測している（北京大学出土文献研究所編『北京大学藏西漢竹書』五（上海古籍出版社、二〇一四年））。

(6) 甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中国文物研究所・中国社会科学院歴史研究所編『居延新簡・甲渠侯官』上巻・下巻（中華書局、一九九四年）、紀年のある簡の上限は前漢昭帝の始元年間、下限は西晋武帝太康四年である。

(7) 甘肅簡牘保護研究中心・甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中国文化遗产研究院古文獻研究室・中国社会科学院簡帛研究中心編『肩水金關漢簡』二上巻・中巻・下巻（中西書局、二〇一二年）、程少軒「肩水金關漢簡「元始六年（居撰六年）曆日」復原」（清華大學出土文献研究与保護中心編『出土文献』第五輯、中西書局、二〇一四年）を参照。なお紀年簡は前漢昭帝期〜両漢交代期までである（高村武幸「肩水金關を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡」（『東洋学報』第九十九巻第三号、二〇一七年））。

(8) 拙稿「『淮南子』天文訓「二十歳刑徳」の「刑」・「徳」運行について」（『史滴』三四号、二〇一二年一二月）。

(9) 拙稿「馬王堆帛書『刑徳』篇「刑徳大遊」についての一考察」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五八輯第四分冊、二〇一三年）。

(10) 裘錫圭主編『長沙馬王堆漢墓簡帛集成』一・五（中華書局、二〇一四年）。

(11) 注(9) 前掲拙稿、注(10) 裘錫圭主編前掲書。

(12) 拙稿「帛書『刑徳』乙篇の「刑徳小遊」（武田時昌・麥文彪編『天と地の科学―東と西の出会い―』（京都大学人文科学研究所、二〇一九年）参照。

(13) 注(10) 裘錫圭主編前掲書。

(14) 注(10) 裘錫圭主編前掲書。

(15) 拙稿「馬王堆漢墓帛書に見える刑徳小遊と三合説」（『中国出土資料研究』第三号、二〇一九年七月）。

(16) 注(10) 裘錫圭主編前掲書。

(17) 各篇の書写年代について、程少軒氏は帛書『刑徳』甲篇は漢高祖十一年（公元前一九六年）四月〜十二年（公元前一九五年）四月、帛書『刑徳』乙篇は漢惠帝七年（公元前一八八年）八月〜漢文帝前元一二年（公元前一六八年）二月、帛書『刑徳』丙篇は劉邦漢王二年（公元

前二〇五年）〜漢高祖十一年（公元前一九六年）前後、帛書『陰陽五行』乙篇は呂后年間（公元前一八七〜一八〇）とする。但し、程少軒氏は帛書『陰陽五行』乙篇の方が帛書『刑德』乙篇より古いとする（注（3） 裘錫圭主編前掲書、程少軒「馬王堆帛書《刑德》甲篇「刑德小游」占辞与漢軍討伐陳豨之役」（『中国出土資料研究』第二〇号、二〇一六年七月）参照）。

（18）拙稿「馬王堆漢墓帛書『刑德』篇の刑德小遊と上朔」（近日掲載予定）。

（19）甘肅省文物考古研究所編『天水放馬灘秦簡』（中華書局、二〇〇九年）、武漢大學簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編、陳偉主編『秦簡牘合集』四（武漢大學出版社、二〇一五年）、武漢大學簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編、李天虹・劉國勝等撰著『秦簡牘合集 積文註釋（修訂本）』四（武漢大學出版社、二〇一六年）。

（20）海老根量介氏によると、睡虎地秦簡の日書の書写年代は秦の六国統一前、放馬灘秦簡「日書」の書写年代は統一秦のものである（海老根量介「放馬灘秦簡鈔写年代蠡測」（武漢大學簡帛研究中心主辦『簡帛』第七輯、上海古籍出版社、二〇一二年）、海老根量介「批評と紹介」孫占宇著『天水放馬灘秦簡集積』（『東洋學報』第九五卷第四号、二〇一四年三月）、海老根量介「盜者」篇からみた「日書」の流通過程試論」（『東方學』一二八輯、二〇一四年七月）参照）。

（21）注（17）（20）参照。

（22）中国文物研究所編『尹湾漢墓簡牘』（中華書局、一九九七年）、劉樂賢「尹湾漢墓出土數術文獻初探」（連雲港市博物館・中国文物研究所編『尹湾漢墓簡牘綜論』所収、科学出版社、一九九九年）、工藤元男『占いと中国古代の社会―発掘された古文獻が語る』（東方書店、二〇一一年）。

（23）注（22） 劉樂賢前掲論文参照。

（24）注（22） 劉樂賢前掲論文参照。

（25）注（22） 工藤元男前掲書。

（26）注（5） 北京大學出土文獻研究所編前掲書。

（27）注（10） 裘錫圭主編前掲書。

参考文献

日本語文献（五十音順）

- 浅野祐一『竹簡が語る古代中国思想 上博楚簡研究』一（汲古書院、二〇〇五年）
- 阿部吉雄『老子・荘子上』（明治書院、一九六六年）
- 池田知久「淮南子の成立―史記と漢書の検討―」（『東方学』五九号、一九八〇年）
- 池田知久「淮南子」の成立―「史記」と「漢書」とによる検討―（『岐阜大学教育学部研究報告』人文科学二八号、一九八〇年）
- 池田知久『淮南子―知の百科』（講談社、一九八九年）
- 池田知久『訳注「淮南子」』（講談社、二〇一二年）
- 池田知久『荘子上・下 全訳注』（講談社、二〇一四年）
- 池田知久『荘子 全現代語訳』上下（講談社、二〇一七年）
- 井波律子『完訳論語』（岩波書店、二〇一六年）
- 海老根量介「放馬灘秦簡鈔写年代蠡測」（武漢大学簡帛研究中心主辦『簡帛』第七輯、上海古籍出版社、二〇一二年）
- 海老根量介「（批評と紹介）孫占宇著『天水放馬灘秦簡集釈』（『東洋学報』第九五卷第四号、二〇一四年三月）
- 海老根量介「盗者」篇からみた「日書」の流通過程試論（『東方学』一二八輯、二〇一四年七月）
- 遠藤哲夫・市川安司著『荘子下』（明治書院、一九六七年）
- 遠藤哲夫『管子』上・中・下（明治書院、一九八九・一九九一・一九九二年）
- 大形徹「『鶡冠子』の成立」（『大阪府立大学紀要（人文・社会科学）』三十一、一九八三年）
- 大野峻『国語』上・下（明治書院、一九七五・一九七八年）
- 小倉芳彦『春秋左氏伝』上・中・下（岩波書店、一九八八・一九八九年）
- 小野沢精一著『韓非子』（明德出版社、一九六八年）
- カールグレン原著・小野忍訳『左伝真偽考』（文教堂書店、一九三九年）

- 金谷治著『管子の研究 中国古代思想史の一面』（岩波書店、一九八七年）
- 金谷治『韓非子』一・二・三・四（岩波書店、一九九四年）
- 鎌田正著『左伝の成立と其の展開』（大修館書店、一九六三年）
- 鎌田正著『春秋左氏伝』一・二・三・四（明治書院、一九七一・一九七四・一九七七・一九八一年）
- 木村英一『法家思想の研究』（弘文堂書房、一九四四年）
- 木村英一訳・注『論語』（講談社、一九七五年）
- 楠山春樹『淮南子』上（明治書院、一九七九年）
- 楠山春樹『呂氏春秋』上中下（明治書院、一九九六・一九九七・一九九八年）
- 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（創文社、一九九八年）参照
- 工藤元男『占いと中国古代の社会―発掘された古文獻が語る』（東方書店、二〇一二年）
- 末永高康『帛書『刑徳』小考』（坂出祥伸先生退休記念論集刊行会編『中国思想における身体・自然・信仰 坂出祥伸先生退休記念論集』（東方書店、二〇〇四年）
- 末永高康『『香港中文大学文物館藏簡牘』干支表篇（『文帝十二年質日』）の復元』（『中国研究集刊』五八号、二〇一四年）
- 末永高康『刑徳小遊についての覚え書き』（出土資料と漢字文化研究会『出土文獻と秦楚文化』第八号（日本女子大学文学部谷中信一研究室、二〇一五年）
- 高村武幸『肩水金關を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡』（『東洋学報』第九十九卷第三号、二〇一七年）
- 竹内照夫著『韓非子』上・下（明治書院、一九六〇・一九六四年）
- 竹内照夫著『春秋左氏伝』上・中・下（集英社、一九七四・一九七五年）
- 竹内理三・滝沢武雄編『史籍解題辞典』（東京堂出版社、一九八六年）
- 武田時昌『刑徳遊行の占術理論』（『日本中国学会報』第六三輯、二〇一二年）
- 武田時昌『術数学の思考―交叉する科学と占術』（臨川書店、二〇一八年）
- 中国出土資料学会編『地下からの贈り物―新出土資料が語るいにしへの中国』（東方書店、二〇一四年）
- 津田左右吉『論語と孔子の思想』（岩波書店、一九四六年）

- 津田左右吉著『津田左右吉全集』第十四卷（岩波書店、一九六四年）
- 戸川芳郎・木山英雄・沢谷昭次・飯倉照平『淮南子・説苑（抄）』（平凡社、一九七四年）
- 中村璋八『五行大義』（明德出版社、一九七三年）
- 中村璋八・藤井友子『五行大義全釈』上卷（明治書院、一九八六年）
- 中村璋八・古藤友子『五行大義』上卷（明治書院、一九九八年）
- 名和敏光「馬王堆漢墓帛書関係文献目録」（出土資料と漢字文化研究会『出土文献と秦楚文化』第四号（日本女子大学文学部谷中信一研究室、二〇〇九年）
- 萩庭勇著『尉繚子』（明德出版社、一九九四年）
- 平岡武夫著『論語』（集英社、一九八〇年）
- 吹野安・石本道明著『論語』一（明德出版社、一九九九年）
- 福永光司著『莊子』外・雜篇（朝日新聞社、一九六七年）
- 福永光司『莊子』外篇（朝日新聞社、一九九六年）
- 森三樹三郎『莊子』I II（中央公論新社、二〇〇一年）
- 谷中信一「上海博楚簡『魯邦大旱』訳注」（西山尚志・小寺敦・谷中信一『出土文献と秦楚文化』創刊號、二〇〇四年三月）
- 谷中信一「上博簡『魯邦大旱』の思想とその成立―「刑徳」説を中心に―」（『中国出土資料研究』第九號、二〇〇五年三月）。
- 藪内清『中国の天文曆法』（平凡社、一九六九年）、陳遵媯『中国天文学史』（上海人民出版社、二〇〇六年）。
- 湯浅邦弘著『中国古代軍事思想史の研究』（研文出版社、一九九九年）
- 好並隆司『商君書研究』（溪水社、一九九二年）
- 好並隆司『商君書研究』（溪水社、一九九二年）
- 吉本道雅「左伝成書考」（『立命館東洋史学』二十五号、二〇〇二年）

中国語文献（五十音順）

- 殷会芳「《黄帝四经》中「刑德」思想对「道」的取法」《湖州師範學院學報》二〇一四年三期)
- 汪荣「漢代官吏的經学化及其經学刑德觀的形成」《重慶師範大學學報(哲学社会科学版)》二〇一四年三期)
- 王先慎撰·鍾哲点校『韓非子集解』(中華書局、二〇一七年)
- 鄔可晶「讀馬王堆帛書《刑德》·《陰陽五行》·《天文氣象雜占》瑣記」(中國文化遺產研究院編『出土文獻研究』第十五輯(中西書局、二〇一六年)
- 曾憲通「居延漢簡研究二題」(中國社會科學院簡帛研究中心『簡帛研究』第二輯(法律出版社、一九九六年)
- 郭慶藩『莊子集積』(中華書局、一九六一年)
- 閔健瑛「儒家德刑觀及其現代價值」《求是學刊》一九九八年二期)
- 甘肅簡牘保護研究中心·甘肅省文物考古研究所·甘肅省博物館·中國文化遺產研究院古文獻研究室·中國社會科學院簡帛研究中心編『肩水金關漢簡』二上卷·中卷·下卷(中西書局、二〇一二年)
- 甘肅省博物館「武威磨咀子三座漢墓發掘簡報」《文物》一九七二年第二期)
- 甘肅省文物考古研究所編『天水放馬灘秦簡』(中華書局、二〇〇九年)
- 甘肅省文物考古研究所·甘肅省博物館·中國文物研究所·中國社會科學院歷史研究所編『居延新簡·甲渠候官』上卷·下卷(中華書局、一九九四年)
- 許建良「《黃帝四經》「刑德相養」思想探析」(東南大學學報(哲学社会科学版)二〇〇七年二期)
- 許建良「韓非的「刑德」世界圖式」《蘇州科技學院學報(社会科学版)》二〇〇七年四期)
- 裘錫圭主編『長沙馬王堆漢墓簡帛集成』一·二·四·五·六(中華書局、二〇一四年)
- 銀雀山漢墓竹簡整理小組編『銀雀山漢墓竹簡』二(文物出版社、二〇一〇年)
- 黃懷信撰『鶡冠子校注』(中華書局、二〇一四年)
- 黃儒宣「馬王堆帛書《上朔》綜論」《文史》二〇一七年第二期)
- 黃文傑「馬王堆帛書《刑德》乙本文字積讀商榷」(中山大學學報(社会科学版)一九九七年第三期)

- 古健青編『中国方術大辞典』（中山大学出版社，一九九一年）
- 吳九龍『銀雀山漢簡積文』（文物出版社，一九八五年）
- 吳紹烈·徐光烈等『國語』（上海古籍出版社，一九九八年）
- 湖北省荆州市周梁玉橋遺迹博物館編『閔沮秦漢墓簡牘』（中華書局，二〇〇一年）
- 湖北省文物考古研究所·隨州市考古隊編『隨州孔家坡漢墓簡牘』（文物出版社，二〇〇六年）
- 胡文輝『中国早期方術与文獻叢考』（中山大学出版，二〇〇〇年）
- 十三經注疏整理委員會『論語注疏』（北京大学，二〇〇〇年）
- 十三經注疏整理委員會『春秋左傳正義』（北京大学，二〇〇〇年）
- 焦竑撰『尉繚子直解』（台灣商務印書館，一九八一年）
- 蕭吉著·錢杭点校『五行大義』（上海書店出版社，二〇〇一年）
- 饒宗頤「馬王堆《刑德》乙本九宮圖諸神祇——兼論出土文獻中的顛頊与攝提」（『江漢考古』一九九三年第一期）
- 饒宗頤「秦簡中的五行說與納音說」（『古文字研究』第十四輯（中華書局，一九八六年））
- 常佩雨「從上博簡《魯邦大旱》看孔子的刑德觀与宗教觀」（『鄭州大學學報（哲學社会科学版）』二〇〇五年四期）
- 徐文武「論《黃帝帛書》的刑德思想」（『河南社会科学』二〇〇五年四期）
- 蔣礼鴻撰『商君書錐指』（中華書局，二〇一七年）
- 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社，二〇〇一年）
- 錢遜「先秦儒法關於德刑關係的爭論」（『清華大學學報（哲学社会科学版）』一九八六年一期）
- 曹勝高「陰陽刑德与秦漢秩序認知的形成」（『古代文明』二〇一七年二期）
- 中国文物研究所編『尹灣漢墓簡牘』（中華書局，一九九七年）
- 張開誠「孔子「德刑」之辨探微」（『蘇州鐵道師範學院學報（社会科学版）』二〇〇一年一期）
- 張覺『吳越春秋校證注疏』（知識產權出版社，二〇一四年）
- 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』（文物出版社，二〇〇一年）
- 張仁璽·鄒穎「從「刑德二柄」到「霸王道雜之」——秦漢統治思想的嬗變」（『臨沂師範學院學報』二〇〇五年四期）

張增田「《黃老帛書》之刑德關係諸說辨」〔管子學刊〕二〇〇二年三期

張培瑜『三千五百年曆日天象』（大象出版社、一九九七年）

張培瑜・張健「馬王堆漢墓帛書刑德篇与干支紀年」（台北：中國文化大學文學院『華岡文學報』二〇〇二年第二十五期）

陳偉武「簡帛兵學文獻軍術考述」（饒宗頤主編『華學』第一期）、中山大學出版社、一九九五年）

陳奇猷校釈『呂氏春秋校釈』（學林出版社、一九八四年）

陳炫璋「馬王堆帛書《刑德》甲・乙本的撰抄年代補議」〔中國文字』新三十四期、芸文印書館、二〇〇九年）

陳松長「帛書《刑德》略説」〔簡帛研究』一（法律出版社、一九九三年十月）、後に陳松長『簡帛研究文藁』（綫裝書局、二〇〇八年）に収められる

陳松長編著『馬王堆帛書芸術』（上海書店、一九九六年）

陳松長「帛書《刑德》乙本釈文訂補」（甘肅文物考古研究所・西北師範大學歷史系編『簡牘學研究』第二輯（甘肅人民出版社、一九九八年）、後に陳松長『簡帛研究文稿』（綫裝書局、二〇〇八年）に収められる

陳松長「帛書《刑德》丙篇試探」〔簡帛研究』三、法律出版社、一九九八年一二月）、後に陳松長『簡帛研究文藁』（綫裝書局、二〇〇八年十月）に収められる

陳松長「馬王堆帛書《刑德》甲・乙本的比較研究」〔文物二〇〇〇・三』文物出版社、二〇〇〇年三月）。後に陳松長『簡帛研究文藁』（綫裝書局、二〇〇八年）に収められる

陳松長「試論帛書《刑德》甲・乙本的撰抄年代」〔國際儒學研究』十一、二〇〇一年）、後に『簡帛研究彙刊一第一屆簡帛學術討論會論文集』（中國文化大學史學系等、二〇〇三年）、陳松長『簡帛研究文藁』（綫裝書局、二〇〇八年）に収められる

丁原植主編・陳松長著『馬王堆帛書《刑德》研究論稿』（台灣古籍有限公司、二〇〇一年）

程少軒「肩水金闕漢簡「元始六年（居撰六年）曆日」復原」（清華大學出土文獻研究與保護中心編『出土文獻』第五輯、中西書局、二〇一四年）

程少軒「月氣刑德新証」（陳致主編『饒宗頤國學院院刊』第三期（中華書局（香港）有限公司、二〇一六年）

程少軒「馬王堆帛書「馬王堆帛書《刑德》甲篇「刑德小游」占辭与漢軍討伐陳豨之役」〔中國出土資料研究』第二〇號、二〇一六年七月）

程少軒「馬王堆帛書《刑德》・《陰陽五行》諸篇曆法研究——以《陰陽五行》乙篇為中心」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』第八七本、二

〇一六年)

- 鄭文宝「孔子德刑觀的審視與解讀」(《倫理學研究》二〇一五年三期)
- 傅舉有·陳松長編著『馬王堆漢墓文物』(湖南出版社,一九九二年)
- 陶磊『《淮南子·天文》研究—從數術史的角度』(齊魯書社,二〇〇三年)
- 陶磊「馬王堆帛書『刑德』甲·乙本的初步研究」(《簡帛研究二〇〇四》(廣西師範大學出版社,二〇〇六年)
- 範松仁「中國古代「德刑之辯」的歷史探究和現代啓示」(《宜春學院學報》二〇〇四年五期)
- 武漢大學簡帛研究中心·湖北省博物館·湖北省文物考古研究所編,陳偉主編『秦簡牘合集』一(上中下)·三·四(武漢大學出版社,二〇一四年·二〇一五年)
- 武漢大學簡帛研究中心·湖北省博物館·湖北省文物考古研究所編,陳偉主編·李天虹·劉國勝等撰著『秦簡牘合集 積文注釋(修訂本)』一·二·三·四(武漢大學出版社,二〇一六年)
- 北京大學出土文獻研究所編『北京大學藏西漢竹書』五(上海古籍出版社,二〇一四年)
- 方詩銘·方小芬編著『中國史曆日和中西曆日對照表』(上海辭書出版社,一九八七年)
- 馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書』二(上海古籍出版社,二〇〇二年)
- 馬靜「《黃帝四經》的刑德體系探究」(《文化學刊》二〇一八年七期)
- 馬斗成「《管子》「刑·德」思想述論」(《管子學刊》二〇〇四年四期)
- Marc Kalinowski「馬王堆帛書《刑德》試探」(饒宗頤主編『華學』(第一期)、中山大學出版社,一九九五年)
- 楊建華「論先秦德刑合一的政治觀」(《浙江學刊》一九九二年六期)
- 李學勤「馬王堆帛書《刑德》中的軍吏」(中國社會科學院簡帛研究中心『簡帛研究』第二輯(法律出版社,一九九六年)
- 李德嘉「「德主刑輔」說的學說史考察」(《政法論叢》二〇一八年二期)
- 劉樂賢『睡虎地秦簡日書研究』(天津出版社,一九九四年) 參照)
- 劉樂賢「尹灣漢墓出土數術文獻初探」(連雲港市博物館·中國文物研究所編『尹灣漢墓簡牘綜論』(科學出版社,一九九九年)
- 劉樂賢『簡帛數術文獻探論(增訂版)』(中國人民大學出版社,二〇一二年)
- 劉曉臻「『吳越春秋』中的占卜方式及特點」(《溫州大學學報(社會科學版)》二〇〇九年第一期)

- 劉国忠「馬王堆帛書《刑德》乙篇再探」(朱曉海主編『新古典主義』(台灣學生書局、二〇〇一年))
- 劉紹剛·鄭同州「日照海曲簡『漢武帝後元二年視日』研究」(中國文化遺產研究院編『出土文獻研究』第九輯、中華書局、二〇一〇年)
- 劉文典撰·馮逸·喬華点校『淮南鴻烈集解』(中華書局、一九八九年)
- 李零『中國方術正考』(中華書局、二〇〇六年)
- 李零「中國方術統考」(中華書局、二〇〇六年)
- 黎翔鳳撰·梁運華整理『管子校注』(中華書局、二〇〇四年)